

「さすガねっと」サービス改定に伴う約款変更に関するお知らせ

大阪ガスのインターネット「さすガねっと」をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当社は、2025年2月4日付で「さすガねっと」の契約約款等を一部変更します。

記

1. 主な変更内容

(1) さすガねっと 各プラン名称の改定

下表の通り、さすガねっと 各プランの名称を改定します。

| 改定前（2025年2月3日以前） | 改定後（2025年2月4日以降） |
|------------------|------------------|
| めちゃはやプラン | Sプラン |
| はやとくプラン | Nプラン |
| とくとくプラン | Jプラン |

※改定後、当社が発行する通知物の一部に、改定前のプラン名称が表示される場合があります。

(2) さすガねっと Nプラン 10G コースの新設

2025年2月4日よりさすガねっと Nプラン 10G コースを新設します。また、それに伴い従来のはやとくプランはNプラン 1G コースに名称を変更します。

【さすガねっと Nプラン 10G コース】

・基本月額料金、スタート割、契約解除料

(税込)

| 型 | タイプ | 利用料金 | スタート割 割引額・期間 | 最初の契約期 間内に解除等 された場合の 契約解除料 | 最初の契約期 間の更新後以 降に解除等さ れた場合の契 約解除料 |
|--------|-----------------------|--------|-----------------|-------------------------------------|--|
| 2年定期契約 | ファミリータイプ/ マンションタイプ | 7,260円 | 3,850円・6か月 | 5,610円 | 6,930円 |

※当社が貸与する10ギガ対応ルーターの利用料金は基本月額料金に含まれます。

※その他の契約条件については、さすガねっとNプランに関する契約約款または利用規約をご参照ください。

(3) ガスセット割の名称及び適用条件の変更

下表の通り、名称及び適用条件を変更します。

| | 改定前（2025年2月3日以前） | 改定後（2025年2月4日以降） |
|----|------------------|------------------|
| 名称 | ガスセット割 | セット割 |

| | | |
|------|---|---|
| 適用条件 | 同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結し、その供給を開始している場合、契約者からのガスセット割の申込みに基づき、ガスセット割を適用。 | 次の条件のいずれかを満たす場合、契約者からのセット割の申込みに基づき、セット割を適用。 ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者と、ガスの使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者と、電気の使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 |
|------|---|---|

- (4) 「固定電話サービス提供事業者間における双方向番号ポータビリティ」受付開始に伴う修正
これまで、東日本電信電話株式会社と西日本電信電話株式会社が払い出した固定電話番号（ひかり電話専用番号帯^(※1)を除く）をそれ以外の固定電話サービス提供事業者へ番号ポータビリティを行うことが可能でしたが、各固定電話サービス提供事業者が払い出した固定電話番号^(※2)やひかり電話専用番号帯をご利用のお客さまも現在ご利用中の番号のまま事業者を選択できるようになります。
- さすガねっと各プランにおける電話サービスにおいて、「固定電話サービス提供事業者間における双方向番号ポータビリティ」を受付開始することに伴い、約款を改定します。

※1 ひかり電話専用番号帯・・・ひかり電話新規お申込み時に新たに取得した電話番号

※2 0AB-J 番号（大阪では 06 などから始まる電話番号）が対象

- (5) その他一部表現の微細な修正

2. 改定対象約款

(1) さすガねっと S プラン

- ・ さすガねっと S プラン各種サービス会員規約本則
- ・ さすガねっと S プラン契約約款
- ・ さすガねっと S プラン利用料割引等に関する規約
- ・ さすガねっと S プラン標準工事及び回線撤去工事規約
- ・ さすガねっと S プラン追加工事規約
- ・ さすガねっと S プラン リモートサポートに関する利用規約
- ・ NURO 光 でんわ契約及びひかり TV for NURO 契約に基づく債権に関する特約

(2) さすガねっと N プラン

- ・ さすガねっと N プラン契約約款

- さすがねっと N プラン利用料割引等に関する規約
- さすがねっと N プラン Wi-Fi ルーターレンタル利用約款
- さすがねっと N プラン リモートサポート利用規約
- さすがねっと ひかり電話利用規約
- さすがねっとテレビ 伝送サービス利用規約

(3) さすがねっと J プラン

- さすがねっと J プラン契約約款
- さすがねっと J プラン料金表
- さすがねっと J プラン別記
- さすがねっと J プラン別表
- さすがねっと J プラン反社会的勢力の排除
- J:COM PHONE プラス for さすがねっと契約約款
- J:COM PHONE プラス for さすがねっと料金表
- J:COM PHONE プラス for さすがねっと別表
- J:COM TV for さすがねっと契約約款
- J:COM TV for さすがねっと料金表
- J:COM TV for さすがねっと別記
- さすがねっと J プラン定期契約規約
- さすがねっと J プラン利用料割引等に関する規約

3. 新約款の適用日

2025年2月4日（火）

4. 主な改定内容（新旧対照表）

別紙1を参照

契約約款及び重要事項説明書の詳細は、さすがねっとホームページをご確認ください。

[電気通信サービスに関する契約約款・重要事項説明書 一覧-さすがねっと/大阪ガス \(osakagas.co.jp\)](https://osakagas.co.jp)

以上

主な改定内容（新旧対照表）

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p data-bbox="188 247 1066 327">さすガねっと めちやほや プラン各種サービス会員規約本則 大阪ガス株式会社</p> <p data-bbox="141 375 1066 486">大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます）は、さすガねっと めちやほや プラン各種サービス会員規約本則（以下「本則」といいます）を、以下の通り定めます。</p> <p data-bbox="141 534 286 566">第1章総則</p> <p data-bbox="141 582 349 614">第1条 （定義）</p> <p data-bbox="179 630 721 662">本則における用語を以下の通り定義します。</p> <ol data-bbox="201 678 1066 1377" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="201 678 1066 790">(1) 「さすガねっと めちやほや プラン各種サービス」とは、当社が提供するさすガねっと めちやほや プラン及びその関連する各種サービスをいいます。 <li data-bbox="201 805 1066 917">(2) 「会員」とは、当社が定める手続に従いさすガねっと めちやほや プラン各種サービスの全部又は一部を利用する資格を持つ個人をいいます。 <li data-bbox="201 933 1066 1085">(3) 「個別規定」とは、さすガねっと めちやほや プラン各種サービスの利用に関して、当社が別途定める規定をいいます。なお、個別規定には、当社が随時通知又は Web サイト上に掲示する条件を含むものとします。 <li data-bbox="201 1101 952 1133">(4) 「本規約」とは、本則及び個別規定を総称していいます。 <li data-bbox="201 1149 1066 1252">(5) 「接続サービス」とは、当社が「さすガねっと めちやほや プラン」ブランドにて提供するインターネット接続サービスをいいます。 <li data-bbox="201 1268 1066 1332">(6) 「当社サービス」とは、さすガねっと めちやほや プラン各種サービスを含む、当社が提供するサービスの総称をいいます。 <li data-bbox="201 1348 1066 1377">(7) 「ID 等」とは、さすガねっと めちやほや プラン各種サービスを利 | <p data-bbox="1240 247 2056 327">さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス会員規約本則 大阪ガス株式会社</p> <p data-bbox="1131 375 2056 486">大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます）は、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス会員規約本則（以下「本則」といいます）を、以下の通り定めます。</p> <p data-bbox="1131 534 1276 566">第1章総則</p> <p data-bbox="1131 582 1339 614">第1条 （定義）</p> <p data-bbox="1169 630 1711 662">本則における用語を以下の通り定義します。</p> <ol data-bbox="1191 678 2056 1377" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1191 678 2056 750">(1) 「さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス」とは、当社が提供するさすガねっと <u>S</u> プラン及びその関連する各種サービスをいいます。 <li data-bbox="1191 805 2056 917">(2) 「会員」とは、当社が定める手続に従いさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスの全部又は一部を利用する資格を持つ個人をいいます。 <li data-bbox="1191 933 2056 1085">(3) 「個別規定」とは、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスの利用に関して、当社が別途定める規定をいいます。なお、個別規定には、当社が随時通知又は Web サイト上に掲示する条件を含むものとします。 <li data-bbox="1191 1101 1942 1133">(4) 「本規約」とは、本則及び個別規定を総称していいます。 <li data-bbox="1191 1149 2056 1212">(5) 「接続サービス」とは、当社が「さすガねっと <u>S</u> プラン」ブランドにて提供するインターネット接続サービスをいいます。 <li data-bbox="1191 1268 2056 1332">(6) 「当社サービス」とは、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスを含む、当社が提供するサービスの総称をいいます。 <li data-bbox="1191 1348 2056 1377">(7) 「ID 等」とは、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスを利用するた |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>用するために当社が会員に対して付与する記号又は番号をいいます。</p> <p>(8)「他者提供サービス」とは、当社が付与する ID 等を用いて利用する、当社が指定する他者が提供する無償又は有償のサービスをいいます。</p> <p>(9)「会員情報」とは、さすガねっと めちやはや プラン各種サービスに関して会員が当社に対して提供する、氏名、住所、生年月日、カード番号等の、会員を認識若しくは特定できる情報をいいます。</p> <p>(10)「履歴情報」とは、当社に記録される会員によるさすガねっと めちやはや プラン各種サービスの利用履歴をいいます。</p> | <p>めに当社が会員に対して付与する記号又は番号をいいます。</p> <p>(8)「他者提供サービス」とは、当社が付与する ID 等を用いて利用する、当社が指定する他者が提供する無償又は有償のサービスをいいます。</p> <p>(9)「会員情報」とは、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスに関して会員が当社に対して提供する、氏名、住所、生年月日、カード番号等の、会員を認識若しくは特定できる情報をいいます。</p> <p>(10)「履歴情報」とは、当社に記録される会員によるさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスの利用履歴をいいます。</p> |
| <p>第2条 (本規約の適用及び変更)</p> <p>1. 本則は、全てのさすガねっと めちやはや プラン各種サービス及び他者提供サービスの利用に関し適用されるものとします。また、個別規定は、該当するさすガねっと めちやはや プラン各種サービスの利用に関し適用されるものとします。</p> <p>2. さすガねっと めちやはや プラン各種サービス及び他者提供サービスに関し、本則に定める内容と個別規定又は他者提供サービスに関する規定に定める内容が異なる場合には、別途当社が明示的に定める場合を除き、個別規定又は他者提供サービスに関する規定に定める内容が優先して適用されるものとします。</p> <p>3. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約を変更できるものとします。</p> | <p>第2条 (本規約の適用及び変更)</p> <p>1. 本則は、全てのさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス及び他者提供サービスの利用に関し適用されるものとします。また、個別規定は、該当するさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスの利用に関し適用されるものとします。</p> <p>2. さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス及び他者提供サービスに関し、本則に定める内容と個別規定又は他者提供サービスに関する規定に定める内容が異なる場合には、別途当社が明示的に定める場合を除き、個別規定又は他者提供サービスに関する規定に定める内容が優先して適用されるものとします。</p> <p>3. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約を変更できるものとします。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>第2章 申込・退会</p> <p>第3条 (利用申込)</p> <p>1. さすがねっと めっちゃはや プラン各種サービスの利用希望者は、本則及び該当する個別規定を承認した上で、さすがねっと めっちゃはや プラン各種サービスごとに当社が別途指定する手続きに従ってさすがねっと めっちゃはや プラン各種サービスの利用を申込みものとし、当社がこれを承諾し、当該手続きが完了した時点で該当するさすがねっと めっちゃはや プラン各種サービスの利用契約が成立して利用資格を得、会員となるものとします。</p> <p>2. 他者提供サービスの利用希望者は、本則及び該当する他者提供サービスに関する規定を承認した上で、当該他者が別途指定する手続きに従って当該他者提供サービスの利用を申込みものとします。なお、他者提供サービスの利用資格を得た会員は、他者提供サービスに関する利用契約が当該他者との間で成立することをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>3. 既に会員である方が、利用資格を得ていない他者提供サービスの利用を新たに希望される場合、契約中のさすがねっと めっちゃはや プラン各種サービスに付帯可能な他者提供サービスである場合に限り、新たに入会手続きを経ることなく、当社が別途定める他者提供サービスの利用申込手続きを経て、当社及び他者提供サービスの提供者が承認することにより、かかる他者提供サービスの利用が開始できるものとします。利用資格を得ていないさすがねっと めっちゃはや プラン各種サービスの利用を新たに希望される場合は、新たに入会手続きを行うものとします。</p> <p>4. 成年被後見人、被保佐人又は被補助人であるさすがねっと めっちゃはや プラン各種サービス又は他者提供サービスの利用希望者は、成年後見人、保佐人又は補助人、その他の法定代理人から事前に同意を得た上</p> | <p>第2章 申込・退会</p> <p>第3条 (利用申込)</p> <p>1. さすがねっと <u>S</u> プラン各種サービスの利用希望者は、本則及び該当する個別規定を承認した上で、さすがねっと <u>S</u> プラン各種サービスごとに当社が別途指定する手続きに従ってさすがねっと <u>S</u> プラン各種サービスの利用を申込みものとし、当社がこれを承諾し、当該手続きが完了した時点で該当するさすがねっと <u>S</u> プラン各種サービスの利用契約が成立して利用資格を得、会員となるものとします。</p> <p>2. 他者提供サービスの利用希望者は、本則及び該当する他者提供サービスに関する規定を承認した上で、当該他者が別途指定する手続きに従って当該他者提供サービスの利用を申込みものとします。なお、他者提供サービスの利用資格を得た会員は、他者提供サービスに関する利用契約が当該他者との間で成立することをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>3. 既に会員である方が、利用資格を得ていない他者提供サービスの利用を新たに希望される場合、契約中のさすがねっと <u>S</u> プラン各種サービスに付帯可能な他者提供サービスである場合に限り、新たに入会手続きを経ることなく、当社が別途定める他者提供サービスの利用申込手続きを経て、当社及び他者提供サービスの提供者が承認することにより、かかる他者提供サービスの利用が開始できるものとします。利用資格を得ていないさすがねっと <u>S</u> プラン各種サービスの利用を新たに希望される場合は、新たに入会手続きを行うものとします。</p> <p>4. 成年被後見人、被保佐人又は被補助人であるさすがねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスの利用希望者は、成年後見人、保佐人又は補助人、その他の法定代理人から事前に同意を得た上で前三項</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>で前三項に述べる手続に従って、さすガねっとめっちゃはやプラン各種サービス又は他者提供サービスの利用を申込みものとします。</p> <p>5. 本条に定める申込みについて、さすガねっとめっちゃはやプラン各種サービス又は他者提供サービスの利用希望者が以下のいずれかに該当し、又は該当するおそれが高いと当社が判断した場合、当社はその申込みを承諾しない場合があります。</p> <p>(1) 利用申込にあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れ又は入力漏れがあった場合。</p> <p>(2) 利用申込にあたり、さすガねっとめっちゃはやプラン各種サービス又は他者提供サービスの利用希望者が指定したクレジットカード又は指定口座について、クレジットカード会社、収納代行会社又は金融機関等により利用停止処分等を受けている場合。</p> <p>(3) 過去に、当社サービス又は他者提供サービスの利用資格の停止又は失効を受けた場合。</p> <p>(4) 過去に、当社サービス又は他者提供サービスの利用に際し、料金の未納、滞納又は不当にその支払いを免れる行為をした場合。</p> <p>(5) 利用申込者が、未成年である場合。</p> <p>(6) 利用申込者が、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申込みの際に自らの成年後見人、保佐人又は補助人の同意を得ていない場合。</p> <p>(7) 不適切又は不正な申込み等、さすガねっとめっちゃはやプラン各種サービス又は他者提供サービスを利用する意思のない申込みであると当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(8) その他、業務の遂行上又は技術上、支障を来すと、当社が合理的に判断した場合。</p> | <p>に述べる手続に従って、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスの利用を申込みものとします。</p> <p>5. 本条に定める申込みについて、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスの利用希望者が以下のいずれかに該当し、又は該当するおそれが高いと当社が判断した場合、当社はその申込みを承諾しない場合があります。</p> <p>(1) 利用申込にあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れ又は入力漏れがあった場合。</p> <p>(2) 利用申込にあたり、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスの利用希望者が指定したクレジットカード又は指定口座について、クレジットカード会社、収納代行会社又は金融機関等により利用停止処分等を受けている場合。</p> <p>(3) 過去に、当社サービス又は他者提供サービスの利用資格の停止又は失効を受けた場合。</p> <p>(4) 過去に、当社サービス又は他者提供サービスの利用に際し、料金の未納、滞納又は不当にその支払いを免れる行為をした場合。</p> <p>(5) 利用申込者が、未成年である場合。</p> <p>(6) 利用申込者が、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、申込みの際に自らの成年後見人、保佐人又は補助人の同意を得ていない場合。</p> <p>(7) 不適切又は不正な申込み等、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスを利用する意思のない申込みであると当社が合理的に判断した場合。</p> <p>(8) その他、業務の遂行上又は技術上、支障を来すと、当社が合理的に判断した場合。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第4条 (解約・退会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. さすがねっとめっちゃはやプラン各種サービスを利用する会員が、当社所定の手続に従って、当該さすがねっとめっちゃはやプラン各種サービスの終了を申し入れた場合、別途当社が定める日をもって、当該さすがねっとめっちゃはやプラン各種サービスを利用する会員と当社との間の当該さすがねっとめっちゃはやプラン各種サービスに関する利用契約は解約され、当該さすがねっとめっちゃはやプラン各種サービスの提供は終了するものとします。なお、この場合、個別規定に規定されている場合を除き、料金の日割りによる計算は行いません。 2. 他者提供サービスを利用する会員は、当社又は当該他者所定の手続に従って、当該他者提供サービスに関する利用契約を解約するものとします。 3. 前二項に従い、さすがねっとめっちゃはやプラン各種サービス又は他者提供サービスに関する利用契約が終了した場合、当該さすがねっとめっちゃはやプラン各種サービス又は当該他者提供サービスを利用する会員は、当該さすがねっとめっちゃはやプラン各種サービス又は当該他者提供サービスの提供が終了する日までに発生する当社又は当社が指定する他者に対する債務の全額を、当社の指示に従い支払うものとします。なお、当社は、さすがねっとめっちゃはやプラン各種サービス又は他者提供サービスに関する利用契約が終了した場合であっても、既に支払われた料金等を、当該会員に対して払い戻す義務を負わないものとします。 | <p>第4条 (解約・退会)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. さすがねっと <u>S</u>プラン各種サービスを利用する会員が、当社所定の手続に従って、当該さすがねっと <u>S</u>プラン各種サービスの終了を申し入れた場合、別途当社が定める日をもって、当該さすがねっと <u>S</u>プラン各種サービスを利用する会員と当社との間の当該さすがねっと <u>S</u>プラン各種サービスに関する利用契約は解約され、当該さすがねっと <u>S</u>プラン各種サービスの提供は終了するものとします。なお、この場合、個別規定に規定されている場合を除き、料金の日割りによる計算は行いません。 2. 他者提供サービスを利用する会員は、当社又は当該他者所定の手続に従って、当該他者提供サービスに関する利用契約を解約するものとします。 3. 前二項に従い、さすがねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスに関する利用契約が終了した場合、当該さすがねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は当該他者提供サービスを利用する会員は、当該さすがねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は当該他者提供サービスの提供が終了する日までに発生する当社又は当社が指定する他者に対する債務の全額を、当社の指示に従い支払うものとします。なお、当社は、さすがねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスに関する利用契約が終了した場合であっても、既に支払われた料金等を、当該会員に対して払い戻す義務を負わないものとします。 |
| <p>第5条 (さすがねっとめっちゃはやプラン各種サービス利用資格の停止及び失効)</p> | <p>第5条 (さすがねっと <u>S</u>プラン各種サービス利用資格の停止及び失効)</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>1. 会員が以下の各号の一に該当し、又は該当するおそれが高いと当社が判断した場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員のさすがねっとめっちゃはやプラン各種サービス及び他者提供サービスの利用資格の全部若しくは一部を停止する又は失効させることができるものとします。</p> <p>(1) 会員が第3条（利用申込）第5項各号に該当した場合。</p> <p>(2) 会員が第16条（禁止事項）第1項各号に定める禁止行為を行った場合。</p> <p>(3) 会員により、さすがねっとめっちゃはやプラン各種サービス又は他者提供サービスに関する料金等の支払債務の履行遅延又は不履行があり、相当な期間を定めた催告をしてもなお是正されない場合。</p> <p>(4) 支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の各申立て若しくは特別清算開始の申立てがあった場合。</p> <p>(5) 会員が本則又は該当する個別規定に違反した場合。</p> <p>(6) 会員が、当社のお問い合わせ窓口等に長時間の架電を行う、同様の問い合わせを過度に繰り返し行う、不当な義務若しくは要求等を強要する、又は嫌がらせを行う等、当社の業務に支障を来たした場合。</p> <p>(7) 会員が死亡した場合。</p> <p>(8) 会員が権利能力を失った場合。</p> <p>(9) その他、会員として不適切、又はさすがねっとめっちゃはやプラン各種サービス若しくは他者提供サービスの提供に支障があると当社が合理的に判断した場合。</p> <p>2. 前項の規定に従い、何れかのさすがねっとめっちゃはやプラン各種サービス又は他者提供サービスの利用資格が停止又は失効した場合、該当</p> | <p>1. 会員が以下の各号の一に該当し、又は該当するおそれが高いと当社が判断した場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員のさすがねっと <u>S</u>プラン各種サービス及び他者提供サービスの利用資格の全部若しくは一部を停止する又は失効させることができるものとします。</p> <p>(1) 会員が第3条（利用申込）第5項各号に該当した場合。</p> <p>(2) 会員が第16条（禁止事項）第1項各号に定める禁止行為を行った場合。</p> <p>(3) 会員により、さすがねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスに関する料金等の支払債務の履行遅延又は不履行があり、相当な期間を定めた催告をしてもなお是正されない場合。</p> <p>(4) 支払いの停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の各申立て若しくは特別清算開始の申立てがあった場合。</p> <p>(5) 会員が本則又は該当する個別規定に違反した場合。</p> <p>(6) 会員が、当社のお問い合わせ窓口等に長時間の架電を行う、同様の問い合わせを過度に繰り返し行う、不当な義務若しくは要求等を強要する、又は嫌がらせを行う等、当社の業務に支障を来たした場合。</p> <p>(7) 会員が死亡した場合。</p> <p>(8) 会員が権利能力を失った場合。</p> <p>(9) その他、会員として不適切、又はさすがねっと <u>S</u>プラン各種サービス若しくは他者提供サービスの提供に支障があると当社が合理的に判断した場合。</p> <p>2. 前項の規定に従い、何れかのさすがねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスの利用資格が停止又は失効した場合、該当する会員</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>する会員は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止又は失効の日までに発生したさすガねっとめちやはやプラン各種サービスに関連する当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で一括して支払うものとします。</p> <p>3. 当社は、会員の責に帰すべき事由により、会員のさすガねっとめちやはやプラン各種サービス又は他者提供サービスの利用資格が停止、失効又は終了した場合であっても、会員によって既に支払われたさすガねっとめちやはやプラン各種サービスに関する入会金や料金等を、一切払い戻す義務を負わないものとします。</p> <p>4. 会員が当社と複数契約を締結している場合において、当該契約のいずれかに基づいて利用するさすガねっとめちやはやプラン各種サービスの全部又は一部、又は他者提供サービスの全部又は一部について、その利用資格の停止又は失効となった場合、当社は、当該会員が締結する他のすべての契約に基づいて利用するさすガねっとめちやはやプラン各種サービス又は他者提供サービスの全部又は一部についても、その利用資格を停止又は失効させることができるものとします。</p> <p>5. 本則又は各個別規定の定めに従って会員がさすガねっとめちやはやプラン各種サービス及び他者提供サービスの利用資格を全て失った場合、当該会員は退会したものとみなします。</p> | <p>は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止又は失効の日までに発生したさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービスに関連する当社に対する債務の全額を、当社の指示する方法で一括して支払うものとします。</p> <p>3. 当社は、会員の責に帰すべき事由により、会員のさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスの利用資格が停止、失効又は終了した場合であっても、会員によって既に支払われたさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービスに関する入会金や料金等を、一切払い戻す義務を負わないものとします。</p> <p>4. 会員が当社と複数契約を締結している場合において、当該契約のいずれかに基づいて利用するさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービスの全部又は一部、又は他者提供サービスの全部又は一部について、その利用資格の停止又は失効となった場合、当社は、当該会員が締結する他のすべての契約に基づいて利用するさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスの全部又は一部についても、その利用資格を停止又は失効させることができるものとします。</p> <p>5. 本則又は各個別規定の定めに従って会員がさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス及び他者提供サービスの利用資格を全て失った場合、当該会員は退会したものとみなします。</p> |
| <p>第3章さすガねっとめちやはやプラン各種サービス又は他者提供サービスの利用・提供</p> | <p>第3章さすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスの利用・提供</p> |
| <p>第6条 (設備等の準備)</p> | <p>第6条 (設備等の準備)</p> |
| <p>1. 会員は、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、設置、接続及び設定、回線利用契約の締結並びにアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入、その他自己の利用するさすガねっとめちやはやプラン各種サービ</p> | <p>1. 会員は、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器の準備、設置、接続及び設定、回線利用契約の締結並びにアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入、その他自己の利用するさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>ス又は他者提供サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。</p> <p>2. 当社は、会員がさすガねっと めちやはや プラン各種サービス又は他者提供サービスを利用するにあたり使用する通信機器、ソフトウェア及びこれらに付随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備、システム若しくはソフトウェアを改造、変更又は追加したり、さすガねっと めちやはや プラン各種サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。</p> | <p>者提供サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。</p> <p>2. 当社は、会員がさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスを利用するにあたり使用する通信機器、ソフトウェア及びこれらに付随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備、システム若しくはソフトウェアを改造、変更又は追加したり、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスの提供方法を変更する義務を負わないものとします。</p> |
| <p>第7条 （さすガねっと めちやはや プラン各種サービス又は他者提供サービスの提供）</p> <p>当社は、理由の如何を問わず、会員に事前の通知をすることなく、さすガねっと めちやはや プラン各種サービス又は他者提供サービスの全部又は一部の変更、追加及び廃止ができるものとします。ただし、個別規定で定める個々のさすガねっと めちやはや プラン各種サービスの全部を廃止する場合、及び本規約の変更を伴うさすガねっと めちやはや プラン各種サービスの内容の変更、追加及び削除を行う場合には、当社は自らが適当と判断する方法で、事前に当該さすガねっと めちやはや プラン各種サービスの利用資格を有する会員にその旨を通知又は当社の Web サイト上に掲示するものとします。</p> | <p>第7条 （さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスの提供）</p> <p>当社は、理由の如何を問わず、会員に事前の通知をすることなく、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスの全部又は一部の変更、追加及び廃止ができるものとします。ただし、個別規定で定める個々のさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスの全部を廃止する場合、及び本規約の変更を伴うさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスの内容の変更、追加及び削除を行う場合には、当社は自らが適当と判断する方法で、事前に当該さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスの利用資格を有する会員にその旨を通知又は当社の Web サイト上に掲示するものとします。</p> |
| <p>第8条 （さすガねっと めちやはや プラン各種サービス及び他者提供サービスの利用）</p> <p>1. さすガねっと めちやはや プラン各種サービス及び他者提供サービスは、その利用資格を有する会員のみが利用できるものとします。会員</p> | <p>第8条 （さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス及び他者提供サービスの利用）</p> <p>1. さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス及び他者提供サービスは、その利用資格を有する会員のみが利用できるものとします。会員は、さすガ</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>は、さすガねっとめちゃはやプラン各種サービス又は他者提供サービスの利用資格を得た後に、さすガねっとめちゃはやプラン各種サービス又は他者提供サービスの利用条件又は利用内容を変更する場合、当社が別途指定する手続に従うものとします。</p> <p>2. 会員は、本規約に従ってさすガねっとめちゃはやプラン各種サービスを利用するものとします。</p> <p>3. 会員は、さすガねっとめちゃはやプラン各種サービスと同時に又はこれに関連してさすガねっとめちゃはやプラン各種サービス及び他者提供サービス以外の各種インターネットサービスを利用する場合であっても、かかるインターネットサービスに関する規約、契約、利用条件等にかかわらず、さすガねっとめちゃはやプラン各種サービス及び他者提供サービスの利用に関しては、本規約の内容に従うものとします。</p> <p>4. 会員は、本規約にて明示的に定める場合を除き、自らがさすガねっとめちゃはやプラン各種サービス又は他者提供サービスを通じて発信する情報、及び自己によるさすガねっとめちゃはやプラン各種サービス又は他者提供サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の会員、第三者及び当社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。</p> <p>5. さすガねっとめちゃはやプラン各種サービス又は他者提供サービスの利用に関連して、会員が他の会員、第三者又は当社に対して損害を与えた場合、あるいは会員と他の会員又は第三者（他者提供サービスを提供する他者も含みます）との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償又はかかる紛争を解決するものとし、当社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。</p> | <p>ねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスの利用資格を得た後に、さすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスの利用条件又は利用内容を変更する場合、当社が別途指定する手続に従うものとします。</p> <p>2. 会員は、本規約に従ってさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービスを利用するものとします。</p> <p>3. 会員は、さすガねっと <u>S</u>プラン各種サービスと同時に又はこれに関連してさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス及び他者提供サービス以外の各種インターネットサービスを利用する場合であっても、かかるインターネットサービスに関する規約、契約、利用条件等にかかわらず、さすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス及び他者提供サービスの利用に関しては、本規約の内容に従うものとします。</p> <p>4. 会員は、本規約にて明示的に定める場合を除き、自らがさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスを通じて発信する情報、及び自己によるさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスの利用につき一切の責任を負うものとし、他の会員、第三者及び当社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。</p> <p>5. さすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスの利用に関連して、会員が他の会員、第三者又は当社に対して損害を与えた場合、あるいは会員と他の会員又は第三者（他者提供サービスを提供する他者も含みます）との間で紛争が生じた場合 <u>(損害又は紛争が当社の故意又は重過失により生じた場合を除きます。)</u>、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償又はかかる紛争を解決するものとし、当社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第9条 (料金及び支払い)</p> <p>1. 会員は、さすガねっとめちやほやプラン各種サービス又は他者提供サービスの利用にあたって、別途当社が定める利用料金等の料金（当社が債権譲渡を受けた料金を含みます。以下同じとします）を、別途当社の定める方法により支払うものとしします。</p> <p>2. 当社は、当社が適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、前項に定める料金及びその支払い方法を変更することができるものとしします。ただし、料金及びその支払方法の変更の詳細については、当社の Web サイト上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとしします。その場合、会員は、料金及びその支払方法の変更に関する通知の日から起算して 8 日以内に、第 4 条(解約・退会)に従って該当するさすガねっとめちやほやプラン各種サービス又は他者提供サービスの利用の終了を申し入れることができるものとしします。</p> | <p>第9条 (料金及び支払い)</p> <p>1. 会員は、さすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスの利用にあたって、別途当社が定める利用料金等の料金（当社が債権譲渡を受けた料金を含みます。以下同じとします）を、別途当社の定める方法により支払うものとしします。</p> <p>2. 当社は、当社が適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、前項に定める料金及びその支払い方法を変更することができるものとしします。ただし、料金及びその支払方法の変更の詳細については、当社の Web サイト上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとしします。その場合、会員は、料金及びその支払方法の変更に関する通知の日から起算して 8 日以内に、第 4 条(解約・退会)に従って該当するさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスの利用の終了を申し入れることができるものとしします。</p> |
| <p>第10条 (当社等が管理する設備の修理又は復旧)</p> <p>1. さすガねっとめちやほやプラン各種サービスの利用中に会員が当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備、システム又はさすガねっとめちやほやプラン各種サービスに異常、故障又は障害を発見した場合、会員は、会員自身の設備、ソフトウェア等に異常、故障又は障害がないことを確認した上、当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備若しくはシステムの修理又はさすガねっとめちやほやプラン各種サービスの復旧を当社に請求できるものとしします。</p> <p>2. 当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備、システム又はさすガねっとめちやほやプラン各種サービスに異常、故障又は障害が生じあるいは当社又はソニーネットワークコミ</p> | <p>第10条 (当社等が管理する設備の修理又は復旧)</p> <p>1. さすガねっと <u>S</u>プラン各種サービスの利用中に会員が当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備、システム又はさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービスに異常、故障又は障害を発見した場合、会員は、会員自身の設備、ソフトウェア等に異常、故障又は障害がないことを確認した上、当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備若しくはシステムの修理又はさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービスの復旧を当社に請求できるものとしします。</p> <p>2. 当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備、システム又はさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービスに異常、故障又は障害が生じあるいは当社又はソニーネットワークコミュニケ</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>ユニケーションズ株式会社の管理する設備若しくはシステムが滅失又は毀損し、さすガねっとめちやはやプラン各種サービスを提供できないことを当社が知った場合、当社は速やかにその設備又はシステムを修理し、さすガねっとめちやはやプラン各種サービスを復旧するよう努めるものとします。</p> <p>第11条 (さすガねっとめちやはやプラン各種サービスの提供の制限)</p> <p>1. 天災、地変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備又はシステムの保守を定期的に又は緊急に行う場合、あるいは当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備又はシステムの障害その他やむを得ない事由が生じた場合、当社は、自らの判断により会員に対するさすガねっとめちやはやプラン各種サービス又は他者提供サービスの提供の全部又は一部を制限することができるものとします。なお、当社は、本項の規定によりさすガねっとめちやはやプラン各種サービスの提供を制限する場合、当社が適当と判断する方法で事前に会員にその旨を通知又は当社の Web サイト上に掲示するものとします。ただし、かかるさすガねっとめちやはやプラン各種サービス又は他者提供サービスの提供の制限が緊急に必要な場合、又はやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではないものとします。</p> <p>2. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、事前に会員に通知することなく、自らの判断により会員に対するさすガねっとめちやはやプラン各種サービス又は他者提供サービスの提供の全部又は一部を制限することができるものとします。</p> <p>(1) 電気通信事業法第 8 条に従い災害の予防又は救援、交通、通信又は電力の供給の確保等に関する通信を優先的に取扱う必要</p> | <p>ーションズ株式会社の管理する設備若しくはシステムが滅失又は毀損し、さすガねっと <u>S</u>プラン各種サービスを提供できないことを当社が知った場合、当社は速やかにその設備又はシステムを修理し、さすガねっと <u>S</u>プラン各種サービスを復旧するよう努めるものとします。</p> <p>第11条 (さすガねっと <u>S</u>プラン各種サービスの提供の制限)</p> <p>1. 天災、地変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備又はシステムの保守を定期的に又は緊急に行う場合、あるいは当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備又はシステムの障害その他やむを得ない事由が生じた場合、当社は、自らの判断により会員に対するさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスの提供の全部又は一部を制限することができるものとします。なお、当社は、本項の規定によりさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービスの提供を制限する場合、当社が適当と判断する方法で事前に会員にその旨を通知又は当社の Web サイト上に掲示するものとします。ただし、かかるさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスの提供の制限が緊急に必要な場合、又はやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではないものとします。</p> <p>2. 当社は、以下のいずれかに該当する場合、事前に会員に通知することなく、自らの判断により会員に対するさすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスの提供の全部又は一部を制限することができるものとします。</p> <p>(1) 電気通信事業法第 8 条に従い災害の予防又は救援、交通、通信又は電力の供給の確保等に関する通信を優先的に取扱う必要</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>がある場合。</p> <p>(2) 法令又は管轄官公庁の求めるところに従う場合。</p> <p>(3) その他当社の責に帰すべからざる事由による場合。</p> <p>3. 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載している Web サイトのアドレスリストに基づき、当該 Web サイト並びに当該 Web サイトに掲載されている一部の映像又は画像への会員からの閲覧要求を検知し、当該 Web サイト全体の閲覧又は当該 Web サイトに掲載されている一部の映像又は画像の全部若しくは一部の閲覧を制限することができるものとします。</p> <p>4. 当社は、会員により帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することができるものとします。</p> <p>5. 当社は、前各項のさすガねっと めちやはや プラン各種サービス又は他者提供サービスの提供の制限によって生じた会員の損害につき一切責任を負わないものとします。</p> | <p>がある場合。</p> <p>(2) 法令又は管轄官公庁の求めるところに従う場合。</p> <p>(3) その他当社の責に帰すべからざる事由による場合。</p> <p>3. 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が作成した児童ポルノを掲載している Web サイトのアドレスリストに基づき、当該 Web サイト並びに当該 Web サイトに掲載されている一部の映像又は画像への会員からの閲覧要求を検知し、当該 Web サイト全体の閲覧又は当該 Web サイトに掲載されている一部の映像又は画像の全部若しくは一部の閲覧を制限することができるものとします。</p> <p>4. 当社は、会員により帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することができるものとします。</p> <p>5. 当社は、前各項のさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスの提供の制限によって生じた会員の損害につき一切責任を負わないものとします。</p> |
| <p>第12条 (設備等の調査及び注意喚起)</p> <p>1. (定義) 本条における用語を以下各号の通り定義します。各用語の定義は本条に限り適用するものとします。</p> <p>(1) 「契約者回線」とは、さすガねっと めちやはや プラン各種サービスの利用契約に基づいてサービス取扱所（さすガねっと めちやはや プラン各種サービスに関する事業を行う当社の事業所をいいます。以下同じとします）に設置される交換設備等（交換設備その他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします）とその交換設備等がある当社のサービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置され</p> | <p>第12条 (設備等の調査及び注意喚起)</p> <p>1. (定義) 本条における用語を以下各号の通り定義します。各用語の定義は本条に限り適用するものとします。</p> <p>(1) 「契約者回線」とは、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスの利用契約に基づいてサービス取扱所（さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスに関する事業を行う当社の事業所をいいます。以下同じとします）に設置される交換設備等（交換設備その他当社が必要により設置する電気通信設備をいいます。以下同じとします）とその交換設備等がある当社のサービス取扱所内の当社が指定する場所との間に設置される電気通信回線</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>る電気通信回線（サービス接続点又は相互接続点との間に設置されるものを除きます）をいいます。</p> <p>(2) 「加入者回線」とは、さすガねっと めっちゃはや プラン各種サービスの利用契約に基づいてサービス取扱所に設置される交換設備等とさすガねっと めっちゃはや プラン各種サービスの利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。</p> <p>(3) 「自営端末設備」とは、会員が設置する端末設備をいいます。</p> <p>(4) 「自営電気通信設備」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号、以下「事業法」といいます）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届け出をした者をいいます。以下同じとします）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。</p> <p>(5) 「技術基準等」とは、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件をいいます。</p> <p>2. （さすガねっと めっちゃはや プラン各種サービス利用資格の停止及び失効）会員が、以下の事項に該当し、又は該当するおそれが高いと当社が判断した場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員のさすガねっと めっちゃはや プラン各種サービス及び他者提供サービスの利用資格の全部若しくは一部を停止する又は失効させることができるものとします。</p> <p>契約者回線若しくは加入者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信接続サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契</p> | <p>（サービス接続点又は相互接続点との間に設置されるものを除きます）をいいます。</p> <p>(2) 「加入者回線」とは、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスの利用契約に基づいてサービス取扱所に設置される交換設備等とさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスの利用契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線をいいます。</p> <p>(3) 「自営端末設備」とは、会員が設置する端末設備をいいます。</p> <p>(4) 「自営電気通信設備」とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号、以下「事業法」といいます）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届け出をした者をいいます。以下同じとします）以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のものをいいます。</p> <p>(5) 「技術基準等」とは、端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件をいいます。</p> <p>2. （さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス利用資格の停止及び失効）会員が、以下の事項に該当し、又は該当するおそれが高いと当社が判断した場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員のさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス及び他者提供サービスの利用資格の全部若しくは一部を停止する又は失効させることができるものとします。</p> <p>契約者回線若しくは加入者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信接続サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>約者回線若しくは加入者回線から取り外さなかつたとき。</p> <p>3. (検査) 当社は、契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、以下各号のとおり、会員に、その自営端末設備又は自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。</p> <p>(1) 会員は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)(以下、事業法施行規則という、以下同じとします)第32条第2項で定める場合を除き、本項の検査を受けることを承諾するものとします。</p> <p>(2) 本項の検査を行う場合、自営端末設備又は自営電気通信設備の設置の場所に立ち入るときは、当社の係員は、所定の証明書を提示します。</p> <p>(3) 本項の検査を行った結果、自営端末設備又は自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められないときは、会員は、その自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線若しくは加入者回線から取り外すものとします。</p> <p>4. (注意喚起) 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づく国立研究開発法人情報通信研究機構及びその他信頼できる第三者(以下、併せて「信頼できる第三者」といいます。以下同じとします)が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、信頼できる第三者が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下同じとします)のおそれへの対処を求める通知に基づき、</p> | <p>約者回線若しくは加入者回線から取り外さなかつたとき。</p> <p>3. (検査) 当社は、契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、以下各号のとおり、会員に、その自営端末設備又は自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。</p> <p>(1) 会員は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)(以下、事業法施行規則という、以下同じとします)第32条第2項で定める場合を除き、本項の検査を受けることを承諾するものとします。</p> <p>(2) 本項の検査を行う場合、自営端末設備又は自営電気通信設備の設置の場所に立ち入るときは、当社の係員は、所定の証明書を提示します。</p> <p>(3) 本項の検査を行った結果、自営端末設備又は自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められないときは、会員は、その自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線若しくは加入者回線から取り外すものとします。</p> <p>4. (注意喚起) 当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づく国立研究開発法人情報通信研究機構及びその他信頼できる第三者(以下、併せて「信頼できる第三者」といいます。以下同じとします)が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、信頼できる第三者が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下同じとします)のおそれへの対処を求める通知に基づき、</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する会員を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p> <p>第5章会員の義務等</p> <p>第15条（著作権）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、さすガねっとめちやはやプラン各種サービス又は他者提供サービスを通じて当社が会員に提供する情報（映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします）に関する著作権が、当社又は当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。 2. 会員は、さすガねっとめちやはやプラン各種サービス又は他者提供サービスを通じて当社から提供される情報を自己の私的利用の目的にのみ利用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できる Web サイト等への掲載などを行ってはならないものとします。 <p>第16条（禁止事項）</p> <p>会員は、さすガねっとめちやはやプラン各種サービス又は他者提供サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。 (イ) 財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為。 (ウ) 差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、又は名誉・信用を毀損する行為。 | <p>当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する会員を確認し、注意喚起を行うことがあります。</p> <p>第5章会員の義務等</p> <p>第15条（著作権）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、さすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスを通じて当社が会員に提供する情報（映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします）に関する著作権が、当社又は当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。 2. 会員は、さすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスを通じて当社から提供される情報を自己の私的利用の目的にのみ利用するものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できる Web サイト等への掲載などを行ってはならないものとします。 <p>第16条（禁止事項）</p> <p>会員は、さすガねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。 (イ) 財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為。 (ウ) 差別若しくは誹謗中傷・侮辱し、又は名誉・信用を毀損する行為。 |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| (エ) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為。 | (エ) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為。 |
| (オ) 猥褻、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像、映像、音声若しくは文書等を送信、掲載若しくは表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、掲示、表示若しくは販売を想起させる広告を表示若しくは送信する行為。 | (オ) 猥褻、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像、映像、音声若しくは文書等を送信、掲載若しくは表示する行為、これらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、掲示、表示若しくは販売を想起させる広告を表示若しくは送信する行為。 |
| (カ) 薬物犯罪、規制薬物、危険ドラッグ等の濫用に結びつく行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品等を販売等する行為。 | (カ) 薬物犯罪、規制薬物、危険ドラッグ等の濫用に結びつく行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品等を販売等する行為。 |
| (キ) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為又は貸付契約の締結の勧誘を行う行為。 | (キ) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為又は貸付契約の締結の勧誘を行う行為。 |
| (ク) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。 | (ク) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。 |
| (ケ) 事実に反する情報を送信・掲載する行為、又は情報を不正に書き換える、改ざんする、又は消去する行為。 | (ケ) 事実に反する情報を送信・掲載する行為、又は情報を不正に書き換える、改ざんする、又は消去する行為。 |
| (コ) 公職選挙法に違反する行為。 | (コ) 公職選挙法に違反する行為。 |
| (サ) さすがねっと めっちゃはや プラン各種サービスを通じて又はさすがねっと めっちゃはや プラン各種サービスに関連する営利を目的とする行為、又はその準備を目的とする行為。 | (サ) さすがねっと <u>S</u> プラン各種サービスを通じて又はさすがねっと <u>S</u> プラン各種サービスに関連する営利を目的とする行為、又はその準備を目的とする行為。 |
| (シ) 当社サービス、又は第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。 | (シ) 当社サービス、又は第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為。 |
| (ス) 無断で広告宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、大量のメールを送信する等により他の会員若しくは第三者のメールの送受信を妨害する行為、又は受信者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為。 | (ス) 無断で広告宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、大量のメールを送信する等により他の会員若しくは第三者のメールの送受信を妨害する行為、又は受信者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為。 |
| (セ) コンピューターウィルス等有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又はそれらを支援、宣伝若しくは推奨する行為。 | (セ) コンピューターウィルス等有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又はそれらを支援、宣伝若しくは推奨する行為。 |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(ソ) 他の会員になりすましてさすがねっとめっちゃはやプラン各種サービス又は他者提供サービスを利用する行為。</p> <p>(タ) 違法行為（違法な賭博・ギャンブル、拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人又は脅迫等を含みますがこれらに限られません）を行わせ、請け負い、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含みます）する行為。</p> <p>(チ) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は他の会員若しくは第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。</p> <p>(ツ) 法令若しくは公序良俗（売春、暴力、残虐等）に違反し、又は他の会員若しくは第三者に不利益を与える行為。</p> <p>(テ) 前各号に定める行為を助長する行為。</p> <p>(ト) 前各号に該当するおそれがあると当社が合理的に判断する行為。</p> <p>(ナ) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為。</p> | <p>(ソ) 他の会員になりすましてさすがねっと <u>S</u>プラン各種サービス又は他者提供サービスを利用する行為。</p> <p>(タ) 違法行為（違法な賭博・ギャンブル、拳銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人又は脅迫等を含みますがこれらに限られません）を行わせ、請け負い、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含みます）する行為。</p> <p>(チ) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は他の会員若しくは第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。</p> <p>(ツ) 法令若しくは公序良俗（売春、暴力、残虐等）に違反し、又は他の会員若しくは第三者に不利益を与える行為。</p> <p>(テ) 前各号に定める行為を助長する行為。</p> <p>(ト) 前各号に該当するおそれがあると当社が合理的に判断する行為。</p> <p>(ナ) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為。</p> |
| <p>第17条 (ID等の管理)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、ID等の管理責任を負うものとします。 2. 会員は、ID等を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等したりしてはならないものとします。 3. 会員は、自己の設定するパスワードを定期的に変更するものとします。 4. 会員によるID等の管理不十分、使用上の過誤又は第三者の使用等による損害は会員が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者によるID等の使用により発生したさすがねっとめっちゃはやプラン各種サービスの料金等については、かかる第三者によるID等の使用が当社の責に帰すべき事由により行われた場合を除き、全て当該ID等の管理責任を負う会員の負担とします。 | <p>第17条 (ID等の管理)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、ID等の管理責任を負うものとします。 2. 会員は、ID等を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等したりしてはならないものとします。 3. 会員は、自己の設定するパスワードを定期的に変更するものとします。 4. 会員によるID等の管理不十分、使用上の過誤又は第三者の使用等による損害は会員が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者によるID等の使用により発生したさすがねっと <u>S</u>プラン各種サービスの料金等については、かかる第三者によるID等の使用が当社の責に帰すべき事由により行われた場合を除き、全て当該ID等の管理責任を負う会員の負担とします。 |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>5. 会員は、ID 等の失念があった場合、又は ID 等が第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。</p> <p>6. 会員は、会員の ID 等が第三者に使用されるおそれがある場合、その他やむを得ない事由が生じる又はそのおそれのある場合、当社自らの裁量により会員の ID 等を変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。</p> | <p>5. 会員は、ID 等の失念があった場合、又は ID 等が第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。</p> <p>6. 会員は、会員の ID 等が第三者に使用されるおそれがある場合、その他やむを得ない事由が生じる又はそのおそれのある場合、当社自らの裁量により会員の ID 等を変更することがあることをあらかじめ承諾するものとします。</p> |
| <p>第 6 章 会員の提供情報・会員情報</p> | <p>第 6 章 会員の提供情報・会員情報</p> |
| <p>第18条 (会員の発信・提供する情報)</p> | <p>第18条 (会員の発信・提供する情報)</p> |
| <p>1. 会員が、さすガねっと めちゃはや プラン各種サービス又は他者提供サービスを通じてインターネット上で発信又は提供した情報（映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします）に関連して、他の会員若しくは第三者との間で紛争が生じた場合、又は他の会員若しくは第三者に対して損害を与えた場合、当該会員は、自己の費用と責任において、かかる紛争を解決又は損害を賠償するものとし、当社に何ら迷惑をかけたり、損害を与えたりしないものとします。</p> <p>2. 当社は、会員がさすガねっと めちゃはや プラン各種サービス又は他者提供サービスを通じてインターネット上で発信又は提供した情報が、以下のいずれかの事項に該当すると判断した場合、当該情報を削除する又は当社の指定する者に削除させることができるものとします。</p> <p>(1) 会員が第 16 条（禁止事項）第 1 項各号に定める禁止行為を行った場合。</p> <p>(2) さすガねっと めちゃはや プラン各種サービス、他者提供サービス又は当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備若しくはシステムの保守管理上必要であると当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株</p> | <p>1. 会員が、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスを通じてインターネット上で発信又は提供した情報（映像、音声、文章等を含みます。以下同じとします）に関連して、他の会員若しくは第三者との間で紛争が生じた場合、又は他の会員若しくは第三者に対して損害を与えた場合、当該会員は、自己の費用と責任において、かかる紛争を解決又は損害を賠償するものとし、当社に何ら迷惑をかけた</p> <p>2. 当社は、会員がさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスを通じてインターネット上で発信又は提供した情報が、以下のいずれかの事項に該当すると判断した場合、当該情報を削除する又は当社の指定する者に削除させることができるものとします。</p> <p>(1) 会員が第 16 条（禁止事項）第 1 項各号に定める禁止行為を行った場合。</p> <p>(2) さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス、他者提供サービス又は当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備若しくはシステムの保守管理上必要であると当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>式会社が判断した場合。</p> <p>(3) 会員によりさすガねっと めちやはや プラン各種サービス又は他者提供サービスを通じて登録又はインターネット上で提供された情報量が、当該会員に割り当てられた当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備及びシステムの所定の記録容量を超過した場合。</p> <p>3. 前項の規定にもかかわらず、当社は、会員によりさすガねっと めちやはや プラン各種サービス又は他者提供サービスを通じて登録又はインターネット上で提供された情報が前項各号の一に該当する場合であっても、その削除義務を負わないものとします。</p> <p>4. 当社は、会員によりさすガねっと めちやはや プラン各種サービス又は他者提供サービスを通じて登録又はインターネット上で提供された情報を本条の規定に従い削除したこと若しくは削除させたこと、又は当該情報を削除しなかったこと若しくは削除させなかったことにより当該会員若しくは当該に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。</p> <p>5. 当社は、会員により、さすガねっと めちやはや プラン各種サービス又は他者提供サービスを通じて登録又はインターネット上で提供された情報に関する保存及び消失について、一切責任を負わないものとします。</p> | <p>判断した場合。</p> <p>(3) 会員によりさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスを通じて登録又はインターネット上で提供された情報量が、当該会員に割り当てられた当社又はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社の管理する設備及びシステムの所定の記録容量を超過した場合。</p> <p>3. 前項の規定にもかかわらず、当社は、会員によりさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスを通じて登録又はインターネット上で提供された情報が前項各号の一に該当する場合であっても、その削除義務を負わないものとします。</p> <p>4. 当社は、会員によりさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスを通じて登録又はインターネット上で提供された情報を本条の規定に従い削除したこと若しくは削除させたこと、又は当該情報を削除しなかったこと若しくは削除させなかったことにより当該会員若しくは当該に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。</p> <p>5. 当社は、会員により、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスを通じて登録又はインターネット上で提供された情報に関する保存及び消失について、<u>当社の故意又は重過失により生じた場合を除き</u>、一切責任を負わないものとします。</p> |
| <p>第19条 (会員情報の取扱い)</p> <p>1. さすガねっと めちやはや プラン各種サービス又は他者提供サービスの利用希望者は、第3条(利用申込)の諸手続きにおいて、当社からの会員情報の提供の要請に応じて、正確な会員情報を当社に提供するものとします。なお、当社は、当該利用希望者個人を識別できる情報を、当該利用希望者の同意を得ることなく取得することはありません。</p> | <p>第19条 (会員情報の取扱い)</p> <p>1. さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスの利用希望者は、第3条(利用申込)の諸手続きにおいて、当社からの会員情報の提供の要請に応じて、正確な会員情報を当社に提供するものとします。なお、当社は、当該利用希望者個人を識別できる情報を、当該利用希望者の同意を得ることなく取得することはありません。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>2. 会員が既に当社に届出ている会員情報に変更が生じた場合、会員は、当社が別途指示する方法により、速やかに当社に対してかかる変更を届出るものとします。</p> <p>3. 当社は、会員情報及び履歴情報を、個人情報保護管理責任者のもとで善良なる管理者としての注意を払って管理いたします。</p> <p>4. 会員は、当社が会員情報及び履歴情報を、さすガねっと めっちゃはや プラン各種サービス又は他者提供サービスを提供する目的のために、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社及び当社の委託先に提供することがあることに同意するものとします。</p> <p>5. 会員は、当社が会員情報及び履歴情報を、さすガねっと めっちゃはや プラン各種サービス又は他者提供サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的のために、第1号及び第2号に定める場合においては利用、第3号乃至第6号に定める場合においては利用又は第三者に提供することがあることに同意するものとします。</p> <p>(1) 当社が会員に対し、さすガねっと めっちゃはや プラン各種サービス若しくは他者提供サービスの追加又は変更のご案内、又は緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、又は電話等により連絡する場合。</p> <p>(2) 当社又は当社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝又はその他の案内を、電子メール若しくは郵便等で通知する場合、電話等により連絡する場合、又は会員がアクセスした当社の Web サイト上その他会員の情報端末機器の画面上に表示する場合。</p> <p>(3) 当社が、さすガねっと めっちゃはや プラン各種サービス又は他者提供サービスに関する利用動向を把握する目的で、会員情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用又は提供する場合。</p> | <p>2. 会員が既に当社に届出ている会員情報に変更が生じた場合、会員は、当社が別途指示する方法により、速やかに当社に対してかかる変更を届出るものとします。</p> <p>3. 当社は、会員情報及び履歴情報を、個人情報保護管理責任者のもとで善良なる管理者としての注意を払って管理いたします。</p> <p>4. 会員は、当社が会員情報及び履歴情報を、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスを提供する目的のために、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社及び当社の委託先に提供することがあることに同意するものとします。</p> <p>5. 会員は、当社が会員情報及び履歴情報を、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスを提供する目的の他に、以下の各号に定める目的のために、第1号及び第2号に定める場合においては利用、第3号乃至第6号に定める場合においては利用又は第三者に提供することがあることに同意するものとします。</p> <p>(1) 当社が会員に対し、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス若しくは他者提供サービスの追加又は変更のご案内、又は緊急連絡の目的で、電子メールや郵便等で通知する場合、又は電話等により連絡する場合。</p> <p>(2) 当社又は当社の提携先等第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝又はその他の案内を、電子メール若しくは郵便等で通知する場合、電話等により連絡する場合、又は会員がアクセスした当社の Web サイト上その他会員の情報端末機器の画面上に表示する場合。</p> <p>(3) 当社が、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスに関する利用動向を把握する目的で、会員情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用又は提供する場合。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(4) 法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。</p> <p>(5) 第9条（料金及び支払い）に定める料金に関する決済を行う目的で金融機関等に提供する場合。なお、この場合、当社は、当該会員情報に、暗号化等、金融機関等を除く第三者が閲覧できない状態にした上で当該決済に必要な会員情報のみを金融機関等に提供します。</p> <p>(6) 会員から事前に同意を得た場合。</p> <p>6. 前項第2号の規定にもかかわらず、会員は、会員情報及び履歴情報を利用しての当社からの情報の提供や問い合わせの受領を希望しない場合には、当社に対してその旨請求できるものとし、当社はかかる会員の請求に応えるように努めるものとし、当社はかかる当社からの情報の提供や問い合わせが、会員に対するさすガねっと めちやはや プラン各種サービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではないものとし、</p> <p>7. 会員は、会員情報を照会又は変更することを希望する場合には、別途当社が定める手続きに従ってかかる照会又は変更を請求するものとし、なお、婚姻その他法令により氏名の変更が認められている場合を除き、会員が、当社に登録した自らの氏名を変更することはできないものとし、</p> <p>8. 当社は、会員からの会員情報又は履歴情報に関しての問い合わせについては、お問い合わせ窓口にて受付けるものとし、</p> | <p>(4) 法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合。</p> <p>(5) 第9条（料金及び支払い）に定める料金に関する決済を行う目的で金融機関等に提供する場合。なお、この場合、当社は、当該会員情報に、暗号化等、金融機関等を除く第三者が閲覧できない状態にした上で当該決済に必要な会員情報のみを金融機関等に提供します。</p> <p>(6) 会員から事前に同意を得た場合。</p> <p>6. 前項第2号の規定にもかかわらず、会員は、会員情報及び履歴情報を利用しての当社からの情報の提供や問い合わせの受領を希望しない場合には、当社に対してその旨請求できるものとし、当社はかかる会員の請求に応えるように努めるものとし、当社はかかる当社からの情報の提供や問い合わせが、会員に対するさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスの提供に関連して必要な場合には、この限りではないものとし、</p> <p>7. 会員は、会員情報を照会又は変更することを希望する場合には、別途当社が定める手続きに従ってかかる照会又は変更を請求するものとし、なお、婚姻その他法令により氏名の変更が認められている場合を除き、会員が、当社に登録した自らの氏名を変更することはできないものとし、</p> <p>8. 当社は、会員からの会員情報又は履歴情報に関しての問い合わせについては、お問い合わせ窓口にて受付けるものとし、</p> |
| <p>第7章 免責等</p> <p>第20条 （免責）</p> <p>1. 当社は、さすガねっと めちやはや プラン各種サービス又は他者提供サービスの内容、並びに会員がさすガねっと めちやはや プラン各種サービス又は他者提供サービスを通じて得る情報等について、その完全</p> | <p>第7章 免責等</p> <p>第20条 （免責）</p> <p>1. 当社は、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスの内容、並びに会員がさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス又は他者提供サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。</p> <p>2. さすがねっと めちやはや プラン各種サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、さすがねっと めちやはや プラン各種サービスを通じて登録、提供又は収集された会員の情報の消失、その他さすがねっと めちやはや プラン各種サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本則又は個別規定にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。</p> <p>3. 当社及び当社の委託先以外の第三者の責に帰すべき事由によって、会員がさすがねっと めちやはや プラン各種サービスの全部又は一部を利用できないことにつき、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> | <p>有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。</p> <p>2. さすがねっと <u>S</u> プラン各種サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、さすがねっと <u>S</u> プラン各種サービスを通じて登録、提供又は収集された会員の情報の消失、その他さすがねっと <u>S</u> プラン各種サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本則又は個別規定にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。</p> <p>3. 当社及び当社の委託先以外の第三者の責に帰すべき事由によって、会員がさすがねっと <u>S</u> プラン各種サービスの全部又は一部を利用できないことにつき、当社は一切の責任を負わないものとします。</p> |
| <p>第21条 (損害賠償に関する特則)</p> <p>1. 当社の責に帰すべき理由により、会員がさすがねっと めちやはや プラン各種サービスを全く利用できないために当該会員又は当該に損害が発生した場合、当該会員がさすがねっと めちやはや プラン各種サービスを全く利用できない状態となったことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上かかる状態が継続したときに限り、当社は、当該会員のさすがねっと めちやはや プラン各種サービス利用不能時間数を 24 で除した商（小数点以下の端数は切り捨てます）に、実際に利用が不能となった当該会員のさすがねっと めちやはや プラン各種サービスの月額の利用料金（基本料金又は固定料金）の 30 分の 1 を乗じて算出した額を賠償額の限度として、当該会員に現実発生した通常かつ直接の損害の金銭賠償請求に応じるものとします。当社は、当社の責に帰すべからざる事由から会員に生じた損害、当社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、及び第三</p> | <p>第21条 (損害賠償に関する特則)</p> <p>1. 当社の責に帰すべき理由により、会員がさすがねっと <u>S</u> プラン各種サービスを全く利用できないために当該会員又は当該に損害が発生した場合、当該会員がさすがねっと <u>S</u> プラン各種サービスを全く利用できない状態となったことを当社が知った時刻から起算して 24 時間以上かかる状態が継続したときに限り、当社は、当該会員のさすがねっと <u>S</u> プラン各種サービス利用不能時間数を 24 で除した商（小数点以下の端数は切り捨てます）に、実際に利用が不能となった当該会員のさすがねっと <u>S</u> プラン各種サービスの月額の利用料金（基本料金又は固定料金）の 30 分の 1 を乗じて算出した額を賠償額の限度として、当該会員に現実発生した通常かつ直接の損害の金銭賠償請求に応じるものとします。当社は、当社の責に帰すべからざる事由から会員に生じた損害、当社の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、及び第三者からの損害賠償請求に基づく会員の損</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>者からの損害賠償請求に基づく会員の損害その他の損害については一切責任を負わないものとします。</p> <p>2. 前項に定めるさすガねっと <u>めちやはや</u> プラン各種サービスの利用不能が、当社がその業務の全部又は一部を委託している電気通信事業者、他の電気通信事業者又は当社が指定する第三者の責に帰すべき事由により発生した場合、当社が会員に対して応じるべき損害賠償の額の総額は、かかる事由に関して当該電気通信事業者、他の電気通信事業者又は当社が指定する第三者から当社が受領した損害賠償額を上限とします。ただし、当社から個々の会員に対して支払われるべき賠償金額については、前項に定める規定の適用を妨げるものではないものとします。</p> <p>3. 前項において、賠償の対象となる会員が複数ある場合で、当社からの賠償金額の合計が、当社が電気通信事業者、他の電気通信事業者又は当社が指定する第三者から受領した損害賠償額を超える場合、賠償の対象となる各会員への当社の賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を第1項により算出された各会員に対して返還すべき額で比例配分した金額とします。</p> <p>4. 当社の故意又は重大な過失によりさすガねっと <u>めちやはや</u> プラン各種サービスが利用不能となったときは、前三項の規定は適用しません。</p> | <p>害その他の損害については一切責任を負わないものとします。</p> <p>2. 前項に定めるさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスの利用不能が、当社がその業務の全部又は一部を委託している電気通信事業者、他の電気通信事業者又は当社が指定する第三者の責に帰すべき事由により発生した場合、当社が会員に対して応じるべき損害賠償の額の総額は、かかる事由に関して当該電気通信事業者、他の電気通信事業者又は当社が指定する第三者から当社が受領した損害賠償額を上限とします。ただし、当社から個々の会員に対して支払われるべき賠償金額については、前項に定める規定の適用を妨げるものではないものとします。</p> <p>3. 前項において、賠償の対象となる会員が複数ある場合で、当社からの賠償金額の合計が、当社が電気通信事業者、他の電気通信事業者又は当社が指定する第三者から受領した損害賠償額を超える場合、賠償の対象となる各会員への当社の賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を第1項により算出された各会員に対して返還すべき額で比例配分した金額とします。</p> <p>4. 当社の故意又は重大な過失によりさすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスが利用不能となったときは、前三項の規定は適用しません。</p> |
| <p>第8章雑則</p> | <p>第8章雑則</p> |
| <p>第25条 (協議解決の原則及び管轄裁判所)</p> | <p>第25条 (協議解決の原則及び管轄裁判所)</p> |
| <p>1. さすガねっと <u>めちやはや</u> プラン各種サービスに関連して会員と当社との間で問題が生じた場合には、会員と当社の間で誠意をもって協議するものとします。</p> <p>2. 前項に定める協議をしても解決できない紛争については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> | <p>1. さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービスに関連して会員と当社との間で問題が生じた場合には、会員と当社の間で誠意をもって協議するものとします。</p> <p>2. 前項に定める協議をしても解決できない紛争については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>第26条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1. 会員は、さすガねっとめちやはやプラン各種サービスの利用契約成立時及び将来にわたって、自己又は自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人若しくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（法令により取引が義務付けられているものを除きます。）を有していないことを表明していただきます。</p> <p>2. 会員は、自ら又は第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. 当社は、会員が前二項のいずれかに違反した場合、会員に対する何らの催告及び自己の債務の提供を要しないで、ただちにさすガねっとめちやはやプラン各種サービスの利用契約を解約することができるものとし、会員は、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものいたします。</p> <p>附則 この規約は 2024年 10月 1日から実施します。</p> | <p>第26条 (反社会的勢力の排除)</p> <p>1. 会員は、さすガねっと S プラン各種サービスの利用契約成立時及び将来にわたって、自己又は自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人若しくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（法令により取引が義務付けられているものを除きます。）を有していないことを表明していただきます。</p> <p>2. 会員は、自ら又は第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為</p> <p>(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為</p> <p>(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為</p> <p>(5) その他前各号に準ずる行為</p> <p>3. 当社は、会員が前二項のいずれかに違反した場合、会員に対する何らの催告及び自己の債務の提供を要しないで、ただちにさすガねっと S プラン各種サービスの利用契約を解約することができるものとし、会員は、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものいたします。</p> <p>附則 この規約は 2025年 2月 4日から実施します。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">さすガねっと めちやはや プラン契約約款 大阪ガス株式会社</p> <p>大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます）は、さすガねっと めちやはや プラン各種サービス会員規約本則の個別規定として、さすガねっと めちやはや プラン契約約款を以下の通り定めます。さすガねっと めちやはや プランには、さすガねっと めちやはや プラン各種サービス会員規約本則とさすガねっと めちやはや プラン契約約款があわせて適用されます。</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第1条 （約款の適用）</p> <p>当社は、このさすガねっと めちやはや プラン契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これによりさすガねっと めちやはや プランを提供します。</p> <p>第2条 （約款の変更）</p> <p>1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、約款を変更できるものとします。この場合には、料金その他さすガねっと めちやはや プランの提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>2. 当社は、電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する</p> | <p style="text-align: center;">さすガねっと <u>S</u> プラン契約約款 大阪ガス株式会社</p> <p>大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます）は、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス会員規約本則の個別規定として、さすガねっと <u>S</u> プラン契約約款を以下の通り定めます。さすガねっと <u>S</u> プランには、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス会員規約本則とさすガねっと <u>S</u> プラン契約約款があわせて適用されます。</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第1条 （約款の適用）</p> <p>当社は、このさすガねっと <u>S</u> プラン契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これによりさすガねっと <u>S</u> プランを提供します。</p> <p>第2条 （約款の変更）</p> <p>1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、約款を変更できるものとします。この場合には、料金その他さすガねっと <u>S</u> プランの提供条件は、変更後の約款によります。</p> <p>2. 当社は、電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>事項の変更を行う場合、当社が適切であると判断する方法により説明します。</p> | <p>事項の変更を行う場合、当社が適切であると判断する方法により説明します。</p> |
| <p>第3条 (用語の定義)</p> <p>約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <p>(1) 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備</p> <p>(2) 電気通信サービス 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること</p> <p>(3) 光インターネット 主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします)</p> <p>(4) さすがねっとめちやはやプラン 光インターネットを使用して行う電気通信サービス</p> <p>(5) でんわサービス 別途ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が提供する</p> | <p>第3条 (用語の定義)</p> <p>約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <p>(1) 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備</p> <p>(2) 電気通信サービス 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること</p> <p>(3) 光インターネット 主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします)</p> <p>(4) さすがねっと <u>S</u> プラン 光インターネットを使用して行う電気通信サービス</p> <p>(5) でんわサービス 別途ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が提供する</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>「NURO 光でんわ」サービス</p> <p>(6) さすがねっと めちやはや プラン取扱局 電気通信設備を設置し、それによりさすがねっと めちやはや プランに関する業務を行う当社の事業所</p> <p>(7) さすがねっと めちやはや プラン取扱所 さすがねっと めちやはや プランに関する契約事務を行う当社の事業所（当社の委託によりさすがねっと めちやはや プランに関する契約事務を行う者の事業所を含みます）</p> <p>(8) 取扱局交換設備 さすがねっと めちやはや プラン取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます）</p> <p>(9) さすがねっと めちやはや プラン契約 当社が利用者に対しさすがねっと めちやはや プランの提供を行うことを内容とする契約</p> <p>(10) さすがねっと めちやはや プラン申込み さすがねっと めちやはや プラン契約の申込み</p> <p>(11) 申込者 さすがねっと めちやはや プラン契約の申込みをした者</p> <p>(12) 契約者 当社とさすがねっと めちやはや プラン契約を締結した者</p> | <p>「NURO 光でんわ」サービス</p> <p>(6) さすがねっと <u>S</u> プラン取扱局 電気通信設備を設置し、それによりさすがねっと <u>S</u> プランに関する業務を行う当社の事業所</p> <p>(7) さすがねっと <u>S</u> プラン取扱所 さすがねっと <u>S</u> プランに関する契約事務を行う当社の事業所（当社の委託によりさすがねっと <u>S</u> プランに関する契約事務を行う者の事業所を含みます）</p> <p>(8) 取扱局交換設備 さすがねっと <u>S</u> プラン取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます）</p> <p>(9) さすがねっと <u>S</u> プラン契約 当社が利用者に対しさすがねっと <u>S</u> プランの提供を行うことを内容とする契約</p> <p>(10) さすがねっと <u>S</u> プラン申込み さすがねっと <u>S</u> プラン契約の申込み</p> <p>(11) 申込者 さすがねっと <u>S</u> プラン契約の申込みをした者</p> <p>(12) 契約者 当社とさすがねっと <u>S</u> プラン契約を締結した者</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(13) 契約者回線</p> <p>さすガねっと めちやほや プラン契約に基づいてさすガねっと めちやほや プラン取扱局内に設置された取扱局交換設備とさすガねっと めちやほや プラン申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線</p> | <p>(13) 契約者回線</p> <p>さすガねっと S プラン契約に基づいてさすガねっと S プラン取扱局内に設置された取扱局交換設備とさすガねっと S プラン申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線</p> |
| <p>(14) 相互接続</p> <p>当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条の届出をした者をいいます。以下同じとします）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします）に基づく接続</p> | <p>(14) 相互接続</p> <p>当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます）第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条の届出をした者をいいます。以下同じとします）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします）に基づく接続</p> |
| <p>(15) 相互接続点</p> <p>相互接続に係る電気通信設備の接続点</p> | <p>(15) 相互接続点</p> <p>相互接続に係る電気通信設備の接続点</p> |
| <p>(16) 協定事業者</p> <p>当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者</p> | <p>(16) 協定事業者</p> <p>当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者</p> |
| <p>(17) 契約者回線等</p> <p>契約者回線及び契約者回線に付随して当社が必要により設置する電気通信設備</p> | <p>(17) 契約者回線等</p> <p>契約者回線及び契約者回線に付随して当社が必要により設置する電気通信設備</p> |
| <p>(18) 回線終端装置</p> | <p>(18) 回線終端装置</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます）</p> <p>(19) 端末設備 契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます）又は同一の建物内にあるもの</p> <p>(20) 自営端末設備 契約者が設置する端末設備</p> <p>(21) 自営電気通信設備 電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの</p> <p>(22) 収容さすガねっと めちやはや プラン取扱局 その契約者回線が収容される取扱局交換設備が設置されているさすガねっと めちやはや プラン取扱局</p> <p>(23) 技術基準等 端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件</p> <p>(24) 利用の一時中断 さすガねっと めちやはや プランに係る電気通信設備等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること</p> | <p>契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます）</p> <p>(19) 端末設備 契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます）又は同一の建物内にあるもの</p> <p>(20) 自営端末設備 契約者が設置する端末設備</p> <p>(21) 自営電気通信設備 電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの</p> <p>(22) 収容さすガねっと <u>S</u> プラン取扱局 その契約者回線が収容される取扱局交換設備が設置されているさすガねっと <u>S</u> プラン取扱局</p> <p>(23) 技術基準等 端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件</p> <p>(24) 利用の一時中断 さすガねっと <u>S</u> プランに係る電気通信設備等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(25) さすがねっとめっちゃはやプラン利用権 契約者がさすがねっとめっちゃはやプラン契約に基づいて、さすがねっとめっちゃはやプランの提供を受ける権利</p> <p>(26) 利用料金 約款の規定により契約者に支払っていただくさすがねっとめっちゃはやプランの基本月額料金</p> <p>(27) さすがねっとめっちゃはやプランを全く利用できない状態 さすがねっとめっちゃはやプラン契約に係る電気通信設備によるすべての通信が全く利用できない、又は著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態</p> <p>(28) 消費税相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の合計額</p> | <p>(25) さすがねっとSプラン利用権 契約者がさすがねっとSプラン契約に基づいて、さすがねっとSプランの提供を受ける権利</p> <p>(26) 利用料金 約款の規定により契約者に支払っていただくさすがねっとSプランの基本月額料金</p> <p>(27) さすがねっとSプランを全く利用できない状態 さすがねっとSプラン契約に係る電気通信設備によるすべての通信が全く利用できない、又は著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態</p> <p>(28) 消費税相当額 消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の合計額</p> |
| <p>第2章契約</p> <p>第4条（契約の成立）</p> <p>1. さすがねっとめっちゃはやプランの契約は、利用希望者が約款に同意したうえで当社の別途定める手続に従いさすがねっとめっちゃはやプラン申込みを</p> | <p>第2章契約</p> <p>第4条（契約の成立）</p> <p>1. さすがねっとSプランの契約は、利用希望者が約款に同意したうえで当社の別途定める手続に従いさすがねっとSプラン申込みをし、当社がこれを承</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>し、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。</p> <p>2. サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とします。</p> <p>第5条 (契約の単位)</p> <p>当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 のさすガねっと めちやはや プラン契約を締結します。</p> <p>第6条 (さすガねっと めちやはや プラン区域)</p> <p>当社は、当社が別途定めるところによりさすガねっと めちやはや プラン区域を設定します。</p> <p>第7条 (収容さすガねっと めちやはや プラン取扱局)</p> <p>1. 契約者回線の取扱局交換設備は、契約者回線の終端のある場所がさすガねっと めちやはや プラン区域内であるとき、そのさすガねっと めちやはや プラン区域内のさすガねっと めちやはや プラン取扱局であって、当社が指定する収容さすガねっと めちやはや プラン取扱局に収容します。</p> <p>2. 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合のほか、技術上又はさすガねっと めちやはや プランに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の収容さすガねっと めちやはや プラン取扱局を変更することがあります。</p> | <p>諾することにより成立するものとします。</p> <p>2. サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とします。</p> <p>第5条 (契約の単位)</p> <p>当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 のさすガねっと <u>S</u> プラン契約を締結します。</p> <p>第6条 (さすガねっと <u>S</u> プラン区域)</p> <p>当社は、当社が別途定めるところによりさすガねっと <u>S</u> プラン区域を設定します。</p> <p>第7条 (収容さすガねっと <u>S</u> プラン取扱局)</p> <p>1. 契約者回線の取扱局交換設備は、契約者回線の終端のある場所がさすガねっと <u>S</u> プラン区域内であるとき、そのさすガねっと <u>S</u> プラン区域内のさすガねっと <u>S</u> プラン取扱局であって、当社が指定する収容さすガねっと <u>S</u> プラン取扱局に収容します。</p> <p>2. 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合のほか、技術上又はさすガねっと <u>S</u> プランに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の収容さすガねっと <u>S</u> プラン取扱局を変更することがあります。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第8条 (さすガねっとめちやはやプラン申込みの方法)</p> <p>さすガねっとめちやはやプラン契約の申込みをするときは、予めこの約款を承認し当社の指定する方法により次に掲げる事項を当社に通知することとします。この場合、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただくことがあります。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合及び当社が特に認める場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) さすガねっとめちやはやプランのコース種別等</p> <p>(2) 契約者回線の終端の場所</p> <p>(3) その他さすガねっとめちやはやプラン申込みの内容を特定するための事項</p> | <p>第8条 (さすガねっとSプラン申込みの方法)</p> <p>さすガねっとSプラン契約の申込みをするときは、予めこの約款を承認し当社の指定する方法により次に掲げる事項を当社に通知することとします。この場合、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出していただくことがあります。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合及び当社が特に認める場合は、この限りではありません。</p> <p>(1) さすガねっとSプランのコース種別等</p> <p>(2) 契約者回線の終端の場所</p> <p>(3) その他さすガねっとSプラン申込みの内容を特定するための事項</p> |
| <p>第9条 (さすガねっとめちやはやプラン申込みの承諾)</p> <p>1. さすガねっとめちやはやプラン契約の申込みがあったときは、当社が受け付けた順に従い、当社所定の方法により当社が承諾の意思表示をした時点で契約が成立するものとします。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、受け付けの順序を変更することがあります。なお、当社は申込者に対して適宜申込内容を証する書類等の提出を求めることができるものとします。</p> <p>2. 当社は、次の場合には、さすガねっとめちやはやプラン契約の申込みを承</p> | <p>第9条 (さすガねっとSプラン申込みの承諾)</p> <p>1. さすガねっとSプラン契約の申込みがあったときは、当社が受け付けた順に従い、当社所定の方法により当社が承諾の意思表示をした時点で契約が成立するものとします。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、受け付けの順序を変更することがあります。なお、当社は申込者に対して適宜申込内容を証する書類等の提出を求めることができるものとします。</p> <p>2. 当社は、次の場合には、さすガねっとSプラン契約の申込みを承諾しない</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>諾しないことがあります。</p> <p>(1) 契約申込書に虚偽の事実の記載があったとき。</p> <p>(2) さすがねっとめちやはやプランの提供が技術上又は経済上著しく困難なとき。</p> <p>(3) 申込者が利用料金、さすがねっとめちやはやプランの利用に必要な費用若しくは工事に関する費用又は当社との他の契約に基づく債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(4) 申込者が申込みにあたり提出した契約申込書に不備があるとき。</p> <p>(5) 申込者が未成年の場合</p> <p>(6) 第49条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が合理的に判断したとき。</p> <p>(7) その他さすがねっとめちやはやプランに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が合理的に判断したとき。</p> <p>(8) 当社が不適當と合理的に判断したとき。</p> | <p>ことがあります。</p> <p>(1) 契約申込書に虚偽の事実の記載があったとき。</p> <p>(2) さすがねっと <u>S</u>プランの提供が技術上又は経済上著しく困難なとき。</p> <p>(3) 申込者が利用料金、さすがねっと <u>S</u>プランの利用に必要な費用若しくは工事に関する費用又は当社との他の契約に基づく債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(4) 申込者が申込みにあたり提出した契約申込書に不備があるとき。</p> <p>(5) 申込者が未成年の場合</p> <p>(6) 第49条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が合理的に判断したとき。</p> <p>(7) その他さすがねっと <u>S</u>プランに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が合理的に判断したとき。</p> <p>(8) 当社が不適當と合理的に判断したとき。</p> |
| <p>第12条 （名義の変更）</p> <p>1. さすがねっとめちやはやプランを新たに使用しようとする方が、前に使用されていた契約者の契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていた契約者の料金等の支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きさすがねっとめちやはやプランの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただき</p> | <p>第12条 （名義の変更）</p> <p>1. さすがねっと <u>S</u>プランを新たに使用しようとする方が、前に使用されていた契約者の契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていた契約者の料金等の支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きさすがねっと <u>S</u>プランの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>ます。</p> <p>2. 前項の場合においても、前に使用されていた契約者との契約が消滅している場合には、第9条（さすガねっとめちやはやプラン申込みの方法）の規定によって申し込んでいただきます。</p> | <p>2. 前項の場合においても、前に使用されていた契約者との契約が消滅している場合には、第9条（さすガねっとSプラン申込みの方法）の規定によって申し込んでいただきます。</p> |
| <p>第13条 （契約者の氏名等の変更）</p> <p>1. 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかにさすガねっとめちやはやプラン取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>2. 前項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。</p> | <p>第13条 （契約者の氏名等の変更）</p> <p>1. 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかにさすガねっとSプラン取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>2. 前項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。</p> |
| <p>第14条 （その他の契約内容の変更）</p> <p>1. 当社は、契約者から請求があり（前二条に定める変更を含みます）当社が承諾したときは、第9条（さすガねっとめちやはやプラン申込みの方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更を行います。</p> <p>2. 当社は、前項の請求があったときは、第10条（さすガねっとめちやはやプラン申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。</p> | <p>第14条 （その他の契約内容の変更）</p> <p>1. 当社は、契約者から請求があり（前二条に定める変更を含みます）当社が承諾したときは、第9条（さすガねっとSプラン申込みの方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更を行います。</p> <p>2. 当社は、前項の請求があったときは、第10条（さすガねっとSプラン申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。</p> |
| <p>第16条 （さすガねっとめちやはやプラン利用権の譲渡禁止）</p> <p>さすガねっとめちやはやプラン利用権は、譲渡することはできません。</p> | <p>第16条 （さすガねっとSプラン利用権の譲渡禁止）</p> <p>さすガねっとSプラン利用権は、譲渡することはできません。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>第17条 (契約者が行うさすガねっとめちやはやプラン契約の解除)</p> <p>1. 契約者は、あらかじめさすガねっとめちやはやプラン取扱所に通知して、さすガねっとめちやはやプラン契約を解除することができます。</p> <p>2. 前項に定める解除に基づくさすガねっとめちやはやプランの提供終了時点は、別途当社が指定する場合を除き以下のいずれかから選択できますが、当該選択後にかかる終了時点を変更することはできないものとします。なお、(1)を選択した場合においても、利用料金の日割り計算対応は行っておりません。</p> <p>(1) 解除手続きが完了したときを終了時点とする。</p> <p>(2) 解除手続きが完了した月の末日を終了時点とする。</p> <p>3. さすガねっとめちやはやプラン契約を解除する場合、当社は契約者回線等を当社の所有物として原則残置するものとし、契約者はこれを承諾します。</p> <p>4. さすガねっとめちやはやプラン契約を解除する場合、契約者の所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。</p> <p>5. 第1項の規定により、さすガねっとめちやはやプラン契約を解除する場合でも、契約者は、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。</p> | <p>第17条 (契約者が行うさすガねっとSプラン契約の解除)</p> <p>1. 契約者は、あらかじめさすガねっとSプラン取扱所に通知して、さすガねっとSプラン契約を解除することができます。</p> <p>2. 前項に定める解除に基づくさすガねっとSプランの提供終了時点は、別途当社が指定する場合を除き以下のいずれかから選択できますが、当該選択後にかかる終了時点を変更することはできないものとします。なお、(1)を選択した場合においても、利用料金の日割り計算対応は行っておりません。</p> <p>(1) 解除手続きが完了したときを終了時点とする。</p> <p>(2) 解除手続きが完了した月の末日を終了時点とする。</p> <p>3. さすガねっとSプラン契約を解除する場合、当社は契約者回線等を当社の所有物として原則残置するものとし、契約者はこれを承諾します。</p> <p>4. さすガねっとSプラン契約を解除する場合、契約者の所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。</p> <p>5. 第1項の規定により、さすガねっとSプラン契約を解除する場合でも、契約者は、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。</p> |
| <p>第18条 (契約者がナンバーポータビリティを希望した場合の解除の特則)</p> <p>第17条(契約者が行うさすガねっとめちやはやプラン契約の解除)第1項</p> | <p>第18条 (契約者がナンバーポータビリティを希望した場合の解除の特則)</p> <p>第17条(契約者が行うさすガねっとSプラン契約の解除)第1項の規定に</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>の規定にかかわらず、さすガねっとめちやはやプラン契約の解除とともにさすガねっとめちやはやプラン各種サービス会員規約本則に定める退会を行う契約者のうち、契約者が「でんわサービス」を利用していた場合で、かつ、解除後も「でんわサービス」で利用していた電話番号を他社の電話サービスで継続利用することを希望する場合には、契約者が他社の電話サービスを受けるために必要な電話工事が完了するまで、さすガねっとめちやはやプラン契約の解除の効力は発生しないものとします。</p> <p>第19条 (当社が行うさすガねっとめちやはやプラン契約の解除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、第 25 条 (利用停止) の規定によりさすガねっとめちやはやプランの利用を停止された契約者が、当該利用停止となった原因を解消しないときは、さすガねっとめちやはやプラン契約を解除することがあります。 2. 当社は、契約者が第 25 条 (利用停止) 第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、第 25 条 (利用停止)の規定にかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないでさすガねっとめちやはやプラン契約を解除することがあります。 3. 当社は、契約者において、破産その他これに類する事由が生じたことを知ったときは、さすガねっとめちやはやプラン契約を解除することがあります。 4. 当社は、前三項の規定によりさすガねっとめちやはやプラン契約を解除し | <p>かかわらず、さすガねっと S プラン契約の解除とともにさすガねっと S プラン各種サービス会員規約本則に定める退会を行う契約者のうち、契約者が「でんわサービス」を利用していた場合で、かつ、解除後も「でんわサービス」で利用していた電話番号を他社の電話サービスで継続利用することを希望する場合には、契約者が他社の電話サービスを受けるために必要な電話工事が完了するまで、さすガねっと S プラン契約の解除の効力は発生しないものとします。</p> <p>第19条 (当社が行うさすガねっと S プラン契約の解除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、第 25 条 (利用停止) の規定によりさすガねっと S プランの利用を停止された契約者が、当該利用停止となった原因を解消しないときは、さすガねっと S プラン契約を解除することがあります。 2. 当社は、契約者が第 25 条 (利用停止) 第 1 項各号のいずれかに該当する場合で、かつ、その事実が当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすと当社が認めた場合は、第 25 条 (利用停止)の規定にかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないでさすガねっと S プラン契約を解除することがあります。 3. 当社は、契約者において、破産その他これに類する事由が生じたことを知ったときは、さすガねっと S プラン契約を解除することがあります。 4. 当社は、前三項の規定によりさすガねっと S プラン契約を解除しようとする |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>ようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> | <p>ときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> |
| <p>5. 契約者が「でんわサービス」を利用していた場合において、さすガねっと めちやはや プラン契約が解除されたときは、別途当社が指定する場合を除きさすガねっと めちやはや プラン契約の解除によって「でんわサービス」で利用していた電話番号は失効し継続利用できなくなるものとし、契約者はこれを承諾します。この場合、当該電話番号が失効し継続利用できなくなることにより契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾するものとします。</p> | <p>5. 契約者が「でんわサービス」を利用していた場合において、さすガねっと <u>S</u> プラン契約が解除されたときは、別途当社が指定する場合を除きさすガねっと <u>S</u> プラン契約の解除によって「でんわサービス」で利用していた電話番号は失効し継続利用できなくなるものとし、契約者はこれを承諾します。この場合、当該電話番号が失効し継続利用できなくなることにより契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾するものとします。</p> |
| <p>6. 第1項乃至第3項の規定に従って、契約者の責に帰すべき事由によりさすガねっと めちやはや プラン契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。</p> | <p>6. 第1項乃至第3項の規定に従って、契約者の責に帰すべき事由によりさすガねっと <u>S</u> プラン契約が解除された場合に契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとし、契約者はこれを承諾します。</p> |
| <p>7. さすガねっと めちやはや プラン契約を解除する場合、当社は契約者回線等を当社の所有物として原則残置するものとし、契約者はこれを承諾します。</p> | <p>7. さすガねっと <u>S</u> プラン契約を解除する場合、当社は契約者回線等を当社の所有物として原則残置するものとし、契約者はこれを承諾します。</p> |
| <p>8. 第1項乃至第3項の解除にあたり、契約者の所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。</p> | <p>8. 第1項乃至第3項の解除にあたり、契約者の所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧に要する費用は、契約者に負担していただきます。</p> |
| <p>9. 第1項乃至第3項の規定により、さすガねっと めちやはや プラン契約を解除された場合でも、契約者は、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。</p> | <p>9. 第1項乃至第3項の規定により、さすガねっと <u>S</u> プラン契約を解除された場合でも、契約者は、別紙料金表に定める工事費の支払いを要します。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第20条 (契約者回線の提供ができなくなった場合等の措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、さすガねっと めちやはや プラン契約を解除することがあります。 2. 当社は、契約成立後、契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なことが判明したとき、さすガねっと めちやはや プラン契約を解除することがあります。 3. 当社は、当社がさすガねっと めちやはや プランの提供を終了した場合、さすガねっと めちやはや プラン契約を解除することがあります。 4. 当社は、前三項の規定により、さすガねっと めちやはや プラン契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。 | <p>第20条 (契約者回線の提供ができなくなった場合等の措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、さすガねっと <u>S</u> プラン契約を解除することがあります。 2. 当社は、契約成立後、契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なことが判明したとき、さすガねっと <u>S</u> プラン契約を解除することがあります。 3. 当社は、当社がさすガねっと <u>S</u> プランの提供を終了した場合、さすガねっと <u>S</u> プラン契約を解除することがあります。 4. 当社は、前三項の規定により、さすガねっと <u>S</u> プラン契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。 |
| <p>第3章 端末設備の貸与等</p> <p>第21条 (端末設備の貸与)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、さすガねっと めちやはや プランの提供に必要となる端末設備を、契約者からの請求により貸与します。 2. 契約者は、第1項の規定により貸与する端末設備が契約者回線に接続されている場合において、当社がその状態の監視等を遠隔にて行う場合があることを承 | <p>第3章 端末設備の貸与等</p> <p>第21条 (端末設備の貸与)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、さすガねっと <u>S</u> プランの提供に必要となる端末設備を、契約者からの請求により貸与します。 2. 契約者は、第1項の規定により貸与する端末設備が契約者回線に接続されている場合において、当社がその状態の監視等を遠隔にて行う場合があることを承 |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>諾していただきます。</p> <p>第22条（端末設備の取替）</p> <p>端末設備の貸与後、契約者の責めに帰さない理由により、端末設備が正常に作動しなくなった場合、当社は、契約者の請求に応じて、端末設備を修理し又は取り替えるものとします。ただし、端末設備の修理又は取り替えに過大の費用又は時間を要する場合には、当社は契約者に通知の上、さすガねっと めっちゃはや プラン契約を解除できるものとします。</p> <p>第23条（さすガねっと めっちゃはや プラン契約の解除に伴う端末設備についての契約者の義務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約者は、さすガねっと めっちゃはや プラン契約が解除された場合は、当社が別途指定する方法で、当社が別途指定する送付先に、直ちに端末設備を返還するものとします。この場合、端末設備の返還に要した費用は、契約者自身で負担するものとします。 2. 契約者が返還義務の履行を怠った場合、契約者は、当社に対して第49条（利用に係る契約者の義務）第2項に規定する費用を支払うものとします。 <p>第4章利用中止等</p> <p>第24条（利用停止）</p> | <p>諾していただきます。</p> <p>第22条（端末設備の取替）</p> <p>端末設備の貸与後、契約者の責めに帰さない理由により、端末設備が正常に作動しなくなった場合、当社は、契約者の請求に応じて、端末設備を修理し又は取り替えるものとします。ただし、端末設備の修理又は取り替えに過大の費用又は時間を要する場合には、当社は契約者に通知の上、さすガねっと <u>S</u> プラン契約を解除できるものとします。</p> <p>第23条（さすガねっと <u>S</u> プラン契約の解除に伴う端末設備についての契約者の義務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約者は、さすガねっと <u>S</u> プラン契約が解除された場合は、当社が別途指定する方法で、当社が別途指定する送付先に、直ちに端末設備を返還するものとします。この場合、端末設備の返還に要した費用は、契約者自身で負担するものとします。 2. 契約者が返還義務の履行を怠った場合、契約者は、当社に対して第49条（利用に係る契約者の義務）第2項に規定する費用を支払うものとします。 <p>第4章利用中止等</p> <p>第24条（利用停止）</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 利用料金、さすガねっと めちやはや プランの利用に必要な費用又は工事に関する費用等について、支払期日を経過し、相当期間を定めた催告をしてもなお是正されないとき。(支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)</p> <p>(2) 当社との他の契約に基づく債務について、支払期日を経過し、相当期間を定めた催告をしてもなお是正されないとき。</p> <p>(3) 第 49 条 (利用に係る契約者の義務) 又は第 50 条 (契約者以外の者の利用に係る義務) の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。</p> <p>(5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。</p> <p>(6) 前各号のほか、約款の規定に違反する行為であってさすガねっと めちや はや プランに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著</p> | <p>1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間、その契約者回線等の利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 利用料金、さすガねっと <u>S</u> プランの利用に必要な費用又は工事に関する費用等について、支払期日を経過し、相当期間を定めた催告をしてもなお是正されないとき。(支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)</p> <p>(2) 当社との他の契約に基づく債務について、支払期日を経過し、相当期間を定めた催告をしてもなお是正されないとき。</p> <p>(3) 第 49 条 (利用に係る契約者の義務) 又は第 50 条 (契約者以外の者の利用に係る義務) の規定に違反したとき。</p> <p>(4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。</p> <p>(5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。</p> <p>(6) 前各号のほか、約款の規定に違反する行為であってさすガねっと <u>S</u> プランに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。</p> <p>2. 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。</p> <p>第5章通信</p> <p>第26条（通信時間等の制限）</p> <p>1. 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間又は特定の地域の通信の利用を制限することがあります。</p> <p>2. 当社は、一の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、又はその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限、若しくは切断することがあります。</p> <p>3. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、さすガねっと <u>めちやはや</u> プランを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。</p> <p>4. 前3項の場合、契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。</p> <p>5. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積を行うことがあります。</p> | <p>を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。</p> <p>2. 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。</p> <p>第5章通信</p> <p>第26条（通信時間等の制限）</p> <p>1. 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間又は特定の地域の通信の利用を制限することがあります。</p> <p>2. 当社は、一の通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、又はその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制限、若しくは切断することがあります。</p> <p>3. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、さすガねっと <u>S</u> プランを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換（P2P）アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信について速度や通信量を制限することがあります。</p> <p>4. 前3項の場合、契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。</p> <p>5. 当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積を行うことがあります。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第28条 (通信時間の測定)</p> <p>さすガねっと めちやはや プランにかかる通信時間の測定方法は、次の通りとします。</p> <p>(1) 通信時間は、発信者及び着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻(その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします) から起算し、発信者又は着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器(協定事業者の機器を含みます)により測定します。</p> <p>(2) 前号の定めに拘らず、契約回線の故障等、通信の発信者又は着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき(第26条(通信利用の制限等)により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします)は、当社が別途定める規定による時間を通信時間とします。</p> <p>第6章料金等</p> <p>第29条 (料金及び工事等に関する費用)</p> <p>1. 当社が提供するさすガねっと めちやはや プランの料金は、利用料金、手続きに関する料金とし、別紙料金表に定めるところによります。</p> <p>2. 当社が提供するさすガねっと めちやはや プランの工事に関する費用は、工事</p> | <p>第28条 (通信時間の測定)</p> <p>さすガねっと <u>S</u> プランにかかる通信時間の測定方法は、次の通りとします。</p> <p>(1) 通信時間は、発信者及び着信者双方の契約回線等を接続して通信できる状態にした時刻(その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします) から起算し、発信者又は着信者による通信終了の信号を受けその通信をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器(協定事業者の機器を含みます)により測定します。</p> <p>(2) 前号の定めに拘らず、契約回線の故障等、通信の発信者又は着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき(第26条(通信利用の制限等)により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします)は、当社が別途定める規定による時間を通信時間とします。</p> <p>第6章料金等</p> <p>第29条 (料金及び工事等に関する費用)</p> <p>1. 当社が提供するさすガねっと <u>S</u> プランの料金は、利用料金、手続きに関する料金とし、別紙料金表に定めるところによります。</p> <p>2. 当社が提供するさすガねっと <u>S</u> プランの工事に関する費用は、工事費とし、</p> |

| 旧 | 新 | | | | | | | | |
|---|--|------------|---|---|---|----|------------|---|---|
| <p>費とし、別紙料金表に定めるところによります。</p> <p>3. 当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合及びその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金は、別紙料金表に定めるところによります。</p> | <p>別紙料金表に定めるところによります。</p> <p>3. 当社が貸与した端末設備を紛失、破損した場合及びその他の理由により端末設備を当社に返却しない場合の機器損害金は、別紙料金表に定めるところによります。</p> | | | | | | | | |
| <p>第30条 (利用料金の支払義務)</p> <p>1. 契約者は、当社がさすガねっと めちやはや プランの提供を開始した日から起算して、さすガねっと めちやはや プラン契約の解除日が属する月の末日までの期間について、別紙料金表に定める利用料金を支払っていただきます。</p> <p>2. 第 15 条 (契約者回線等の利用の一時中断) の規定又は第 25 条 (利用停止) の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。</p> <p>3. 契約者は、次の場合を除き、さすガねっと めちやはや プランを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。</p> | <p>第30条 (利用料金の支払義務)</p> <p>1. 契約者は、当社がさすガねっと <u>S</u> プランの提供を開始した日から起算して、さすガねっと <u>S</u> プラン契約の解除日が属する月の末日までの期間について、別紙料金表に定める利用料金を支払っていただきます。</p> <p>2. 第 15 条 (契約者回線等の利用の一時中断) の規定又は第 25 条 (利用停止) の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときでも、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。</p> <p>3. 契約者は、次の場合を除き、さすガねっと <u>S</u> プランを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。</p> | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="215 1026 638 1125">事由</th> <th data-bbox="647 1026 1106 1125">支払いを要しない料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="215 1131 638 1335"> 契約者の責めによらない理由により、さすガねっと めちやはや プランを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当 </td> <td data-bbox="647 1131 1106 1335"> そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります) について、24 時間ごとに日数を計算し、そ </td> </tr> </tbody> </table> | 事由 | 支払いを要しない料金 | 契約者の責めによらない理由により、さすガねっと めちやはや プランを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります) について、24 時間ごとに日数を計算し、そ | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1209 1026 1632 1125">事由</th> <th data-bbox="1641 1026 2078 1125">支払いを要しない料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1209 1131 1632 1335"> 契約者の責めによらない理由により、さすガねっと <u>S</u> プランを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知っ </td> <td data-bbox="1641 1131 2078 1335"> そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります) について、24 時間ごとに日数を計算し、そ </td> </tr> </tbody> </table> | 事由 | 支払いを要しない料金 | 契約者の責めによらない理由により、さすガねっと <u>S</u> プランを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知っ | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります) について、24 時間ごとに日数を計算し、そ |
| 事由 | 支払いを要しない料金 | | | | | | | | |
| 契約者の責めによらない理由により、さすガねっと めちやはや プランを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当 | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります) について、24 時間ごとに日数を計算し、そ | | | | | | | | |
| 事由 | 支払いを要しない料金 | | | | | | | | |
| 契約者の責めによらない理由により、さすガねっと <u>S</u> プランを全く利用できない状態が生じた場合に、そのことを当社が知っ | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります) について、24 時間ごとに日数を計算し、そ | | | | | | | | |

| 旧 | | 新 | |
|---|---|--|--|
| <p>社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。</p> | <p>の日数に対応するそのさすガねつと めっちゃはや プランについての利用料金。</p> | <p>た時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したとき。</p> | <p>の日数に対応するそのさすガねつと <u>S</u> プランについての利用料金。</p> |
| <p>4. 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> | | <p>4. 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。</p> | |
| <p>第31条 (定期契約型プラン)</p> <p>1. 当社は、別途定める料金プラン（以下「定期契約型プラン」といいます）について、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、定期契約型プランの利用開始月から起算して、定期契約型プラン毎に当社が定める期間とします。</p> <p>2. 定期契約型プランについて契約期間内に契約者が解除を行う場合及び当社が第19 条（当社が行うさすガねつと めっちゃはや プラン契約の解除）に基づき解除を行う場合には、原則として、定期契約型プランの対価として、当社が定める契約解除料が発生するものとし、別紙料金表に規定する金額の支払いを要します。ただし、次に該当する場合は、契約者は契約解除料の支払いを要しません。</p> <p>(1) 当社のインターネットサービス提供区域内へ転居する場合で、契約者が引き続き転居先で当社との間でインターネットに関するサービスの契約を行う場合</p> | | <p>第31条 (定期契約型プラン)</p> <p>1. 当社は、別途定める料金プラン（以下「定期契約型プラン」といいます）について、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、定期契約型プランの利用開始月から起算して、定期契約型プラン毎に当社が定める期間とします。</p> <p>2. 定期契約型プランについて契約期間内に契約者が解除を行う場合及び当社が第19 条（当社が行うさすガねつと <u>S</u> プラン契約の解除）に基づき解除を行う場合には、原則として、定期契約型プランの対価として、当社が定める契約解除料が発生するものとし、別紙料金表に規定する金額の支払いを要します。ただし、次に該当する場合は、契約者は契約解除料の支払いを要しません。</p> <p>(1) 当社のインターネットサービス提供区域内へ転居する場合で、契約者が引き続き転居先で当社との間でインターネットに関するサービスの契約を行う場合</p> | |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>(2) 契約者が電気通信事業法の定めに基づく初期契約解除を行う場合</p> <p>(3) 契約期間満了月から起算して3か月間（以下「更新期間」といいます）の間に契約を解除する場合</p> <p>(4) 契約成立日からサービス開始日の前日までに契約を解除する場合</p> <p>3. 契約者が更新期間に定期契約型プランを解約しない場合、当該契約期間満了月の翌月を含み、当社が別途定める長さの新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。</p> <p>4. 第 15 条（契約者回線等の利用の一時中断）に基づく利用の一時中断があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（利用の一時中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません）</p> <p>5. 第 24 条（利用中止）に基づく利用中止があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（利用中止の間、契約期間の進行が停止するものではありません）。</p> <p>6. 第 25 条（利用停止）に基づく利用停止があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（利用停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません）</p> | <p>(2) 契約者が電気通信事業法の定めに基づく初期契約解除を行う場合</p> <p>(3) 契約期間満了月から起算して3か月間（以下「更新期間」といいます）の間に契約を解除する場合</p> <p>(4) 契約成立日からサービス開始日の前日までに契約を解除する場合</p> <p>3. 契約者が更新期間に定期契約型プランを解約しない場合、当該契約期間満了月の翌月を含み、当社が別途定める長さの新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。</p> <p>4. 第 15 条（契約者回線等の利用の一時中断）に基づく利用の一時中断があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（利用の一時中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません）</p> <p>5. 第 24 条（利用中止）に基づく利用中止があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（利用中止の間、契約期間の進行が停止するものではありません）。</p> <p>6. 第 25 条（利用停止）に基づく利用停止があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（利用停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません）</p> |
| <p>第32条 （工事費の支払義務）</p> <p>契約者は、さすガねっと <u>めちやはや</u> プラン申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する工事費を支払って</p> | <p>第32条 （工事費の支払義務）</p> <p>契約者は、さすガねっと <u>S</u> プラン申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する工事費を支払っていただきます。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>ただきます。ただし、サービス開始日の前日までにそのさすガねっとめち ちやはやプラン契約の申込みの取消し又はその工事の請求の取消しがあった 場合は、この限りではありません。</p> | <p>ただし、サービス開始日の前日までにそのさすガねっと S プラン契約の申 込みの取消し又はその工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではあ りません。</p> |
| <p>第34条 （手続きに関する料金の支払義務）</p> <p>契約者は、さすガねっとめちちやはやプランに係る手続きを要する請求をし、 その承諾を受けたとき、及び、契約者の行為等に伴い当社の手続きが必要 となったときは、別紙料金表に規定する手続きに関する料金を支払ってい ただきます。</p> | <p>第34条 （手続きに関する料金の支払義務）</p> <p>契約者は、さすガねっと S プランに係る手続きを要する請求をし、その承諾 を受けたとき、及び、契約者の行為等に伴い当社の手続きが必要となつた ときは、別紙料金表に規定する手続きに関する料金を支払っていただきま す。</p> |
| <p>第 7 章保守</p> | <p>第 7 章保守</p> |
| <p>第42条 （契約者の切分責任）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている 場合、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自 営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に 修理の請求をしていただきます。 2. 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、さすガねっとめ ちやはやプラン取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知しま す。 3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した | <p>第42条 （契約者の切分責任）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている 場合、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自 営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に 修理の請求をしていただきます。 2. 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、さすガねっと S プラン取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知します。 3. 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、不具合の原因が契約者の責に帰すべき事由によるものであった場合は、契約者に別紙料金表に規定する派遣費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。</p> <p>なお、当社の派遣した係員が作業を実施した場合については、別紙料金表に規定する派遣費用及び作業費用の総額に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。</p> <p>第8章 損害賠償</p> <p>第44条 (責任の制限)</p> <p>1. 当社は、さすガねっと めちやはや プランを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのさすガねっと めちやはや プランを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者が直接被った損害を賠償します。</p> <p>2. 前項の場合において、当社は、さすガねっと めちやはや プランを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのさすガねっと めちやはや プランの利用料金（そのさすガねっと めちやはや プランの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る利用料金額）を発生した</p> | <p>場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、不具合の原因が契約者の責に帰すべき事由によるものであった場合は、契約者に別紙料金表に規定する派遣費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。</p> <p>なお、当社の派遣した係員が作業を実施した場合については、別紙料金表に規定する派遣費用及び作業費用の総額に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。</p> <p>第8章 損害賠償</p> <p>第44条 (責任の制限)</p> <p>1. 当社は、さすガねっと <u>S</u> プランを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのさすガねっと <u>S</u> プランを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者が直接被った損害を賠償します。</p> <p>2. 前項の場合において、当社は、さすガねっと <u>S</u> プランを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのさすガねっと <u>S</u> プランの利用料金（そのさすガねっと <u>S</u> プランの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る利用料金額）を発生した損害とみなし、その額</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>3. 当社の故意又は重大な過失によりさすガねっと めちやほや プランの提供をしなかったときは、第1項及び第2項の規定は適用しません。</p> <p>第45条 (免責)</p> <p>1. 当社は、電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。</p> <p>2. 当社は、電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ、データ、情報等の内容等が変化又は消失し、これにより損害を与えた場合でも、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。</p> <p>3. 当社は、約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。</p> <p>4. 契約者がさすガねっと めちやほや プランの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者又は第三者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、その契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとしします。</p> | <p>に限って賠償します。</p> <p>3. 当社の故意又は重大な過失によりさすガねっと <u>S</u> プランの提供をしなかったときは、第1項及び第2項の規定は適用しません。</p> <p>第45条 (免責)</p> <p>1. 当社は、電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。</p> <p>2. 当社は、電気通信設備の修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ、データ、情報等の内容等が変化又は消失し、これにより損害を与えた場合でも、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償する責任を負いません。</p> <p>3. 当社は、約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。</p> <p>4. 契約者がさすガねっと <u>S</u> プランの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者又は第三者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、その契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとしします。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>5. 当社は、不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事象から生じた損害、逸失利益及び間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。ただし、当社に故意若しくは重大な過失がある場合はこの限りではありません（契約者が法人及び個人事業主の場合を除く）</p> <p>第47条（通信速度の非保証）</p> <p>当社は、さすガねっと めっちゃはや プランの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定めるさすガねっと めっちゃはや プランの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。</p> <p>第9章 雑則</p> <p>第49条（利用に係る契約者の義務）</p> <p>1. 契約者は次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) 当社がさすガねっと めっちゃはや プラン契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があ</p> | <p>5. 当社は、不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事象から生じた損害、逸失利益及び間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。ただし、当社に故意若しくは重大な過失がある場合はこの限りではありません（契約者が法人及び個人事業主の場合を除く）</p> <p>第47条（通信速度の非保証）</p> <p>当社はさすガねっと <u>S</u> プランの通信速度につきいかなる保証も行いません。契約者は、当社が定めるさすガねっと <u>S</u> プランの通信速度が最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。</p> <p>第9章 雑則</p> <p>第49条（利用に係る契約者の義務）</p> <p>1. 契約者は次のことを守っていただきます。</p> <p>(1) 当社がさすガねっと <u>S</u> プラン契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があ</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>るときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかにさすガねっとめちやはやプラン取扱所に通知していただきます。</p> <p>(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。</p> <p>(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がさすガねっとめちやはやプラン契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。</p> <p>(4) 当社にさすガねっとめちやはやプランの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。</p> <p>(5) 契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。</p> <p>(6) 当社がさすガねっとめちやはやプラン契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。</p> <p>(7) 法令を逸脱した行為又は逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等）を行わないこと。</p> <p>(8) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為を行わないこと。</p> | <p>は、この限りではありません。なお、この場合はすみやかにさすガねっとSプラン取扱所に通知していただきます。</p> <p>(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。</p> <p>(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がさすガねっとSプラン契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。</p> <p>(4) 当社にさすガねっとSプランの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。</p> <p>(5) 契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。</p> <p>(6) 当社がさすガねっとSプラン契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。</p> <p>(7) 法令を逸脱した行為又は逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等）を行わないこと。</p> <p>(8) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為を行わないこと。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(9) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為を行わないこと。</p> <p>2. 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失若しくはき損したとき、又は電気通信設備の返還に遅滞があったときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用（別紙料金表に定める額を限度とし、当社が別に定めるものとします）を支払っていただきます。</p> | <p>(9) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為を行わないこと。</p> <p>2. 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失若しくはき損したとき、又は電気通信設備の返還に遅滞があったときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用（別紙料金表に定める額を限度とし、当社が別に定めるものとします）を支払っていただきます。</p> |
| <p>第51条 （サービスの提供範囲等）</p> <p>1. 当社は、約款の規定によるさすガねっと めちやはや プランを本邦内に限り提供します。</p> <p>2. 当社が提供するさすガねっと めちやはや プランの範囲は、契約者回線の終端から相互接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> | <p>第51条 （サービスの提供範囲等）</p> <p>1. 当社は、約款の規定によるさすガねっと <u>S</u> プランを本邦内に限り提供します。</p> <p>2. 当社が提供するさすガねっと <u>S</u> プランの範囲は、契約者回線の終端から相互接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。</p> |
| <p>第52条 （契約者回線等の設置場所の提供等）</p> <p>契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。</p> | <p>第52条 （契約者回線等の設置場所の提供等）</p> <p>契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(2) 当社がさすガねっと <u>めちやはや</u> プラン契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。</p> <p>(3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。</p> | <p>(2) 当社がさすガねっと <u>S</u> プラン契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。</p> <p>(3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。</p> |
| <p>第53条 （契約者の氏名等の通知）</p> <p>当社は、協定事業者から請求があった場合は、契約者（その協定事業者とさすガねっと <u>めちやはや</u> プランを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります）の氏名及び住所等をその協定事業者へ通知することがあります。</p> | <p>第53条 （契約者の氏名等の通知）</p> <p>当社は、協定事業者から請求があった場合は、契約者（その協定事業者とさすガねっと <u>S</u> プランを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります）の氏名及び住所等をその協定事業者へ通知することがあります。</p> |
| <p>第56条 （法令に規定する事項）</p> <p>さすガねっと <u>めちやはや</u> プランの提供又は利用にあたり、他の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。</p> | <p>第56条 （法令に規定する事項）</p> <p>さすガねっと <u>S</u> プランの提供又は利用にあたり、他の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。</p> |
| <p>第57条 （技術的事項）</p> <p>さすガねっと <u>めちやはや</u> プランにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。</p> | <p>第57条 （技術的事項）</p> <p>さすガねっと <u>S</u> プランにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。</p> |

旧

新

第58条 (サービスの廃止)

1. 当社は、さすガねっと ~~めちやはや~~ プランの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定によりさすガねっと ~~めちやはや~~ プランを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

別表さすガねっと ~~めちやはや~~ プランにおける基本的な技術的事項

| 接続方法 | 物理的条件 | 回線終端装置の接続仕様 |
|------|--------------------------------------|--|
| 有線 | 8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準 IS8877 準拠) | IEEE802.3ab1000BASE-T 準拠又は IEEE802.3u100BASE-TX 準拠又は IEEE802.3i10BASE-T 準拠 |

第58条 (サービスの廃止)

1. 当社は、さすガねっと S プランの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定によりさすガねっと S プランを廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。

別表さすガねっと S プランにおける基本的な技術的事項

| 接続方法 | 物理的条件 | 回線終端装置の接続仕様 |
|------|--------------------------------------|--|
| 有線 | 8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準 IS8877 準拠) | IEEE802.3ab1000BASE-T 準拠又は IEEE802.3u100BASE-TX 準拠又は IEEE802.3i10BASE-T 準拠 |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>別紙料金表</p> <p>通則</p> <p>(料金の計算方法等)</p> <p>1. さすがねっと めっちゃはや プランの料金等は、このさすがねっと めっちゃはや プラン料金表 (以下「料金表」といいます) に規定するほか、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2. 当社は、契約者がそのさすがねっと めっちゃはや プラン契約に基づき支払う利用料金を料金月 (1 の暦月の起算日 (当社がさすがねっと めっちゃはや プラン契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます) から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします) に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。</p> <p>3. 当社は、次の場合が生じたときは、さすがねっと めっちゃはや プラン契約に基づき支払う利用料金をその利用日数に応じて日割りします。</p> <p>(1) 料金月の初日以外の日にさすがねっと めっちゃはや プランの提供の開始があったとき。</p> <p>(2) 第30条 (利用料金の支払義務) 第3項の表の規定に該当するとき。</p> <p>(3) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。</p> <p>(4) 契約者が電気通信事業法の定めに基づく初期契約解除を行う場合</p> <p>4. 3の規定による利用料金の日割りは、暦日数により行います。この場合、</p> | <p>別紙料金表</p> <p>通則</p> <p>(料金の計算方法等)</p> <p>1. さすがねっと <u>S</u> プランの料金等は、このさすがねっと <u>S</u> プラン料金表 (以下「料金表」といいます) に規定するほか、当社が別に定めるところによります。</p> <p>2. 当社は、契約者がそのさすがねっと <u>S</u> プラン契約に基づき支払う利用料金を料金月 (1 の暦月の起算日 (当社がさすがねっと <u>S</u> プラン契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます) から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします) に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。</p> <p>3. 当社は、次の場合が生じたときは、さすがねっと <u>S</u> プラン契約に基づき支払う利用料金をその利用日数に応じて日割りします。</p> <p>(1) 料金月の初日以外の日にさすがねっと <u>S</u> プランの提供の開始があったとき。</p> <p>(2) 第30条 (利用料金の支払義務) 第3項の表の規定に該当するとき。</p> <p>(3) 5の規定に基づく起算日の変更があったとき。</p> <p>(4) 契約者が電気通信事業法の定めに基づく初期契約解除を行う場合</p> <p>4. 3の規定による利用料金の日割りは、暦日数により行います。この場合、</p> |

旧

第 30 条（利用料金の支払義務）第 3 項の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とします。

5. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

料金表

1. 基本月額料金

| | コー ス種 別 | 利用料金 | 備考 |
|------------------------------------|---------------|----------------------------|---|
| さすガねつ とめちやは 空プラン(3 年定期契約) | | 5,300 円 (税込 5,830 円) | ・定期契約型プランとなり、契約期間は3年とします。なお、当該契約期間満了後の契約期間は、2年とします。 |

2. 定期契約型プランの契約解除料

新

第 30 条（利用料金の支払義務）第 3 項の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とします。

5. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

料金表

1. 基本月額料金

| プラン | コー ス | 型 | 利用料金 | 備考 | |
|-------------------------|---------|----|----------------|----------------------------|---|
| さすガ ねつと S プラ ン | | 2G | 3年 定期 契約 | 5,300 円 (税込 5,830 円) | ・定期契約型プランとなり、契約期間は3年とします。なお、当該契約期間満了後の契約期間は、2年とします。 |

2. 定期契約型プランの契約解除料

| 旧 | | | | | 新 | | | | |
|---|--|--|------------------------|-----------------------------|--------------------|-----|----------------|------------------------|-----------------------------|
| | コース種別 | | 最初の契約期間内に解除された場合の契約解除料 | 最初の契約期間の更新後以降に解除された場合の契約解除料 | プラン | コース | 型 | 最初の契約期間内に解除された場合の契約解除料 | 最初の契約期間の更新後以降に解除された場合の契約解除料 |
| | さすガねっとめ ちゃはや プラン (3年定期契約) | | 3,889円 (税込4,277円) | 5,000円 (税込5,500円) | さすガ ねっとS プラン | 2G | 3年 定期 契約 | 3,889円 (税込4,277円) | 5,000円 (税込5,500円) |

3. 工事費

(2022年6月30日までに契約を締結した場合)

| 区分 | 料金 | 備考 |
|---------------|---------------------------|--|
| 標準 工事 費 | 40,000円 (税込 4,000円) | <ul style="list-style-type: none"> さすガねっとめ ちゃはやプラン(3年定期契約)については35回の分割払いにてお支払いいただきます。(1回目の分割払い額:税込1,262円/月、2回目から35回目の分割払い額:税込1,257円/月) 各分割払い額は、サービス開始日の属する月の翌月以降の毎月の利用料金とあわせてお支払いいただきます。 |

3. 工事費

(2022年6月30日までに契約を締結した場合)

| 区分 | 料金 | 備考 |
|---------------|---------------------------|---|
| 標準 工事 費 | 40,000円 (税込 4,000円) | <ul style="list-style-type: none"> さすガねっとSプラン2Gコース(3年定期契約)については35回の分割払いにてお支払いいただきます。(1回目の分割払い額:税込1,262円/月、2回目から35回目の分割払い額:税込1,257円/月) 各分割払い額は、サービス開始日の属する月の翌月以降の毎月の利用料金とあわせてお支払いいただきます。 |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|--|--|---|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> • 工事費はサービス開始日時点の税率で消費税が加算されます。お申し込み時とサービス開始日で税率が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。 • サービス開始日の後に消費税率が変更されても、工事費はサービス開始日時点の税率での分割払いとなります。 • 分割手数料は無料です。 • 分割払い期間中にさすガねっと めちやは プランの契約を解除（転居による契約解除の場合を含みます）される場合は、お支払いいただいていない残債額を一括で請求させていただきます。 • サービス開始日の前日までに、さすガねっと めちやは キ プランを契約解除された場合、請求しません。また、初期契約解除制度に基づく契約の解除の場合は、別途当社が定める金額を請求します。ただし、当社がさすガねっと めちやは プランの提供ができない場合等、当社の事由による契約解除の場合はこの限りではありません。 | | | <ul style="list-style-type: none"> • 工事費はサービス開始日時点の税率で消費税が加算されます。お申し込み時とサービス開始日で税率が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。 • サービス開始日の後に消費税率が変更されても、工事費はサービス開始日時点の税率での分割払いとなります。 • 分割手数料は無料です。 • 分割払い期間中にさすガねっと <u>S</u> プランの契約を解除（転居による契約解除の場合を含みます）される場合は、お支払いいただいていない残債額を一括で請求させていただきます。 • サービス開始日の前日までに、さすガねっと <u>S</u> プランを契約解除された場合、請求しません。また、初期契約解除制度に基づく契約の解除の場合は、別途当社が定める金額を請求します。ただし、当社がさすガねっと <u>S</u> プランの提供ができない場合等、当社の事由による契約解除の場合はこの限りではありません。 |

| 旧 | | | 新 | | |
|----------|----------------------------|---|----------|----------------------------|---|
| 土日祝追加工事費 | 3,000円 (税込 3,300円) | ・土曜日、日曜日、祝日に工事を行う場合は、原則として、派遣にかかる追加費用として標準工事費とは別に請求させていただきます。 | 土日祝追加工事費 | 3,000円 (税込 3,300円) | ・土曜日、日曜日、祝日に工事を行う場合は、原則として、派遣にかかる追加費用として標準工事費とは別に請求させていただきます。 |
| 回線撤去工事費 | 10,000円 (税込 11,000円) | ・解約時、光キャビネット、光コンセント及び引込線（契約者回線のうち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ（分岐装置）から当社が設置又は提供する回線終端装置までの間の線路）の撤去をご希望の場合に請求いたします。 | 回線撤去工事費 | 10,000円 (税込 11,000円) | ・解約時、光キャビネット、光コンセント及び引込線（契約者回線のうち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ（分岐装置）から当社が設置又は提供する回線終端装置までの間の線路）の撤去をご希望の場合に請求いたします。 |

(2022年7月1日以降に契約を締結した場合)

(2022年7月1日以降に契約を締結した場合)

| 区分 | 料金 | 備考 |
|-------|----------------------------|--|
| 標準工事費 | 40,000円 (税込 44,000円) | <ul style="list-style-type: none"> ・さすガねっと めちやはや プラン（3年定期契約）については36回の分割払いにてお支払いいただきます。（1回目の分割払い額：税込1,230円/月、2回目から36回目の分割払い額：税込1,222円/月） ・各分割払い額は、サービス開始日の属する月以降の毎月の利用料金とあわせてお支払いいただきます。 |

| 区分 | 料金 | 備考 |
|-------|----------------------------|---|
| 標準工事費 | 40,000円 (税込 44,000円) | <ul style="list-style-type: none"> ・さすガねっと <u>S</u> プラン <u>2Gコース</u>（3年定期契約）については36回の分割払いにてお支払いいただきます。（1回目の分割払い額：税込1,230円/月、2回目から36回目の分割払い額：税込1,222円/月） ・各分割払い額は、サービス開始日の属する月以降の毎月の利用料金とあわせてお支払いいただきます。 |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|--|--|---|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> • 工事費はサービス開始日時点の税率で消費税が加算されます。お申し込み時とサービス開始日で税率が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。 • サービス開始日の後に消費税率が変更されても、工事費はサービス開始日時点の税率での分割払いとなります。 • 分割手数料は無料です。 • 分割払い期間中にさすガねっと めちやはや プランの契約を解除（転居による契約解除の場合を含みます）される場合は、お支払いいただいていない残債額を一括で請求させていただきます。 • サービス開始日の前日までに、さすガねっと めちやはや プランを契約解除された場合、請求しません。また、初期契約解除制度に基づく契約の解除の場合は、別途当社が定める金額を請求します。ただし、当社がさすガねっと めちやはや プランの提供ができない場合等、当社の事由による契約解除の場合はこの限りではありません。 | | | <ul style="list-style-type: none"> • 工事費はサービス開始日時点の税率で消費税が加算されます。お申し込み時とサービス開始日で税率が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。 • サービス開始日の後に消費税率が変更されても、工事費はサービス開始日時点の税率での分割払いとなります。 • 分割手数料は無料です。 • 分割払い期間中にさすガねっと <u>S</u> プランの契約を解除（転居による契約解除の場合を含みます）される場合は、お支払いいただいていない残債額を一括で請求させていただきます。 • サービス開始日の前日までに、さすガねっと <u>S</u> プランを契約解除された場合、請求しません。また、初期契約解除制度に基づく契約の解除の場合は、別途当社が定める金額を請求します。ただし、当社がさすガねっと <u>S</u> プランの提供ができない場合等、当社の事由による契約解除の場合はこの限りではありません。 |

| 旧 | | | 新 | | |
|--|----------------------------|---|--|----------------------------|---|
| 土日 祝追 加工 工事費 | 3,000円 (税込 3,300円) | ・土曜日、日曜日、祝日に工事を行う場合は、原則として、派遣にかかる追加費用として標準工事費とは別に請求させていただきます。 | 土日 祝追 加工 工事費 | 3,000円 (税込 3,300円) | ・土曜日、日曜日、祝日に工事を行う場合は、原則として、派遣にかかる追加費用として標準工事費とは別に請求させていただきます。 |
| 回線 撤去 工事 費 | 10,000円 (税込 11,000円) | ・解約時、光キャビネット、光コンセント及び引込線（契約者回線のうち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ（分岐装置）から当社が設置又は提供する回線終端装置までの間の線路）の撤去をご希望の場合に請求いたします。 | 回線 撤去 工事 費 | 10,000円 (税込 11,000円) | ・解約時、光キャビネット、光コンセント及び引込線（契約者回線のうち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ（分岐装置）から当社が設置又は提供する回線終端装置までの間の線路）の撤去をご希望の場合に請求いたします。 |
| 附則 この約款は、202 4 年 10 月 1 日から実施します。 | | | 附則 この約款は、202 4 年 10 月 1 日から実施します。 | | |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">さすガねっと めちやはや プラン利用料割引等に関する規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第1条 (規約の適用) 大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、このさすガねっと めちやはや プラン利用料割引等に関する規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、当社が別に定めるさすガねっと めちやはや プラン契約約款、さすガねっと めちやはや プランリモートサポートに関する利用規約（以下「各種サービス約款等」といいます。）に定める各種サービス（以下「各種サービス」といいます。）について、月額の利用料金等（以下「月額利用料」といいます。）の割引（以下「利用料割引特典」といいます。）及びその他特典（利用料割引特典とその他特典を総称し「本特典」といいます。）を適用します。</p> <p>2 本規約に記載が無い事項に関しては、各種サービス約款等が適用されません。</p> <p>3 当社は、いかなる場合においても、本規約の施行開始日より前に提供を開始している対象サービスについて、本特典の遡っての適用は行いません。</p> <p>4 当社は、月額の利用料金等の請求がない場合は、本規約に定める利用料割引特典の適用は行いません。</p> <p>第6条 (各利用料割引特典及びその他特典の提供条件と内容)</p> <p>1 利用料割引特典</p> <p>1-1 スタート割</p> <p>(1) さすガねっと めちやはや プランの提供が開始された場合、さすガねっと めちやはや プランの提供が開始された日が属する月を1か月目として、別表1に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすガねっと めちやはや プランの月額利用料から減額します。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> | <p style="text-align: center;">さすガねっと <u>S</u> プラン利用料割引等に関する規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第1条 (規約の適用) 大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、このさすガねっと <u>S</u> プラン利用料割引等に関する規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、当社が別に定めるさすガねっと <u>S</u> プラン契約約款、さすガねっと <u>S</u> プランリモートサポートに関する利用規約（以下「各種サービス約款等」といいます。）に定める各種サービス（以下「各種サービス」といいます。）について、月額の利用料金等（以下「月額利用料」といいます。）の割引（以下「利用料割引特典」といいます。）及びその他特典（利用料割引特典とその他特典を総称し「本特典」といいます。）を適用します。</p> <p>2 本規約に記載が無い事項に関しては、各種サービス約款等が適用されません。</p> <p>3 当社は、いかなる場合においても、本規約の施行開始日より前に提供を開始している対象サービスについて、本特典の遡っての適用は行いません。</p> <p>4 当社は、月額の利用料金等の請求がない場合は、本規約に定める利用料割引特典の適用は行いません。</p> <p>第6条 (各利用料割引特典及びその他特典の提供条件と内容)</p> <p>1 利用料割引特典</p> <p>1-1 スタート割</p> <p>(1) さすガねっと <u>S</u> プランの提供が開始された場合、さすガねっと <u>S</u> プランの提供が開始された日が属する月を1か月目として、別表1に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすガねっと <u>S</u> プランの月額利用料から減額します。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>・過去同一の場所においてさすガねっとめちやはやプランを利用している場合。</p> <p>(3) さすガねっとめちやはやプラン契約約款の定めに基づきさすガねっとめちやはやプランの月額利用料を日割りする場合、スタート割の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、さすガねっとめちやはやプランの月額利用料からその金額を差し引くものといたします。</p> <p>1-2 ガスセット割</p> <p>(追加)</p> <p>(1) 同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結し、その供給を開始している場合、契約者からのガスセット割の申込みに基づき、ガスセット割を適用いたします。その場合、当社は、さすガねっとめちやはやプランの月額利用料から300円(税込330円)を減額します。 ガスセット</p> <p>(2) 割は、さすガねっとめちやはやプランの提供開始日の属する月の末日までに申込みいただいた場合はさすガねっとめちやはやプランの提供が開始された日から、さすガねっとめちやはやプランの提供開始日の属する月の翌月以降に申込みいただいた場合は、当社がお申込みを承諾した日の属する月の月額利用料から適用いたします。なお、さすガねっとめちやはやプラン契約約款の定めに基づきさすガねっとめちやはやプランの月額利用料を日割りする場合、ガスセット割の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、さすガねっとめちやはやプランの月額利用料からその金額を差し引くものといたします。</p> <p>(3) 契約者は、ガスセット割の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに</p> | <p>・過去同一の場所においてさすガねっと <u>S</u>プランを利用している場合。</p> <p>(3) さすガねっと <u>S</u>プラン契約約款の定めに基づきさすガねっと <u>S</u>プランの月額利用料を日割りする場合、スタート割の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、さすガねっと <u>S</u>プランの月額利用料からその金額を差し引くものといたします。</p> <p>1-2 セット割</p> <p>(1) <u>次の条件のいずれかを満たす場合、契約者からのセット割の申込みに基づき、セット割を適用いたします。その場合、当社は、さすガねっと Sプランの月額利用料から300円(税込330円)を減額します。</u> <u>・同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者と、ガスの使用契約を締結し、その供給を開始している場合。</u></p> <p><u>・同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者と、電気の使用契約を締結し、その供給を開始している場合。</u></p> <p>(2) <u>セット割は、さすガねっと Sプランの提供開始日の属する月の末日までに申込みいただいた場合はさすガねっと Sプランの提供が開始された日から、さすガねっと Sプランの提供開始日の属する月の翌月以降に申込みいただいた場合は、当社がお申込みを承諾した日の属する月の月額利用料から適用いたします。なお、さすガねっと Sプラン契約約款の定めに基づきさすガねっと Sプランの月額利用料を日割りする場合、セット割の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、さすガねっと Sプランの月額利用料からその金額を差し引くものといたします。</u></p> <p>(3) 契約者は、セット割の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>かに当社に通知していただきます。この場合、ガスセット割の適用は、当社が通知を受けた日の属する月の月額利用料までといたします。適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月以降の月額利用料にガスセット割が適用されていた場合、ガスセット割の適用は当該事実が明らかになった日の属する月の月額利用料までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月の月額利用料まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。</p> <p>1-3 違約金相当額補填割引</p> <p>(1) さすがねっとめちやほやプランの提供が新たに開始された場合で次の条件をすべて満たす場合、違約金相当額補填割引を適用いたします。その場合、別表2に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすがねっとめちやほやプランの月額利用料から減額します。なお、割引額の決定にあたり対象となる他社のインターネットサービス（以下、「他社サービス」といいます。）の違約金は、インターネットサービス1回線の解約に伴うものとし、当社が別途指定するものに限りません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者が、当社のさすがねっとめちやほやプランの提供が開始された日が属する月を1か月目として6か月目の末日までに、当社の指定する書面に所要事項を不備なく記載し、郵送により当社へ違約金相当額補填割引の申込みをすること。また、あわせて、他社サービスのサービス名称、違約金額及びその請求年月、契約名義、設置先住所等を当社が確認するための書類を提出していただくこと。 ・契約者が、当社のさすがねっとめちやほやプランの契約成立日以降に他社サービスを解約し、他社サービスに基づく違約金が発生したこと。 <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> | <p>当社に通知していただきます。この場合、セット割の適用は、当社が通知を受けた日の属する月の月額利用料までといたします。適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月以降の月額利用料にセット割が適用されていた場合、セット割の適用は当該事実が明らかになった日の属する月の月額利用料までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月の月額利用料まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。</p> <p>1-3 違約金相当額補填割引</p> <p>(1) さすがねっと <u>S</u> プランの提供が新たに開始された場合で次の条件をすべて満たす場合、違約金相当額補填割引を適用いたします。その場合、別表2に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすがねっと <u>S</u> プランの月額利用料から減額します。なお、割引額の決定にあたり対象となる他社のインターネットサービス（以下、「他社サービス」といいます。）の違約金は、インターネットサービス1回線の解約に伴うものとし、当社が別途指定するものに限りません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者が、当社のさすがねっと <u>S</u> プランの提供が開始された日が属する月を1か月目として6か月目の末日までに、当社の指定する書面に所要事項を不備なく記載し、郵送により当社へ違約金相当額補填割引の申込みをすること。また、あわせて、他社サービスのサービス名称、違約金額及びその請求年月、契約名義、設置先住所等を当社が確認するための書類を提出していただくこと。 ・契約者が、当社のさすがねっと <u>S</u> プランの契約成立日以降に他社サービスを解約し、他社サービスに基づく違約金が発生したこと。 <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>・過去同一の場所においてさすガねっとめっちゃはやプランを利用している場合。</p> <p>(3) 違約金相当額補填割引は、さすガねっとめっちゃはやプランの提供が開始された日が属する月の翌月又は当社が契約者から違約金相当額補填割引の申込みを受け当社が申込みを承諾した日の属する月のいずれか遅いほうの月の月額利用料から、適用いたします。なお、さすガねっとめっちゃはやプラン契約約款の定めに基づきさすガねっとめっちゃはやプランの月額利用料を日割りする場合、違約金相当額補填割引も同様の方法で日割り計算するものとし、さすガねっとめっちゃはやプランの月額利用料からその金額を差し引くものといたします。</p> <p>1-4 工事費相当額割引</p> <p>(2022年6月30日までに契約を締結した場合)</p> <p>(1) さすガねっとめっちゃはやプランの標準工事費の支払いが発生し、さすガねっとめっちゃはやプランの提供が開始された場合、さすガねっとめっちゃはやプランの提供が開始された日が属する月の翌月を1か月目として、別表3に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすガねっとめっちゃはやプランの月額利用料から減額します。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> <p>・過去同一の場所においてさすガねっとめっちゃはやプランを利用している場合。</p> <p>(3) さすガねっとめっちゃはやプラン契約約款の定めに基づきさすガねっとめっちゃはやプランの月額利用料を日割りする場合、工事費相当額割引も同様の方法で日割り計算するものとし、さすガねっとめっちゃはやプランの月額利用料からその金額を差し引くものといたします。</p> <p>(2022年7月1日以降に契約を締結した場合)</p> <p>(1) さすガねっとめっちゃはやプランの標準工事費の支払いが発生し、さ</p> | <p>・過去同一の場所においてさすガねっと <u>S</u> プランを利用している場合。</p> <p>(3) 違約金相当額補填割引は、さすガねっと <u>S</u> プランの提供が開始された日が属する月の翌月又は当社が契約者から違約金相当額補填割引の申込みを受け当社が申込みを承諾した日の属する月のいずれか遅いほうの月の月額利用料から、適用いたします。なお、さすガねっと <u>S</u> プラン契約約款の定めに基づきさすガねっと <u>S</u> プランの月額利用料を日割りする場合、違約金相当額補填割引も同様の方法で日割り計算するものとし、さすガねっと <u>S</u> プランの月額利用料からその金額を差し引くものといたします。</p> <p>1-4 工事費相当額割引</p> <p>(2022年6月30日までに契約を締結した場合)</p> <p>(1) さすガねっと <u>S</u> プランの標準工事費の支払いが発生し、さすガねっと <u>S</u> プランの提供が開始された場合、さすガねっと <u>S</u> プランの提供が開始された日が属する月の翌月を1か月目として、別表3に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすガねっと <u>S</u> プランの月額利用料から減額します。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> <p>・過去同一の場所においてさすガねっと <u>S</u> プランを利用している場合。</p> <p>(3) さすガねっと <u>S</u> プラン契約約款の定めに基づきさすガねっと <u>S</u> プランの月額利用料を日割りする場合、工事費相当額割引も同様の方法で日割り計算するものとし、さすガねっと <u>S</u> プランの月額利用料からその金額を差し引くものといたします。</p> <p>(2022年7月1日以降に契約を締結した場合)</p> <p>(1) さすガねっと <u>S</u> プランの標準工事費の支払いが発生し、さすガねっ</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>すがねっと めちゃはや プランの提供が開始された場合、すがねっと めちゃはや プランの提供が開始された日が属する月を1か月目として、別表3に定める割引期間について同表に定める割引額を、すがねっと めちゃはや プランの提供が開始された日が属する月は同月の月額利用料に合わせて契約事務手数料の請求がある場合には契約事務手数料から、すがねっと めちゃはや プランの提供が開始された日が属する月の翌月以降についてはすがねっと めちゃはや プランの月額利用料から減額します。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去同一の場所においてすがねっと めちゃはや プランを利用している場合。 <p>(3) すがねっと めちゃはや プランの月額利用料から減額する場合で、すがねっと めちゃはや プラン契約約款の定めに基づきすがねっと めちゃはや プランの月額利用料を日割りする場合、工事費相当額割引も同様の方法で日割り計算するものとし、すがねっと めちゃはや プランの月額利用料からその金額を差し引くものいたします。</p> <p>1-5 ひかり TV2 台特別割</p> <p>(2022年6月30日までに契約を締結した場合)</p> <p>(1) 次の条件を満たす場合、ひかり TV for NURO の利用開始月を1か月目として、3か月目から24か月目の期間について、すがねっと めちゃはや プランの月額利用料から800円(税込880円)を減額します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すがねっと めちゃはや プランの申込みと同時に、ひかり TV for NURO の1契約目としてテレビおすすめプラン(ひかり TV 2ねん割、チューナーレンタルあり)を、2契約目として基本放送プラン(チューナーレンタルあり)を申込みいただき、ひかり TV for NURO を利用開始された場合 <p>(2) 前項の適用条件を満たさなくなった場合、ひかり TV2 台特別割の適</p> | <p>と <u>S</u> プランの提供が開始された場合、すがねっと <u>S</u> プランの提供が開始された日が属する月を1か月目として、別表3に定める割引期間について同表に定める割引額を、すがねっと <u>S</u> プランの提供が開始された日が属する月は同月の月額利用料に合わせて契約事務手数料の請求がある場合には契約事務手数料から、すがねっと <u>S</u> プランの提供が開始された日が属する月の翌月以降についてはすがねっと <u>S</u> プランの月額利用料から減額します。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去同一の場所においてすがねっと <u>S</u> プランを利用している場合。 <p>(3) すがねっと <u>S</u> プランの月額利用料から減額する場合で、すがねっと <u>S</u> プラン契約約款の定めに基づきすがねっと <u>S</u> プランの月額利用料を日割りする場合、工事費相当額割引も同様の方法で日割り計算するものとし、すがねっと <u>S</u> プランの月額利用料からその金額を差し引くものいたします。</p> <p>1-5 ひかり TV2 台特別割</p> <p>(2022年6月30日までに契約を締結した場合)</p> <p>(1) 次の条件を満たす場合、ひかり TV for NURO の利用開始月を1か月目として、3か月目から24か月目の期間について、すがねっと <u>S</u> プランの月額利用料から800円(税込880円)を減額します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すがねっと <u>S</u> プランの申込みと同時に、ひかり TV for NURO の1契約目としてテレビおすすめプラン(ひかり TV 2ねん割、チューナーレンタルあり)を、2契約目として基本放送プラン(チューナーレンタルあり)を申込みいただき、ひかり TV for NURO を利用開始された場合 <p>(2) 前項の適用条件を満たさなくなった場合、ひかり TV2 台特別割の適</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>用を終了します。また、ひかり TV2 台特別割は、その他の月額基本料金に関わる利用料割引特典又はその他特典と併用できない場合があります。</p> <p>(2022年7月1日以降に契約を締結した場合)</p> <p>(1) 次の条件を満たす場合、ひかり TV for NURO の利用開始月を1か月目として、3か月目から24か月目の期間について、さすガねっと めちやはや プランの月額利用料から800円(税込880円)を減額します。</p> <ul style="list-style-type: none"> さすガねっと めちやはや プランの申込みと同時に、ひかり TV for NURO の1契約目として専門チャンネルプラン(ひかり TV はじめて割、チューナーレンタルあり)を、2契約目として基本プラン(チューナーレンタルあり)を申込みいただき、ひかり TV for NURO を利用開始された場合 <p>(2) 前項の適用条件を満たさなくなった場合、ひかり TV2 台特別割の適用を終了します。また、ひかり TV2 台特別割は、その他の月額基本料金に関わる利用料割引特典又はその他特典と併用できない場合があります。</p> <p>2 その他特典</p> <p>2-1 さすガねっと めちやはや プランリモートサポート月額利用料金無料特典</p> <p>(1) さすガねっと めちやはや プランリモートサポートを新規に申込みされた場合は、さすガねっと めちやはや プランリモートサポートの開始日の属する月とその翌月のさすガねっと めちやはや プランリモートサポートの月額利用料金を無料とします。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去同一の場所においてさすガねっと めちやはや プランリモート | <p>用を終了します。また、ひかり TV2 台特別割は、その他の月額基本料金に関わる利用料割引特典又はその他特典と併用できない場合があります。</p> <p>(2022年7月1日以降に契約を締結した場合)</p> <p>(1) 次の条件を満たす場合、ひかり TV for NURO の利用開始月を1か月目として、3か月目から24か月目の期間について、さすガねっと <u>S</u> プランの月額利用料から800円(税込880円)を減額します。</p> <ul style="list-style-type: none"> さすガねっと <u>S</u> プランの申込みと同時に、ひかり TV for NURO の1契約目として専門チャンネルプラン(ひかり TV はじめて割、チューナーレンタルあり)を、2契約目として基本プラン(チューナーレンタルあり)を申込みいただき、ひかり TV for NURO を利用開始された場合 <p>(2) 前項の適用条件を満たさなくなった場合、ひかり TV2 台特別割の適用を終了します。また、ひかり TV2 台特別割は、その他の月額基本料金に関わる利用料割引特典又はその他特典と併用できない場合があります。</p> <p>2 その他特典</p> <p>2-1 さすガねっと <u>S</u> プランリモートサポート月額利用料金無料特典</p> <p>(1) さすガねっと <u>S</u> プランリモートサポートを新規に申込みされた場合は、さすガねっと <u>S</u> プランリモートサポートの開始日の属する月とその翌月のさすガねっと <u>S</u> プランリモートサポートの月額利用料金を無料とします。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去同一の場所においてさすガねっと <u>S</u> プランリモートサポート |

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------------------|-------|------|--|-------------------------|-------|---|--------|-----|------|--|-------------------------|-------|
| サポートを利用している場合。 | を利用している場合。 | | | | | | | | | | | | |
| 別表 | 別表 | | | | | | | | | | | | |
| 別表 1 (スタート割 対象サービス、割引額及び割引期間) | 別表 1 (スタート割 対象サービス、割引額及び割引期間) | | | | | | | | | | | | |
| (2024 年 9 月 30 日までに契約を締結した場合) | (2024 年 9 月 30 日までに契約を締結した場合) | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象サービス</th> <th>割引額</th> <th>割引期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さすガねっと めちやほ キプラン (3 年定期契約)</td> <td>2,200 円 (税込 2,420 円)</td> <td>12 か月</td> </tr> </tbody> </table> | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | さすガねっと めちやほ キ プラン (3 年定期契約) | 2,200 円 (税込 2,420 円) | 12 か月 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象サービス</th> <th>割引額</th> <th>割引期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さすガねっと <u>S</u>プラン <u>2G コース</u> (3 年定期契約)</td> <td>2,200 円 (税込 2,420 円)</td> <td>12 か月</td> </tr> </tbody> </table> | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | さすガねっと <u>S</u> プラン <u>2G コース</u> (3 年定期契約) | 2,200 円 (税込 2,420 円) | 12 か月 |
| 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | | | | | | | | | | | |
| さすガねっと めちやほ キ プラン (3 年定期契約) | 2,200 円 (税込 2,420 円) | 12 か月 | | | | | | | | | | | |
| 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | | | | | | | | | | | |
| さすガねっと <u>S</u> プラン <u>2G コース</u> (3 年定期契約) | 2,200 円 (税込 2,420 円) | 12 か月 | | | | | | | | | | | |
| (2024 年 10 月 1 日以降に契約を締結した場合) | (2024 年 10 月 1 日以降に契約を締結した場合) | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象サービス</th> <th>割引額</th> <th>割引期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さすガねっと めちやほ キプラン (3 年定期契約)</td> <td>2,200 円 (税込 2,420 円)</td> <td>6 か月</td> </tr> </tbody> </table> | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | さすガねっと めちやほ キ プラン (3 年定期契約) | 2,200 円 (税込 2,420 円) | 6 か月 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象サービス</th> <th>割引額</th> <th>割引期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さすガねっと <u>S</u>プラン <u>2G コース</u> (3 年定期契約)</td> <td>2,200 円 (税込 2,420 円)</td> <td>6 か月</td> </tr> </tbody> </table> | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | さすガねっと <u>S</u> プラン <u>2G コース</u> (3 年定期契約) | 2,200 円 (税込 2,420 円) | 6 か月 |
| 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | | | | | | | | | | | |
| さすガねっと めちやほ キ プラン (3 年定期契約) | 2,200 円 (税込 2,420 円) | 6 か月 | | | | | | | | | | | |
| 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | | | | | | | | | | | |
| さすガねっと <u>S</u> プラン <u>2G コース</u> (3 年定期契約) | 2,200 円 (税込 2,420 円) | 6 か月 | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|---|------|---|---|------|
| 別表3 (工事費相当額割引 対象サービス、割引額及び割引期間) (2022年6月30日までに契約を締結した場合) | | | 別表3 (工事費相当額割引 対象サービス、割引額及び割引期間) (2022年6月30日までに契約を締結した場合) | | |
| 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 |
| さすがねっと <u>めちやはや</u> プラン (3年定期契約) | 1か月目 1,148円 (税込 1,262円) 2か月目から35か月目まで 1,143円 (税込 1,257円) | 35か月 | さすがねっと <u>S</u> プラン <u>2Gコース</u> (3年定期契約) | 1か月目 1,148円 (税込 1,262円) 2か月目から35か月目まで 1,143円 (税込 1,257円) | 35か月 |
| (2022年7月1日以降に契約を締結した場合) | | | (2022年7月1日以降に契約を締結した場合) | | |
| 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 |
| さすがねっと <u>めちやはや</u> プラン (3年定期契約) | 1か月目 1,119円 (税込 1,230円) 2か月目から36か月目まで 1,111円 (税込 1,222円) ※1か月目は、契約事務手数料が発生する場合にのみ割引 | 36か月 | さすがねっと <u>S</u> プラン <u>2Gコース</u> (3年定期契約) | 1か月目 1,119円 (税込 1,230円) 2か月目から36か月目まで 1,111円 (税込 1,222円) ※1か月目は、契約事務手数料が発生する場合にのみ割引 | 36か月 |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p data-bbox="141 300 203 331">附則</p> <p data-bbox="170 379 309 411">(実施期日)</p> <p data-bbox="170 421 734 453">本規約は、2024年 10月 1日から実施します。</p> | <p data-bbox="1131 300 1193 331">附則</p> <p data-bbox="1160 379 1299 411">(実施期日)</p> <p data-bbox="1160 421 1711 453">本規約は、2025年 2月 4日から実施します。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p data-bbox="174 247 1106 327">さすガねっと めちやはや プラン標準工事及び回線撤去工事規約 大阪ガス株式会社</p> <p data-bbox="141 375 1106 491">本規約は、大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、さすガねっと めちやはや プランに関する標準工事、回線撤去工事（以下「当工事」といいます。）をご依頼いただくにあたり、条件を定めたものです。</p> <p data-bbox="141 499 1106 655">お客さまは、本規約、さすガねっと めちやはや プラン各種サービス会員規約本則、さすガねっと めちやはや プラン契約約款及びこれらの諸規定（以下、あわせて「本規約等」といいます。）に同意したうえでお申込みいただくことが必要です。</p> <p data-bbox="152 707 483 735">第1条 （当工事の請負）</p> <p data-bbox="152 746 1106 948">当社は、お客さまによるさすガねっと めちやはや プランの利用に伴い、さすガねっと めちやはや プラン契約約款に記載の標準工事を請け負います。また、当社は、お客さまによるさすガねっと めちやはや プランのご解約に伴い、お客さまが回線撤去工事の実施をご希望された場合に、さすガねっと めちやはや プラン契約約款に記載の回線撤去工事を請け負います。</p> <p data-bbox="152 1034 407 1066">第6条 （作業完了）</p> <p data-bbox="141 1077 1106 1318">1. 当工事の作業終了後、お客さまに当工事の実施結果をご確認いただき、工事の完了確認を书面又は電磁的にいただいた時点で作業完了とさせていただきます。なお、当工事の作業終了した場合においても、さすガねっと めちやはや プランの利用ができないときがありますので、予めご了承ください。</p> <p data-bbox="141 1246 1106 1318">2. 訪問後、以下の場合は作業を行わずに終了させていただく場合があります。その場合も当社の規定する作業料金はお支払いいただきます。</p> <p data-bbox="174 1329 696 1361">①違法行為となる作業を要求された場合。</p> | <p data-bbox="1227 247 2098 327">さすガねっと S プラン標準工事及び回線撤去工事規約 大阪ガス株式会社</p> <p data-bbox="1131 375 2098 491">本規約は、大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、さすガねっと S プランに関する標準工事、回線撤去工事（以下「当工事」といいます。）をご依頼いただくにあたり、条件を定めたものです。</p> <p data-bbox="1131 499 2098 616">お客さまは、本規約、さすガねっと S プラン各種サービス会員規約本則、さすガねっと S プラン契約約款及びこれらの諸規定（以下、あわせて「本規約等」といいます。）に同意したうえでお申込みいただくことが必要です。</p> <p data-bbox="1142 707 1473 735">第1条 （当工事の請負）</p> <p data-bbox="1142 746 2098 948">当社は、お客さまによるさすガねっと S プランの利用に伴い、さすガねっと S プラン契約約款に記載の標準工事を請け負います。また、当社は、お客さまによるさすガねっと S プランのご解約に伴い、お客さまが回線撤去工事の実施をご希望された場合に、さすガねっと S プラン契約約款に記載の回線撤去工事を請け負います。</p> <p data-bbox="1142 1034 1397 1066">第6条 （作業完了）</p> <p data-bbox="1131 1077 2098 1233">1. 当工事の作業終了後、お客さまに当工事の実施結果をご確認いただき、工事の完了確認を书面又は電磁的にいただいた時点で作業完了とさせていただきます。なお、当工事の作業終了した場合においても、さすガねっと S プランの利用ができないときがありますので、予めご了承ください。</p> <p data-bbox="1131 1241 2098 1318">2. 訪問後、以下の場合は作業を行わずに終了させていただく場合があります。その場合も当社の規定する作業料金はお支払いいただきます。</p> <p data-bbox="1164 1329 1686 1361">①違法行為となる作業を要求された場合。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>②お客さまが、暴力団関係者その他反社会的勢力に属する者と認められる場合。</p> <p>③お客さまが、自ら又は反社会的勢力を利用して、当社及び当社委託先に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。</p> <p>④お客さまの責により、作業に必要な環境が整っていない場合。</p> <p>⑤作業中に必要な同意事項に同意いただけない場合。</p> <p>⑥作業に必要な箇所に施錠等がされており、お客さまにより開錠できない場合。</p> <p>⑦作業に必要な情報を開示いただけない場合。</p> <p>⑧その他当工事を遂行するうえで、当社又は当社委託先が不適切と合理的に判断する行為があった場合。</p> <p>3. 当工事の作業終了後1年間以内に、当社の責による作業内容の不備が発覚した場合、また当該不備が原因で、当該機器等に別の障害が発生した場合、お客さまからお申し出があった場合に限り、無償で修理等に対応をさせていただきます。ただし、当該不備とは別の原因でトラブルが発生する場合には、再度、正規料金をいただいて訪問します。なお、いずれの場合も再訪問までにどの程度の時間又は日数を要するかについてはお約束いたしかねますので、予めご了承ください。</p> <p>附則：本規約は2022年3月1日から実施します。</p> | <p>②お客さまが、暴力団関係者その他反社会的勢力に属する者と認められる場合。</p> <p>③お客さまが、自ら又は反社会的勢力を利用して、当社及び当社委託先に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。</p> <p>④お客さまの責により、作業に必要な環境が整っていない場合。</p> <p>⑤作業中に必要な同意事項に同意いただけない場合。</p> <p>⑥作業に必要な箇所に施錠等がされており、お客さまにより開錠できない場合。</p> <p>⑦作業に必要な情報を開示いただけない場合。</p> <p>⑧その他当工事を遂行するうえで、当社又は当社委託先が不適切と合理的に判断する行為があった場合。</p> <p>3. 当工事の作業終了後1年間以内に、当社の責による作業内容の不備が発覚した場合、また当該不備が原因で、当該機器等に別の障害が発生した場合、お客さまからお申し出があった場合に限り、無償で修理等に対応をさせていただきます。ただし、当該不備とは別の原因でトラブルが発生する場合には、再度、正規料金をいただいて訪問します。なお、いずれの場合も再訪問までにどの程度の時間又は日数を要するかについてはお約束いたしかねますので、予めご了承ください。</p> <p>附則：本規約は2025年2月4日から実施します。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">さすガねっとめちやはやプラン追加工事規約 大阪ガス株式会社</p> <p>本規約は、大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、さすガねっとめちやはやプランに関する追加工事又は各種機器設置工事（以下「当工事」といいます。）をご依頼いただくにあたり、条件を定めたものです。お客さまは、本規約、さすガねっとめちやはやプラン各種サービス会員規約本則、さすガねっとめちやはやプラン契約約款及びこれらの諸規定（以下、あわせて「本規約等」といいます。）に同意したうえでお申込みいただくことが必要です。</p> <p>第1条 （当工事の請負） 当社は、お客さまによるさすガねっとめちやはやプランの利用に伴い、本書表面の「さすガねっとめちやはやプラン追加工事依頼書・完了報告書」に記載の追加工事内容のうち、お客さまが希望されたメニュー内容の工事を請け負います。</p> <p>第6条 （作業完了） 1. 当工事の作業終了後、お客さまに当工事の実施結果をご確認いただき、本件書面にご署名をいただいた時点で作業完了とさせていただきます。なお、当工事の作業終了した場合においても、さすガねっとめちやはやプランの利用ができないときがありますので、予めご了承ください。 2. 訪問後、以下の場合には作業を行わずに終了させていただく場合があります。その場合も当社の規定する作業料金はお支払いいただきます。 ①違法行為となる作業を要求された場合。 ②お客さまが、暴力団関係者その他反社会的勢力に属する者と認められる場合。</p> | <p style="text-align: center;">さすガねっと S プラン追加工事規約 大阪ガス株式会社</p> <p>本規約は、大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）に対し、さすガねっと S プランに関する追加工事又は各種機器設置工事（以下「当工事」といいます。）をご依頼いただくにあたり、条件を定めたものです。お客さまは、本規約、さすガねっと S プラン各種サービス会員規約本則、さすガねっと S プラン契約約款及びこれらの諸規定（以下、あわせて「本規約等」といいます。）に同意したうえでお申込みいただくことが必要です。</p> <p>第1条 （当工事の請負） 当社は、お客さまによるさすガねっと S プランの利用に伴い、本書表面の「さすガねっと追加工事依頼書・完了報告書」に記載の追加工事内容のうち、お客さまが希望されたメニュー内容の工事を請け負います。</p> <p>第6条 （作業完了） 1. 当工事の作業終了後、お客さまに当工事の実施結果をご確認いただき、本件書面にご署名をいただいた時点で作業完了とさせていただきます。なお、当工事の作業終了した場合においても、さすガねっと S プランの利用ができないときがありますので、予めご了承ください。 2. 訪問後、以下の場合には作業を行わずに終了させていただく場合があります。その場合も当社の規定する作業料金はお支払いいただきます。 ①違法行為となる作業を要求された場合。 ②お客さまが、暴力団関係者その他反社会的勢力に属する者と認められる場合。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>③お客さまが、自ら又は反社会的勢力を利用して、当社及び当社委託先に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。</p> <p>④お客さまの責により、作業に必要な環境が整っていない場合。</p> <p>⑤作業中に必要な同意事項に同意いただけない場合。</p> <p>⑥作業に必要な箇所に施錠等がされており、お客さまにより開錠できない場合。</p> <p>⑦作業に必要な情報を開示いただけない場合。</p> <p>⑧その他当工事を遂行するうえで、当社又は当社委託先が不適切と合理的に判断する行為があった場合。</p> <p>3. 当工事の作業終了後1年間以内に、当社の責による作業内容の不備が発覚した場合、また当該不備が原因で、当該機器等に別の障害が発生した場合、お客さまからお申し出があった場合に限り、無償で修理等に対応をさせていただきます。ただし、当該不備とは別の原因でトラブルが発生する場合には、再度、正規料金をいただいて訪問します。なお、いずれの場合も再訪問までにどの程度の時間又は日数を要するかについてはお約束いたしかねますので、予めご了承ください。</p> <p>附則：本規約は2022年7月1日から実施します。</p> | <p>③お客さまが、自ら又は反社会的勢力を利用して、当社及び当社委託先に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。</p> <p>④お客さまの責により、作業に必要な環境が整っていない場合。</p> <p>⑤作業中に必要な同意事項に同意いただけない場合。</p> <p>⑥作業に必要な箇所に施錠等がされており、お客さまにより開錠できない場合。</p> <p>⑦作業に必要な情報を開示いただけない場合。</p> <p>⑧その他当工事を遂行するうえで、当社又は当社委託先が不適切と合理的に判断する行為があった場合。</p> <p>3. 当工事の作業終了後1年間以内に、当社の責による作業内容の不備が発覚した場合、また当該不備が原因で、当該機器等に別の障害が発生した場合、お客さまからお申し出があった場合に限り、無償で修理等に対応をさせていただきます。ただし、当該不備とは別の原因でトラブルが発生する場合には、再度、正規料金をいただいて訪問します。なお、いずれの場合も再訪問までにどの程度の時間又は日数を要するかについてはお約束いたしかねますので、予めご了承ください。</p> <p>附則：本規約は2025年2月4日から実施します。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p data-bbox="165 300 1097 384">さすガねっと めっちゃはや プランリモートサポートに関する利用規約</p> <p data-bbox="846 400 1075 432">大阪ガス株式会社</p> <p data-bbox="152 496 1081 815">「さすガねっと めっちゃはや プランリモートサポート」(以下「本サービス」といいます)は、大阪ガス株式会社(以下「当社」といいます)が運営するサービスであり、本サービスの利用を希望されるさすガねっと めっちゃはや プラン契約者が申込みを行い、当社がこれを承諾した場合にご利用いただけます。本サービスをご利用いただく方(以下「利用者」といいます)は、「さすガねっと めっちゃはや プランリモートサポートに関する利用規約」(以下「本規約」といいます)を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。</p> <p data-bbox="159 879 434 911">第2条 (本サービス)</p> <ol data-bbox="152 927 1081 1342" style="list-style-type: none"> 1. 本サービスは、利用者に対して、本サービス用の電話番号を通知することにより、電話サポートサービス及びリモートサポートサービスを日本語にて提供する、当社が別途定める営業時間内において利用できる日本国内におけるサービスです。 2. 本サービスの利用契約は、本サービスの利用を希望するさすガねっと めっちゃはや プラン契約者が本規約に同意のうえ、当社が別途定める手続に従って本サービスへ申込みを行い、当社が当該申込みを承諾した時点をもって成立するものとします。 3. 本サービスの利用契約は、利用者が、当社が別途定める手続に従い本サ | <p data-bbox="1202 300 2040 336">さすガねっと <u>S</u> プランリモートサポートに関する利用規約</p> <p data-bbox="1834 400 2067 432">大阪ガス株式会社</p> <p data-bbox="1144 496 2074 815">「さすガねっと <u>S</u> プランリモートサポート」(以下「本サービス」といいます)は、大阪ガス株式会社(以下「当社」といいます)が運営するサービスであり、本サービスの利用を希望されるさすガねっと <u>S</u> プラン契約者が申込みを行い、当社がこれを承諾した場合にご利用いただけます。本サービスをご利用いただく方(以下「利用者」といいます)は、「さすガねっと <u>S</u> プランリモートサポートに関する利用規約」(以下「本規約」といいます)を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。</p> <p data-bbox="1160 879 1435 911">第2条 (本サービス)</p> <ol data-bbox="1144 927 2074 1342" style="list-style-type: none"> 1. 本サービスは、利用者に対して、本サービス用の電話番号を通知することにより、電話サポートサービス及びリモートサポートサービスを日本語にて提供する、当社が別途定める営業時間内において利用できる日本国内におけるサービスです。 2. 本サービスの利用契約は、本サービスの利用を希望するさすガねっと <u>S</u> プラン契約者が本規約に同意のうえ、当社が別途定める手続に従って本サービスへ申込みを行い、当社が当該申込みを承諾した時点をもって成立するものとします。 3. 本サービスの利用契約は、利用者が、当社が別途定める手続に従い本サ |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>サービスの利用の終了を申し入れ、当社がそれを承諾し解約手続きが完了した日をもって解約されるものとします。</p> <p>4. 本サービスの内容、本サービスを利用するために必要なシステムの動作条件、その他必要な条件については、別途当社が定める本サービスに関する諸規定により、利用者に提示されるものとし、利用者は、本規約に加え、さすガねっとめちやはやプラン各種サービス会員規約本則及び当該諸規定に従い本サービスを利用するものとします。</p> <p>5. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約を変更できるものとします。</p> <p>第3条 (利用料金)</p> <p>1. 利用者は、本サービスの月額の利用料金（以下「月額料金」といいます）として、500 円（税込 550 円）を支払うものとします。なお、月額料金は、さすガねっとめちやはやプランの料金の取扱いに準じて扱います。</p> <p>2. 月額料金は、月毎に定められるものとし、さすガねっとめちやはやプランの提供開始前に申込みいただいた場合はさすガねっとめちやはやプランの提供が開始された日の属する月から、さすガねっとめちやはやプランの提供中に申込みいただいた場合は当社が申込みを承諾した日の属する月から発生するものとします。なお、本サービスの利用契約が成立した日が当該月の中途であった場合でも、当該月における月額料金の日割り計算は行わないものとします。</p> | <p>サービスの利用の終了を申し入れ、当社がそれを承諾し解約手続きが完了した日をもって解約されるものとします。</p> <p>4. 本サービスの内容、本サービスを利用するために必要なシステムの動作条件、その他必要な条件については、別途当社が定める本サービスに関する諸規定により、利用者に提示されるものとし、利用者は、本規約に加え、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス会員規約本則及び当該諸規定に従い本サービスを利用するものとします。</p> <p>5. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約を変更できるものとします。</p> <p>第3条 (利用料金)</p> <p>1. 利用者は、本サービスの月額の利用料金（以下「月額料金」といいます）として、500 円（税込 550 円）を支払うものとします。なお、月額料金は、さすガねっと <u>S</u> プランの料金<u>等</u>の取扱いに準じて扱います。</p> <p>2. 月額料金は、月毎に定められるものとし、さすガねっと <u>S</u> プランの提供開始前に申込みいただいた場合はさすガねっと <u>S</u> プランの提供が開始された日の属する月から、さすガねっと <u>S</u> プランの提供中に申込みいただいた場合は当社が申込みを承諾した日の属する月から発生するものとします。なお、本サービスの利用契約が成立した日が当該月の中途であった場合でも、当該月における月額料金の日割り計算は行わないものとします。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>3. 本サービスの解約日の属する月の利用料金は、月額料金をお支払いいただくものとし、日割り計算は行わないものとしします。</p> <p>第5条 (利用者の責任)</p> <p>1. 利用者は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとしします。</p> <p>2. 利用者は、本規約、さすガねっと めっちゃはや プラン各種サービス会員規約本則、その他別途当社が定める本サービスに関する諸規定を遵守するものとしします。</p> <p>第6条 (本サービスの中断又は中止等)</p> <p>1. 当社は、次のいずれかに該当する場合、自らの判断により本サービスの全部又は一部の提供を中断又は中止することができるものとしします。</p> <p>(1) 火災、地震、洪水等の天災、戦争、動乱、騒乱等の事変、停電、労働争議、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合。</p> <p>(2) 本サービスに関連する当社の機器、本ソフトウェア、本サーバー、その他当社、モビドアーズ株式会社及び RSUPPORT 株式会社、又はファインテクノロジー株式会社及び TeamViewer が運用又は管理する設備等の保守を定期的に又は緊急に行う場合。</p> <p>(3) 本サービスに関連する当社の機器、本ソフトウェア、本サーバー、その他当社、モビドアーズ株式会社及び RSUPPORT 株式会社、又はファインテクノロジー株式会社及び TeamViewer が自ら管理する設備等の異常、故障、障害、その他本サービスを提供できない事由が生じた場合。</p> <p>2. 当社は、理由の如何を問わず、本サービスの全部又は一部の変更、追加</p> | <p>3. 本サービスの解約日の属する月の利用料金は、月額料金をお支払いいただくものとし、日割り計算は行わないものとしします。</p> <p>第5条 (利用者の責任)</p> <p>1. 利用者は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとしします。</p> <p>2. 利用者は、本規約、さすガねっと <u>S</u> プラン各種サービス会員規約本則、その他別途当社が定める本サービスに関する諸規定を遵守するものとしします。</p> <p>第6条 (本サービスの中断又は中止等)</p> <p>1. 当社は、次のいずれかに該当する場合、自らの判断により本サービスの全部又は一部の提供を中断又は中止することができるものとしします。</p> <p>(1) 火災、地震、洪水等の天災、戦争、動乱、騒乱等の事変、停電、労働争議、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合。</p> <p>(2) 本サービスに関連する当社の機器、本ソフトウェア、本サーバー、その他当社、モビドアーズ株式会社及び RSUPPORT 株式会社、又はファインテクノロジー株式会社及び TeamViewer が運用又は管理する設備等の保守を定期的に又は緊急に行う場合。</p> <p>(3) 本サービスに関連する当社の機器、本ソフトウェア、本サーバー、その他当社、モビドアーズ株式会社及び RSUPPORT 株式会社、又はファインテクノロジー株式会社及び TeamViewer が自ら管理する設備等の異常、故障、障害、その他本サービスを提供できない事由が生じた場合。</p> <p>2. 当社は、理由の如何を問わず、本サービスの全部又は一部の変更、追加</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>又は廃止ができるものとします。</p> <p>3. 当社は、前二項の規定により本サービスの全部又は一部の提供を中断、中止又は本サービスの変更、追加又は廃止する場合、自らが適当と判断する方法で事前に利用者に対してその旨を書面若しくは電子メールにて通知又は本サービスのホームページ上で告知するものとします。ただし、緊急の場合、当社は、かかる通知又は告知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断、中止又は本サービスの変更、追加、廃止することができるものとします。</p> <p>4. 当社は、本サービスの全部又は一部の提供の中断、中止又は本サービスの変更、追加又は廃止によって生じた利用者及び第三者の損害につき、一切責任を負わないものとします。</p> <p>附則</p> <p>本規約は 2022年 3月 1日から実施します。</p> | <p>又は廃止ができるものとします。</p> <p>3. 当社は、前二項の規定により本サービスの全部又は一部の提供を中断、中止又は本サービスの変更、追加又は廃止する場合、自らが適当と判断する方法で事前に利用者に対してその旨を書面若しくは電子メールにて通知又は本サービスのホームページ上で告知するものとします。ただし、緊急の場合、当社は、かかる通知又は告知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を中断、中止又は本サービスの変更、追加、廃止することができるものとします。</p> <p>4. 当社は、本条第一項及び第二項の規定により本サービスの全部又は一部の提供の中断、中止又は本サービスの変更、追加又は廃止によって生じた利用者及び第三者の損害につき、一切責任を負わないものとします。</p> <p>附則</p> <p>本規約は 2022年 2月 4日から実施します。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p data-bbox="143 247 1102 327">NURO 光でんわ契約及びひかり TV for NURO 契約に基づく債権に関する特約</p> <p data-bbox="878 343 1102 375">大阪ガス株式会社</p> <p data-bbox="152 422 492 454">第1条 (本特約の適用)</p> <p data-bbox="152 462 1102 790">大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます）が提供するさすガねっと めちやはや プランに付帯するサービスとして、さすガねっと めちやはや プランの契約者が NURO 光でんわ契約又はひかり TV for NURO 契約を締結する場合、当社がソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社から契約者の承諾のもと譲り受ける当該契約に基づく各料金債権（以下、「譲渡債権」といいます）については、この NURO 光でんわ契約約款及びひかり TV for NURO ご利用規約に基づく債権に関する特約（以下「本特約」といいます）に基づき取り扱います。</p> <p data-bbox="152 837 560 869">第3条 (譲渡債権の取り扱い)</p> <p data-bbox="152 877 1102 1045">当社は各譲渡債権を、契約者と他者の NURO 光でんわ契約又はひかり TV for NURO 契約の契約条件にかかわらず、さすガねっと めちやはや プランの料金の取扱いに準じて取り扱うものいたします。なお、各譲渡債権の支払義務は、原則として、料金月の翌々月 28 日に発生するものいたします。</p> <p data-bbox="152 1093 224 1125">附則</p> <p data-bbox="179 1133 728 1165">この特約は、2022年3月1日から実施します。</p> | <p data-bbox="1137 247 2087 327">NURO 光でんわ契約及びひかり TV for NURO 契約に基づく債権に関する特約</p> <p data-bbox="1863 343 2087 375">大阪ガス株式会社</p> <p data-bbox="1146 422 1487 454">第1条 (本特約の適用)</p> <p data-bbox="1146 462 2096 790">大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます）が提供するさすガねっと <u>S</u> プランに付帯するサービスとして、さすガねっと <u>S</u> プランの契約者が NURO 光でんわ契約又はひかり TV for NURO 契約を締結する場合、当社がソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社から契約者の承諾のもと譲り受ける当該契約に基づく各料金債権（以下、「譲渡債権」といいます）については、この NURO 光でんわ契約約款及びひかり TV for NURO ご利用規約に基づく債権に関する特約（以下「本特約」といいます）に基づき取り扱います。</p> <p data-bbox="1146 837 1554 869">第3条 (譲渡債権の取り扱い)</p> <p data-bbox="1146 877 2096 1045">当社は各譲渡債権を、契約者と他者の NURO 光でんわ契約又はひかり TV for NURO 契約の契約条件にかかわらず、さすガねっと <u>S</u> プランの料金等の取扱いに準じて取り扱うものいたします。なお、各譲渡債権の支払義務は、原則として、料金月の翌々月 28 日に発生するものいたします。</p> <p data-bbox="1146 1093 1218 1125">附則</p> <p data-bbox="1173 1133 1722 1165">この特約は、2022年2月4日から実施します。</p> |

旧

さすガねっと ~~はやとく~~ プラン契約約款

大阪ガス株式会社

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

当社は、このさすガねっと ~~はやとく~~ プラン契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより「さすガねっと ~~はやとく~~ プラン」の西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」といいます。）から提供を受ける「卸電気通信役務」を利用して提供する、光電気通信網を用いたFTTHアクセス回線提供サービス及びインターネット接続サービス（附帯するサービスを含みます。）（以下「本サービス」といいます。なお、当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。ただし、別段の合意（事業法の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第4条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|---------------------------------------|--|
| (23) さすガねっと はやとく プラン各種サービス | さすガねっと はやとく プランと合わせ当社と契約する各種サービス（さすガねっとひかり電話、さすガねっとテレビ、リモートサポート、Wi-Fi ルーターレンタルを含みます。） |

新

さすガねっと N プラン契約約款

大阪ガス株式会社

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

当社は、このさすガねっと N プラン契約約款（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより「さすガねっと N プラン」の西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」といいます。）から提供を受ける「卸電気通信役務」を利用して提供する、光電気通信網を用いたFTTHアクセス回線提供サービス及びインターネット接続サービス（附帯するサービスを含みます。）（以下「本サービス」といいます。なお、当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。ただし、別段の合意（事業法の規定に基づくものを含みます。）がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第4条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|--------------------------------|---|
| (23) さすガねっと <u>N</u> プラン各種サービス | さすガねっと <u>N</u> プランと合わせ当社と契約する各種サービス（さすガねっとひかり電話、さすガねっとテレビ、リモートサポート、Wi-Fi ルーターレンタルを含みます。） |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>第4章 契約</p> <p>第16条 (定期契約型プラン)</p> <p>当社は、別途定める料金プラン（以下「定期契約型プラン」といいます。）について、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、定期契約型プランの利用開始月（移転の場合は移転先のサービス開始月、タイプ変更の場合は変更後のサービス開始月とします。）から起算して、定期契約型プラン毎に当社が定める期間とします。</p> <p>2 定期契約型プランについて契約期間内に契約者が解除を行う場合、定期契約なしユースへの変更を行う場合及び当社が第26条（当社が行う本契約の解除）に基づき解除を行う場合には、原則として、定期契約型プランの対価として、当社が定める契約解除料が発生するものとし、料金表に規定する金額の支払いを要します。ただし、次に該当する場合は、契約者は契約解除料の支払いを要しません。</p> <p>(1) 当社のインターネットサービス提供区域内へ転居する場合で、契約者が引き続き転居先で当社との間でインターネットに関するサービスの契約を行う場合</p> <p>(2) 契約者が電気通信事業法の定めに基づく初期契約解除を行う場合</p> <p>(3) 契約期間満了月から起算して3か月間（以下「更新期間」といいます。）の間に契約を解除する場合</p> <p>(4) 契約成立日からサービス開始日の前日までに契約を解除する場合</p> <p>(5) 第26条（当社が行う本契約の解除）第1項第2号から第4号までの規定により、当社が契約を解除する場合</p> <p>3 契約者が更新期間に定期契約型プランを解約しない場合、当該契約期間満了月の翌月を含み、当社が別途定める長さの新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。</p> <p>4 第22条（IP通信網サービスの利用の一時中断）に基づく利用の一時中断があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（利用の一時</p> | <p>第4章 契約</p> <p>第16条 (定期契約型プラン)</p> <p>当社は、別途定める料金プラン（以下「定期契約型プラン」といいます。）について、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、定期契約型プランの利用開始月（移転の場合は移転先のサービス開始月、<u>ユース変更又は</u>タイプ変更の場合は変更後のサービス開始月とします。）から起算して、定期契約型プラン毎に当社が定める期間とします。</p> <p>2 定期契約型プランについて契約期間内に契約者が解除を行う場合、定期契約なし<u>型</u>への変更を行う場合及び当社が第26条（当社が行う本契約の解除）に基づき解除を行う場合には、原則として、定期契約型プランの対価として、当社が定める契約解除料が発生するものとし、料金表に規定する金額の支払いを要します。ただし、次に該当する場合は、契約者は契約解除料の支払いを要しません。</p> <p>(1) 当社のインターネットサービス提供区域内へ転居する場合で、契約者が引き続き転居先で当社との間でインターネットに関するサービスの契約を行う場合</p> <p>(2) 契約者が電気通信事業法の定めに基づく初期契約解除を行う場合</p> <p>(3) 契約期間満了月から起算して3か月間（以下「更新期間」といいます。）の間に契約を解除する場合</p> <p>(4) 契約成立日からサービス開始日の前日までに契約を解除する場合</p> <p>(5) 第26条（当社が行う本契約の解除）第1項第2号から第4号までの規定により、当社が契約を解除する場合</p> <p>3 契約者が更新期間に定期契約型プランを解約しない場合、当該契約期間満了月の翌月を含み、当社が別途定める長さの新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。</p> <p>4 第22条（IP通信網サービスの利用の一時中断）に基づく利用の一時中断があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません（利用の一時</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。 5 第 29 条 (利用中止) に基づく利用中止があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません (利用中止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。 6 第 30 条 (利用停止) に基づく利用停止があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません (利用停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。</p> <p>第19条 (事業者変更時の特則) 事業者変更 (転入) と事業者変更 (転出) については、以下の各号に定める事項が適用されます。事業者変更 (転入) と事業者変更 (転出) の場合を併せて「事業者変更」といいます。</p> <p>(1) 事業者変更 (転入) の場合、本契約の申込みに際してお申し出いただける本サービスの品目は、当社以外の光コラボレーション事業者との光コラボレーションモデルに関する IP 通信網サービスの契約と同一の品目に限られるものとします。</p> <p>(2) 事業者変更 (転入) の場合、事業者変更の手続き完了日をもって、当社による事業者変更資格保有者への本サービスの提供が開始するものとします。</p> <p>(3) 事業者変更 (転出) の場合、事業者変更の手続き完了日をもって、当社と契約者との本契約を終了します。なお、かかる終了前に本契約に基づきその契約者に生じた債務であって、かかる終了時点において未履行のものは、本規約に別段の定めがある場合を除き、かかる終了後も存続します。</p> <p>(4) 当社は、事業者変更 (転入) 又は事業者変更 (転出) に必要な手続きを、その事業者変更資格保有者又は契約者に代行して、当社以外の光</p> | <p>中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。 5 第 29 条 (利用中止) に基づく利用中止があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません (利用中止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。 6 第 30 条 (利用停止) に基づく利用停止があっても、定期契約型プランの契約期間に変更はありません (利用停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。</p> <p>第19条 (事業者変更時の特則) 事業者変更 (転入) と事業者変更 (転出) については、以下の各号に定める事項が適用されます。事業者変更 (転入) と事業者変更 (転出) の場合を併せて「事業者変更」といいます。</p> <p>(1) 事業者変更 (転入) の場合、本契約の申込みに際してお申し出いただける本サービスの品目は、当社以外の光コラボレーション事業者との光コラボレーションモデルに関する IP 通信網サービスの契約と同一の品目に限られるものとします。</p> <p>(2) 事業者変更 (転入) の場合、事業者変更の手続き完了日をもって、当社による事業者変更資格保有者への本サービスの提供が開始するものとします。</p> <p>(3) 事業者変更 (転出) の場合、事業者変更の手続き完了日をもって、当社と契約者との本契約を終了します。なお、かかる終了前に本契約に基づきその契約者に生じた債務であって、かかる終了時点において未履行のものは、本規約に別段の定めがある場合を除き、かかる終了後も存続します。</p> <p>(4) 当社は、事業者変更 (転入) 又は事業者変更 (転出) に必要な手続きを、その事業者変更資格保有者又は契約者に代行して、当社以外の光</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>コラボレーション事業者又は NTT 西日本に対して行います。事業者変更資格保有者又は契約者は、当社がかかる手続きを行うために必要な範囲内で、当社に申告した事項（事業者変更承諾番号を含みます。）を当社以外の光コラボレーション事業者若しくは NTT 西日本に提供することに同意します。</p> <p>(5) 事業者変更（転出）は、契約者が行う本契約の解除として扱います。</p> <p>2 契約者が事業者変更（転出）を希望する場合、契約者は当社に対して事業者変更承諾番号の払い出しを請求できるものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、事業者変更承諾番号の払い出しを行いません。</p> <p>5 当社とさすガねっと <u>はやとく</u> プラン各種サービスを利用する契約者が、当社より事業者変更（転出）する場合、当社と契約者との本サービスの利用契約の終了に伴い、さすガねっと <u>はやとく</u> プラン各種サービスに関する契約を終了します。</p> | <p>コラボレーション事業者又は NTT 西日本に対して行います。事業者変更資格保有者又は契約者は、当社がかかる手続きを行うために必要な範囲内で、当社に申告した事項（事業者変更承諾番号を含みます。）を当社以外の光コラボレーション事業者若しくは NTT 西日本に提供することに同意します。</p> <p>(5) 事業者変更（転出）は、契約者が行う本契約の解除として扱います。</p> <p>2 契約者が事業者変更（転出）を希望する場合、契約者は当社に対して事業者変更承諾番号の払い出しを請求できるものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、事業者変更承諾番号の払い出しを行いません。</p> <p>5 当社とさすガねっと <u>N</u> プラン各種サービスを利用する契約者が、当社より事業者変更（転出）する場合、当社と契約者との本サービスの利用契約の終了に伴い、さすガねっと <u>N</u> プラン各種サービスに関する契約を終了します。</p> |
| <p>第26条（当社が行う本契約の解除）</p> <p>当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。</p> <p>(1) 第 30 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。</p> <p>(2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え（契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。）を行うことができないとき。</p> <p>(3) 契約成立後、契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なことが判明したとき。</p> <p>(4) 当社は、当社がさすガねっと <u>はやとく</u> プランの提供を終了した場合、本契約を解除することがあります。</p> | <p>第26条（当社が行う本契約の解除）</p> <p>当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。</p> <p>(1) 第 30 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。</p> <p>(2) 当社が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え（契約者回線等に係る伝送路設備を当社が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。）を行うことができないとき。</p> <p>(3) 契約成立後、契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なことが判明したとき。</p> <p>(4) 当社は、当社がさすガねっと <u>N</u> プランの提供を終了した場合、本契約を解除することがあります。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>2 当社は、契約者が第 30 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでそれぞれ本契約を解除することがあります。</p> <p>3 当社は、前 2 項の規定により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。</p> <p>4 契約者が、第 25 条（契約者が行う本契約の解除）による通知をしない場合であり、かつ、明らかに本サービスを利用していない場合に、当社は通知なく契約を終了することができるものとします。</p> | <p>2 当社は、契約者が第 30 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでそれぞれ本契約を解除することがあります。</p> <p>3 当社は、前 2 項の規定により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。</p> <p>4 契約者が、第 25 条（契約者が行う本契約の解除）による通知をしない場合であり、かつ、明らかに本サービスを利用していない場合に、当社は通知なく契約を終了することができるものとします。</p> |
| <p>第 11 章 雑則</p> | <p>第 11 章 雑則</p> |
| <p>第 49 条（端末設備）</p> | <p>第 49 条（端末設備）</p> |
| <p>契約者は本サービスの利用にあたり、以下のいずれかの方法により v6 コネクト対応の端末設備を準備するものとします。</p> | <p>契約者は本サービスの利用にあたり、以下のいずれかの方法により v6 コネクト対応の端末設備を準備するものとします。</p> |
| <p>(1) 当社が別途指定する Wi-Fi ルーターを自らの費用負担により準備</p> <p>(2) さすがねっと はやとく プラン Wi-Fi ルーターレンタル利用 約款 にもとづき当社より貸与</p> <p>(3) さすがねっとひかり電話の契約にもとづき光電話対応機器を当社より貸与</p> | <p>(1) 当社が別途指定する Wi-Fi ルーターを自らの費用負担により準備</p> <p>(2) さすがねっと <u>N</u> プラン Wi-Fi ルーターレンタル利用 <u>規約</u> にもとづき当社より貸与</p> <p>(3) さすがねっとひかり電話の契約にもとづき光電話対応機器を当社より貸与</p> |
| <p>(追加)</p> | |
| <p>2 前項第 2 号及び第 3 号の場合、端末設備は、本サービスにおいて当社が提供するサービスの一部を構成し、その提供条件等は第 47 条（免責）を含む当社が別に定める規定によるものとします。</p> | <p>2 前項第 2 号、<u>第 3 号</u>及び第 <u>4</u>号の場合、端末設備は、本サービスにおいて当社が提供するサービスの一部を構成し、その提供条件等は第 47 条（免責）を含む当社が別に定める規定によるものとします。</p> |
| <p>第 58 条（反社会的勢力の排除）</p> | <p>第 58 条（反社会的勢力の排除）</p> |
| <p>契約者は、さすがねっと はやとく プラン各種サービスの利用契約成立時及び</p> | <p>契約者は、さすがねっと <u>N</u> プラン各種サービスの利用契約成立時及び将来に</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>将来にわたって、自己又は自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人若しくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（法令により取引が義務付けられているものを除きます。）を有していないことを表明していただきます。</p> <p>2 契約者は、自ら又は第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為 <p>3 当社は、契約者が前二項のいずれかに違反した場合、契約者に対する何らの催告及び自己の債務の提供を要しないで、ただちに本契約及び付随するサービスの契約を解約することができるものとし、契約者は、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとしたします。</p> <p>料金表通則 (料金の計算方法等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。 2 当社は、次の場合が生じたときは、本契約に基づき支払う利用料金をその利用日数に応じて日割りします。 | <p>わたって、自己又は自己の役員、経営・事業に実質的に影響力を有する株主、重要な地位の使用人若しくはこれらに準ずる顧問等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、及び、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（法令により取引が義務付けられているものを除きます。）を有していないことを表明していただきます。</p> <p>2 契約者は、自ら又は第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行わないことを表明していただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為 <p>3 当社は、契約者が前二項のいずれかに違反した場合、契約者に対する何らの催告及び自己の債務の提供を要しないで、ただちに本契約及び付随するサービスの契約を解約することができるものとし、契約者は、当該解約を理由として、解約により被った損害につき、損害賠償その他名目の如何を問わず何らの請求もできないものとしたします。</p> <p>料金表通則 (料金の計算方法等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。 2 当社は、次の場合が生じたときは、本契約に基づき支払う利用料金をその利用日数に応じて日割りします。 |

旧

- (1) 料金月の初日以外の日の本サービスの提供の開始（第 17 条（契約者回線の移転）に基づく移転先における本サービスの利用の開始を含みます。）があったとき。
- (2) 料金月の初日以外の日の本契約の タイプ又はコースの変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (3) 第 17 条（契約者回線の移転）に基づき移転元における本サービスの利用を終了したとき。
- (4) 第 34 条（利用料金の支払義務）第 2 項の表の規定に該当するとき。
- (5) 4 の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- (6) 契約者が電気通信事業法の定めに基づく初期契約解除を行ったとき。

料金表

第 1 本サービスに関する利用料金

1 適用

- (1) 本サービスの品目

当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目を定めます。

| プラン | 品目 | | | NTT 西日本の「 <u>フレッツ光ネクスト</u> 」における品目（括弧内はマンションタイプにおける配線方式） |
|---------------------|----------|-------------------|--|--|
| | タイプ | 通信速度 | | |
| さすがね っと <u>ほ</u> | ファミリータイプ | 下り最大概 ね 1Gbps/ | | ファミリー・スーパーハイスピードタイ |

新

- (1) 料金月の初日以外の日の本サービスの提供の開始（第 17 条（契約者回線の移転）に基づく移転先における本サービスの利用の開始を含みます。）があったとき。
- (2) 料金月の初日以外の日の本契約のコース、型又はタイプの変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (3) 第 17 条（契約者回線の移転）に基づき移転元における本サービスの利用を終了したとき。
- (4) 第 34 条（利用料金の支払義務）第 2 項の表の規定に該当するとき。
- (5) 4 の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- (6) 契約者が電気通信事業法の定めに基づく初期契約解除を行ったとき。

料金表

第 1 本サービスに関する利用料金

1 適用

- (1) 本サービスの品目

当社は、料金額を適用するに当たって、次のとおり品目を定めます。

| プラン | 品目 | | | NTT 西日本における品目（括弧内はマンションタイプにおける配線方式） |
|----------------------------|------------|--------------|----------------------------|--|
| | <u>コース</u> | タイプ | 通信速度 | |
| さすがね っと <u>N</u> プラン | <u>1G</u> | ファミリー タイプ | 下り最大概 ね 1Gbps/ 上り最大概 | <u>フレッツ光ネクスト</u> <u>トファミリー・スーパーハイスピード</u> |

| 旧 | | | | | 新 | | | | | | |
|------------------|--|--------------|---------------------------------------|--|---|--|--|--|-------------------------------------|--|---|
| <u>やとく</u> ラン | | | 上り最大概 ね 1Gbps | プ隼 | | | | | ね 1Gbps | タイプ隼 | |
| | | | 下り最大 200Mbps/ 上り最大 200Mbps | ファミリー・ハイス ピードタイプ | | | | | 下り最大 200Mbps/ 上り最大 200Mbps | フレッツ光ネクス トファミリー・ハイ スピードタイプ | |
| | | | 下り最大 100Mbps/ 上り最大 100Mbps | ファミリータイプ | | | | | 下り最大 100Mbps/ 上り最大 100Mbps | フレッツ光ネクス トファミリータイ プ | |
| | | マンシヨ ンタイプ | 下り最大概 ね 1Gbps/ 上り最大概 ね 1Gbps | マンシヨン・スーパ ーハイスピードタイ プ隼 (ひかり配線方 式) | | | | | マンシヨン タイプ | 下り最大概 ね 1Gbps/ 上り最大概 ね 1Gbps | フレッツ光ネクス トマンシヨン・スー パーハイスピード タイプ隼 (ひかり配 線方式) |
| | | | 下り最大 200Mbps/ 上り最大 200Mbps | マンシヨン・ハイス ピードタイプ (ひか り配線方式) | | | | | | 下り最大 200Mbps/ 上り最大 200Mbps | フレッツ光ネクス トマンシヨン・ハ イスピードタイ プ (ひかり配線方式) |
| | | | 下り最大 100Mbps/ 上り最大 | マンシヨンタイプ (ひかり配線方式/ VDSL 方式/LAN 方 | | | | | | 下り最大 100Mbps/ 上り最大 | フレッツ光ネクス トマンシヨンタイ プ (ひかり配線方 |

| 旧 | | | | | 新 | | | | |
|---|--|--|---------|----|--|---------------------|-------------------------------|--|---------------------------------------|
| | | | 100Mbps | 式) | | | | 100Mbps | 式/VDSL 方式/ LAN 方式) |
| | | | | | | 10G | ファミリー タイプ | 下り最大概 ね 10Gbps/ 上り最大概 ね 10Gbps | フレッツ光クロス ファミリータイプ |
| | | | | | | | マンション タイプ | 下り最大概 ね 10Gbps/ 上り最大概 ね 10Gbps | フレッツ光クロス マンションタイプ |
| <p>※上記の通信速度は、技術規格上の最大値であり、通信設備、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、回線の混雑状況、ネットワーク環境、そのほかの理由により変化するものであることを、契約者は承諾するものといたします。また、当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。</p> <p>(追加)</p> | | | | | <p>※上記の通信速度は、技術規格上の最大値であり、通信設備、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、回線の混雑状況、ネットワーク環境、そのほかの理由により変化するものであることを、契約者は承諾するものといたします。また、当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。</p> <p>※10G コースの最大概ね 10Gbps とは、技術規格上の最大値であり、実際の通信速度を示すものではありません。本技術上の規格においては、通信品質確保などに必要なデータが付与されるため、実際の通信速度の最大値は、技術規格上の最大値より十数%程度低下します。また、お客さまのご利用環境（端末機器の仕様など）や回線の混雑状況により大幅に低下することがあります。</p> | | | | |
| ※インターネット（IPv6 IPoE）接続での通信を行う場合、NTT 西日本の | | | | | ※インターネット（IPv6 IPoE）接続での通信を行う場合、NTT 西日本の | | | | |

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|----------|----------------------|----------------------|------------------|-----------|--------|----------|----------------------|----------------------|--|-----|-----|----------|-----|------|----|----------|-----------|--------|----------|----------------------|------------------|
| <p>「フレッツ光ネクスト」における「ファミリー・ハイスピードタイプ」及び「マンション・ハイスピードタイプ」の最大通信速度は上り最大200Mbps、下り最大概ね1Gbpsとなります。</p> <p>※NTT西日本から卸電気通信役務の提供を受ける光回線のうち、戸建て向けとして区分されるものをファミリータイプとし、集合住宅向けとして区分されるものをマンションタイプとします。</p> <p>※ひかり配線方式とは、収容IP通信網サービス取扱所から集合住宅内の各住居までを光ファイバーで接続する配線方式を、VDSL方式とは、収容IP通信網サービス取扱所から集合住宅まで光ファイバー、集合住宅内の各住居までを電話回線用ケーブルで接続する配線方式を、LAN方式とは、収容IP通信網サービス取扱所から集合住宅まで光ファイバー、集合住宅内の各住居までをLANケーブルで接続する配線方式をいいます。</p> <p>※転用又は事業者変更（転入）による場合、従前の契約とは異なるタイプ、速度又は配線方式によるお申込みを行うことはできません。また、転用又は事業者変更（転入）の場合に、契約者が、当社に本サービスの品目の変更を請求できるのは、本サービスの開始日の属する月の翌々月以降からとなります。</p> | <p>「<u>フレッツ 光</u>ネクスト」における「ファミリー・ハイスピードタイプ」及び「マンション・ハイスピードタイプ」の最大通信速度は上り最大200Mbps、下り最大概ね1Gbpsとなります。</p> <p>※NTT西日本から卸電気通信役務の提供を受ける光回線のうち、戸建て向けとして区分されるものをファミリータイプとし、集合住宅向けとして区分されるものをマンションタイプとします。</p> <p>※ひかり配線方式とは、収容IP通信網サービス取扱所から集合住宅内の各住居までを光ファイバーで接続する配線方式を、VDSL方式とは、収容IP通信網サービス取扱所から集合住宅まで光ファイバー、集合住宅内の各住居までを電話回線用ケーブルで接続する配線方式を、LAN方式とは、収容IP通信網サービス取扱所から集合住宅まで光ファイバー、集合住宅内の各住居までをLANケーブルで接続する配線方式をいいます。</p> <p>※転用又は事業者変更（転入）による場合、従前の契約とは異なる<u>コース</u>、タイプ、速度又は配線方式によるお申込みを行うことはできません。また、転用又は事業者変更（転入）の場合に、契約者が、当社に本サービスの品目の変更を請求できるのは、本サービスの開始日の属する月の翌々月以降からとなります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 料金額</p> <p>本サービスに関する利用料金の金額は次のとおりとします。</p> | <p>2 料金額</p> <p>本サービスに関する利用料金の金額は次のとおりとします。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(1) 基本月額料金</p> | <p>(1) 基本月額料金</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>プラン</th> <th>コース</th> <th>タイプ</th> <th>利用料金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さすがねととくプラ</td> <td>2年定期契約</td> <td>ファミリータイプ</td> <td>5,200円 (税込5,720円)</td> <td>・定期契約型プランとなり、契約期間は2年</td> </tr> </tbody> </table> | プラン | コース | タイプ | 利用料金 | 備考 | さすがねととくプラ | 2年定期契約 | ファミリータイプ | 5,200円 (税込5,720円) | ・定期契約型プランとなり、契約期間は2年 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>プラン</th> <th>コース</th> <th><u>型</u></th> <th>タイプ</th> <th>利用料金</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さすがねとNプラ</td> <td><u>1G</u></td> <td>2年定期契約</td> <td>ファミリータイプ</td> <td>5,200円 (税込5,720円)</td> <td>・定期契約型プランとなり、契約期</td> </tr> </tbody> </table> | プラン | コース | <u>型</u> | タイプ | 利用料金 | 備考 | さすがねとNプラ | <u>1G</u> | 2年定期契約 | ファミリータイプ | 5,200円 (税込5,720円) | ・定期契約型プランとなり、契約期 |
| プラン | コース | タイプ | 利用料金 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さすがねととくプラ | 2年定期契約 | ファミリータイプ | 5,200円 (税込5,720円) | ・定期契約型プランとなり、契約期間は2年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| プラン | コース | <u>型</u> | タイプ | 利用料金 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さすがねとNプラ | <u>1G</u> | 2年定期契約 | ファミリータイプ | 5,200円 (税込5,720円) | ・定期契約型プランとなり、契約期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | | | | 新 | | | | | |
|--------------------|--------|----------|-------------------------|--|--|------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|---|------------------------------|
| ン | | マンションタイプ | 4,000円 (税込4,400円) | とします。なお、当該契約期間満了後の契約期間は同期間とします。 ・契約期間の定めはありません。 | ン | | マンションタイプ | 4,000円 (税込4,400円) | 間は2年とします。なお、当該契約期間満了後の契約期間は同期間とします。 ・契約期間の定めはありません。 | |
| | 定期契約なし | ファミリータイプ | 6,300円 (税込6,930円) | | | 定期契約なし | ファミリータイプ | 6,300円 (税込6,930円) | | |
| | | マンションタイプ | 4,900円 (税込5,390円) | | | | マンションタイプ | 4,900円 (税込5,390円) | | |
| | | | | | 10G | 2年定期契約 | ファミリータイプ/マンションタイプ | 6,600円(税込7,260円) | ・定期契約型プランとなり、契約期間は2年とします。なお、当該契約期間満了後の契約期間は同期間とします。 | |
| (追加) | | | | | <p>※さすがねっとNプラン10Gコース契約の場合、当社が貸与する10ギガ対応ルーターの利用料金は基本月額料金に含まれます。</p> | | | | | |
| (2) 定期契約型プランの契約解除料 | | | | | (2) 定期契約型プランの契約解除料 | | | | | |
| プラン | コース | タイプ | 最初の契約期間内に解除等された場合の契約解除料 | 最初の契約期間の更新後以降に解除等された場合の契約解除料 | プラン | コース | 型 | タイプ | 最初の契約期間内に解除等された場合の契約解除料 | 最初の契約期間の更新後以降に解除等された場合の契約解除料 |

| 旧 | | | | | 新 | | | | | |
|---|----------------|--------------------------|----------------------|-----------------------|------------------------|-----|----------------|-------------------------------|----------------------|-----------------------|
| | | | | | | | 除料 | 料 | | |
| さすがね っと はや とく プラ ン | 2年 定期 契約 | ファミ リー タイ プ | 3,700円 (税込4,070円) | 4,900円 (税込 5,390円) | さすガ ねっと Nプラ ン | 1G | 2年 定期 契約 | ファミリー タイプ | 3,700円 (税込4,070円) | 4,900円 (税込 5,390円) |
| | | マン ショ ン タイ プ | 2,500円 (税込2,750円) | 3,700円 (税込 4,070円) | | | | マンション タイプ | 2,500円 (税込2,750円) | 3,700円 (税込 4,070円) |
| | | | | | | 10G | 2年 定期 契約 | ファミリー タイプ/マ ンションタ イプ | 5,100円 (税込5,610円) | 6,300円 (税込 6,930円) |

第2 手続きに関する料金

| 料金種別 | 適用 | 単位 | 料金額 |
|---------|--|----------|----------------------|
| 契約事務手数料 | 当社へ本契約の申込みをし、当社がこれを承諾したときに支払いを要する手数料 (コース変更、タイプ変更、速度変更及び配線方式変更の申込み並 | 1の手続きごとに | 3,000円 (税込3,300円) |

第2 手続きに関する料金

| 料金種別 | 適用 | 単位 | 料金額 |
|---------|--|----------|----------------------|
| 契約事務手数料 | 当社へ本契約の申込みをし、当社がこれを承諾したときに支払いを要する手数料 (コース変更、 <u>型</u> <u>変更</u> 、タイプ変更、速度変更及び配線方式変更の | 1の手続きごとに | 3,000円 (税込3,300円) |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|--------------------------------|--|-----------|-------------------------|--------------------------------|--|-----------|-------------------------|
| | びに移転の請求を行った場合も支払いを要します。) | | | | 申込み並びに移転の請求を行った場合も支払いを要します。) | | |
| 事業者変更（転出）事務手数料 | 事業者変更（転出）により契約を解除される際に契約者の要望に応じ当社に作業等が発生した場合の手数料 | 1 の手続きごとに | 3,000 円 (税込 3,300 円) | 事業者変更（転出）事務手数料 | 事業者変更（転出）により契約を解除される際に契約者の要望に応じ当社に作業等が発生した場合の手数料 | 1 の手続きごとに | 3,000 円 (税込 3,300 円) |
| 延滞時請求書発行手数料 | 第 39 条（延滞処理）第 6 項に基づき支払いを要する料金 | 1 の手続きごとに | 300 円 (税込 330 円) | 延滞時請求書発行手数料 | 第 39 条（延滞処理）第 6 項に基づき支払いを要する料金 | 1 の手続きごとに | 300 円 (税込 330 円) |
| 払込票発行手数料 | 料金表通則第 11 項に基づき支払いを要する料金 | 1 の手続きごとに | 300 円 (税込 330 円) | 払込票発行手数料 | 料金表通則第 11 項に基づき支払いを要する料金 | 1 の手続きごとに | 300 円 (税込 330 円) |
| 第 3 工事に関する費用 1 工事費の額 | | | | 第 3 工事に関する費用 1 工事費の額 | | | |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|--|------------------------|---|--|--|------------------------|---|---|
| 工事費に関する費用は次のとおりとします。 (1) 標準工事費 契約者回線の設置又は移転先に関する工事について適用します。 (2022年6月30日までに契約を締結した場合) | | | | 工事費に関する費用は次のとおりとします。 (1) 標準工事費 契約者回線の設置又は移転先に関する工事について適用します。 (2022年6月30日までに契約を締結した場合) | | | |
| 区分 | 料金 | 分割払いの場合の額 | 備考 | 区分 | 料金 | 分割払いの場合の額 | 備考 |
| 有派遣工事 | 18,000円 (税込19,800円) | 1回目の分割払い額：税込880円/月、2回目から23回目の分割払い額：税込860円/月 | <ul style="list-style-type: none"> ・さすガねっと はやとく プラン(2年定期契約)については、23回の分割払いにてお支払いいただきます。 ・さすガねっと はやとく プラン(定期契約なし)については、一括払い又は23回の分割払いのいずれかによりお支払いいただきます。 | 有派遣工事 | 18,000円 (税込19,800円) | 1回目の分割払い額：税込880円/月、2回目から23回目の分割払い額：税込860円/月 | <ul style="list-style-type: none"> ・さすガねっと <u>N</u> プラン(2年定期契約)については、23回の分割払いにてお支払いいただきます。 ・さすガねっと <u>N</u> プラン(定期契約なし)については、一括払い又は23回の分割払いのいずれかによりお支払いいただきます。 |
| 無派遣工事 | 2,000円 (税込2,200円) | 1回目の分割払い額：税込110円/月、2回目から23回目の分割払い額：税込95円/月 | <ul style="list-style-type: none"> ・各分割払い額は、サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の属する月の翌月以降の毎月の利用料金とあわせてお支払いいただきます。 ・一括払いの場合は、原則として、サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の属する月の利用料金とあわせてお支払いいただき | 無派遣工事 | 2,000円 (税込2,200円) | 1回目の分割払い額：税込110円/月、2回目から23回目の分割払い額：税込95円/月 | <ul style="list-style-type: none"> ・各分割払い額は、サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の属する月の翌月以降の毎月の利用料金とあわせてお支払いいただきます。 ・一括払いの場合は、原則として、サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の属する月の利用料金とあわせてお支払 |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|--|--|---|---|--|--|---|
| | | | <p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費はサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日時点の税率で消費税が加算されます。お申込み時とサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日で税率が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。 ・サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の後に消費税率が変更されても、分割払いの工事費はサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日時点の税率での分割払いとなります。 ・分割手数料は無料です。 ・分割払い期間中に本契約を解除、移転、コース変更及びタイプ変更される場合は、お支払いいただいている残債額を一括で請求いたします。 | | | | <p>いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事費はサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日時点の税率で消費税が加算されます。お申込み時とサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日で税率が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。 ・サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の後に消費税率が変更されても、分割払いの工事費はサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日時点の税率での分割払いとなります。 ・分割手数料は無料です。 ・分割払い期間中に本契約を解除、移転、コース変更、型変更及びタイプ変更される場合は、お支払いいただいている残債額を一括で請求いたします。 |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|--|------------------------|---|---|--|------------------------|---|---|
| (2022年7月1日以降2024年9月30日までに契約を締結し又は移転した場合) | | | | (2022年7月1日以降2024年9月30日までに契約を締結し又は移転した場合) | | | |
| 区分 | 料金 | 分割払いの場合の額 | 備考 | 区分 | 料金 | 分割払いの場合の額 | 備考 |
| 有派遣工事 | 18,000円 (税込19,800円) | 1回目の分割払い額：税込825円/月、2回目から24回目の分割払い額：税込825円/月 | ・さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) については、24回の分割払いにてお支払いいただきます。 | 有派遣工事 | 18,000円 (税込19,800円) | 1回目の分割払い額：税込825円/月、2回目から24回目の分割払い額：税込825円/月 | ・さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) については、24回の分割払いにてお支払いいただきます。 |
| 無派遣工事 | 2,000円 (税込2,200円) | 1回目の分割払い額：税込107円/月、2回目から24回目の分割払い額：税込91円/月 | ・さすがねっと はやとく プラン (定期契約なし) については、一括払い又は24回の分割払いのいずれかによりお支払いいただきます。 ・各分割払い額は、サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の属す | 無派遣工事 | 2,000円 (税込2,200円) | 1回目の分割払い額：税込107円/月、2回目から24回目の分割払い額：税込91円/月 | ・さすがねっと <u>N</u> プラン (定期契約なし) については、一括払い又は24回の分割払いのいずれかによりお支払いいただきます。 ・各分割払い額は、サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の属する月以降の毎月 |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|--|--|--|---|--|--|---|
| | | | <p>る月以降の毎月の利用料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一括払いの場合は、原則として、サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の属する月の利用料金とあわせてお支払いいただきます。 工事費はサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日時点の税率で消費税が加算されます。お申込み時とサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日で税率が異なる場合があります。あら | | | | <p>の利用料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一括払いの場合は、原則として、サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の属する月の利用料金とあわせてお支払いいただきます。 工事費はサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日時点の税率で消費税が加算されます。お申込み時とサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日で税率が異なる場合があります。あらかじめご了承ください |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|--|--|--|---|--|--|--|
| | | | <p>かじめご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の後に消費税率が変更されても、分割払いの工事費はサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日時点の税率での分割払いとなります。 分割手数料は無料です。 分割払い期間中に本契約を解除、移転、コース変更及びタイプ変更される場合は、お支払いいただいている残債額を一括で請求いたします。 | | | | <p>ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の後に消費税率が変更されても、分割払いの工事費はサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日時点の税率での分割払いとなります。 分割手数料は無料です。 分割払い期間中に本契約を解除、移転、コース変更、型変更及びタイプ変更される場合は、お支払いいただいている残債額を一括で請求いたします。 |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|-------------------------------|------------------------|---|--|-------------------------------|------------------------|---|---|
| (2024年10月1日以降に契約を締結し又は移転した場合) | | | | (2024年10月1日以降に契約を締結し又は移転した場合) | | | |
| 区分 | 料金 | 分割払いの場合の額 | 備考 | 区分 | 料金 | 分割払いの場合の額 | 備考 |
| 有派遣工事 | 28,800円 (税込31,680円) | 1回目の分割払い額：税込1,320円/月、2回目から24回目の分割払い額：税込1,320円/月 | <ul style="list-style-type: none"> ・さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) については、24回の分割払いにてお支払いいただきます。 | 有派遣工事 | 28,800円 (税込31,680円) | 1回目の分割払い額：税込1,320円/月、2回目から24回目の分割払い額：税込1,320円/月 | <ul style="list-style-type: none"> ・さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) については、24回の分割払いにてお支払いいただきます。 |
| 無派遣工事 | 4,200円 (税込4,620円) | 1回目の分割払い額：税込204円/月、2回目から24回目の分割払い額：税込192円/月 | <ul style="list-style-type: none"> ・さすがねっと はやとく プラン (定期契約なし) については、一括払い又は24回の分割払いのいずれかによりお支払いいただきます。 ・各分割払い額は、サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の属する月以降の毎月 | 無派遣工事 | 4,200円 (税込4,620円) | 1回目の分割払い額：税込204円/月、2回目から24回目の分割払い額：税込192円/月 | <ul style="list-style-type: none"> ・さすがねっと <u>N</u> プラン (定期契約なし) については、一括払い又は24回の分割払いのいずれかによりお支払いいただきます。 ・各分割払い額は、サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の属する月以降の毎月 |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|--|--|---|---|--|--|---|
| | | | <p>の利用料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一括払いの場合は、原則として、サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の属する月の利用料金とあわせてお支払いいただきます。 工事費はサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日時点の税率で消費税が加算されます。お申込み時とサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日で税率が異なる場合があります。あらかじめご了承ください | | | | <p>の利用料金とあわせてお支払いいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一括払いの場合は、原則として、サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の属する月の利用料金とあわせてお支払いいただきます。 工事費はサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日時点の税率で消費税が加算されます。お申込み時とサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日で税率が異なる場合があります。あらかじめご了承ください |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|--|--|---|---|--|--|---|
| | | | <p>ださい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の後に消費税率が変更されても、分割払いの工事費はサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日時点の税率での分割払いとなります。 ・分割手数料は無料です。 ・分割払い期間中に本契約を解除、移転、コース変更及びタイプ変更される場合は、お支払いいただいていた残債額を一括で請求いたします。 ・初期契約解除 | | | | <p>ださい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス開始日又は移転先におけるサービス開始日の後に消費税率が変更されても、分割払いの工事費はサービス開始日又は移転先におけるサービス開始日時点の税率での分割払いとなります。 ・分割手数料は無料です。 ・分割払い期間中に本契約を解除、移転、コース変更、型変更及びタイプ変更される場合は、お支払いいただいていた残債額を一括で請求いたします。 ・初期契約解除 |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|--|---------------------------|--|-----------------------------------|--|---------------------------|--|-----------------------------------|
| | | | 制度に基づく契約の解除の場合は、別途当社が定める金額を請求します。 | | | | 制度に基づく契約の解除の場合は、別途当社が定める金額を請求します。 |
| <p>(2) 品目変更工事費</p> <p>契約者が本サービスを契約中にタイプ変更、速度変更又は配線方式変更を行う場合に発生する工事について適用します。</p> | | | | <p>(2) 品目変更工事費</p> <p>契約者が本サービスを契約中にコース変更、タイプ変更、速度変更又は配線方式変更を行う場合に発生する工事について適用します。</p> | | | |
| 区分 | 料金 | 備考 | | 区分 | 料金 | 備考 | |
| 有派遣工事 | 20,000 円 (税込 22,000 円) | <ul style="list-style-type: none"> 原則として、工事費が発生した月の利用料金とあわせてお支払いいただきます。 | | 有派遣工事 | 20,000 円 (税込 22,000 円) | <ul style="list-style-type: none"> 原則として、工事費が発生した月の利用料金とあわせてお支払いいただきます。 | |
| 無派遣工事 | 3,000 円 (税込 3,300 円) | <ul style="list-style-type: none"> 工事費は品目変更工事実施時点の税率で消費税が加算されます。お申込み時と品目変更工事実施時で税率が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。 | | 無派遣工事 | 3,000 円 (税込 3,300 円) | <ul style="list-style-type: none"> 工事費は品目変更工事実施時点の税率で消費税が加算されます。お申込み時と品目変更工事実施時で税率が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。 | |

| 旧 | 新 | | | | | | | |
|---|---|--|--------------------------------|----|------------------------|--|--|--------------------------------|
| <p>(追加) (追加)</p> <p>第4 機器損害金 当社が貸与した回線終端装置又は端末設備を契約者が紛失、毀損又は当社が定める期日までに返却しなかった場合、以下の機器損害金（記載の金額は最大額）を当社に支払うものとします。なお、実際の請求額は、減価償却を考慮した金額となります。</p> | <p>(13) <u>10ギガ対応ルーター設置工事費</u> <u>契約者の要望により有派遣の設置工事を行う場合、以下の設置工事費が発生します。</u></p> <table border="1" data-bbox="1169 459 1803 1091"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 459 1330 563">区分</th> <th data-bbox="1332 459 1480 563">料金</th> <th data-bbox="1482 459 1680 563">単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 564 1330 826"> <u>10ギガ対応ルーター設置工事費</u> </td> <td data-bbox="1332 564 1480 826"> 開通工事 と同日に 工事実施 の場合 開通工事 と別日に 工事実施 の場合 </td> <td data-bbox="1482 564 1680 826"> 1,500円（税込 1,650円） 9,000円（税込 9,900円） </td> <td data-bbox="1682 564 1803 826"> 1の工事 ごとに 1の工事 ごとに </td> </tr> </tbody> </table> <p>第4 機器損害金 当社が貸与した回線終端装置又は端末設備を契約者が紛失、毀損又は当社が定める期日までに返却しなかった場合、以下の機器損害金（記載の金額は最大額）を当社に支払うものとします。なお、実際の請求額は、減価償却を考慮した金額となります。</p> | 区分 | 料金 | 単位 | <u>10ギガ対応ルーター設置工事費</u> | 開通工事 と同日に 工事実施 の場合 開通工事 と別日に 工事実施 の場合 | 1,500円（税込 1,650円） 9,000円（税込 9,900円） | 1の工事 ごとに 1の工事 ごとに |
| 区分 | 料金 | 単位 | | | | | | |
| <u>10ギガ対応ルーター設置工事費</u> | 開通工事 と同日に 工事実施 の場合 開通工事 と別日に 工事実施 の場合 | 1,500円（税込 1,650円） 9,000円（税込 9,900円） | 1の工事 ごとに 1の工事 ごとに | | | | | |

旧

(不課税)

| 物 品 | 機器損害金 (金額は最大 額) | 単位 | |
|---|-----------------------|----------|--------|
| 回線終端装置 (ONU) | 14,000 円 | 1 台ごとに | |
| VDSL 宅内装置 | 3,000 円 | 1 台ごとに | |
| 無線LAN対 応型ルータ機 能付回線接続 装置、 ルータ機能付 回線接続装置 | 基本装置 | 12,000 円 | 1 台ごとに |
| | 増設用無 線LAN カード | 1,000 円 | 1 台ごとに |
| | | | |

附則

本約款は、2024年10月1日より実施します。

新

(不課税)

| 物 品 | 機器損害金 (金額は最大 額) | 単位 | |
|---|-------------------------|------------------------|--------|
| 回線終端装置 (ONU) | 14,000 円 | 1 台ごとに | |
| VDSL 宅内装置 | 3,000 円 | 1 台ごとに | |
| 無線LAN対 応型ルータ機 能付回線接続 装置、 ルータ機能付 回線接続装置 | 基本装置 | 12,000 円 | 1 台ごとに |
| | 増設用無 線LAN カード | 1,000 円 | 1 台ごとに |
| 10 ギガ対応ルーター | 5,000 円 | 1 台ごとに | |

附則

本約款は、2025年2月4日より実施します。

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">さすガねっと はやとく プラン利用料割引等に関する規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第1条 (規約の適用) 大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、このさすガねっと はやとく プラン利用料割引等に関する規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、当社が別に定めるさすガねっと はやとく プラン契約約款（以下「約款」といいます。）に定めるサービスのうち対象となるサービスについて、月額の利用料金等（以下「月額利用料」といいます。）の割引（以下「利用料割引特典」といいます。）を適用します。</p> <p>2 本規約に記載が無い事項に関しては、約款が適用されます。</p> <p>3 当社は、いかなる場合においても、本規約の施行開始日より前に提供を開始している対象サービスについて、利用料割引特典の遡っての適用は行いません。</p> <p>4 当社は、月額の利用料金等の請求がない場合は、本規約に定める利用料割引特典の適用は行いません。</p> <p>第4条 (利用料割引特典の適用終了) 当社は、割引期間が満了したとき又はさすガねっと はやとく プランの移転、コース変更若しくはタイプ変更があったときに、利用料割引特典の適用を終了します（ガスセット割を除きます。また、移転の場合は、移転元に係る部分が対象となります。）。</p> <p>2 前項の場合において、利用料割引特典の適用終了に関して、当社は契約者に対して事前の告知は行いません。</p> <p>3 利用料割引特典の割引期間が満了する前に、当社がその適用を終了する場合には、当社は事前に告知を行います。</p> <p>4 当社は、契約者が利用料割引特典の適用条件を満たさなくなった場合、利用料割引特典の適用を終了します。この場合、当社から利用料割引特典の適</p> | <p style="text-align: center;">さすガねっと <u>N</u> プラン利用料割引等に関する規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第1条 (規約の適用) 大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、このさすガねっと <u>N</u> プラン利用料割引等に関する規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、当社が別に定めるさすガねっと <u>N</u> プラン契約約款（以下「約款」といいます。）に定めるサービスのうち対象となるサービスについて、月額の利用料金等（以下「月額利用料」といいます。）の割引（以下「利用料割引特典」といいます。）を適用します。</p> <p>2 本規約に記載が無い事項に関しては、約款が適用されます。</p> <p>3 当社は、いかなる場合においても、本規約の施行開始日より前に提供を開始している対象サービスについて、利用料割引特典の遡っての適用は行いません。</p> <p>4 当社は、月額の利用料金等の請求がない場合は、本規約に定める利用料割引特典の適用は行いません。</p> <p>第4条 (利用料割引特典の適用終了) 当社は、割引期間が満了したとき又はさすガねっと <u>N</u> プランの移転、コース変更、<u>型変更</u>若しくはタイプ変更があったときに、利用料割引特典の適用を終了します（セット割を除きます。また、移転の場合は、移転元に係る部分が対象となります。）。</p> <p>2 前項の場合において、利用料割引特典の適用終了に関して、当社は契約者に対して事前の告知は行いません。</p> <p>3 利用料割引特典の割引期間が満了する前に、当社がその適用を終了する場合には、当社は事前に告知を行います。</p> <p>4 当社は、契約者が利用料割引特典の適用条件を満たさなくなった場合、利用料割引特典の適用を終了します。この場合、当社から利用料割引特典の適</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>用が終了する事について告知は行いません。</p> <p>第6条 (各利用料割引特典の提供条件と内容)</p> <p>1 スタート割</p> <p>(1) さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の提供が新たに開始された場合又はさすがねっと はやとく プランの移転、コース変更若しくはタイプ変更があった場合で移転先又は変更後の契約がさすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) である場合、さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の提供が開始された日又は移転先におけるサービス開始日若しくは変更日が属する月を1か月目として、別表1に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の月額利用料から減額します。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去同一の場所においてさすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) を利用している場合。 <p>(3) 約款の定めに基づきさすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の月額利用料を日割りする場合、スタート割の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の月額利用料からその金額を差し引くものいたします。</p> <p>2 ガスセット割</p> <p>(追加)</p> <p>(1) 同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結し、その供給を開始している場合、契約</p> | <p>用が終了する事について告知は行いません。</p> <p>第6条 (各利用料割引特典の提供条件と内容)</p> <p>1 スタート割</p> <p>(1) さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の提供が新たに開始された場合又はさすがねっと <u>N</u> プランの移転、コース変更、<u>型変更</u>若しくはタイプ変更があった場合で移転先又は変更後の契約がさすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) である場合、さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の提供が開始された日又は移転先におけるサービス開始日若しくは変更日が属する月を1か月目として、別表1に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の月額利用料から減額します。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。 <u>ただし、当社が特に認める場合は、この限りではありません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去同一の場所においてさすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) を利用している場合。 <p>(3) 約款の定めに基づきさすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の月額利用料を日割りする場合、スタート割の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の月額利用料からその金額を差し引くものいたします。</p> <p>2 セット割</p> <p>(1) <u>次の条件のいずれかを満たす場合、契約者からのセット割の申込みに基づき、セット割を適用いたします。その場合、当社は、さすがねっと N プランの月額利用料から 300 円 (税込 330 円) を減額します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者と、<u>ガスの使用契約を締結し、その供給を開始している場合。</u> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>者からのガスセット割の申込みに基づき、ガスセット割を適用いたします。その場合、当社は、さすガねっとはやとくプランの月額利用料から300円(税込330円)を減額します。 ガスセット</p> <p>(2) 割は、さすガねっと はやとく プランの提供開始日の属する月の末日までに申込みいただいた場合はさすガねっと はやとく プランの提供が開始された日から、さすガねっと はやとく プランの提供開始日の属する月の翌月以降に申込みいただいた場合は、当社がお申込みを承諾した日の属する月の月額利用料金から適用いたします。なお、約款の定めに基づきさすガねっと はやとく プランの月額利用料を日割りする場合、ガス セット割の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、さすガねっと はやとく プランの月額利用料からその金額を差し引くものいたします。</p> <p>(3) 契約者は、ガス セット割の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、ガス セット割の適用は、当社が通知を受けた日の属する月の月額利用料までといたします。適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月以降の月額利用料に ガス セット割が適用されていた場合、ガス セット割の適用は当該事実が明らかになった日の属する月の月額利用料までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月の月額利用料まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。</p> <p>3 違約金相当額補填割引</p> <p>(1) さすガねっと はやとく プラン (2年定期契約) の提供が新たに開始された場合で次の条件をすべて満たす場合、違約金相当額補填割引を適用いたします。その場合、別表2に定める割引期間について同表に定</p> | <p><u>・同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者と、電気の使用契約を締結し、その供給を開始している場合。</u></p> <p>(2) <u>セット</u> 割は、さすガねっと <u>N</u> プランの提供開始日の属する月の末日までに申込みいただいた場合はさすガねっと <u>N</u> プランの提供が開始された日から、さすガねっと <u>N</u> プランの提供開始日の属する月の翌月以降に申込みいただいた場合は、当社がお申込みを承諾した日の属する月の月額利用料金から適用いたします。なお、約款の定めに基づきさすガねっと <u>N</u> プランの月額利用料を日割りする場合、セット割の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、さすガねっと <u>N</u> プランの月額利用料からその金額を差し引くものいたします。</p> <p>(3) 契約者は、セット割の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、セット割の適用は、当社が通知を受けた日の属する月の月額利用料までといたします。適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月以降の月額利用料にセット割が適用されていた場合、セット割の適用は当該事実が明らかになった日の属する月の月額利用料までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月の月額利用料まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。</p> <p>3 違約金相当額補填割引</p> <p>(1) さすガねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の提供が新たに開始された場合で次の条件をすべて満たす場合、違約金相当額補填割引を適用いたします。その場合、別表2に定める割引期間について同表に定める割</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>める割引額を、さすガねっと はやとく プラン（2年定期契約）の月額利用料から減額します。なお、割引額の決定にあたり対象となる他社のインターネットサービス（以下、「他社サービス」といいます。）の違約金は、インターネットサービス1回線の解約に伴うものとし、当社が別途指定するものに限りします。</p> <ul style="list-style-type: none">・契約者が、当社のさすガねっと はやとく プラン（2年定期契約）の提供が開始された日が属する月を1か月目として6か月目の末日までに、当社の指定する書面に所要事項を不備なく記載し、郵送により当社へ違約金相当額補填割引の申込みをすること。また、あわせて、他社サービスのサービス名称、違約金額及びその請求年月、契約名義、設置先住所等を当社が確認するための書類を提出していただくこと。・契約者が、当社のさすガねっと はやとく プラン（2年定期契約）の契約成立日以降に他社サービスを解約し、他社サービスに基づく違約金が発生したこと。 <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none">・過去同一の場所においてさすガねっと はやとく プラン（2年定期契約）を利用している場合。 <p>(3) 違約金相当額補填割引は、さすガねっと はやとく プラン（2年定期契約）の提供が開始された日が属する月の翌月又は当社が契約者から違約金相当額補填割引の申込みを受け当社が申込みを承諾した日の属する月のいずれか遅いほうの月の月額利用料から、適用いたします。なお、約款の定めに基づきさすガねっと はやとく プラン（2年定期契約）の月額利用料を日割りする場合、違約金相当額補填割引も同様の方法で日割り計算するものとし、さすガねっと はやとく プラン（2年定期契約）の月額利用料からその金額を差し引くものといたします。</p> | <p>引額を、さすガねっと <u>N</u> プラン（2年定期契約）の月額利用料から減額します。なお、割引額の決定にあたり対象となる他社のインターネットサービス（以下、「他社サービス」といいます。）の違約金は、インターネットサービス1回線の解約に伴うものとし、当社が別途指定するものに限りします。</p> <ul style="list-style-type: none">・契約者が、当社のさすガねっと <u>N</u> プラン（2年定期契約）の提供が開始された日が属する月を1か月目として6か月目の末日までに、当社の指定する書面に所要事項を不備なく記載し、郵送により当社へ違約金相当額補填割引の申込みをすること。また、あわせて、他社サービスのサービス名称、違約金額及びその請求年月、契約名義、設置先住所等を当社が確認するための書類を提出していただくこと。・契約者が、当社のさすガねっと <u>N</u> プラン（2年定期契約）の契約成立日以降に他社サービスを解約し、他社サービスに基づく違約金が発生したこと。 <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none">・過去同一の場所においてさすガねっと <u>N</u> プラン（2年定期契約）を利用している場合。 <p>(3) 違約金相当額補填割引は、さすガねっと <u>N</u> プラン（2年定期契約）の提供が開始された日が属する月の翌月又は当社が契約者から違約金相当額補填割引の申込みを受け当社が申込みを承諾した日の属する月のいずれか遅いほうの月の月額利用料から、適用いたします。なお、約款の定めに基づきさすガねっと <u>N</u> プラン（2年定期契約）の月額利用料を日割りする場合、違約金相当額補填割引も同様の方法で日割り計算するものとし、さすガねっと <u>N</u> プラン（2年定期契約）の月額利用料からその金額を差し引くものといたします。</p> |
| 4 工事費相当額割引 | 4 工事費相当額割引 |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(2022年6月30日までに契約を締結した場合)</p> <p>(1) さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の標準工事費の支払いが発生し、さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の提供が新たに開始された場合又は移転し移転先の契約においてさすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) が適用される場合、さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の提供が開始された日又は移転先のサービス開始日が属する月の翌月を1か月目として、別表3に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の月額利用料から減額します。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去同一の場所においてさすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) を利用している場合。 <p>(3) 約款の定めに基づきさすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の月額利用料を日割りする場合、工事費相当額割引も同様の方法で日割り計算するものとし、さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の月額利用料からその金額を差し引くものいたします。</p> | <p>(2022年6月30日までに契約を締結した場合)</p> <p>(1) さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の標準工事費の支払いが発生し、さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の提供が新たに開始された場合又は移転し移転先の契約においてさすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) が適用される場合、さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の提供が開始された日又は移転先のサービス開始日が属する月の翌月を1か月目として、別表3に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の月額利用料から減額します。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。 <u>ただし、当社が特に認める場合は、この限りではありません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去同一の場所においてさすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) を利用している場合。 <p>(3) 約款の定めに基づきさすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の月額利用料を日割りする場合、工事費相当額割引も同様の方法で日割り計算するものとし、さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の月額利用料からその金額を差し引くものいたします。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>(2022年7月1日以降に契約を締結し又は移転した場合)</p> <p>(1) さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の標準工事費の支払いが発生し、さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の提供が新たに開始された場合又は移転し移転先の契約においてさすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) が適用される場合、さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の提供が開始された日又は移転先のサービス開始日が属する月を1か月目として、別表3に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の提供が開始された日又は移転先のサービス開始日が属する月は同月の月額利用料に合わせて契約事務手数料の請求がある場合には契約事務手数料から、さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の提供が開始された日又は移転先のサービス開始日が属する月の翌月以降についてはさすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の月額利用料から減額します。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去同一の場所においてさすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) を利用している場合。 <p>(3) さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の月額利用料から減額する場合で、約款の定めに基づきさすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の月額利用料を日割りする場合、工事費相当額割引も同様の方法で日割り計算するものとし、さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) の月額利用料からその金額を差し引くものいたします。</p> <p>別表</p> | <p>(2022年7月1日以降に契約を締結し又は移転した場合)</p> <p>(1) さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の標準工事費の支払いが発生し、さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の提供が新たに開始された場合又は移転し移転先の契約においてさすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) が適用される場合、さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の提供が開始された日又は移転先のサービス開始日が属する月を1か月目として、別表3に定める割引期間について同表に定める割引額を、さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の提供が開始された日又は移転先のサービス開始日が属する月は同月の月額利用料に合わせて契約事務手数料の請求がある場合には契約事務手数料から、さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の提供が開始された日又は移転先のサービス開始日が属する月の翌月以降についてはさすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の月額利用料から減額します。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。 <u>ただし、当社が特に認める場合は、この限りではありません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去同一の場所においてさすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) を利用している場合。 <p>(3) さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の月額利用料から減額する場合で、約款の定めに基づきさすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の月額利用料を日割りする場合、工事費相当額割引も同様の方法で日割り計算するものとし、さすがねっと <u>N</u> プラン (2年定期契約) の月額利用料からその金額を差し引くものいたします。</p> <p>別表</p> |

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------|------|------|--|--------------------------|------|--|--------------------------|------|---|--------|-----|------|--|--------------------------|------|--|--------------------------|------|
| <p>別表1 (スタート割 対象サービス、割引額及び割引期間)</p> <p>(2024年9月30日までに契約を締結し又は移転、コース変更若しくはタイプ変更した場合)</p> <table border="1" data-bbox="143 429 786 777"> <thead> <tr> <th>対象サービス</th> <th>割引額</th> <th>割引期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さすガねっと はやとく プラン (2年定期契約) ファミリータイプ</td> <td>2,200円 (税込 2,420円)</td> <td>12か月</td> </tr> <tr> <td>さすガねっと はやとく プラン (2年定期契約) マンションタイプ</td> <td>1,400円 (税込 1,540円)</td> <td>12か月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2024年10月1日以降に契約を締結し又は移転、コース変更若しくはタイプ変更した場合)</p> | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | さすガねっと はやとく プラン (2年定期契約) ファミリータイプ | 2,200円 (税込 2,420円) | 12か月 | さすガねっと はやとく プラン (2年定期契約) マンションタイプ | 1,400円 (税込 1,540円) | 12か月 | <p>別表1 (スタート割 対象サービス、割引額及び割引期間)</p> <p>(2024年9月30日までに契約を締結し又は移転、コース変更、<u>型変更</u>若しくはタイプ変更した場合)</p> <table border="1" data-bbox="1137 429 1780 777"> <thead> <tr> <th>対象サービス</th> <th>割引額</th> <th>割引期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さすガねっと <u>N</u>プラン <u>1Gコース</u> (2年定期契約) ファミリータイプ</td> <td>2,200円 (税込 2,420円)</td> <td>12か月</td> </tr> <tr> <td>さすガねっと <u>N</u>プラン <u>1Gコース</u> (2年定期契約) マンションタイプ</td> <td>1,400円 (税込 1,540円)</td> <td>12か月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2024年10月1日以降に契約を締結し又は移転、コース変更、<u>型変更</u>若しくはタイプ変更した場合)</p> | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | さすガねっと <u>N</u> プラン <u>1Gコース</u> (2年定期契約) ファミリータイプ | 2,200円 (税込 2,420円) | 12か月 | さすガねっと <u>N</u> プラン <u>1Gコース</u> (2年定期契約) マンションタイプ | 1,400円 (税込 1,540円) | 12か月 |
| 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さすガねっと はやとく プラン (2年定期契約) ファミリータイプ | 2,200円 (税込 2,420円) | 12か月 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さすガねっと はやとく プラン (2年定期契約) マンションタイプ | 1,400円 (税込 1,540円) | 12か月 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さすガねっと <u>N</u> プラン <u>1Gコース</u> (2年定期契約) ファミリータイプ | 2,200円 (税込 2,420円) | 12か月 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| さすガねっと <u>N</u> プラン <u>1Gコース</u> (2年定期契約) マンションタイプ | 1,400円 (税込 1,540円) | 12か月 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | | 新 | | |
|--|----------------------------|------|---|---|-------------|
| 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 |
| さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) ファミリータイプ | 2,200 円 (税込 2,420 円) | 6 か月 | さすがねっと <u>N</u> プラン <u>1G</u> コース (2年定期契 約) ファミリータイプ | 2,200 円 (税込 2,420 円) | 6 か月 |
| さすがねっと はやとく プラン (2年定期契約) マンションタイプ | 1,400 円 (税込 1,540 円) | 6 か月 | さすがねっと <u>N</u> プラン <u>1G</u> コース (2年定期契 約) マンションタイプ | 1,400 円 (税込 1,540 円) | 6 か月 |
| | | | <u>さすがねっと Nプラン</u> <u>10G</u> コース (2年定期契 約)ファミリータイプ/ <u>マンションタイプ</u> | <u>3,500 円</u> <u>(税込</u> <u>3,850 円)</u> | <u>6 か月</u> |
| 別表 3 (工事費相当額割引 対象サービス、割引額及び割引期間) (2022年6月30日までに契約を締結した場合) | | | 別表 3 (工事費相当額割引 対象サービス、割引額及び割引期間) (2022年6月30日までに契約を締結した場合) | | |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|---------------|---|-------|---|---------------|---|-------|
| 対象サービス | 区分 | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 区分 | 割引額 | 割引期間 |
| さすガねつ と はやとく プラン (2年 定期契約) ファミリー タイプ / さ すガねつと はやとくプ ラン (2年定 期契約) マ ンションタ イプ | 有派 遣工 事 | 1 か月目 800 円 (税込 880 円) 2 か月目から 23 か月目まで 782 円 (税込 860 円) | 23 か月 | さすガねつ と <u>N</u> プラン <u>1Gコース</u> (2 年定期契 約) ファミ リータイプ / マンショ ンタイプ | 有派 遣工 事 | 1 か月目 800 円 (税込 880 円) 2 か月目から 23 か月目まで 782 円 (税込 860 円) | 23 か月 |
| | 無派 遣工 事 | 1 か月目 100 円 (税込 110 円) 2 か月目から 23 か月目まで 87 円 (税込 95 円) | 23 か月 | | 無派 遣工 事 | 1 か月目 100 円 (税込 110 円) 2 か月目から 23 か月目まで 87 円 (税込 95 円) | 23 か月 |
| (2022年7月1日以降2024年9月30日までに契約を締結し又は移転した場合) | | | | (2022年7月1日以降2024年9月30日までに契約を締結し又は移転した場合) | | | |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|--|---------------|---|------|--|---------------|---|------|
| 対象サービス | 区分 | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 区分 | 割引額 | 割引期間 |
| さすガねつ はやとく プラン(2年 定期契約) ファミリー タイプ/ さ すがねつと はやとくプ ラン(2年定 期契約) マ ンションタ イプ | 有派 遣工 事 | 1か月目 750 円(税込 825 円) 2か月目から24 か月目まで 750円(税込 825 円) ※1か月目は、 契約事務手数料 が発生する場合 にのみ割引 | 24か月 | さすガねつ と <u>N</u> プラン <u>1G</u> コース(2 年定期契 約)ファミ リタイプ /マンショ ンタイプ | 有派 遣工 事 | 1か月目 750 円(税込 825 円) 2か月目から24 か月目まで 750円(税込 825 円) ※1か月目は、 契約事務手数料 が発生する場合 にのみ割引 | 24か月 |
| | 無派 遣工 事 | 1か月目 98円 (税込 107円) 2か月目から24 か月目まで 83円(税込 91 円) ※1か月目は、 契約事務手数料 が発生する場合 にのみ割引 | 24か月 | | 無派 遣工 事 | 1か月目 98円 (税込 107円) 2か月目から24 か月目まで 83円(税込 91 円) ※1か月目は、 契約事務手数料 が発生する場合 にのみ割引 | 24か月 |
| (2024年10月1日以降に契約を締結し又は移転した場合) | | | | (2024年10月1日以降に契約を締結し又は移転した場合) | | | |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|---|---|--|---|---------------|---|---------------|
| 対象サービス | 区分 | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 区分 | 割引額 | 割引期間 |
| さすガねつ と <u>はやとく</u> プラン (2年 定期契約) フ ァミリータ イプ / | 有派 遣工 事 | 1 か月目 1,200 円 (税込 1,320 円) 2 か月目から 24 か月目まで 1,200 円 (税込 1,320 円) ※1 か月目は、 契約事務手数料 が発生する場合 にのみ割引 | 24 か月 | さすガねつ と <u>N</u> プラン <u>1G コース</u> (2 年定期契約) ファミリー タイプ / <u>マ ンションタ イプ</u> | 有派 遣工 事 | 1 か月目 1,200 円 (税込 1,320 円) 2 か月目から 24 か月目まで 1,200 円 (税込 1,320 円) ※1 か月目は、 契約事務手数料 が発生する場合 にのみ割引 | 24 か月 |
| | さすガねつ と <u>はやとく</u> プラン (2年 定期契約) マ ンションタ イプ | 無派 遣工 事 | 1 か月目 186 円 (税込 204 円) 2 か月目から 24 か月目まで 175 円 (税込 192 円) ※1 か月目は、 契約事務手数料 が発生する場合 にのみ割引 | | 24 か月 | さすガねつ と <u>N</u> プラン <u>10G コース</u> (2 年定期契約) <u>ファミリー タイプ / マ ンションタ イプ</u> | 無派 遣工 事 |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p data-bbox="141 250 203 284">附則</p> <p data-bbox="174 336 309 370">(実施期日)</p> <p data-bbox="170 378 734 411">本規約は、2024年10月1日から実施します。</p> | <p data-bbox="1131 250 1193 284">附則</p> <p data-bbox="1164 336 1299 370">(実施期日)</p> <p data-bbox="1160 378 1711 411">本規約は、2025年2月4日から実施します。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p data-bbox="181 272 1061 308">さすガねっとはやとくプランWi-Fiルーターレンタル利用規約</p> <p data-bbox="862 352 1088 383">大阪ガス株式会社</p> <p data-bbox="154 464 376 494">第1条 (本規約)</p> <p data-bbox="181 520 1088 826">大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます）は、さすガねっとはやとくプランWi-Fiルーターレンタル利用規約（以下「本規約」といいます）に基づき、「さすガねっとはやとくプラン」を利用するためのv6 コネクト対応Wi-Fiルーターのレンタルサービス（以下「本レンタルサービス」といいます）を提供します（以下レンタルを受ける者を「契約者」といいます）。</p> <p data-bbox="154 855 1088 1102">2本レンタルサービスについて本規約に定めのない事項は、本規約に別途定めるものを除き、当社の定める「さすガねっとはやとくプラン契約約款」（以下「約款」といいます）の定めが適用又は準用されます。本規約の定めと約款の定めとが抵触する場合、本レンタルサービスに関する限り、本規約の定めが優先して適用されます。</p> <p data-bbox="154 1241 544 1272">第3条 (レンタル契約の単位)</p> <p data-bbox="181 1297 1088 1377">当社は、さすガねっとはやとくプラン1回線ごとに1のレンタル契約を締結します。</p> | <p data-bbox="1227 272 1995 308">さすガねっとNプランWi-Fiルーターレンタル利用規約</p> <p data-bbox="1850 352 2076 383">大阪ガス株式会社</p> <p data-bbox="1144 464 1366 494">第1条 (本規約)</p> <p data-bbox="1171 520 2078 767">大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます）は、さすガねっとNプランWi-Fiルーターレンタル利用規約（以下「本規約」といいます）に基づき、「さすガねっとNプラン」を利用するためのv6 コネクト対応Wi-Fiルーターのレンタルサービス（以下「本レンタルサービス」といいます）を提供します（以下レンタルを受ける者を「契約者」といいます）。</p> <p data-bbox="1144 855 2078 1102">2本レンタルサービスについて本規約に定めのない事項は、本規約に別途定めるものを除き、当社の定める「さすガねっとNプラン契約約款」（以下「約款」といいます）の定めが適用又は準用されます。本規約の定めと約款の定めとが抵触する場合、本レンタルサービスに関する限り、本規約の定めが優先して適用されます。</p> <p data-bbox="1144 1241 1534 1272">第3条 (レンタル契約の単位)</p> <p data-bbox="1171 1297 2078 1377">当社は、さすガねっとNプラン1回線ごとに1のレンタル契約を締結します。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第4条 (利用申込の条件)</p> <p>本レンタルサービスの利用申込をすることができる者は、当社が別に定めるさすガねっと はやとく プランの契約者に限ります。</p> <p>第7条 (最低利用期間)</p> <p>レンタル契約には、24か月間の最低利用期間があります。</p> <p>2 契約者は、第10条（レンタル料金）第3項に定める課金開始日の属する月を1か月目として24か月目の末日までに第8条（レンタル契約の解除）又は第9条（当社が行うレンタル契約の解除）に基づくレンタル契約の解除があった場合は、原則として、解約金が発生するものとし、料金表に規定する金額の支払いを要します。ただし、次に該当する場合は、契約者は解約金の支払いを要しません。</p> <p>(1) 契約者がさすガねっと はやとく プランについて電気通信事業法の定めに基づく初期契約解除を行う場合</p> <p>(2) 契約成立日からさすガねっと はやとく プランのサービス開始日の前日までにレンタル契約を解除する場合</p> <p>(3) 第9条（当社が行うレンタル契約の解除）第1項第5号の規定により、当社がレンタル契約を解除する場合</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> | <p>第4条 (利用申込の条件)</p> <p>本レンタルサービスの利用申込をすることができる者は、当社が別に定めるさすガねっと <u>N</u>プラン <u>1Gコース</u>の契約者に限ります。</p> <p>第7条 (最低利用期間)</p> <p>レンタル契約には、24か月間の最低利用期間があります。</p> <p>2 契約者は、第10条（レンタル料金）第3項に定める課金開始日の属する月を1か月目として24か月目の末日までに第8条（レンタル契約の解除）又は第9条（当社が行うレンタル契約の解除）に基づくレンタル契約の解除があった場合は、原則として、解約金が発生するものとし、料金表に規定する金額の支払いを要します。ただし、次に該当する場合は、契約者は解約金の支払いを要しません。</p> <p>(1) 契約者がさすガねっと <u>N</u>プランについて電気通信事業法の定めに基づく初期契約解除を行う場合</p> <p>(2) 契約成立日からさすガねっと <u>N</u>プランのサービス開始日の前日までにレンタル契約を解除する場合</p> <p>(3) 第9条（当社が行うレンタル契約の解除）第1項第5号の規定により、当社がレンタル契約を解除する場合</p> <p>(4) <u>さすガねっと Nプランのコース変更に伴いレンタル契約を解除する場 合</u></p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>3契約者が、レンタル契約の解除の後に、再度の契約の申込みを行った場合は、新たに本条を適用するものとします。</p> <p>第8条（レンタル契約の解除）</p> <p>レンタル契約の解除を希望する場合には、そのことをあらかじめ当社に対し当社の定めに従い通知していただきます。なお、Wi-Fiルーターの配送前にレンタル契約の解除を希望する場合は、通知に加えて、配送業者に対し受取拒否をしていただくことが解除の条件となります。受取拒否がなされない場合、あらためて解除を希望する旨の通知が必要となります。この場合、レンタル料金、解約金及び返還費用の負担が発生します。</p> <p>2 レンタル契約の解除日は、さすガねっと はやとく プランの利用契約の解除とともにレンタル契約を解除する場合はさすガねっと はやとく プランの解除日とし、さすガねっと はやとく プランの利用契約を解除することなくレンタル契約の解除をする場合は、Wi-Fiルーターの集荷予定日とします。</p> <p>第9条（当社が行うレンタル契約の解除）</p> <p>当社は、以下の各号に該当する場合には、そのレンタル契約を解除することがあります。</p> <p>(1) レンタル料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払</p> | <p>3契約者が、レンタル契約の解除の後に、再度の契約の申込みを行った場合は、新たに本条を適用するものとします。</p> <p>第8条（レンタル契約の解除）</p> <p>レンタル契約の解除を希望する場合には、そのことをあらかじめ当社に対し当社の定めに従い通知していただきます。なお、Wi-Fiルーターの配送前にレンタル契約の解除を希望する場合は、通知に加えて、配送業者に対し受取拒否をしていただくことが解除の条件となります。受取拒否がなされない場合、あらためて解除を希望する旨の通知が必要となります。この場合、レンタル料金、解約金及び返還費用の負担が発生します。</p> <p>2 レンタル契約の解除日は、さすガねっと <u>N</u> プランの利用契約の解除とともにレンタル契約を解除する場合はさすガねっと <u>N</u> プランの解除日とし、さすガねっと <u>N</u> プランの利用契約を解除することなくレンタル契約の解除をする場合は、Wi-Fiルーターの集荷予定日とします。</p> <p>第9条（当社が行うレンタル契約の解除）</p> <p>当社は、以下の各号に該当する場合には、そのレンタル契約を解除することがあります。</p> <p>(1) レンタル料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>わなかった場合。</p> <p>(2) 契約者が、本規約の内容又は趣旨に違反した場合。</p> <p>(3) 契約者が、第5条（利用申込の方法）に規定する利用申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。</p> <p>(4) さすがねっと はやとく プランの利用契約が解除された場合。</p> <p>(5) 当社がWi-Fiルーターのレンタルサービスの提供を終了した場合。</p> <p>(6) その他、契約者として不適当と当社が判断した場合。</p> <p>2当社は、前項の規定によりレンタル契約を解除しようとする場合は、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。</p> <p>第10条（レンタル料金）</p> <p>契約者は本レンタルサービスに対し、料金表に定めるレンタル料金を毎月支払うものとします。</p> <p>2レンタル料金は、さすがねっと はやとく プランの料金の取扱いに準じて扱います。</p> <p>3レンタル料金の課金開始日は、さすがねっと はやとく プランのサービス開始日又は契約者が指定した住所宛てにWi-Fiルーターが到着した日のいずれか遅い方の日とします。</p> <p>4前項の場合、課金開始月のレンタル料金は利用日数に応じて日割り計算し</p> | <p>わなかった場合。</p> <p>(2) 契約者が、本規約の内容又は趣旨に違反した場合。</p> <p>(3) 契約者が、第5条（利用申込の方法）に規定する利用申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。</p> <p>(4) さすがねっと <u>N</u>プランの利用契約が解除された場合。</p> <p>(5) 当社がWi-Fiルーターのレンタルサービスの提供を終了した場合。</p> <p>(6) その他、契約者として不適当と当社が判断した場合。</p> <p>2当社は、前項の規定によりレンタル契約を解除しようとする場合は、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合はこの限りではありません。</p> <p>第10条（レンタル料金）</p> <p>契約者は本レンタルサービスに対し、料金表に定めるレンタル料金を毎月支払うものとします。</p> <p>2レンタル料金 <u>その他の債務</u> は、さすがねっと <u>N</u>プランの料金 <u>等</u> の取扱いに準じて扱います。</p> <p>3レンタル料金の課金開始日は、さすがねっと <u>N</u>プランのサービス開始日又は契約者が指定した住所宛てにWi-Fiルーターが到着した日のいずれか遅い方の日とします。</p> <p>4前項の場合、課金開始月のレンタル料金は利用日数に応じて日割り計算し</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>ます。</p> <p>5レンタル契約終了月のレンタル料金は、月額料金をお支払いいただくものとし、日割り計算は行わないものとします。</p> <p>6契約者は、レンタル契約期間中にWi-Fiルーターを利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中のレンタル料金の全額を支払うものとします。但し、本規約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。</p> <p>7当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、レンタル料金の計算の起算日又は締切日を変更することができるものとします。</p> <p>第15条（禁止行為）</p> <p>契約者は、Wi-Fiルーターの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。</p> <p>(1) Wi-Fiルーターを保管（設置）場所から移動し、又は持ち出しすること。</p> <p>(2) Wi-Fiルーターを第三者に譲渡し、転貸し、又は改造すること。</p> <p>(3) Wi-Fiルーターに貼付された当社の所有権の表示などを除去し、又は汚損すること。</p> <p>(4) Wi-Fiルーターについて質権及び譲渡担保権、その他当社の所有権の行為を制限する一切の権利を設定すること。</p> <p>(注) 本条第2号に規定する第三者への譲渡については、さすガねっと はや</p> | <p>ます。</p> <p>5レンタル契約終了月のレンタル料金は、月額料金をお支払いいただくものとし、日割り計算は行わないものとします。</p> <p>6契約者は、レンタル契約期間中にWi-Fiルーターを利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中のレンタル料金の全額を支払うものとします。但し、本規約に別段の定めがある場合はこの限りではありません。</p> <p>7当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、レンタル料金の計算の起算日又は締切日を変更することができるものとします。</p> <p>第15条（禁止行為）</p> <p>契約者は、Wi-Fiルーターの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。</p> <p>(1) Wi-Fiルーターを保管（設置）場所から移動し、又は持ち出しすること。</p> <p>(2) Wi-Fiルーターを第三者に譲渡し、転貸し、又は改造すること。</p> <p>(3) Wi-Fiルーターに貼付された当社の所有権の表示などを除去し、又は汚損すること。</p> <p>(4) Wi-Fiルーターについて質権及び譲渡担保権、その他当社の所有権の行為を制限する一切の権利を設定すること。</p> <p>(注) 本条第2号に規定する第三者への譲渡については、さすガねっと <u>N</u>プ</p> |

旧

~~とく~~プラン契約約款で規定される利用権の譲渡に準じて取り扱います。

料金表

2. 解約金

| 区分 | 単位 | 料金 |
|------------------|-------------|--|
| Wi-Fiルーターレンタル解約金 | 1のレンタル契約ごとに | 解除日から当初の最低利用期間の終了日までの残存期間（1か月未満の端数は切り捨て）に応じて1か月あたり300円（税込330円）を乗じた金額 ただし、さすガねっと はやとく プランの利用契約の解除とともにレンタル契約を解除する場合は300円（税込330円） |

附 則

（実施期日）

この利用規約は、2022年7月1日から実施します。

新

ラン契約約款で規定される利用権の譲渡に準じて取り扱います。

料金表

2. 解約金

| 区分 | 単位 | 料金 |
|------------------|-------------|--|
| Wi-Fiルーターレンタル解約金 | 1のレンタル契約ごとに | 解除日から当初の最低利用期間の終了日までの残存期間（1か月未満の端数は切り捨て）に応じて1か月あたり300円（税込330円）を乗じた金額 ただし、さすガねっとNプランの利用契約の解除とともにレンタル契約を解除する場合は300円（税込330円） |

附 則

（実施期日）

この利用規約は、2025年2月4日から実施します。

| 旧 | 新 | | | | |
|--|--|-------|---|----|-------|
| <p style="text-align: center;">さすガねっと はやとく プランリモートサポート利用規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第1章総則</p> <p>第1条 (本規約の目的)</p> <ol style="list-style-type: none"> 大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、さすガねっと はやとく プランリモートサポート利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、さすガねっと はやとく プランリモートサポート（以下「本サービス」といい、第3条に定義します。）を提供します。 当社は、当社が西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）から卸提供を受けるリモートサポートサービスに基づき、本サービスを提供します。契約者（第3条に定義します。）は、当社から本サービス用の専用受付番号（第3条に定義します。）の通知を受けることにより、当社の定める営業時間内に本サービスを利用できます。 本サービスについて本規約に定めのない事項は、本規約に別途定めるものを除き、当社の定める「さすガねっと はやとく プラン契約約款」（以下「約款」といいます。）の定めが適用又は準用されます。本規約の定めと約款の定めとが抵触する場合、本サービスに関する限り、本規約の定めが優先して適用されます。 <p>第3条 (用語の定義)</p> <ol style="list-style-type: none"> 約款において定義された用語の意味は、本規約に別段の定めがある場合を除き、本規約においても同一の意味を有します。 前項に定めるほか、本規約において、以下の用語は、それぞれ以下の意味で使用します。 | <p style="text-align: center;">さすガねっと <u>N</u> プランリモートサポート利用規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第1章総則</p> <p>第1条 (本規約の目的)</p> <ol style="list-style-type: none"> 大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、さすガねっと <u>N</u> プランリモートサポート利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、さすガねっと <u>N</u> プランリモートサポート（以下「本サービス」といい、第3条に定義します。）を提供します。 当社は、当社が西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）から卸提供を受けるリモートサポートサービスに基づき、本サービスを提供します。契約者（第3条に定義します。）は、当社から本サービス用の専用受付番号（第3条に定義します。）の通知を受けることにより、当社の定める営業時間内に本サービスを利用できます。 本サービスについて本規約に定めのない事項は、本規約に別途定めるものを除き、当社の定める「さすガねっと <u>N</u> プラン契約約款」（以下「約款」といいます。）の定めが適用又は準用されます。本規約の定めと約款の定めとが抵触する場合、本サービスに関する限り、本規約の定めが優先して適用されます。 <p>第3条 (用語の定義)</p> <ol style="list-style-type: none"> 約款において定義された用語の意味は、本規約に別段の定めがある場合を除き、本規約においても同一の意味を有します。 前項に定めるほか、本規約において、以下の用語は、それぞれ以下の意味で使用します。 | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">用語</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">用語の意味</td> </tr> </table> | 用語 | 用語の意味 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">用語</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">用語の意味</td> </tr> </table> | 用語 | 用語の意味 |
| 用語 | 用語の意味 | | | | |
| 用語 | 用語の意味 | | | | |

| 旧 | | 新 | |
|------------------------------------|--|----------------------------|---|
| (1) さすがねっと はやとく プラン | 約款に基づき提供する、FTTH アクセス回線サービス及びインターネット接続サービスの総称 | (1) さすがねっと <u>N</u> プラン | 約款に基づき提供する、FTTH アクセス回線サービス及びインターネット接続サービスの総称 |
| (2) さすがねっと はやとく プラン 契約 | 当社からさすがねっと はやとく プランの提供を受けるための契約 | (2) さすがねっと <u>N</u> プラン契約 | 当社からさすがねっと <u>N</u> プランの提供を受けるための契約 |
| (3) さすがねっと はやとく プラン 契約者 | 当社とさすがねっと はやとく プラン契約を締結している者 | (3) さすがねっと <u>N</u> プラン契約者 | 当社とさすがねっと <u>N</u> プラン契約を締結している者 |
| (13) 転用承諾番号 | リモートサポート転用資格保有者が、リモートサポート転用を目的として、転用のためにさすがねっと はやとく プランの提供を受けるための契約の申込みと合わせて、第7条（契約申込の方法）に基づき本契約の申込みをするにあたり、事前に NTT 西日本から取得する必要のある所定の番号 | (13) 転用承諾番号 | リモートサポート転用資格保有者が、リモートサポート転用を目的として、転用のためにさすがねっと <u>N</u> プランの提供を受けるための契約の申込みと合わせて、第7条（契約申込の方法）に基づき本契約の申込みをするにあたり、事前に NTT 西日本から取得する必要のある所定の番号 |
| (19) リモートサポートツール | さすがねっと はやとく プランに係る契約者回線に接続されるパソコン等にインストールし、契約者の承諾に基づきオペレータがそのパソコン等を遠隔操作することを可 | (19) リモートサポートツール | さすがねっと <u>N</u> プランに係る契約者回線に接続されるパソコン等にインストールし、契約者の承諾に基づきオペレータがそのパソコン等を遠隔操作することを可能とす |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <div data-bbox="618 242 1066 379" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 能とする機能を有したソフトウェア </div> | <div data-bbox="1610 242 2067 379" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> る機能を有したソフトウェア </div> |
| <p>第2章本サービスの提供</p> <p>第4条 (本サービスの提供範囲及び提供条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、契約者から請求があったときは、別紙3（サポート対象機器、ソフトウェア及びサービスとサポート範囲）に定める機器、ソフトウェア及びサービスについて、本サービスを提供します。 2. 当社は、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合にのみ、本サービスを提供します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) サービス対象機器等が、さすガねっと <u>はやとく</u> プランの利用回線に接続又は関連して利用されること。 (2) 前項に定める利用回線が、本サービスに係る当社の設定作業等の実施以前又は同時に開通していること。 (3) 当社の設定作業等の実施の時点で、当社及びインターネット接続サービス事業者が提供するインターネット接続サービスメニュー等が、利用可能な状態となっていること。 (4) 当社の設定作業等の実施の時点で、設定作業等を実施する場所にサービス対象機器等が用意されており、設定作業等に必要なIDやパスワード等の設定情報及びドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等が用意されていること。 (5) サービス対象機器等及び設定作業等に必要なソフトウェア等が、日本国内において市販又は配布されたものであり、且つそのマニュアル及び設定ソフトウェア等が日本語により記述されたものであること。 (6) 当社の設定作業等の実施の時点で、契約者が、そのサービス対象 | <p>第2章本サービスの提供</p> <p>第4条 (本サービスの提供範囲及び提供条件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、契約者から請求があったときは、別紙3（サポート対象機器、ソフトウェア及びサービスとサポート範囲）に定める機器、ソフトウェア及びサービスについて、本サービスを提供します。 2. 当社は、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合にのみ、本サービスを提供します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) サービス対象機器等が、さすガねっと <u>N</u> プランの利用回線に接続又は関連して利用されること。 (2) 前項に定める利用回線が、本サービスに係る当社の設定作業等の実施以前又は同時に開通していること。 (3) 当社の設定作業等の実施の時点で、当社及びインターネット接続サービス事業者が提供するインターネット接続サービスメニュー等が、利用可能な状態となっていること。 (4) 当社の設定作業等の実施の時点で、設定作業等を実施する場所にサービス対象機器等が用意されており、設定作業等に必要なIDやパスワード等の設定情報及びドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等が用意されていること。 (5) サービス対象機器等及び設定作業等に必要なソフトウェア等が、日本国内において市販又は配布されたものであり、且つそのマニュアル及び設定ソフトウェア等が日本語により記述されたものであること。 (6) 当社の設定作業等の実施の時点で、契約者が、そのサービス対象 |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>機器等の正規のライセンス及びプロダクト ID を保有していること。</p> <p>(7) 当社の設定作業等の実施に必要な当社又は他の事業者が提供するドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、サービス対象機器等へのインストールを承諾すること。</p> <p>(8) 当社の設定作業等の実施の際に、契約者が、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜（電話又は通信回線等の使用を含みます。）を、当社に対して無償で提供すること。</p> <p>3. 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。</p> <p>(1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>(2) 前項のいずれかの項目をみたさない場合。</p> <p>(3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。</p> <p>(4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。</p> | <p>機器等の正規のライセンス及びプロダクト ID を保有していること。</p> <p>(7) 当社の設定作業等の実施に必要な当社又は他の事業者が提供するドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、サービス対象機器等へのインストールを承諾すること。</p> <p>(8) 当社の設定作業等の実施の際に、契約者が、当社が要求する電力、照明、消耗品及びその他の便宜（電話又は通信回線等の使用を含みます。）を、当社に対して無償で提供すること。</p> <p>3. 当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。</p> <p>(1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。</p> <p>(2) 前項のいずれかの項目をみたさない場合。</p> <p>(3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。</p> <p>(4) その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。</p> |
| <p>第5条 （提供区域）</p> <p>本サービスは、さすガねっと はやとく プランの提供区域において提供します。</p> | <p>第5条 （提供区域）</p> <p>本サービスは、さすガねっと <u>N</u> プランの提供区域において提供します。</p> |
| <p>第3章 契約</p> <p>第6条 （契約の単位）</p> <p>1. 当社は、1 のさすガねっと はやとく プラン契約につき、1 の本契約を締結します。</p> <p>2. 契約者は、本サービスに係るさすガねっと はやとく プラン契約者と同一の者</p> | <p>第3章 契約</p> <p>第6条 （契約の単位）</p> <p>1. 当社は、1 のさすガねっと <u>N</u> プラン契約につき、1 の本契約を締結します。</p> <p>2. 契約者は、本サービスに係るさすガねっと <u>N</u> プラン契約者と同一の者</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>一の者に限ります。</p> <p>第7条 (契約申込の方法)</p> <p>1. 本サービスを申込む場合、約款及び本規約の内容に同意の上、以下の各号に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行うサービス取扱所に提出するものとします。また、変更があったときは、速やかに当社所定の方法により、当社に届け出るものとします。</p> <p>(1) 利用回線に係る契約者名</p> <p>(2) 住所</p> <p>(3) 本サービスに係るさすがねっと はやとく プランの契約者回線等番号</p> <p>(4) リモートサポート転用又は事業者変更（転入）のために本契約の申込みを行う場合はその旨及び転用承諾番号又は事業者変更承諾番号</p> <p>(5) その他申込みの内容を特定するための事項</p> <p>2. 第1項第4号の規定にかかわらず、リモートサポート転用又は事業者変更（転入）により本サービスの申込みをする場合であって、本サービスの申込みをするときにすでにさすがねっと はやとく プラン契約への転用又は事業者変更（転入）が完了しているときは、転用承諾番号又は事業者変更承諾番号の提出を要しません。</p> <p>3. 事業者変更（転入）のための本契約の申込みは、事業者変更（転入）のためのさすがねっと はやとく プラン契約の申込みと同時に行う必要があります。</p> <p>第8条 (契約申込の承諾)</p> <p>1. 当社は、本サービスの申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って承諾します。本契約は、当社が承諾をしたときに成立します。</p> | <p>に限ります。</p> <p>第7条 (契約申込の方法)</p> <p>1. 本サービスを申込む場合、約款及び本規約の内容に同意の上、以下の各号に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行うサービス取扱所に提出するものとします。また、変更があったときは、速やかに当社所定の方法により、当社に届け出るものとします。</p> <p>(1) 利用回線に係る契約者名</p> <p>(2) 住所</p> <p>(3) 本サービスに係るさすがねっと <u>N</u> プランの契約者回線等番号</p> <p>(4) リモートサポート転用又は事業者変更（転入）のために本契約の申込みを行う場合はその旨及び転用承諾番号又は事業者変更承諾番号</p> <p>(5) その他申込みの内容を特定するための事項</p> <p>2. 第1項第4号の規定にかかわらず、リモートサポート転用又は事業者変更（転入）により本サービスの申込みをする場合であって、本サービスの申込みをするときにすでにさすがねっと <u>N</u> プラン契約への転用又は事業者変更（転入）が完了しているときは、転用承諾番号又は事業者変更承諾番号の提出を要しません。</p> <p>3. 事業者変更（転入）のための本契約の申込みは、事業者変更（転入）のためのさすがねっと <u>N</u> プラン契約の申込みと同時に行う必要があります。</p> <p>第8条 (契約申込の承諾)</p> <p>1. 当社は、本サービスの申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って承諾します。本契約は、当社が承諾をしたときに成立します。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>2. 当社は、前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 本契約の申込みをした者が、さすがねっと <u>はやとく</u> プラン契約者と同一の者とならない場合</p> <p>(2) 申込みの際に虚偽の事項を申告した場合</p> <p>(3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難な場合</p> <p>(4) 本契約の申込みをした者が本サービスその他当社のサービスにおいて、その料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合</p> <p>(5) 過去に不正使用等により本契約若しくは当社との他の契約の解除又は利用を停止されていることが判明した場合</p> <p>(6) 本契約の申込みをした者が、第 32 条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがある場合</p> <p>(7) その他当社の業務遂行上著しく支障がある場合</p> <p>3. リモートサポート転用又は事業者変更(転入)の請求があった場合、当社は前項各号に該当するときのほか、転用元又は事業者変更元の電気通信事業者が承諾しないときは、その申込みを承諾しないことがあります。</p> | <p>2. 当社は、前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(1) 本契約の申込みをした者が、さすがねっと <u>N</u> プラン契約者と同一の者とならない場合</p> <p>(2) 申込みの際に虚偽の事項を申告した場合</p> <p>(3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難な場合</p> <p>(4) 本契約の申込みをした者が本サービスその他当社のサービスにおいて、その料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合</p> <p>(5) 過去に不正使用等により本契約若しくは当社との他の契約の解除又は利用を停止されていることが判明した場合</p> <p>(6) 本契約の申込みをした者が、第 32 条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがある場合</p> <p>(7) その他当社の業務遂行上著しく支障がある場合</p> <p>3. リモートサポート転用又は事業者変更(転入)の請求があった場合、当社は前項各号に該当するときのほか、転用元又は事業者変更元の電気通信事業者が承諾しないときは、その申込みを承諾しないことがあります。</p> |
| <p>第10条 (名義の変更及び権利の譲渡)</p> <p>1. 本サービスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていた契約者の契約(さすがねっと <u>はやとく</u> プラン契約を含みます。)に関する全ての権利及び義務(前に使用されていた契約者の料金支払義務を含みます。)を受け継ぎ、引き続き本サービスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。</p> <p>2. 前項の場合においても、前に使用されていた契約者との契約が消滅している場合には、第 7 条(契約申込の方法)の規定によって申し込ん</p> | <p>第10条 (名義の変更及び権利の譲渡)</p> <p>1. 本サービスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていた契約者の契約(さすがねっと <u>N</u> プラン契約を含みます。)に関する全ての権利及び義務(前に使用されていた契約者の料金支払義務を含みます。)を受け継ぎ、引き続き本サービスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。</p> <p>2. 前項の場合においても、前に使用されていた契約者との契約が消滅している場合には、第 7 条(契約申込の方法)の規定によって申し込ん</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>でいただきます。</p> <p>3. 契約者は、当社が、本サービスに係るさすガねっと はやとく プラン契約に関する権利の譲渡を認めたときにのみ、本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を譲渡することができます。</p> <p>4. 前項に規定する譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた本契約に係る一切の権利及び義務（第 34 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。</p> <p>第 5 章 利用中止等 第 14 条（利用停止）</p> <p>1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当するときには、本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 料金その他の債務又は当社との他の契約に基づく債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。また、料金その他の債務に係る債権について、第 34 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）</p> <p>(2) 当社の名誉又は信用を毀損したとき</p> <p>(3) 第 12 条（営業活動の禁止）、第 13 条（著作権等）又は第 32 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき</p> <p>(4) 契約者が過度に頻繁に問合せを実施し、又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し、当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき</p> | <p>でいただきます。</p> <p>3. 契約者は、当社が、本サービスに係るさすガねっと <u>N</u> プラン契約に関する権利の譲渡を認めたときにのみ、本規約に基づいて本サービスの提供を受ける権利を譲渡することができます。</p> <p>4. 前項に規定する譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた本契約に係る一切の権利及び義務（第 34 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。</p> <p>第 5 章 利用中止等 第 14 条（利用停止）</p> <p>1. 当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当するときには、本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 料金その他の債務又は当社との他の契約に基づく債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。また、料金その他の債務に係る債権について、第 34 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）</p> <p>(2) 当社の名誉又は信用を毀損したとき</p> <p>(3) 第 12 条（営業活動の禁止）、第 13 条（著作権等）又は第 32 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき</p> <p>(4) 契約者が過度に頻繁に問合せを実施し、又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し、当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと当社が判断したとき</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>(5) 本規約に反する行為であって、本サービス又はさすガねっと はやとく プラン等に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき</p> <p>(6) 当社に損害を与えたとき</p> <p>2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>3. 当社は、本条に基づく本サービスの利用の停止により、契約者に生じた損害について、一切責任を負いません。</p> | <p>(5) 本規約に反する行為であって、本サービス又はさすガねっと <u>N</u> プラン等に関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき</p> <p>(6) 当社に損害を与えたとき</p> <p>2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>3. 当社は、本条に基づく本サービスの利用の停止により、契約者に生じた損害について、一切責任を負いません。</p> |
| <p>第19条（当社による契約解除） 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。</p> <p>(1) 第15条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合。ただし、当社は、第15条（利用停止）第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。</p> <p>(2) 本契約に係るさすガねっと はやとく プラン契約の解除があった場合</p> <p>(3) 第17条（本サービスの廃止）第1項に定める場合</p> <p>(4) 契約者に以下に定める事由のいずれかが発生した場合 (ア) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき (イ) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき (ウ) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき</p> | <p>第19条（当社による契約解除） 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。</p> <p>(1) 第15条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合。ただし、当社は、第15条（利用停止）第1項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。</p> <p>(2) 本契約に係るさすガねっと <u>N</u> プラン契約の解除があった場合</p> <p>(3) 第17条（本サービスの廃止）第1項に定める場合</p> <p>(4) 契約者に以下に定める事由のいずれかが発生した場合 (ア) 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき (イ) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき (ウ) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき</p> |

旧

(エ)破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき

第6章料金

第21条 (利用料金の支払義務)

1. 契約者は、別紙4(料金表)に規定する月額料金(以下「月額料金」といいます。)の支払いを要します。
2. 前項に規定する月額料金について、契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日を含む月の翌月の初日から起算して、本契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、支払いを要します。
3. 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じた場合の利用料金の支払いは、以下の各号の規定によります。
 - (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、以下のときを除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

| 区別 | 支払いを要しない料金 |
|--|--|
| (ア)契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとしま | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サ |

新

(エ)破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をしたとき

第6章料金

第21条 (利用料金の支払義務)

1. 契約者は、別紙4(料金表)に規定する月額料金(以下「月額料金」といいます。)の支払いを要します。
2. 前項に規定する月額料金について、契約者は、当社が本サービスの提供を開始した日を含む月の翌月の初日から起算して、本契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、支払いを要します。
3. 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じた場合の利用料金の支払いは、以下の各号の規定によります。
 - (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、以下のときを除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

| 区別 | 支払いを要しない料金 |
|--|--|
| (ア)契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとしま | そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サ |

| 旧 | | 新 | |
|--|---|--|---|
| | す。)が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき | | す。)が生じた場合にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき |
| | ービスについての月額料金 | | ービスについての月額料金 |
| 4. | | 4. | <u>当社は、支払いを要しない利用料金がすでに支払われているときは、その料金を返還します。</u> |
| 第26条 | (料金等の支払) | 第26条 | (料金等の支払) |
| 月額料金は、さすガねっと はやとく プランの料金の取扱いに準じて扱います。 | | 月額料金は、さすガねっと <u>N</u> プランの料金 <u>等</u> の取扱いに準じて扱います。 | |
| 第9章 | 雑則 | 第9章 | 雑則 |
| 第33条 | (設備等の準備) | 第33条 | (設備等の準備) |
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なパソコン、通信機器、さすガねっと はやとく プランその他の設備を保持し管理するものとします。 2. 契約者が本サービスを利用するために必要なさすガねっと はやとく プランの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。 | | <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なパソコン、通信機器、さすガねっと <u>N</u> プランその他の設備を保持し管理するものとします。 2. 契約者が本サービスを利用するために必要なさすガねっと <u>N</u> プランの利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。 | |
| 附則 | | 附則 | |
| 本規約は、202 3 年 10 月 1 日より実施します。 | | 本規約は、2025年 <u>2</u> 月 <u>4</u> 日より実施します。 | |
| 【別紙3 (サポート対象機器、ソフトウェア及びサービスとサポート範囲)】 | | 【別紙3 (サポート対象機器、ソフトウェア及びサービスとサポート範囲)】 | |
| 本サービスの主なサポート対象及びサポート範囲は以下のとおりです。なお、本別紙により規定する主なサポート対象以外のサポート対象及び詳細については、当社が別に定める規定によります。 | | 本サービスの主なサポート対象及びサポート範囲は以下のとおりです。なお、本別紙により規定する主なサポート対象以外のサポート対象及び詳細については、当社が別に定める規定によります。 | |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>また、サポート対象及びサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。</p> <p>1. 機器</p> <p>(1) 主なサポート対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン本体、モニター、キーボード、マウス ・ルーター、無線 LAN ポイント、LAN カード・ボード、HUB、ロケーションフリー ・IP セットトップボックス ・スマートフォン、タブレット端末 <p>(2) サポート内容</p> <p>さすガねっと はやとく プラン、パソコン等、テレビ及び家庭内ネットワークとの接続、初期設定、付属マニュアルに記載された基本的操作方法</p> <p>※スマートフォン及びタブレット端末については、さすガねっと はやとく プランとの Wi-Fi 接続設定</p> <p>3. サービス</p> <p>(1) 主なサポート対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さすガねっと はやとく プラン、さすガねっとひかり電話等の当社が指定するサービス ・インターネット接続サービス（インターネット接続、メール） ・その他インターネット上の各種サービス（Web メール、映像配信・交換、音楽ダウンロード等※1） <p>※1 リモートサポート実施の際に、金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号等が表示される場合においては、リモートサポートの実施を中断（オペレータが、リモートサポートツールを用いた遠</p> | <p>また、サポート対象及びサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。</p> <p>1. 機器</p> <p>(1) 主なサポート対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パソコン本体、モニター、キーボード、マウス ・ルーター、無線 LAN ポイント、LAN カード・ボード、HUB、ロケーションフリー ・IP セットトップボックス ・スマートフォン、タブレット端末 <p>(2) サポート内容</p> <p>さすガねっと <u>N</u> プラン、パソコン等、テレビ及び家庭内ネットワークとの接続、初期設定、付属マニュアルに記載された基本的操作方法</p> <p>※スマートフォン及びタブレット端末については、さすガねっと <u>N</u> プランとの Wi-Fi 接続設定</p> <p>3. サービス</p> <p>(1) 主なサポート対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さすガねっと <u>N</u> プラン、さすガねっとひかり電話等の当社が指定するサービス ・インターネット接続サービス（インターネット接続、メール） ・その他インターネット上の各種サービス（Web メール、映像配信・交換、音楽ダウンロード等※1） <p>※1 リモートサポート実施の際に、金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号等が表示される場合においては、リモートサポートの実施を中断（オペレータが、リモートサポートツールを用いた遠</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>隔操作を一時停止することをいいます。) し、電話サポートにて対応する場合があります。また、商品等購入の際の商品の品質・価格・支払・配達等についてのお問い合わせには対応できません。</p> <p>(2) サポート内容 サービス概要、申込・契約方法、利用方法概要・活用方法概要</p> | <p>隔操作を一時停止することをいいます。) し、電話サポートにて対応する場合があります。また、商品等購入の際の商品の品質・価格・支払・配達等についてのお問い合わせには対応できません。</p> <p>(2) サポート内容 サービス概要、申込・契約方法、利用方法概要・活用方法概要</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">さすガねっとひかり電話利用規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第1章総則</p> <p>第1条 (本規約)</p> <p>1. 大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます）は、当社が西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）から音声利用 IP 通信網サービスの卸提供を受け、さすガねっとひかり電話利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、「さすガねっとひかり電話」（以下「本電話サービス」といいます）を提供します。本電話サービスは、FTTH アクセス回線（以下「さすガねっと はやとくプラン」といいます）を利用した IP 電話サービスです。なお、当社は、本電話サービスに付随する付加サービス（第3条（用語の定義）に定義します。）を、本規約に基づき提供します。</p> <p>2. 本電話サービスについて本規約に定めのない事項は、本規約に別途定めるものを除き、当社の定める「さすガねっと はやとくプラン契約約款」（以下「約款」といいます。）の定めが適用又は準用されます。本規約の定めと約款の定めとが抵触する場合、本電話サービスに関する限り、本規約の定めが優先して適用されます。</p> <p>第3条 (用語の定義)</p> <p>1. 約款において定義された用語の意味は、本規約に別段の定めがある場合を除き、本規約においても同一の意味を有します。</p> <p>2. 前項に定めるほか、本規約において使用する用語は、以下の各号に定める意味を有します。</p> <p>(1) 「本電話契約」とは、当社から本電話サービスの提供を受けるための当社との契約をいいます。第8条（契約の申込み）に基づき契約者が行った本電話サービスの申込みを第10条（契約申込の承諾）に基づ</p> | <p style="text-align: center;">さすガねっとひかり電話利用規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第1章総則</p> <p>第1条 (本規約)</p> <p>1. 大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます）は、当社が西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）から音声利用 IP 通信網サービスの卸提供を受け、さすガねっとひかり電話利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、「さすガねっとひかり電話」（以下「本電話サービス」といいます）を提供します。本電話サービスは、FTTH アクセス回線（以下「さすガねっと <u>N</u>プラン」といいます）を利用した IP 電話サービスです。なお、当社は、本電話サービスに付随する付加サービス（第3条（用語の定義）に定義します。）を、本規約に基づき提供します。</p> <p>2. 本電話サービスについて本規約に定めのない事項は、本規約に別途定めるものを除き、当社の定める「さすガねっと <u>N</u>プラン契約約款」（以下「約款」といいます。）の定めが適用又は準用されます。本規約の定めと約款の定めとが抵触する場合、本電話サービスに関する限り、本規約の定めが優先して適用されます。</p> <p>第3条 (用語の定義)</p> <p>1. 約款において定義された用語の意味は、本規約に別段の定めがある場合を除き、本規約においても同一の意味を有します。</p> <p>2. 前項に定めるほか、本規約において使用する用語は、以下の各号に定める意味を有します。</p> <p>(1) 「本電話契約」とは、当社から本電話サービスの提供を受けるための当社との契約をいいます。第8条（契約の申込み）に基づき契約者が行った本電話サービスの申込みを第10条（契約申込の承諾）に基づ</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>き当社が承諾することにより成立します。</p> <p>(2) 「契約者」とは、本規約に基づき当社との間で本電話契約が成立している個人又は法人をいいます。</p> <p>(3) 「さすガねっと <u>はやとく</u> プラン契約」とは、約款に基づき契約者との間に成立する、さすガねっと <u>はやとく</u> プランの提供を受けるための契約をいいます。</p> <p>(4) 「料金等」とは、本電話サービスの提供に係わる料金その他の債務及びその消費税等相当額をいいます。</p> <p>(5) 「IP 通信網サービス」とは、NTT 西日本が「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する <u>フレッツ光</u> 等の IP 通信網サービスをいいます。</p> <p>(6) 「音声利用 IP 通信網サービス」とは、NTT 西日本が「音声利用 IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する音声利用 IP 通信網サービスをいいます。</p> <p>(7) 「IP 通信網サービス契約」とは、NTT 西日本から IP 通信網サービスの提供を受けるための契約(当社以外の光コラボレーション事業者との契約も含みます。)をいいます。</p> <p>(8) 「ひかり電話契約」とは、NTT 西日本から音声利用 IP 通信網サービスの提供を受けるための契約(当社以外の光コラボレーション事業者との契約も含みます。)をいいます。</p> <p>(9) 「通話サービス転用」とは、NTT 西日本と IP 通信網サービス契約とひかり電話契約を締結した個人又は法人(以下「通話サービス転用資格保有者」といいます。)が、ひかり電話契約を本電話サービスに切り替えることをいいます。</p> <p>(10) 「転用承諾番号」とは、通話サービス転用資格保有者が、通話サービス転用を目的として、約款に基づく転用のためにさすガねっと <u>はやとく</u> プランの提供を受けるための契約の申込みと合わせて、第 8 条(契</p> | <p>き当社が承諾することにより成立します。</p> <p>(2) 「契約者」とは、本規約に基づき当社との間で本電話契約が成立している個人又は法人をいいます。</p> <p>(3) 「さすガねっと <u>N</u> プラン契約」とは、約款に基づき契約者との間に成立する、さすガねっと <u>N</u> プランの提供を受けるための契約をいいます。</p> <p>(4) 「料金等」とは、本電話サービスの提供に係わる料金その他の債務及びその消費税等相当額をいいます。</p> <p>(5) 「IP 通信網サービス」とは、NTT 西日本が「IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する <u>フレッツ 光</u> 等の IP 通信網サービスをいいます。</p> <p>(6) 「音声利用 IP 通信網サービス」とは、NTT 西日本が「音声利用 IP 通信網サービス契約約款」に基づき提供する音声利用 IP 通信網サービスをいいます。</p> <p>(7) 「IP 通信網サービス契約」とは、NTT 西日本から IP 通信網サービスの提供を受けるための契約(当社以外の光コラボレーション事業者との契約も含みます。)をいいます。</p> <p>(8) 「ひかり電話契約」とは、NTT 西日本から音声利用 IP 通信網サービスの提供を受けるための契約(当社以外の光コラボレーション事業者との契約も含みます。)をいいます。</p> <p>(9) 「通話サービス転用」とは、NTT 西日本と IP 通信網サービス契約とひかり電話契約を締結した個人又は法人(以下「通話サービス転用資格保有者」といいます。)が、ひかり電話契約を本電話サービスに切り替えることをいいます。</p> <p>(10) 「転用承諾番号」とは、通話サービス転用資格保有者が、通話サービス転用を目的として、約款に基づく転用のためにさすガねっと <u>N</u> プランの提供を受けるための契約の申込みと合わせて、第 8 条(契約の申</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>約の申込み)に基づき本電話契約の申込みをするにあたり、事前に NTT 西日本から取得する必要がある所定の番号をいいます。</p> <p>(11) 「事業者変更資格保有者」とは、当社以外の光コラボレーション事業者と光コラボレーションモデルに関する IP 通信網サービス契約を締結し NTT 西日本又は光コラボレーション事業者とひかり電話を契約した個人又は法人をいいます。</p> <p>(12) 「事業者変更」とは、以下を併せていいます。</p> <p>(ア) 事業者変更資格保有者が、その利用する光コラボレーションモデルに関する IP 通信網サービス契約をさすガねっと はやとく プラン契約に切り替え、ひかり電話契約を本契約に切り替えること (以下「事業者変更 (転入)」といいます。)</p> <p>(イ) さすガねっと はやとく プラン契約及び本契約を締結する契約者が、さすガねっと はやとく プラン契約を当社以外の光コラボレーション事業者の光コラボレーションモデルに関する IP 通信網サービス契約又は NTT 西日本の IP 通信網サービス契約に切り替え、本契約からひかり電話契約に切り替えること (以下併せて「事業者変更 (転出)」といいます)</p> <p>(13) 「音声利用 IP 通信網」とは、主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信 (電気通信番号規則 (平成 9 年郵政省令第 82 号) に規定する電気通信番号 (当社が別に定めるものに限り) を相互に用いて行うものとし) の用に供することを目的としてインターネットプロトコルによる伝送交換を行うための電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。) をいいます。</p> <p>(14) 「相互接続点」とは、NTT 西日本と NTT 西日本以外の電気通信事業者との間の相互接続協定 (NTT 西日本が NTT 西日本以外の電気通信事業</p> | <p>込み)に基づき本電話契約の申込みをするにあたり、事前に NTT 西日本から取得する必要がある所定の番号をいいます。</p> <p>(11) 「事業者変更資格保有者」とは、当社以外の光コラボレーション事業者と光コラボレーションモデルに関する IP 通信網サービス契約を締結し NTT 西日本又は光コラボレーション事業者とひかり電話を契約した個人又は法人をいいます。</p> <p>(12) 「事業者変更」とは、以下を併せていいます。</p> <p>(ア) 事業者変更資格保有者が、その利用する光コラボレーションモデルに関する IP 通信網サービス契約をさすガねっと <u>N</u> プラン契約に切り替え、ひかり電話契約を本契約に切り替えること (以下「事業者変更 (転入)」といいます。)</p> <p>(イ) さすガねっと <u>N</u> プラン契約及び本契約を締結する契約者が、さすガねっと <u>N</u> プラン契約を当社以外の光コラボレーション事業者の光コラボレーションモデルに関する IP 通信網サービス契約又は NTT 西日本の IP 通信網サービス契約に切り替え、本契約からひかり電話契約に切り替えること (以下併せて「事業者変更 (転出)」といいます)</p> <p>(13) 「音声利用 IP 通信網」とは、主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信 (電気通信番号規則 (平成 9 年郵政省令第 82 号) に規定する電気通信番号 (当社が別に定めるものに限り) を相互に用いて行うものとし) の用に供することを目的としてインターネットプロトコルによる伝送交換を行うための電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。) をいいます。</p> <p>(14) 「相互接続点」とは、NTT 西日本と NTT 西日本以外の電気通信事業者との間の相互接続協定 (NTT 西日本が NTT 西日本以外の電気通信事業</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点(NTT西日本が協定事業者(NTT西日本が定める者に限ります。)へ提供している都道府県の区域(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします)をまたがる伝送に関する卸電気通信役務(事業法第29条第11項に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る区間との分界点を含みます。)をいいます。</p> <p>(15)「サービス接続点」とは、音声利用IP通信網と以下との接続点をいいます。</p> <p>①NTT西日本が定める電話サービス契約約款に規定する電話網</p> <p>②NTT西日本が定める総合デジタル通信サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網</p> <p>③NTT西日本が定めるIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網又は特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する特定地域向け音声利用IP通信網</p> <p>(16)「協定事業者」とは、NTT西日本と相互接続協定を締結している電気通信事業者をいいます。</p> <p>(17)「リルーティング通信等」とは、協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、音声利用IP通信網内で接続する通信をいいます。</p> <p>(18)「相互接続通信」とは、相互接続点と間の通信、相互接続点相互間の通信及びリルーティング通信等(サービス接続点を介して行われるものを含みます。)をいいます。</p> <p>(19)「本電話番号」とは、本電話サービスを利用しての通話に用いる電話</p> | <p>者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第33条第9項若しくは第10項又は第34条第4項の規定に基づくものを含みます。以下同じとします。)に基づく接続に係る電気通信設備の接続点(NTT西日本が協定事業者(NTT西日本が定める者に限ります。)へ提供している都道府県の区域(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします)をまたがる伝送に関する卸電気通信役務(事業法第29条第11項に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係る区間との分界点を含みます。)をいいます。</p> <p>(15)「サービス接続点」とは、音声利用IP通信網と以下との接続点をいいます。</p> <p>①NTT西日本が定める電話サービス契約約款に規定する電話網</p> <p>②NTT西日本が定める総合デジタル通信サービス契約約款に規定する総合デジタル通信網</p> <p>③NTT西日本が定めるIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網又は特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する特定地域向け音声利用IP通信網</p> <p>(16)「協定事業者」とは、NTT西日本と相互接続協定を締結している電気通信事業者をいいます。</p> <p>(17)「リルーティング通信等」とは、協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、音声利用IP通信網内で接続する通信をいいます。</p> <p>(18)「相互接続通信」とは、相互接続点と間の通信、相互接続点相互間の通信及びリルーティング通信等(サービス接続点を介して行われるものを含みます。)をいいます。</p> <p>(19)「本電話番号」とは、本電話サービスを利用しての通話に用いる電話</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>番号をいいます。</p> <p>(20) 「ユニバーサルサービス」とは、事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきとして総務省令で定める加入電話、公衆電話、緊急通報（110番・118番・119番）の電話サービス等の基礎的電気通信役務をいいます。</p> <p>(21) 「ユニバーサルサービス料」とは、ユニバーサルサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用している電話番号の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会を通じて、NTT西日本及び東日本電信電話株式会社（以下併せて「NTT東西」といいます。）に支払うために、当社が契約者から本規約に定める方法及び金額にて徴収する料金をいいます。</p> <p>(22) 「電話リレーサービス」とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に規定する、手話通訳者などがオペレータとして聴覚障害者等による手話・文字を通訳することにより、聴覚障害者等と聴覚障害者等以外の意思疎通を仲介するサービスをいいます。</p> <p>(23) 「電話リレーサービス料」とは、電話リレーサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用している電話番号の数に比例した額を、電話リレーサービス支援機関を通じて、電話リレーサービス提供機関に支払うために、当社が契約者から本規約に定める方法及び金額にて徴収する料金をいいます。</p> <p>(24) 「付加サービス」とは、当社が本電話サービスに付加して提供するサービスをいい、料金表に定めるものをいいます。その提供を受けるためには、当社への申込みが必要になるものと、契約者が選択する第6条（内容、利用条件等）第1項所定の料金プランにあらかじめ含まれるため（含まれる付加サービスの範囲は、料金プランにより異なります。）当社への申込みが不要のものがあります。なお、当社は、付加サービスの提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困</p> | <p>番号をいいます。</p> <p>(20) 「ユニバーサルサービス」とは、事業法第7条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきとして総務省令で定める加入電話、公衆電話、緊急通報（110番・118番・119番）の電話サービス等の基礎的電気通信役務をいいます。</p> <p>(21) 「ユニバーサルサービス料」とは、ユニバーサルサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用している電話番号の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である一般社団法人電気通信事業者協会を通じて、NTT西日本及び東日本電信電話株式会社（以下併せて「NTT東西」といいます。）に支払うために、当社が契約者から本規約に定める方法及び金額にて徴収する料金をいいます。</p> <p>(22) 「電話リレーサービス」とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に規定する、手話通訳者などがオペレータとして聴覚障害者等による手話・文字を通訳することにより、聴覚障害者等と聴覚障害者等以外の意思疎通を仲介するサービスをいいます。</p> <p>(23) 「電話リレーサービス料」とは、電話リレーサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用している電話番号の数に比例した額を、電話リレーサービス支援機関を通じて、電話リレーサービス提供機関に支払うために、当社が契約者から本規約に定める方法及び金額にて徴収する料金をいいます。</p> <p>(24) 「付加サービス」とは、当社が本電話サービスに付加して提供するサービスをいい、料金表に定めるものをいいます。その提供を受けるためには、当社への申込みが必要になるものと、契約者が選択する第6条（内容、利用条件等）第1項所定の料金プランにあらかじめ含まれるため（含まれる付加サービスの範囲は、料金プランにより異なります。）当社への申込みが不要のものがあります。なお、当社は、付加サービスの提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>難である等当社の業務の遂行上支障があるとき又は司法若しくは行政機関から当社に対して犯罪に関係するとして付加サービスの提供を拒否する要請があったときは、その付加サービスを提供できないことがあります。本規約に定める本電話サービスに関する規定は、本規約に異なる定めがある場合を除き、又はその内容に照らして付加サービスに適用することがふさわしくない場合を除き、付加サービスにも適用されます。</p> <p>(25) 「通話端末機器」とは、本電話サービスを利用して通話を行うために、契約者が保有している必要がある電話機その他の通話端末機器をいいます。本電話サービスにおいて利用可能な通話端末機器には、当社所定の条件があります。</p> <p>(26) 「光電話対応機器（ホームゲートウェイ）」とは、本電話サービスを利用するために、利用回線及び通話端末機器に接続する必要がある機器であって、当社が別途定める形式又は機種のことをいいます。</p> <p>(27) 「国内通信」とは、通信のうち本邦内で行われるものをいいます。</p> <p>(28) 「国際通信」とは、通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）、当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末及び当社が別に定める電気通信事業者の国際ネットワーク番号を用いた電気通信サービスに係る携帯端末等（以下「国際ネットワーク端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるものをいいます。</p> <p>(29) 「料金表」とは、当社が別途定める料金表をいいます。</p> | <p>難である等当社の業務の遂行上支障があるとき又は司法若しくは行政機関から当社に対して犯罪に関係するとして付加サービスの提供を拒否する要請があったときは、その付加サービスを提供できないことがあります。本規約に定める本電話サービスに関する規定は、本規約に異なる定めがある場合を除き、又はその内容に照らして付加サービスに適用することがふさわしくない場合を除き、付加サービスにも適用されます。</p> <p>(25) 「通話端末機器」とは、本電話サービスを利用して通話を行うために、契約者が保有している必要がある電話機その他の通話端末機器をいいます。本電話サービスにおいて利用可能な通話端末機器には、当社所定の条件があります。</p> <p>(26) 「光電話対応機器（ホームゲートウェイ）」とは、本電話サービスを利用するために、利用回線及び通話端末機器に接続する必要がある機器であって、当社が別途定める形式又は機種のことをいいます。</p> <p>(27) 「国内通信」とは、通信のうち本邦内で行われるものをいいます。</p> <p>(28) 「国際通信」とは、通信のうち本邦と外国（インマルサットシステムに係る移動地球局（海事衛星通信を取り扱う船舶に設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。）、当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯端末及び当社が別に定める電気通信事業者の国際ネットワーク番号を用いた電気通信サービスに係る携帯端末等（以下「国際ネットワーク端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間で行われるものをいいます。</p> <p>(29) 「料金表」とは、当社が別途定める料金表をいいます。</p> |
| <p>第3章契約 第7条 (契約の単位等)</p> | <p>第3章契約 第7条 (契約の単位等)</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>当社は、さすがねっと <u>はやとく</u> プランを利用回線とする場合に限り、本電話サービスを提供します。当社は、1の利用回線ごとに1の本電話契約を締結します。この場合、契約者は、1の本電話契約につき1の個人又は法人に限ります。</p> <p>第8条 (契約の申込み)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本電話契約の申込みは、申込みをする個人又は法人（以下「申込者」といいます。）が、約款及び本規約を承諾のうえ、当社所定の方法により、利用回線の契約者回線番号等の当社が別途定める事項を当社に申告して行うものとします。 2. 申込者が通話サービス転用又は事業者変更（転入）により本電話サービスの申込みをする場合、申込者は、前項に規定するほか、転用承諾番号又は事業者変更承諾番号を当社に提出するものとします。ただし、本電話サービスの申込みをするときに、すでにさすがねっと <u>はやとく</u> プラン契約への転用又は事業者変更（転入）が完了している場合は提出を要しません。 3. 通話サービス転用又は事業者変更（転入）のための本契約の申込みは、転用又は事業者変更（転入）のためのさすがねっと <u>はやとく</u> プランに係る契約の申込みと同時にを行う必要があります。 4. 前2項に従い通話サービス転用又は事業者変更（転入）により本電話契約の申込みをする場合、その申込者が第1項所定の申込みにあたり選択できる料金プランは、原則として、通話サービス転用又は事業者変更（転入）前に NTT 西日本又は光コラボレーション事業者から提供を受けていた音声利用 IP 通信網サービスのプラン（以下「従前プラン」といいます。）に対応する料金プランとします。ただし、当社が提供する料金プランに従前プランに対応するものが存在しない場合は、通話サービス転用又は事業者変更（転入）の前に NTT 西日本又は光コラボレーション事業者に対して従前プランを当社が提供する料金プランに対応するように変更を行うこと | <p>当社は、さすがねっと <u>N</u> プランを利用回線とする場合に限り、本電話サービスを提供します。当社は、1の利用回線ごとに1の本電話契約を締結します。この場合、契約者は、1の本電話契約につき1の個人又は法人に限ります。</p> <p>第8条 (契約の申込み)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本電話契約の申込みは、申込みをする個人又は法人（以下「申込者」といいます。）が、約款及び本規約を承諾のうえ、当社所定の方法により、利用回線の契約者回線番号等の当社が別途定める事項を当社に申告して行うものとします。 2. 申込者が通話サービス転用又は事業者変更（転入）により本電話サービスの申込みをする場合、申込者は、前項に規定するほか、転用承諾番号又は事業者変更承諾番号を当社に提出するものとします。ただし、本電話サービスの申込みをするときに、すでにさすがねっと <u>N</u> プラン契約への転用又は事業者変更（転入）が完了している場合は提出を要しません。 3. 通話サービス転用又は事業者変更（転入）のための本契約の申込みは、転用又は事業者変更（転入）のためのさすがねっと <u>N</u> プランに係る契約の申込みと同時にを行う必要があります。 4. 前2項に従い通話サービス転用又は事業者変更（転入）により本電話契約の申込みをする場合、その申込者が第1項所定の申込みにあたり選択できる料金プランは、原則として、通話サービス転用又は事業者変更（転入）前に NTT 西日本又は光コラボレーション事業者から提供を受けていた音声利用 IP 通信網サービスのプラン（以下「従前プラン」といいます。）に対応する料金プランとします。ただし、当社が提供する料金プランに従前プランに対応するものが存在しない場合は、通話サービス転用又は事業者変更（転入）の前に NTT 西日本又は光コラボレーション事業者に対して従前プランを当社が提供する料金プランに対応するように変更を行うこと |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>を要します。</p> <p>5. 第1項に定める申込者は、本電話番号として第22条（本電話番号）第1項に従い当社が割り当てるものに代わり、その申込者がNTT西日本から発番を受けている加入電話の電話番号を用いること（以下「同番移行」といいます。）を申し込むことができます。かかる申込みを当社が行う場合、申込者は、第1項による申込みの際に、その旨を当社に申告するものとします。</p> <p>6. 前項の申込みをした契約者は、前項の申込みが承諾された場合、当社が料金表に定める同番移行に係る費用を当社に支払うものとします。</p> | <p>を要します。</p> <p>5. 第1項に定める申込者は、本電話番号として第22条（本電話番号）第1項に従い当社が割り当てるものに代わり、その申込者がNTT西日本から発番を受けている<u>ひかり電話若しくは加入電話等の電話番号、又は他社から発番された</u>電話番号を用いること（以下「同番移行」といいます。）を申し込むことができます。かかる申込みを当社が行う場合、申込者は、第1項による申込みの際に、その旨を当社に申告するものとします。</p> <p>6. 前項の申込みをした契約者は、前項の申込みが承諾された場合、当社が料金表に定める同番移行に係る費用を当社に支払うものとします。</p> |
| 第10条 （契約申込の承諾） | 第10条 （契約申込の承諾） |
| <p>1. 本電話契約は、前条所定の申込みを当社が承諾したときに成立します。</p> <p>2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本電話契約の申込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本電話契約成立後であっても、以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当社所定の方法にて契約者に通知することにより、さすがねっとはやとくプラン契約及び本電話契約を解除することができます。</p> <p>(1) 本電話契約の申込時に申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合</p> <p>(2) 申込者が、料金等若しくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合</p> <p>(3) 過去に不正使用等により本電話契約若しくは当社との他の契約の解除又は利用を停止されていることが判明した場合</p> <p>(4) 申込者又は契約者が本規約の第42条（禁止行為）又は第43条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがある場合</p> | <p>1. 本電話契約は、前条所定の申込みを当社が承諾したときに成立します。</p> <p>2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本電話契約の申込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本電話契約成立後であっても、以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当社所定の方法にて契約者に通知することにより、さすがねっとNプラン契約及び本電話契約を解除することができます。</p> <p>(1) 本電話契約の申込時に申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合</p> <p>(2) 申込者が、料金等若しくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合</p> <p>(3) 過去に不正使用等により本電話契約若しくは当社との他の契約の解除又は利用を停止されていることが判明した場合</p> <p>(4) 申込者又は契約者が本規約の第42条（禁止行為）又は第43条（利用上の制限）の規定に違反するおそれがある場合</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(5) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られない場合又は相互接続協定に基づく条件に適合しない場合</p> <p>(6) その他技術上又は当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合</p> <p>(7) 第9条（着信転送に関わる本人確認手続き）に定める本人確認ができない場合</p> <p>(8) 申込者が未成年である場合</p> <p>3. 前項の規定又は本規約に定めるその他の規定により本電話契約が解除された場合、契約者は、本電話サービスの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、債務の全額を直ちに一括にて支払うものとします。</p> <p>4. 本電話契約が成立した場合、当社は、その日程を契約者と調整のうえ、本電話サービス及び付加サービスを利用するために必要な工事を行います。ただし、通話サービス転用又は事業者変更（転入）のために本契約の申込みを行った契約者に対しては、当社が別途定める場合を除き、工事は行わないものとします。</p> | <p>(5) 相互接続点に係る協定事業者の承諾が得られない場合又は相互接続協定に基づく条件に適合しない場合</p> <p>(6) その他技術上又は当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合</p> <p>(7) 第9条（着信転送に関わる本人確認手続き）に定める本人確認ができない場合</p> <p>(8) 申込者が未成年である場合</p> <p>3. 前項の規定又は本規約に定めるその他の規定により本電話契約が解除された場合、契約者は、本電話サービスの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、債務の全額を直ちに一括にて支払うものとします。</p> <p>4. 本電話契約が成立した場合、当社は、その日程を契約者と調整のうえ、本電話サービス及び付加サービスを利用するために必要な工事を行います。ただし、通話サービス転用又は事業者変更（転入）のために本契約の申込みを行った契約者に対しては、当社が別途定める場合を除き、工事は行わないものとします。</p> |
| <p style="text-align: center;">第15条 （名義の変更及び本契約に係る権利の譲渡）</p> <p>1. 本電話サービスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていた契約者の契約（さすガねっと はやとく プラン契約を含みます。）に関する全ての権利及び義務（前に使用されていた契約者の料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続き本電話サービスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。</p> <p>2. 前項の場合においても、前に使用されていた契約者との契約が消滅している場合には、第8条（契約の申込み）の規定によって申し込んで</p> | <p style="text-align: center;">第15条 （名義の変更及び本契約に係る権利の譲渡）</p> <p>1. 本電話サービスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていた契約者の契約（さすガねっと <u>N</u> プラン契約を含みます。）に関する全ての権利及び義務（前に使用されていた契約者の料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続き本電話サービスの使用を希望される場合は、名義の変更をしていただきます。</p> <p>2. 前項の場合においても、前に使用されていた契約者との契約が消滅している場合には、第8条（契約の申込み）の規定によって申し込んで</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>いただきます。</p> <p>3. 本契約に係る権利（契約者が本契約に基づいて本電話サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。</p> <p>4. 本契約に係る権利の譲渡の承認を受けようとする場合は、当事者が連署した当社所定の書面により請求するものとします。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。</p> <p>5. 当社は、前項の規定により本契約に係る権利の譲渡の承認を求められた場合は、以下のときを除いて、これを承認します。</p> <p>(1) 本契約に係る権利を譲り受けようとする者が本電話サービスの料金等の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき</p> <p>(2) 本契約に係る権利の譲渡が、その利用回線に係る IP 通信網サービス利用権の譲渡に伴うものでないとき</p> <p>(3) 本契約に係る権利の譲渡を譲り受けようとする者がその本契約に係る利用回線に関する IP 通信網サービス利用権を譲り受けようとする者同一の者でないとき</p> <p>6. 本契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた本電話サービスに係る一切の権利及び義務（第 51 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務</p> | <p>いただきます。</p> <p>3. 本契約に係る権利（契約者が本契約に基づいて本電話サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。</p> <p>4. 本契約に係る権利の譲渡の承認を受けようとする場合は、当事者が連署した当社所定の書面により請求するものとします。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。</p> <p>5. 当社は、前項の規定により本契約に係る権利の譲渡の承認を求められた場合は、以下のときを除いて、これを承認します。</p> <p>(1) 本契約に係る権利を譲り受けようとする者が本電話サービスの料金等の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき</p> <p>(2) 本契約に係る権利の譲渡が、その利用回線に係る IP 通信網サービス利用権の譲渡に伴うものでないとき</p> <p>(3) 本契約に係る権利の譲渡を譲り受けようとする者がその本契約に係る利用回線に関する IP 通信網サービス利用権を譲り受けようとする者同一の者でないとき</p> <p>6. 本契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた本電話サービスに係る一切の権利及び義務（第 51 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>を支払う義務を含みます。)を承継します。</p> <p>第16条 (当社による契約の解除等)</p> <p>1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの責任も負うことなく、本電話サービスの利用を停止することができます。また、利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本電話契約を解除することができます。</p> <p>(1) 契約者が料金等若しくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わない場合(支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)</p> <p>(2) 契約者が約款に基づき提供される当社のサービス(本電話サービスを含みます。)について利用停止となった場合</p> <p>(3) 契約者が本規約上の義務を現に怠り又は怠るおそれがあると当社が判断した場合</p> <p>(4) 司法又は行政機関から当社に対して犯罪に関係するとしてサービスの提供を拒否する要請があった場合</p> <p>2. 当社は、契約者に前項に定める本電話サービスの利用停止の事由が生じた場合において、その事由が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで本電話契約を解除することができます。</p> <p>3. 当社は、契約成立後、契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なことが判明したとき、本電話サービスを解除することがあります。</p> <p>4. 当社は、前3項の規定により本電話契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、通知を行うことなく、契約者の本電話サービスの利用を停止し、又は本電</p> | <p>を支払う義務を含みます。)を承継します。</p> <p>第16条 (当社による契約の解除等)</p> <p>1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの責任も負うことなく、本電話サービスの利用を停止することができます。また、利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、本電話契約を解除することができます。</p> <p>(1) 契約者が料金等若しくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わない場合(支払期日を経過した後支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)</p> <p>(2) 契約者が約款に基づき提供される当社のサービス(本電話サービスを含みます。)について利用停止となった場合</p> <p>(3) 契約者が本規約上の義務を現に怠り又は怠るおそれがあると当社が判断した場合</p> <p>(4) 司法又は行政機関から当社に対して犯罪に関係するとしてサービスの提供を拒否する要請があった場合</p> <p>2. 当社は、契約者に前項に定める本電話サービスの利用停止の事由が生じた場合において、その事由が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないで本電話契約を解除することができます。</p> <p>3. 当社は、契約成立後、契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なことが判明したとき、本電話サービスを解除することがあります。</p> <p>4. 当社は、前3項の規定により本電話契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、通知を行うことなく、契約者の本電話サービスの利用を停止し、又は本電</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>話契約を解除できるものとします。</p> <p>5. 当社は、契約者とさすガねっとはやとくプラン契約の契約者とが同一の者ではないと知った場合は、契約者の本電話サービスの利用を停止し、又は本電話契約を解除できるものとします。</p> <p>6. さすガねっとはやとくプラン契約が理由のいかんを問わず終了した場合は、その契約者と当社との間の本電話契約は同時に解除されます。</p> <p>7. 当社は、本条に基づく利用の停止又は本電話契約の解除により契約者に損害その他不利益が生じた場合であっても、一切責任を負いません。</p> <p>8. 契約者が、第 20 条（契約者による契約の解除等）に基づく通知をしない場合であり、かつ、明らかに本電話サービスを利用していない場合に、当社は通知なく契約を終了することができるものとします。</p> <p>9. 当社は、第 1 項に規定するほか、警察機関から当社に対して当社又は当社以外の者が提供する電気通信サービスを利用して特殊詐欺を行ったとして警察機関が指定した者に提供している付加機能の利用を停止するよう要請があった場合であって、その指定された者が本電話サービスに係る付加サービスを利用している契約者と同一の者であると当社が判断した場合は、その契約者が利用しているすべての本電話サービスに係る付加サービスの利用を停止することがあります。この場合において、その利用停止をする期間は、警察機関から要請されることに従います。</p> <p>10. 当社は、前項の規定により本電話サービスに係る付加サービスの利用停止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>11. 第 9 項の規定により本電話サービスに係る付加サービスの利用を停止したときは、利用を停止する前の追加番号と利用できない状態の解消を行った後の追加番号が異なる場合があります。</p> | <p>話契約を解除できるものとします。</p> <p>5. 当社は、契約者とさすガねっと <u>N</u> プラン契約の契約者とが同一の者ではないと知った場合は、契約者の本電話サービスの利用を停止し、又は本電話契約を解除できるものとします。</p> <p>6. さすガねっと <u>N</u> プラン契約が理由のいかんを問わず終了した場合は、その契約者と当社との間の本電話契約は同時に解除されます。</p> <p>7. 当社は、本条に基づく利用の停止又は本電話契約の解除により契約者に損害その他不利益が生じた場合であっても、一切責任を負いません。</p> <p>8. 契約者が、第 20 条（契約者による契約の解除等）に基づく通知をしない場合であり、かつ、明らかに本電話サービスを利用していない場合に、当社は通知なく契約を終了することができるものとします。</p> <p>9. 当社は、第 1 項に規定するほか、警察機関から当社に対して当社又は当社以外の者が提供する電気通信サービスを利用して特殊詐欺を行ったとして警察機関が指定した者に提供している付加機能の利用を停止するよう要請があった場合であって、その指定された者が本電話サービスに係る付加サービスを利用している契約者と同一の者であると当社が判断した場合は、その契約者が利用しているすべての本電話サービスに係る付加サービスの利用を停止することがあります。この場合において、その利用停止をする期間は、警察機関から要請されることに従います。</p> <p>10. 当社は、前項の規定により本電話サービスに係る付加サービスの利用停止をするときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>11. 第 9 項の規定により本電話サービスに係る付加サービスの利用を停止したときは、利用を停止する前の追加番号と利用できない状態の解消を行った後の追加番号が異なる場合があります。</p> |
| <p style="text-align: center;">第18条 （利用停止）</p> | <p style="text-align: center;">第18条 （利用停止）</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>当社は、本規約上の義務を現に怠り又は怠るおそれがある契約者、本電話サービス以外の当社が提供するサービス（さすガねっとはやとくプランを含みます）が利用停止となった契約者又は司法若しくは行政機関から当社に対して犯罪に関係するとしてサービスを提供拒否する要請があった契約者については、何らの責任も負うことなく、本電話サービスの利用を停止します。</p> | <p>当社は、本規約上の義務を現に怠り又は怠るおそれがある契約者、本電話サービス以外の当社が提供するサービス（さすガねっとNプランを含みます）が利用停止となった契約者又は司法若しくは行政機関から当社に対して犯罪に関係するとしてサービスを提供拒否する要請があった契約者については、何らの責任も負うことなく、本電話サービスの利用を停止します。</p> |
| <p>第20条（契約者による契約の解除等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 契約者は、当社所定の手続きに従い、本規約に基づき提供を受ける本電話サービスを解除することができます。 契約者は、当社所定の手続きに従い、本規約に基づき提供を受ける付加サービスを解約することができます。ただし、料金プランとして「さすガねっとひかり電話（エース・無線 LAN 付）」又は「さすガねっとひかり電話（エース・無線 LAN 無）」を契約する契約者は、その料金プランに含まれる付加サービスについては、その料金プランの契約中は付加サービスのみを解約することはできません。 契約者は、第1項に基づく解除後に、他の事業者から提供を受ける本電話サービスと同等の通話サービス（ひかり電話契約に限ります。）において第22条（本電話番号）第1項に従い当社から割り当てを受けた電話番号を引き続き利用することを希望する場合は、その事業者に出るものとします。 | <p>第20条（契約者による契約の解除等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 契約者は、当社所定の手続きに従い、本規約に基づき提供を受ける本電話サービスを解除することができます。 契約者は、当社所定の手続きに従い、本規約に基づき提供を受ける付加サービスを解約することができます。ただし、料金プランとして「さすガねっとひかり電話（エース・無線 LAN 付）」又は「さすガねっとひかり電話（エース・無線 LAN 無）」を契約する契約者は、その料金プランに含まれる付加サービスについては、その料金プランの契約中は付加サービスのみを解約することはできません。 契約者は、第1項に基づく解除後に、他の事業者から提供を受ける電話サービスにおいて本電話サービスで利用されていた電話番号を引き続き利用することを希望する場合は、その事業者に出るものとします。 |
| <p>第8章雑則</p> <p>第47条（契約者情報等の取り扱い）</p> <ol style="list-style-type: none"> 契約者は、契約者が本電話契約の申込みに際して当社に申告した事項（以下「契約者情報」といいます）を、さすガねっとはやとくプラン契約約款及び「プライバシーポリシー」に定める個人情報の保護に関する規定並び | <p>第8章雑則</p> <p>第47条（契約者情報等の取り扱い）</p> <ol style="list-style-type: none"> 契約者は、契約者が本電話契約の申込みに際して当社に申告した事項（以下「契約者情報」といいます）を、さすガねっとNプラン契約約款及び「プライバシーポリシー」に定める個人情報の保護に関する規定並びに本規約 |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>に本規約の他の規定に定めるほか、以下の各号に定める範囲において、当社が利用することについて同意するものとします。</p> <p>(1) 本電話サービスを提供すること(その契約者に本電話サービスを提供するための当社への音声利用 IP 通信網サービスの卸提供を当社が NTT 西日本に申し込むにあたり、その契約者の契約者情報を NTT 西日本に提供することを含みます)</p> <p>(1) 当社が本規約に定める工事を実施するために必要な範囲内において、NTT 西日本に対して契約者情報を提供すること</p> <p>(2) 第 1 号及び第 2 号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、契約者情報について、安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して契約者情報の取り扱いを委託すること</p> <p>2. 契約者は、NTT 西日本が、前項第 1 号に定める音声利用 IP 通信網サービスの卸提供にあたり、その契約者の音声利用 IP 通信網サービスの通信履歴等を知り得ることに同意するものとします。</p> | <p>の他の規定に定めるほか、以下の各号に定める範囲において、当社が利用することについて同意するものとします。</p> <p>(1) 本電話サービスを提供すること(その契約者に本電話サービスを提供するための当社への音声利用 IP 通信網サービスの卸提供を当社が NTT 西日本に申し込むにあたり、その契約者の契約者情報を NTT 西日本に提供することを含みます)</p> <p>(1) 当社が本規約に定める工事を実施するために必要な範囲内において、NTT 西日本に対して契約者情報を提供すること</p> <p>(2) 第 1 号及び第 2 号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、契約者情報について、安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して契約者情報の取り扱いを委託すること</p> <p>2. 契約者は、NTT 西日本が、前項第 1 号に定める音声利用 IP 通信網サービスの卸提供にあたり、その契約者の音声利用 IP 通信網サービスの通信履歴等を知り得ることに同意するものとします。</p> |
| <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>(料金の計算方法等)</p> <p>1. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金、付加サービス料金、通信に関する料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月に従って計算します。係る料金額に加算する消費税相当額は、サービスの利用時点の税率に基づき計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。</p> <p>2. 当社は、次の場合に料金をその利用日数に応じて日割します。</p> <p>(1) 基本料金、ユニバーサル料及び電話リレーサービス料について、料金月の初日以外の日にさすガねっとひかり電話の提供を開始したとき。</p> <p>(2) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料について、料金月の末日以外の日に契約の解除があったとき。</p> | <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>(料金の計算方法等)</p> <p>1. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金、付加サービス料金、通信に関する料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月に従って計算します。係る料金額に加算する消費税相当額は、サービスの利用時点の税率に基づき計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。</p> <p>2. 当社は、次の場合に料金をその利用日数に応じて日割します。</p> <p>(1) 基本料金、ユニバーサル料及び電話リレーサービス料について、料金月の初日以外の日にさすガねっとひかり電話の提供を開始したとき。</p> <p>(2) ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料について、料金月の末日以外の日に契約の解除があったとき。</p> |

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|-----------|------------|------------|--|--|--|--|---|-------|-----------|----|----------|--|--|--|--|
| <p>(3) 利用回線を移転したとき（移転先の付加サービスに係る部分を除きます）。</p> <p>(4) 基本料金、付加サービス料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料について、さすガねっと <u>はやとく</u> プランを初期契約解除制度により契約解除し、本電話サービスもあわせて契約解除する場合。</p> <p>(5) 第 35 条（月額費用の支払義務）第 7 項の表の規定に該当するとき。</p> <p>3. 2 の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第 35 条（月額費用の支払義務）第 7 項の表に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。 (端数処理)</p> <p>4. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、原則として、その端数を切り捨てます。 (略)</p> <p>第 1 表料金（重複掲載料及び付加サービスの料金を除きます） 第 1 類基本料金 第 1 音声利用 IP 通信網サービスに係るもの 1 適用 (1) 音声利用 IP 通信網サービスの細目等 ア. 当社は、料金額を適用するに当たり、以下のとおり基本機能の態様による細目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">料金プラン</th> <th style="width: 15%;">無線 LAN 機能</th> <th style="width: 40%;">内容</th> <th style="width: 20%;">含まれる付加サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 50px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 料金プラン | 無線 LAN 機能 | 内容 | 含まれる付加サービス | | | | | <p>(3) 利用回線を移転したとき（移転先の付加サービスに係る部分を除きます）。</p> <p>(4) 基本料金、付加サービス料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料について、さすガねっと <u>N</u> プランを初期契約解除制度により契約解除し、本電話サービスもあわせて契約解除する場合。</p> <p>(5) 第 35 条（月額費用の支払義務）第 7 項の表の規定に該当するとき。</p> <p>3. 2 の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第 35 条（月額費用の支払義務）第 7 項の表に規定する月額料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。 (端数処理)</p> <p>4. 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、原則として、その端数を切り捨てます。 (略)</p> <p>第 1 表料金（重複掲載料及び付加サービスの料金を除きます） 第 1 類基本料金 第 1 音声利用 IP 通信網サービスに係るもの 1 適用 (1) 音声利用 IP 通信網サービスの細目等 ア. 当社は、料金額を適用するに当たり、以下のとおり基本機能の態様による細目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">料金プラン</th> <th style="width: 15%;">無線 LAN 機能</th> <th style="width: 40%;">内容</th> <th style="width: 20%;">含まれる付加サー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 50px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 料金プラン | 無線 LAN 機能 | 内容 | 含まれる付加サー | | | | |
| 料金プラン | 無線 LAN 機能 | 内容 | 含まれる付加サービス | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 料金プラン | 無線 LAN 機能 | 内容 | 含まれる付加サー | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---------------------------|----|---|---|---------------------------|----|---|--|
| | | | | | | | ビス |
| さすガねっとひかり電話(基本・無線 LAN 付) | 有り | ・NTT 西日本のひかり電話基本プランに相当するもの | なし | さすガねっとひかり電話(基本・無線 LAN 付) | 有り | ・NTT 西日本のひかり電話基本プランに相当するもの | なし |
| さすガねっとひかり電話(基本・無線 LAN 無) | 無し | | | さすガねっとひかり電話(基本・無線 LAN 無) | 無し | | |
| さすガねっとひかり電話(エース・無線 LAN 付) | 有り | ・NTT 西日本のひかり電話エースに相当するもの(ただし、無料通話は含まれません) | 番号表示 番号通知 リクエスト 着信お断り 着信転送 割込通話 着信お知らせ メール | さすガねっとひかり電話(エース・無線 LAN 付) | 有り | ・NTT 西日本のひかり電話エースに相当するもの(ただし、無料通話は含まれません) | 番号表示 番号通知 リクエスト 着信お断り 着信転送 割込通話 |
| さすガねっとひかり電話(エース・無線 LAN 無) | 無し | ・基本機能として、右記の付加サービスを有するもの | | さすガねっとひかり電話(エース・無線 LAN 無) | 無し | ・基本機能として、右記の付加サービスを有するもの | |

| 旧 | 新 | | | | | | | |
|--|------------------|-------|------------------------------|------------------|--|--|--|----------------------------|
| <p>備考</p> <p>さすガねっとひかり電話（エース・無線 LAN 付）及びさすガねっとひかり電話（エース・無線 LAN 無）に係る契約者は、2料金額の規定にかかわらず、料金プランにおいて基本機能として有する各付加サービス料金の支払いを要しません。ただし、1 適用(2)に規定する番号追加機能により追加した番号に係る付加サービス料金についてはこの限りではありません。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>2料金額</p> <p>本電話サービスに関する基本料金及び付加サービス料金は次のとおりとします。</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="206 1219 900 1391"> <thead> <tr> <th>料金プラン</th> <th>月額利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さすガねっとひかり電話 (基本・無線 LAN 付)</td> <td>600 円 (税込 660 円)</td> </tr> </tbody> </table> | 料金プラン | 月額利用料 | さすガねっとひかり電話 (基本・無線 LAN 付) | 600 円 (税込 660 円) | | | | <p>着信 お知らせ メール</p> |
| | 料金プラン | 月額利用料 | | | | | | |
| さすガねっとひかり電話 (基本・無線 LAN 付) | 600 円 (税込 660 円) | | | | | | | |
| <p>備考</p> <p>① さすガねっとひかり電話（エース・無線 LAN 付）及びさすガねっとひかり電話（エース・無線 LAN 無）に係る契約者は、2料金額の規定にかかわらず、料金プランにおいて基本機能として有する各付加サービス料金の支払いを要しません。ただし、1 適用(2)に規定する番号追加機能により追加した番号に係る付加サービス料金についてはこの限りではありません。</p> <p>② さすガねっと N プラン 10G コース契約の場合、選択できる本電話サービスの料金プランはさすガねっとひかり電話（基本・無線 LAN 付）又は さすガねっと ひかり電話（エース・無線 LAN 付）となります。</p> <p>2料金額</p> <p>本電話サービスに関する基本料金及び付加サービス料金は次のとおりとします。</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1200 1219 1892 1391"> <thead> <tr> <th>料金プラン</th> <th>月額利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さすガねっとひかり電話 (基本・無線 LAN 付)</td> <td>600 円 (税込 660 円)</td> </tr> </tbody> </table> | 料金プラン | 月額利用料 | さすガねっとひかり電話 (基本・無線 LAN 付) | 600 円 (税込 660 円) | | | | |
| 料金プラン | 月額利用料 | | | | | | | |
| さすガねっとひかり電話 (基本・無線 LAN 付) | 600 円 (税込 660 円) | | | | | | | |

| 旧 | | 新 | |
|--|----------------------|--|----------------------|
| さすガねっとひかり電話 (基本・無線 LAN 無) | 500 円 (税込 550 円) | さすガねっとひかり電話 (基本・無線 LAN 無) | 500 円 (税込 550 円) |
| さすガねっとひかり電話 (エース・無線 LAN 付) | 1,400 円 (税込 1,540 円) | さすガねっとひかり電話 (エース・無線 LAN 付) | 1,400 円 (税込 1,540 円) |
| さすガねっとひかり電話 (エース・無線 LAN 無) | 1,300 円 (税込 1,430 円) | さすガねっとひかり電話 (エース・無線 LAN 無) | 1,300 円 (税込 1,430 円) |
| <p>※いずれの料金プランにおいても、基本料金にはホームゲートウェイ利用料を含みます。</p> <p>※さすガねっとひかり電話（基本・無線 LAN 付）及びさすガねっとひかり電話（エース・無線 LAN 付）においては、無線 LAN カードの利用料を含みます。</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> <p>※料金プランに変更があった場合、料金プラン変更日の属する月の翌月初日から起算して、変更後の料金プランの月額利用料を適用いたします。</p> <p>第2表工事に関する費用</p> | | <p>※<u>さすガねっと N プラン 1G コース契約の場合、本電話サービスのいずれの料金プランにおいても、基本料金にはホームゲートウェイ利用料を含みます。さすガねっと N プラン 10G コース契約の場合、本電話サービスのホームゲートウェイ機能は 10 ギガ対応ルーターに含まれます。</u></p> <p>※<u>さすガねっと N プラン 1G コース契約の場合、さすガねっとひかり電話（基本・無線 LAN 付）及びさすガねっとひかり電話（エース・無線 LAN 付）においては、無線 LAN カードの利用料を含みます。</u></p> <p>※<u>さすガねっと N プラン 10G コース契約の場合、選択できる本電話サービスの料金プランはさすガねっと ひかり電話（基本・無線 LAN 付）又は さすガねっと ひかり電話（エース・無線 LAN 付）となります。</u></p> <p>※料金プランに変更があった場合、料金プラン変更日の属する月の翌月初日から起算して、変更後の料金プランの月額利用料を適用いたします。</p> <p>第2表工事に関する費用</p> | |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---------------------|--|--------|--|---------------------|--|--------|--|
| 第1類 工事に関する費用 (※1) | | | | 第1類 工事に関する費用 (※1) | | | |
| 区分 | | 単位 | 料金 | 区分 | | 単位 | 料金 |
| 基本 工事 費※ 2 | 無派遣工事 | | 1 工事ご と 2,000 円 (税込 2,200 円) | 基本 工事 費※ 2 | 無派遣工事 | | 1 工事ご と 2,000 円 (税込 2,200 円) |
| | 有派遣工事 | | 1 工事ご と 7,500 円 (税込 8,250 円) | | 有派遣工事 | | 1 工事ご と 7,500 円 (税込 8,250 円) |
| 交換 機等 工事 費 | 基本機 能 | | 1 利用回 線ごと 1,000 円 (税込 1,100 円) | 交換 機等 工事 費 | 基本機 能 | | 1 利用回 線ごと 1,000 円 (税込 1,100 円) |
| | テレビ電話・高音質電 話・データ接続通信※3 | | 1 利用回 線ごと 無料 | | テレビ電話・高音質電 話・データ接続通信※3 | | 1 利用回 線ごと 無料 |
| | さすがねっとひかり電話 (エー ス・無線 LAN 付)、さすがねっとひ かり電話 (エース・無線 LAN 無) ※4 ※5 | | 1 利用回 線ごと 1,000 円 (税込 1,100 円) | | さすがねっとひかり電話 (エー ス・無線 LAN 付)、さすがねっとひ かり電話 (エース・無線 LAN 無) ※4 ※5 | | 1 利用回 線ごと 1,000 円 (税込 1,100 円) |
| | 付加サ ービス | 割込通話※4 | 1 利用回 線ごと 1,000 円 (税込 1,100 円) | | 付加サ ービス | 割込通話※4 | 1 利用回 線ごと 1,000 円 (税込 1,100 円) |

| 旧 | | | | 新 | | | | |
|---|--|-----------------|-------------------------------|----------------------------|--|-----------------|-------------------------------|----------------------------|
| | | | | | | | | |
| | | 着信転送※4 | 1 番号ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | | 着信転送※4 | 1 番号ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) |
| | | 番号表示※4 | 1 利用回 線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | | 番号表示※4 | 1 利用回 線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) |
| | | 番号通知リクエスト※ 4 | 1 利用回 線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | | 番号通知リクエスト※ 4 | 1 利用回 線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) |
| | | 着信お断り※4 | 1 利用回 線ごと又 は 1 番号 ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | | 着信お断り※4 | 1 利用回 線ごと又 は 1 番号 ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) |
| | | 着信お知らせメール※ 4 | 1 番号ご と | 1,000 円 (税込 1,100 円) | | 着信お知らせメール※ 4 | 1 番号ご と | 1,000 円 (税込 1,100 円) |
| | | FAX お知らせメール※4 | 1 番号ご と | 1,000 円 (税込 1,100 円) | | FAX お知らせメール※4 | 1 番号ご と | 1,000 円 (税込 1,100 円) |

| 旧 | | | | | 新 | | | | |
|-------|---------------|-----------|----------|----------------------------|---------------|---------------|----------------------------|------------------|----------------------------|
| | | 複数チャンネル※4 | 1 利用回線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | | | 複数チャンネル※4 | 1 利用回線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) |
| | | 追加番号※4 | 1 追加番号ごと | 700 円 (税込 770 円) | | | 追加番号※4 | 1 追加番号ごと | 700 円 (税込 770 円) |
| | | 同番移行※6 | | 1 番号ごと | | | 2,000 円 (税込 2,200 円) | 同番移行※6 | |
| | 発信電話番号通知の変更※7 | | 1 番号ごと | 700 円 (税込 770 円) | 発信電話番号通知の変更※7 | | 1 番号ごと | 700 円 (税込 770 円) | |
| 機器工事費 | ホームゲートウェイ設置※8 | | 1 装置ごと | 1,500 円 (税込 1,650 円) | 機器工事費 | ホームゲートウェイ設置※8 | | 1 装置ごと | 1,500 円 (税込 1,650 円) |
| | ホームゲートウェイ設定※9 | | 1 装置ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | | ホームゲートウェイ設定※9 | | 1 装置ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) |

※1 さすがねっと ~~はやとく~~ プランについてファミリータイプ・マンションタイプ間のタイプ変更を伴う場合又はマンションタイプで配線方式の変更を伴う場合、さすがねっとひかり電話の交換機等工事費 1,000 円 (税込 1,100 円) が発生 ~~いた~~ します。

※1 さすがねっと N プランについてファミリータイプ・マンションタイプ間のタイプ変更を伴う場合又はマンションタイプで配線方式の変更を伴う場合、さすがねっとひかり電話の交換機等工事費 1,000 円 (税込 1,100 円) が発生します。

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | |
|--|----|----|----|--|--|--|---|----|----|----|--|--|--|
| <p>※2 さすがねっと はぎとく プランとさすがねっとひかり電話を同時に工事される場合は、原則として、さすがねっとひかり電話の基本工事費は適用しません（ただし、転用又は事業者変更（転入）で第3世代ホームゲートウェイから後継ホームゲートウェイへ端末変更する場合等を除きます。）。</p> <p>※3 2010年5月31日までにテレビ電話・高音質電話をご利用されていない場合に適用される工事費です。</p> <p>※4 さすがねっとひかり電話と同時に工事される場合は適用いたしません。</p> <p>※5 さすがねっとひかり電話（基本・無線LAN付）又はさすがねっとひかり電話（基本・無線LAN無）からさすがねっとひかり電話（エース・無線LAN付）又はさすがねっとひかり電話（エース・無線LAN無）へ変更する場合にかかります。</p> <p>※6 加入電話等 を利用休止して、同一 電話番号をさすがねっとひかり電話でご利用される場合の費用です。別途、加入電話等の利用休止工事料はNTT西日本へお支払いいただく必要があります。</p> <p>※7 「番号通知」「番号非通知」に関わる工事料金は、さすがねっとひかり電話の新規工事及び移転工事と同時に工事する場合は無料です。</p> <p>※8 光電話対応機器の設置に関する工事費です。</p> <p>※9 光電話対応機器の 光電話の 設定に関する工事費です。複数チャンネルかつ追加番号を利用される場合は、設定費 が発生します。</p> <p>第2類 一時中断工事費 利用の一時中断を行う場合の工事費は、次の通りです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 単位 | 料金 | | | | <p>※2 さすがねっと <u>N</u> プランとさすがねっとひかり電話を同時に工事される場合は、原則として、さすがねっとひかり電話の基本工事費は適用しません（ただし、転用又は事業者変更（転入）で第3世代ホームゲートウェイから後継ホームゲートウェイへ端末変更する場合等を除きます。）。</p> <p>※3 2010年5月31日までにテレビ電話・高音質電話をご利用されていない場合に適用される工事費です。</p> <p>※4 さすがねっとひかり電話と同時に工事される場合は適用いたしません。</p> <p>※5 さすがねっとひかり電話（基本・無線LAN付）又はさすがねっとひかり電話（基本・無線LAN無）からさすがねっとひかり電話（エース・無線LAN付）又はさすがねっとひかり電話（エース・無線LAN無）へ変更する場合にかかります。</p> <p>※6 <u>NTT西日本のひかり電話若しくは加入電話等、又は他社の電話サービスでご利用中の</u> 電話番号をさすがねっとひかり電話でご利用される場合の費用です。<u>NTT西日本の加入電話等を利用休止して、同一電話番号をさすがねっとひかり電話でご利用される場合は</u> 別途、加入電話等の利用休止工事料はNTT西日本へお支払いいただく必要があります。</p> <p>※7 「番号通知」「番号非通知」に関わる工事料金は、さすがねっとひかり電話の新規工事及び移転工事と同時に工事する場合は無料です。</p> <p>※8 光電話対応機器の設置に関する工事費です。</p> <p>※9 光電話対応機器の設定に関する工事費です。複数チャンネルかつ追加番号を利用される場合は、<u>工事費</u> が発生します。</p> <p>第2類 一時中断工事費 利用の一時中断を行う場合の工事費は、次の通りです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 単位 | 料金 | | | |
| 区分 | 単位 | 料金 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 単位 | 料金 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | | 新 | | |
|-------------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|
| 基本工事※ | 1 工事ごと | 2,000 円 (税込 2,200 円) | 基本工事※ | 1 工事ごと | 2,000 円 (税込 2,200 円) |
| 交換機等工事費 (基本機能) | 1 利用回線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | 交換機等工事費 (基本機能) | 1 利用回線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) |
| 交換機等工事費 (契約者回線番号又は追加番号) | 1 番号ごと | 700 円 (税込 770 円) | 交換機等工事費 (契約者回線番号又は追加番号) | 1 番号ごと | 700 円 (税込 770 円) |
| 交換機等工事費 (番号表示) | 1 利用回線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | 交換機等工事費 (番号表示) | 1 利用回線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) |
| 交換機等工事費 (番号通知リクエスト) | 1 利用回線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | 交換機等工事費 (番号通知リクエスト) | 1 利用回線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) |
| 交換機等工事費 (着信転送) | 1 番号ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | 交換機等工事費 (着信転送) | 1 番号ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) |
| 交換機等工事費 (着信お断り) | 1 利用回線ごと又は 1 番号ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | 交換機等工事費 (着信お断り) | 1 利用回線ごと又は 1 番号ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) |
| 交換機等工事費 (割込通話) | 1 利用回線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | 交換機等工事費 (割込通話) | 1 利用回線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) |
| 交換機等工事費 (着信お知らせメール) | 1 番号ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | 交換機等工事費 (着信お知らせメール) | 1 番号ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) |
| 交換機等工事費 (FAX お知らせメール) | 1 番号ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | 交換機等工事費 (FAX お知らせメール) | 1 番号ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) |
| 交換機等工事費 (複数チャンネル) | 1 利用回線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | 交換機等工事費 (複数チャンネル) | 1 利用回線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>※ さすがねっと はやとく プランの利用の一時中断と同時にさすがねっとひかり電話の利用の一時中断を行う場合、基本工事は発生しません。</p> <p>附則 本規約は、2024年 11月 1日より実施します。</p> | <p>※ さすがねっと <u>N</u>プランの利用の一時中断と同時にさすがねっとひかり電話の利用の一時中断を行う場合、基本工事は発生しません。</p> <p>附則 本規約は、2025年 <u>2</u>月 <u>4</u>日より実施します。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">さすがねっとテレビ伝送サービス利用規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第1章 総則 第1条 (規約の適用)</p> <p>1. 「さすがねっとテレビ」は、大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）から卸提供を受けるフレッツ・テレビ伝送サービスに基づき、利用回線（第3条（用語の定義）に定義します）により当社が映像を伝送するサービス（以下「本伝送サービス」といい、第3条（用語の定義）に定義します。）、及びスカパーJSAT 株式会社（以下「スカパーJSAT」といいます。）が提供する「テレビ視聴サービス」によりテレビ放送が受信できるサービスからなります。</p> <p>2. 当社は、本伝送サービスを、当社の定めるさすがねっとテレビ伝送サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、提供します。</p> <p>3. 「テレビ視聴サービス」は、スカパーJSAT が定める「テレビ視聴サービス契約約款」に基づき、スカパーJSAT の責任において提供されます。NTT 西日本及び当社は、かかるサービス（これにより視聴可能な放送サービス及び放送内容を含みます。）について、一切責任を負いません。</p> <p>4. 本伝送サービスについて本規約に定めのない事項は、本規約に別途定めるものを除き、当社の定める「さすがねっと <u>はやとく</u> プラン契約約款」</p> | <p style="text-align: center;">さすがねっとテレビ伝送サービス利用規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第1章 総則 第1条 (規約の適用)</p> <p>1. 「さすがねっとテレビ」は、大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）が西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）から卸提供を受けるフレッツ・テレビ伝送サービスに基づき、利用回線（第3条（用語の定義）に定義します）により当社が映像を伝送するサービス（以下「本伝送サービス」といい、第3条（用語の定義）に定義します。）、及びスカパーJSAT 株式会社（以下「スカパーJSAT」といいます。）が提供する「テレビ視聴サービス」によりテレビ放送が受信できるサービスからなります。</p> <p>2. 当社は、本伝送サービスを、当社の定めるさすがねっとテレビ伝送サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、提供します。</p> <p>3. 「テレビ視聴サービス」は、スカパーJSAT が定める「テレビ視聴サービス契約約款」に基づき、スカパーJSAT の責任において提供されます。NTT 西日本及び当社は、かかるサービス（これにより視聴可能な放送サービス及び放送内容を含みます。）について、一切責任を負いません。</p> <p>4. 本伝送サービスについて本規約に定めのない事項は、本規約に別途定めるものを除き、当社の定める「さすがねっと <u>N</u> プラン契約約款」（以下</p> |

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------|------------|--|-----------|---|--|----|-------|------------|--|-----------|--|
| <p>(以下「約款」といいます。)の定めが適用又は準用されます。本規約の定めと約款の定めが抵触する場合、本伝送サービスに関する限り、本規約の定めが優先して適用されます。</p> <p>第3条（用語の定義）</p> <ol style="list-style-type: none"> 約款において定義された用語の意味は、本規約に別段の定めがある場合を除き、本規約においても同一の意味を有します。 前項に定めるほか、本規約において、以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(9) 転用承諾番号</td> <td>テレビサービス転用資格保有者が、テレビサービス転用を目的として、転用のためにさすがねっと はやとく プランの提供を受けるための契約の申込みと合わせて、第7条（契約申込の方法）に基づき本契約の申込みをするにあたり、事前にNTT西日本から取得する必要がある所定の番号</td> </tr> <tr> <td>(17) 利用回線</td> <td>当社のさすがねっと はやとく プラン契約約款に規定するサービスの契約者回線であって、本契約に係るもの</td> </tr> </tbody> </table> | 用語 | 用語の意味 | (9) 転用承諾番号 | テレビサービス転用資格保有者が、テレビサービス転用を目的として、転用のためにさすがねっと はやとく プランの提供を受けるための契約の申込みと合わせて、第7条（契約申込の方法）に基づき本契約の申込みをするにあたり、事前にNTT西日本から取得する必要がある所定の番号 | (17) 利用回線 | 当社のさすがねっと はやとく プラン契約約款に規定するサービスの契約者回線であって、本契約に係るもの | <p>「約款」といいます。)の定めが適用又は準用されます。本規約の定めと約款の定めが抵触する場合、本伝送サービスに関する限り、本規約の定めが優先して適用されます。</p> <p>第3条（用語の定義）</p> <ol style="list-style-type: none"> 約款において定義された用語の意味は、本規約に別段の定めがある場合を除き、本規約においても同一の意味を有します。 前項に定めるほか、本規約において、以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(9) 転用承諾番号</td> <td>テレビサービス転用資格保有者が、テレビサービス転用を目的として、転用のためにさすがねっと <u>N</u> プランの提供を受けするための契約の申込みと合わせて、第7条（契約申込の方法）に基づき本契約の申込みをするにあたり、事前にNTT西日本から取得する必要がある所定の番号</td> </tr> <tr> <td>(17) 利用回線</td> <td>当社のさすがねっと <u>N</u> プラン契約約款に規定するサービスの契約者回線であって、本契約に係るもの</td> </tr> </tbody> </table> | 用語 | 用語の意味 | (9) 転用承諾番号 | テレビサービス転用資格保有者が、テレビサービス転用を目的として、転用のためにさすがねっと <u>N</u> プランの提供を受けするための契約の申込みと合わせて、第7条（契約申込の方法）に基づき本契約の申込みをするにあたり、事前にNTT西日本から取得する必要がある所定の番号 | (17) 利用回線 | 当社のさすがねっと <u>N</u> プラン契約約款に規定するサービスの契約者回線であって、本契約に係るもの |
| 用語 | 用語の意味 | | | | | | | | | | | | |
| (9) 転用承諾番号 | テレビサービス転用資格保有者が、テレビサービス転用を目的として、転用のためにさすがねっと はやとく プランの提供を受けるための契約の申込みと合わせて、第7条（契約申込の方法）に基づき本契約の申込みをするにあたり、事前にNTT西日本から取得する必要がある所定の番号 | | | | | | | | | | | | |
| (17) 利用回線 | 当社のさすがねっと はやとく プラン契約約款に規定するサービスの契約者回線であって、本契約に係るもの | | | | | | | | | | | | |
| 用語 | 用語の意味 | | | | | | | | | | | | |
| (9) 転用承諾番号 | テレビサービス転用資格保有者が、テレビサービス転用を目的として、転用のためにさすがねっと <u>N</u> プランの提供を受けするための契約の申込みと合わせて、第7条（契約申込の方法）に基づき本契約の申込みをするにあたり、事前にNTT西日本から取得する必要がある所定の番号 | | | | | | | | | | | | |
| (17) 利用回線 | 当社のさすがねっと <u>N</u> プラン契約約款に規定するサービスの契約者回線であって、本契約に係るもの | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第3章 契約</p> <p>第5条（契約の単位）</p> <p>1. 当社は、さすガねっと はやとく プランファミリータイプを利用回線とする場合に限り、本伝送サービスを提供します。当社は、利用回線（当社が別に定める登録一般放送事業者が、第1種契約者回線の通信相手先として指定したものに限り）1回線ごとに1の本契約を締結します。</p> <p>2. 契約者は、それぞれ1の本契約につき1の個人又は法人に限りします。</p> <p>3. 契約者は、利用回線の契約者と同一の者に限りします。</p> <p>4. 本契約に関する本章に規定のない提供条件については、別記2に定めるところによります。</p> <p>第7条（契約申込の方法）</p> <p>1. 本契約の申込みをする場合、約款及び本規約を承諾の上、当社所定の方法により、以下の各号に掲げる事項を当社に申告して行うものとします。また、申告した内容に変更があったときは、速やかに当社所定の方法により、当社に届け出るものとします。</p> <p>(1) 利用回線に係る契約者名</p> <p>(2) 住所</p> <p>(3) 契約者回線等番号</p> <p>(4) テレビサービス転用又は事業者変更（転入）のために本契約の申込みを行う場合はその旨及び転用承諾番号又は事業者変更承諾番号</p> | <p>第3章 契約</p> <p>第5条（契約の単位）</p> <p>1. 当社は、さすガねっと <u>N</u>プランファミリータイプを利用回線とする場合に限り、本伝送サービスを提供します。当社は、利用回線（当社が別に定める登録一般放送事業者が、第1種契約者回線の通信相手先として指定したものに限り）1回線ごとに1の本契約を締結します。</p> <p>2. 契約者は、それぞれ1の本契約につき1の個人又は法人に限りします。</p> <p>3. 契約者は、利用回線の契約者と同一の者に限りします。</p> <p>4. 本契約に関する本章に規定のない提供条件については、別記2に定めるところによります。</p> <p>第7条（契約申込の方法）</p> <p>1. 本契約の申込みをする場合、約款及び本規約を承諾の上、当社所定の方法により、以下の各号に掲げる事項を当社に申告して行うものとします。また、申告した内容に変更があったときは、速やかに当社所定の方法により、当社に届け出るものとします。</p> <p>(1) 利用回線に係る契約者名</p> <p>(2) 住所</p> <p>(3) 契約者回線等番号</p> <p>(4) テレビサービス転用又は事業者変更（転入）のために本契約の申込みを行う場合はその旨及び転用承諾番号又は事業者変更承諾番号</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(5) その他契約申込の内容を特定するための事項</p> <p>2. 当社及びNTT西日本は、スカパーJSATとのテレビ視聴サービス契約に関して、申込者のスカパーJSATへの申込手続きを代行します。申込者は、テレビ視聴サービス契約の申込み手続きの代行のため、又はスカパーJSAT株式会社がさすガねっとテレビの契約に伴うテレビ接続工事を実施するために、当社又はNTT西日本がかかる事項をスカパーJSATに通知することに同意するものとします。ただし、申込者のうち、テレビサービス転用又は事業者変更（転入）のために本契約の申込みを行う個人又は法人については、かかる申込みの前にテレビ視聴サービス契約をスカパーJSATと締結し、かかる申込みの時点においてそのテレビ視聴サービス契約が存続している場合は、当社は、かかる代行をしないものとします。</p> <p>3. 第1項第4号の規定にかかわらず、テレビサービス転用又は事業者変更（転入）により本伝送サービスの申込みをする場合であって、本伝送サービスの申込みをするときにすでにさすガねっと はやとく プラン契約への転用又は事業者変更（転入）が完了しているときは、転用承諾番号又は事業者変更承諾番号の提出を要しません。</p> <p>4. テレビサービス転用又は事業者変更（転入）のための本契約の申込みは、転用又は事業者変更（転入）のためのさすガねっと はやとく プランに係る契約の申込みと同時に進行する必要があります。</p> | <p>(5) その他契約申込の内容を特定するための事項</p> <p>2. 当社及びNTT西日本は、スカパーJSATとのテレビ視聴サービス契約に関して、申込者のスカパーJSATへの申込手続きを代行します。申込者は、テレビ視聴サービス契約の申込み手続きの代行のため、又はスカパーJSAT株式会社がさすガねっとテレビの契約に伴うテレビ接続工事を実施するために、当社又はNTT西日本がかかる事項をスカパーJSATに通知することに同意するものとします。ただし、申込者のうち、テレビサービス転用又は事業者変更（転入）のために本契約の申込みを行う個人又は法人については、かかる申込みの前にテレビ視聴サービス契約をスカパーJSATと締結し、かかる申込みの時点においてそのテレビ視聴サービス契約が存続している場合は、当社は、かかる代行をしないものとします。</p> <p>3. 第1項第4号の規定にかかわらず、テレビサービス転用又は事業者変更（転入）により本伝送サービスの申込みをする場合であって、本伝送サービスの申込みをするときにすでにさすガねっと N プラン契約への転用又は事業者変更（転入）が完了しているときは、転用承諾番号又は事業者変更承諾番号の提出を要しません。</p> <p>4. テレビサービス転用又は事業者変更（転入）のための本契約の申込みは、転用又は事業者変更（転入）のためのさすガねっと N プランに係る契約の申込みと同時に進行する必要があります。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>第8条 (契約申込の承諾)</p> <p>1. 当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。本契約は前条所定の申込みを当社が承諾したときに成立します。</p> <p>2. 当社は、以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合、本契約の申込みを承諾しないことがあります。また、当社は本契約成立後であっても、以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当社所定の方法にて契約者に通知することにより、さすガねっと はやとく プラン契約及び本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 本契約の申込みをした者が、その本伝送サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合</p> <p>(2) 申込みの際に虚偽の事項を申告した場合</p> <p>(3) 本伝送サービスを提供すること又は保守することが技術上著しく困難な場合</p> <p>(4) 本契約の申込みをした者が本伝送サービスその他当社のサービスにおいて、その料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合</p> <p>(5) 過去に不正使用等により本契約若しくは当社との他の契約の解除又は利用を停止されていることが判明した場合</p> | <p>第8条 (契約申込の承諾)</p> <p>1. 当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。本契約は前条所定の申込みを当社が承諾したときに成立します。</p> <p>2. 当社は、以下のいずれかに該当すると当社が判断した場合、本契約の申込みを承諾しないことがあります。また、当社は本契約成立後であっても、以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当社所定の方法にて契約者に通知することにより、さすガねっと <u>N</u>プラン契約及び本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 本契約の申込みをした者が、その本伝送サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合</p> <p>(2) 申込みの際に虚偽の事項を申告した場合</p> <p>(3) 本伝送サービスを提供すること又は保守することが技術上著しく困難な場合</p> <p>(4) 本契約の申込みをした者が本伝送サービスその他当社のサービスにおいて、その料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合</p> <p>(5) 過去に不正使用等により本契約若しくは当社との他の契約の解除又は利用を停止されていることが判明した場合</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>(6) 本契約の申込みをした者が、第 32 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがある場合</p> <p>(7) 本伝送サービスを同一世帯以外において利用するとき（その利用回線の終端の場所が住居の用に供する場所である場合に限り）又は同一の場所以外において利用する場合（その利用回線の終端の場所が住居の用に供する場所以外である場合に限り）</p> <p>(8) 申込者が未成年である場合</p> <p>(9) その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合</p> <p>3. 当社は、本契約が成立した場合、契約者と日程を調整のうえ、さすガねっとテレビを利用可能にするために必要な工事を行います。ただし、テレビサービス転用又は事業者変更（転入）のために本契約の申込みを行った契約者に対しては、当社が別途定める場合を除き、工事は行わないものとします。</p> | <p>(6) 本契約の申込みをした者が、第 32 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがある場合</p> <p>(7) 本伝送サービスを同一世帯以外において利用するとき（その利用回線の終端の場所が住居の用に供する場所である場合に限り）又は同一の場所以外において利用する場合（その利用回線の終端の場所が住居の用に供する場所以外である場合に限り）</p> <p>(8) 申込者が未成年である場合</p> <p>(9) その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合</p> <p>3. 当社は、本契約が成立した場合、契約者と日程を調整のうえ、さすガねっとテレビを利用可能にするために必要な工事を行います。ただし、テレビサービス転用又は事業者変更（転入）のために本契約の申込みを行った契約者に対しては、当社が別途定める場合を除き、工事は行わないものとします。</p> |
| <p>第13条 （当社による契約の解除）</p> <p>1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの責任も負うことなく、本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 第 16 条（利用停止）の規定により本伝送サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、本伝送サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき又は当社の業務遂行上支障があるときであつ</p> | <p>第13条 （当社による契約の解除）</p> <p>1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの責任も負うことなく、本契約を解除することができます。</p> <p>(1) 第 16 条（利用停止）の規定により本伝送サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、本伝送サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき又は当社の業務遂行上支障があるときであつ</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p data-bbox="255 253 1079 339">て、第 16 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する 場合</p> <p data-bbox="154 368 1088 454">2. 当社は、前項に規定する場合のほか、以下の各号のいずれかに該当する 場合は、その本契約を解除できるものとします。</p> <p data-bbox="201 478 1088 564">(1) 契約成立後、契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著し く困難なことが判明したとき。</p> <p data-bbox="201 588 1088 675">(2) 利用回線について、さすガねっと はやとく プランの解除又はマンシ ョンタイプへのタイプ変更があった場合</p> <p data-bbox="201 699 1088 785">(3) 利用回線について、IP 通信網サービス利用権の譲渡があった場合 であって、本契約に係る権利の譲渡の承認の請求がない場合</p> <p data-bbox="201 809 1088 895">(4) 登録一般放送事業者が、第 1 種契約者回線の通信相手先としてその 利用回線の指定を解除した場合</p> <p data-bbox="201 919 703 951">(5) 当社の業務の遂行上支障がある場合</p> <p data-bbox="201 975 1066 1061">(6) 当社がさすガねっと はやとく プランの提供又はさすガねっとテレ ビの提供を終了した場合</p> <p data-bbox="154 1085 1088 1228">3. 当社は、さすガねっと はやとく プランに係る契約が、契約者による解除、 当社による解除その他の理由により終了した場合は、本契約を同時に解 除します。</p> <p data-bbox="154 1252 1088 1339">4. 当社は、本条に基づく本契約の解除により、契約者に生じた損害につい て、一切責任を負いません。</p> | <p data-bbox="1249 253 2074 339">て、第 16 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当する 場合</p> <p data-bbox="1144 368 2076 454">2. 当社は、前項に規定する場合のほか、以下の各号のいずれかに該当する 場合は、その本契約を解除できるものとします。</p> <p data-bbox="1191 478 2076 564">(1) 契約成立後、契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著し く困難なことが判明したとき。</p> <p data-bbox="1191 588 2076 675">(2) 利用回線について、さすガねっと <u>N</u> プランの解除又はマンシ ョンタイプへのタイプ変更があった場合</p> <p data-bbox="1191 699 2076 785">(3) 利用回線について、IP 通信網サービス利用権の譲渡があった場合 であって、本契約に係る権利の譲渡の承認の請求がない場合</p> <p data-bbox="1191 809 2076 895">(4) 登録一般放送事業者が、第 1 種契約者回線の通信相手先としてその 利用回線の指定を解除した場合</p> <p data-bbox="1191 919 1693 951">(5) 当社の業務の遂行上支障がある場合</p> <p data-bbox="1191 975 2056 1061">(6) 当社がさすガねっと <u>N</u> プランの提供又はさすガねっとテレビの提 供を終了した場合</p> <p data-bbox="1144 1085 2076 1228">3. 当社は、さすガねっと <u>N</u> プランに係る契約が、契約者による解除、当社 による解除その他の理由により終了した場合は、本契約を同時に解除し ます。</p> <p data-bbox="1144 1252 2076 1339">4. 当社は、本条に基づく本契約の解除により、契約者に生じた損害につい て、一切責任を負いません。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p data-bbox="152 256 1093 453">5. 本契約が終了した場合において、契約者がかかる終了の時点において未だ支払いを完了していない本規約所定の料金等（解除又は満了等の終了後に発生するものを含みます）についての債務は、かかる契約者による支払いが完了するまで、その終了後も消滅しません。</p> <p data-bbox="152 469 1093 584">6. 契約者が、第 12 条（契約者による契約の解除）に基づく通知をしない場合であり、かつ、明らかに本伝送サービスを利用していない場合に、当社は通知なく契約を終了することができるものとします。</p> <p data-bbox="152 659 327 691">第 6 章 通信</p> <p data-bbox="152 707 517 738">第18条（通信利用の制限等）</p> <p data-bbox="152 754 1093 898">契約者は、その利用回線に係るさすガねっと はぎとく プラン契約約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、本伝送サービスを利用することができないことがあります。</p> <p data-bbox="152 978 244 1010">料金表</p> <p data-bbox="136 1090 203 1121">通則</p> <p data-bbox="168 1145 421 1177">（料金の計算方法等）</p> <p data-bbox="152 1201 1093 1345">1. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金等のうち、利用料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは料金月によらず随時に計算します。</p> | <p data-bbox="1142 256 2083 453">5. 本契約が終了した場合において、契約者がかかる終了の時点において未だ支払いを完了していない本規約所定の料金等（解除又は満了等の終了後に発生するものを含みます）についての債務は、かかる契約者による支払いが完了するまで、その終了後も消滅しません。</p> <p data-bbox="1142 469 2083 584">6. 契約者が、第 12 条（契約者による契約の解除）に基づく通知をしない場合であり、かつ、明らかに本伝送サービスを利用していない場合に、当社は通知なく契約を終了することができるものとします。</p> <p data-bbox="1142 659 1317 691">第 6 章 通信</p> <p data-bbox="1142 707 1507 738">第18条（通信利用の制限等）</p> <p data-bbox="1142 754 2083 898">契約者は、その利用回線に係るさすガねっと <u>N</u> プラン契約約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、本伝送サービスを利用することができないことがあります。</p> <p data-bbox="1142 978 1234 1010">料金表</p> <p data-bbox="1126 1090 1193 1121">通則</p> <p data-bbox="1158 1145 1411 1177">（料金の計算方法等）</p> <p data-bbox="1142 1201 2083 1345">1. 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金等のうち、利用料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは料金月によらず随時に計算します。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>2. 当社は、次の場合が生じたときは、本伝送サービスに基づき支払う利用料金をその利用日数に応じて日割りします。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 料金月の初日以外の日の本伝送サービスの提供の開始があったとき。(2) 利用回線を移転したとき。(3) さすがねっと はやとく プランを初期契約解除制度により契約解除し、本伝送サービスもあわせて契約解除する場合。(4) 第 20 条（利用料金の支払義務）第 2 項の表の規定に該当するとき。(5) 4 の規定に基づく起算日の変更があったとき。 <p>3. 2 の規定による利用料金の日割りは、暦日数により行います。この場合、第 20 条（利用料金の支払義務）第 2 項の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とします。</p> <p>4. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。</p> | <p>2. 当社は、次の場合が生じたときは、本伝送サービスに基づき支払う利用料金をその利用日数に応じて日割りします。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 料金月の初日以外の日の本伝送サービスの提供の開始があったとき。(2) 利用回線を移転したとき。(3) さすがねっと <u>N</u> プランを初期契約解除制度により契約解除し、本伝送サービスもあわせて契約解除する場合。(4) 第 20 条（利用料金の支払義務）第 2 項の表の規定に該当するとき。(5) 4 の規定に基づく起算日の変更があったとき。 <p>3. 2 の規定による利用料金の日割りは、暦日数により行います。この場合、第 20 条（利用料金の支払義務）第 2 項の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とします。</p> <p>4. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。</p> |
| <p>第 2 表 工事に関する費用</p> <p>工事費</p> <p>1. 工事費の額</p> <p>本伝送サービスの利用に伴う工事費等については、次のとおりとします。</p> | <p>第 2 表 工事に関する費用</p> <p>工事費</p> <p>1. 工事費の額</p> <p>本伝送サービスの利用に伴う工事費等については、次のとおりとします。</p> |

旧

新

(1) 工事に関する費用

| 区分 | 内容 | | 単位 | 料金 |
|-------|------------------|--------------------|--------|------------------------|
| 基本工事費 | 映像用回線終端装置を設置する工事 | 光回線と同時工事の場合※1 | 1の工事ごと | 3,000円 (税込3,300円) |
| | | さすガねっとテレビ単独工事の場合※2 | 1の工事ごと | 10,500円 (税込11,550円) |

※1 本工事に含まれる工事内容は、以下のとおりです。

①取扱所設備等工事 ②映像用回線終端装置工事

※2

(追加)

(1) 工事に関する費用

| 区分 | 内容 | | 単位 | 料金 |
|-------|------------------|--------------------|--------|------------------------|
| 基本工事費 | 映像用回線終端装置を設置する工事 | 光回線と同時工事の場合※1※2※3 | 1の工事ごと | 3,000円 (税込3,300円) |
| | | さすガねっとテレビ単独工事の場合※4 | 1の工事ごと | 10,500円 (税込11,550円) |

※1 本工事に含まれる工事内容は、以下のとおりです。

①取扱所設備等工事 ②映像用回線終端装置工事

※2 転用又は事業者変更(転入)で第3世代ホームゲートウェイから後継ホームゲートウェイへ端末変更する場合等はさすガねっとテレビ単独工事として扱います。

※3 さすガねっとNプラン契約のコース変更時にさすガねっとテレビを継続される場合、本工事が発生します。ただし、さすガねっとNプラン10Gコース契約からさすガねっとNプラン1Gコース契約へコース変更する場合で無派遣工事の場合は、1,000円(税込1,100円)(取扱所設備等工

| 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------|----------------------|----|-------|---------|----------------------|--------|-----------|----------------------|---|----|----|----|-------|---------|----------------------|--------|-----------|----------------------|
| <p>本工事に含まれる工事内容は、以下のとおりです。</p> <p>①基本工事 ②取扱所設備等工事 ③映像用回線終端装置工事</p> <p>(2) 一時中断工事費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本工事※</td> <td>1 の工事ごと</td> <td>2,000 円 (税込 2,200 円)</td> </tr> <tr> <td>交換機等工事</td> <td>1 契約者回線ごと</td> <td>1,000 円 (税込 1,100 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※さすがねっと はやとく プランの利用の一時中断と同時にさすがねっとテレビの利用の一時中断を行う場合、基本工事は発生しません。</p> <p>附則 本規約は、2024年2月 <u>1</u> 日より実施します。</p> | 区分 | 単位 | 料金 | 基本工事※ | 1 の工事ごと | 2,000 円 (税込 2,200 円) | 交換機等工事 | 1 契約者回線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | <p><u>事) を適用します。</u></p> <p>※4 本工事に含まれる工事内容は、以下のとおりです。</p> <p>①基本工事 ②取扱所設備等工事 ③映像用回線終端装置工事</p> <p>(2) 一時中断工事費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本工事※</td> <td>1 の工事ごと</td> <td>2,000 円 (税込 2,200 円)</td> </tr> <tr> <td>交換機等工事</td> <td>1 契約者回線ごと</td> <td>1,000 円 (税込 1,100 円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※さすがねっと <u>N</u> プランの利用の一時中断と同時にさすがねっとテレビの利用の一時中断を行う場合、基本工事は発生しません。</p> <p>附則 本規約は、2025年2月 <u>4</u> 日より実施します。</p> | 区分 | 単位 | 料金 | 基本工事※ | 1 の工事ごと | 2,000 円 (税込 2,200 円) | 交換機等工事 | 1 契約者回線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) |
| 区分 | 単位 | 料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本工事※ | 1 の工事ごと | 2,000 円 (税込 2,200 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交換機等工事 | 1 契約者回線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 単位 | 料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基本工事※ | 1 の工事ごと | 2,000 円 (税込 2,200 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交換機等工事 | 1 契約者回線ごと | 1,000 円 (税込 1,100 円) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">さすガねっととくとくとくプラン契約約款 大阪ガス株式会社</p> <p>第1章 総則 第1条 (約款の適用)</p> <p>当社は、このさすガねっととくとくとくプラン契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）により、株式会社ジェイコムウエスト（以下「ジェイコムウエスト」といいます。）が電気通信事業者として行う電気通信回線設備によるインターネット接続サービス（附帯するサービスを含みます。）を取次事業者として販売します。</p> <p>附則</p> <p>(実施期日) 本約款は、2023年 12月 5日から実施いたします。</p> | <p style="text-align: center;">さすガねっとJプラン契約約款 大阪ガス株式会社</p> <p>第1章 総則 第1条 (約款の適用)</p> <p>当社は、このさすガねっとJプラン契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）により、株式会社ジェイコムウエスト（以下「ジェイコムウエスト」といいます。）が電気通信事業者として行う電気通信回線設備によるインターネット接続サービス（附帯するサービスを含みます。）を取次事業者として販売します。</p> <p>附則</p> <p>(実施期日) 本約款は、2025年 2月 4日から実施いたします。</p> |

| 旧 | | | | | 新 | | | | |
|--|-------------------------------------|-----------------------------------|-------------|--|---|-------------------------------------|-----------------------------------|-------------|-------------------------------|
| さすガねっと とくとくと プラン料金表 大阪ガス株式会社 | | | | | さすガねっと J プラン料金表 大阪ガス株式会社 | | | | |
| 料金表 I 利用料・工事費等 第 1 表 利用料等 1 利用料 1-1 適用 利用料の適用についてはさすガねっと とくとくと プラン契約約款第 26 条（利用料等の支払義務）によります。 | | | | | 料金表 I 利用料・工事費等 第 1 表 利用料等 1 利用料 1-1 適用 利用料の適用についてはさすガねっと J プラン契約約款第 26 条（利用料等の支払義務）によります。 | | | | |
| 1-2 料金額 インターネット接続サービスには、次表の提供の形態による区分があります。 | | | | | 1-2 料金額 インターネット接続サービスには、次表の提供の形態による区分があります。 | | | | |
| 品目（タイプ）※1 | 内容 | 区分 | 単位 | 料金額（月額） | 品目（タイプ）※1 | 内容 | 区分 | 単位 | 料金額（月額） |
| さすガねっと とくとくと プラン 320M（集合タイプ） | 下り速度上限を320Mbps、上り速度上限を10Mbpsとするサービス | (ア) 当社及びジェイコムウエストが定める共同住宅及び集合住宅※2 | 1 の契約者回線ごとに | 提供料金はさすガねっと とくとくと プラン定期契約規約に定めます。 | さすガねっと J プラン 320M（集合タイプ） | 下り速度上限を320Mbps、上り速度上限を10Mbpsとするサービス | (ア) 当社及びジェイコムウエストが定める共同住宅及び集合住宅※2 | 1 の契約者回線ごとに | 提供料金はさすガねっと J プラン定期契約規約に定めます。 |
| さすガねっ | | (イ) (ア) 以外の住 | 1 の | 提供料金はさ | さすガね | | (イ) (ア) 以外の住 | 1 の | 提供料金はさ |

| 旧 | | | | | 新 | | | | |
|---|--|------|----------------------------|--|---------------------------------|--|------|----------------------------|---|
| と とくとく プラン 320M(戸建 タイプ) | | 宅※3 | 契約 者回 線ご とに | すがねつと と くとく プラン 定期契約規約 に定めます。 | つとJプラ ン320M(戸 建タイプ) | | 宅※3 | 契約 者回 線ご とに | すがねつとJ プラン定期契 約規約に定め ます。 |
| さすがねつ と とくとく プラン 1G (集合タイ プ) | 下り速度上限を 1Gbps、上り速度上 限を 100Mbps とす るサービス | 集合住宅 | 1の 契約 者回 線ご とに | 提供料金はさ すがねつと と くとく プラン 定期契約規約 に定めます。 | さすがね つとJプラ ン1G(集合 タイプ) | 下り速度上限を 1Gbps、上り速度上 限を 100Mbps とす るサービス | 集合住宅 | 1の 契約 者回 線ご とに | 提供料金はさ すがねつとJ プラン定期契 約規約に定め ます。 |
| さすがねつ と とくとく プラン 1G (戸建タイ プ) | 下り速度上限を 1Gbps、上り速度上 限を 1Gbps とす るサービス | 戸建住宅 | 1の 契約 者回 線ご とに | 提供料金はさ すがねつと と くとく プラン 定期契約規約 に定めます。 | さすがね つとJプラ ン1G(戸建 タイプ) | 下り速度上限を 1Gbps、上り速度上 限を 1Gbps とする サービス | 戸建住宅 | 1の 契約 者回 線ご とに | 提供料金はさ すがねつとJ プラン定期契 約規約に定め ます。 |
| さすがねつ と とくとく プラン 10G | 下り速度上限を 10Gbps、上り速度 上限を 10Gbps と するサービス | 戸建住宅 | 1の 契約 者回 線ご とに | 提供料金はさ すがねつと と くとく プラン 定期契約規約 に定めます。 | さすがね つとJプラ ン10G | 下り速度上限を 10Gbps、上り速度上 限を 10Gbps とす るサービス | 戸建住宅 | 1の 契約 者回 線ご とに | 提供料金はさ すがねつとJ プラン定期契 約規約に定め ます。 |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>※1 電気通信サービスの種類は、さすガねっととくどくプラン 320M (集合タイプ・戸建タイプ) 及びさすガねっととくどくプラン 1G (集合タイプ) は CATV インターネットサービス、さすガねっととくどくプラン 1G (戸建タイプ) 及びさすガねっととくどくプラン 10G は FTTH インターネットサービスです。</p> <p>※2 2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸又は分譲住宅で当社及びジェイコムウエストが判断するもの、以下「集合住宅」といいます。</p> <p>※3 以下「戸建住宅」といいます。</p> <p>2 付加機能使用料</p> <p>2-1 適用</p> <p>付加機能使用料の適用については、さすガねっととくどくプラン契約約款第 26 条 (利用料等の支払義務) に定めるところによります。</p> <p>第 2 表 手続きに関する料金等</p> <p>1 適用</p> <p>手続きに関する料金等の適用についてはさすガねっととくどくプラン契約約款第 27 条 (手続きに関する料金等の支払義務) 及び第 33 条 (延滞処理) 第 6 項、並びに別記 2 によります。</p> <p>第 3 表 工事に関する費用</p> <p>1 適用</p> | <p>※1 電気通信サービスの種類は、さすガねっと J プラン 320M (集合タイプ・戸建タイプ) 及びさすガねっと J プラン 1G (集合タイプ) は CATV インターネットサービス、さすガねっと J プラン 1G (戸建タイプ) 及びさすガねっと J プラン 10G は FTTH インターネットサービスです。</p> <p>※2 2 以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸又は分譲住宅で当社及びジェイコムウエストが判断するもの、以下「集合住宅」といいます。</p> <p>※3 以下「戸建住宅」といいます。</p> <p>2 付加機能使用料</p> <p>2-1 適用</p> <p>付加機能使用料の適用については、さすガねっと J プラン契約約款第 26 条 (利用料等の支払義務) に定めるところによります。</p> <p>第 2 表 手続きに関する料金等</p> <p>1 適用</p> <p>手続きに関する料金等の適用についてはさすガねっと J プラン契約約款第 27 条 (手続きに関する料金等の支払義務) 及び第 33 条 (延滞処理) 第 6 項、並びに別記 2 によります。</p> <p>第 3 表 工事に関する費用</p> <p>1 適用</p> |

| 旧 | | 新 | |
|---|--|--|--|
| <p>工事に関する費用の適用についてはさすガねっととくとくとくプラン契約約款第 28 条（工事に関する費用の支払義務）によるほか、次のとおりとします。</p> | | <p>工事に関する費用の適用についてはさすガねっと J プラン契約約款第 28 条（工事に関する費用の支払義務）によるほか、次のとおりとします。</p> | |
| 工事費の適用 | | 工事費の適用 | |
| 工事費の算定 | 工事費は、工事を要することとなる契約者回線等又は交換機操作台等において行なう 1 の工事ごとに算定致します。 | 工事費の算定 | 工事費は、工事を要することとなる契約者回線等又は交換機操作台等において行なう 1 の工事ごとに算定致します。 |
| 新規契約時の工事費の分割払い | 新規契約時の工事に関する費用について、予め当社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます（以下「分割払い」といいます。）。消費税は工事実施日の税率が適用されます。 | 新規契約時の工事費の分割払い | 新規契約時の工事に関する費用について、予め当社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます（以下「分割払い」といいます。）。消費税は工事実施日の税率が適用されます。 |
| 分割払いの適用について | <p>1. 分割払いの支払期日及び支払方法は、当社及びジェイコムウエストが別に定めるものとします。</p> <p>2. 利用契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(1) 支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。</p> | 分割払いの適用について | <p>1. 分割払いの支払期日及び支払方法は、当社及びジェイコムウエストが別に定めるものとします。</p> <p>2. 利用契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。</p> <p>(1) 支払期日に分割支払金の支払いを遅滞し、当社から 20 日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。</p> <p>(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。</p> |

| 旧 | | | 新 | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------------|----|---|--------------|--|-----|--------|---|--|--|----|----|--------------|---------------------------------------|-----|--------|
| | <p>(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>3. 契約者が本サービスの利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき当社及びジェイコムウエストが契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事費があるときは、当社及びジェイコムウエストが別に定める場合を除き、当社及びジェイコムウエストはその工事費残額を一括請求します。</p> | | | <p>(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。</p> <p>(4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。</p> <p>3. 契約者が本サービスの利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき当社及びジェイコムウエストが契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事費があるときは、当社及びジェイコムウエストが別に定める場合を除き、当社及びジェイコムウエストはその工事費残額を一括請求します。</p> | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第4表 損害金</p> <p>1 適用</p> <p>損害金の適用についてはさすガねっと とくとく プラン契約約款第5条（契約者回線の終端）第3項に定めるところによります。</p> <p>2 損害金の額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">単位</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">料金額 (不課税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とくとく プラン 320M、とくとく プラン 1G (集合タイプ)</td> <td style="text-align: center;">1台ご</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> | | | 区分 | 単位 | 料金額 (不課税) | とくとく プラン 320M、 とくとく プラン 1G (集合タイプ) | 1台ご | 1,000円 | <p>第4表 損害金</p> <p>1 適用</p> <p>損害金の適用についてはさすガねっと J プラン契約約款第5条（契約者回線の終端）第3項に定めるところによります。</p> <p>2 損害金の額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">区分</th> <th style="width: 10%; text-align: center;">単位</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">料金額 (不課税)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J プラン 320M、J プラン 1G(集合タイプ)用のもの(Wi-Fi)</td> <td style="text-align: center;">1台ご</td> <td style="text-align: center;">1,000円</td> </tr> </tbody> </table> | | | 区分 | 単位 | 料金額 (不課税) | J プラン 320M、J プラン 1G(集合タイプ)用のもの(Wi-Fi) | 1台ご | 1,000円 |
| 区分 | 単位 | 料金額 (不課税) | | | | | | | | | | | | | | | |
| とくとく プラン 320M、 とくとく プラン 1G (集合タイプ) | 1台ご | 1,000円 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 (不課税) | | | | | | | | | | | | | | | |
| J プラン 320M、J プラン 1G(集合タイプ)用のもの(Wi-Fi) | 1台ご | 1,000円 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | | 新 | | |
|--|------------|---------|---|------------|---------|
| 用のもの (Wi-Fi サービス対応型の端末接続装置) | とに | | サービス対応型の端末接続装置) | とに | |
| とくとく プラン 1G (戸建タイプ)、 とくとく プラン 10G 用のもの (Wi-Fi 対応型の光回線終端装置 (ONU)) | 1 台ご とに | 7,000 円 | <u>J</u> プラン 1G (戸建タイプ)、 <u>J</u> プラン 10G 用のもの (Wi-Fi 対応型の光回線終端装置 (ONU)) | 1 台ご とに | 7,000 円 |
| <p>第 5 表 端末機器修理費</p> <p>1 適用</p> <p>端末機器修理の適用は、さすガねっと とくとくプラン契約約款第 29 条 (端末機器に関する費用の支払義務) に定めるところによります。</p> <p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本料金表は、2024年 <u>7</u>月 <u>1</u>日から実施いたします。</p> | | | <p>第 5 表 端末機器修理費</p> <p>1 適用</p> <p>端末機器修理の適用は、さすガねっと <u>J</u>プラン契約約款第 29 条 (端末機器に関する費用の支払義務) に定めるところによります。</p> <p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本料金表は、2025年 <u>2</u>月 <u>4</u>日から実施いたします。</p> | | |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">さすガねっと とくとく プラン別記 大阪ガス株式会社</p> <p>別記 2</p> <p>第 25 条（料金の適用）に規定する料金の支払い方法については、次に定めるところによります。</p> <p>7 料金、延滞利息その他の当社への支払日</p> <p>(3) 当社は、お客さまが料金、延滞利息その他を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>附則</p> <p>（実施期日）</p> <p>本別記は、2022年 3月 1日から実施いたします。</p> | <p style="text-align: center;">さすガねっと J プラン別記 大阪ガス株式会社</p> <p>別記 2</p> <p>第 25 条（料金の適用）に規定する料金の支払い方法については、次に定めるところによります。</p> <p>7 料金、延滞利息その他の当社への支払日</p> <p>(3) 当社は、お客さまが料金、延滞利息その他を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日に <u>当社</u> に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>附則</p> <p>（実施期日）</p> <p>本別記は、2022年 <u>2</u>月 <u>4</u>日から実施いたします。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p data-bbox="383 248 1106 331">さすガねっと とくとく プラン別表 大阪ガス株式会社</p> <p data-bbox="141 395 203 427">附則</p> <p data-bbox="159 491 297 523">(実施期日)</p> <p data-bbox="141 539 748 571">本別表は、2022年 3月 1日から実施いたします。</p> | <p data-bbox="1424 248 2098 331">さすガねっと J プラン別表 大阪ガス株式会社</p> <p data-bbox="1133 395 1196 427">附則</p> <p data-bbox="1151 491 1290 523">(実施期日)</p> <p data-bbox="1133 539 1740 571">本別表は、2022年 2月 4日から実施いたします。</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p data-bbox="271 248 1108 331">さすガねっと とくとく プラン反社会的勢力の排除 大阪ガス株式会社</p> <p data-bbox="141 395 201 427">附則</p> <p data-bbox="159 491 297 523">(実施期日)</p> <p data-bbox="141 539 748 571">本規約は、2022年 3月 1日から実施いたします。</p> | <p data-bbox="1312 248 2098 331">さすガねっと J プラン反社会的勢力の排除 大阪ガス株式会社</p> <p data-bbox="1131 395 1191 427">附則</p> <p data-bbox="1149 491 1288 523">(実施期日)</p> <p data-bbox="1131 539 1738 571">本規約は、2022年 2月 4日から実施いたします。</p> |

旧

J:COM PHONE プラス for さすがねっと契約約款
大阪ガス株式会社

第1章 総則

第3条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|--------|---|
| 16 起算日 | 当社が契約ごとに定める <u>毎歴</u> 月の一定の日 |
| 17 料金月 | 1の <u>歴</u> 月の起算日から次の <u>歴</u> 月の起算日の前日までの間 |

附則

(実施期日)

本約款は、202~~3~~年 ~~12~~月 ~~5~~日から実施いたします。

新

J:COM PHONE プラス for さすがねっと契約約款
大阪ガス株式会社

第1章 総則

第3条 (用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|--------|---|
| 16 起算日 | 当社が契約ごとに定める <u>毎暦</u> 月の一定の日 |
| 17 料金月 | 1の <u>暦</u> 月の起算日から次の <u>暦</u> 月の起算日の前日までの間 |

附則

(実施期日)

本約款は、202~~3~~年 2月 4日から実施いたします。

旧

J:COM PHONE プラス for さすがねっと料金表

大阪ガス株式会社

料金表 I 利用料・工事費等

第1 基本利用料

1 適用

| 区分 | 内容 |
|--|---|
| (7) 契約者が届け出た au 携帯電話番号における利用料の減額 (au まとめトーク) | ア (ウ) 割引額 ④KDDI 株式会社のペーパーレス FAX 等提供サービスの契約約款に定めるペーパーレス FAX 等提供サービスのペーパーレス FAX 回線 (同契約約款第 13 条に規定する電気通信番号に係る電気通信回線をいいます。以下同じとします。) への通話及び KDDI 株式会社の電話サービス等契約約款に定める電話会議サービスに係る電気通信回線への通話 (当社が別に定める電気通信番号をダイヤルして行うもの) に限ります。) に関する利用料を当該料金月単位に累積した月間累積利用料。 |

2 料金額
定額利用料

新

J:COM PHONE プラス for さすがねっと料金表

大阪ガス株式会社

料金表 I 利用料・工事費等

第1 基本利用料

1 適用

| 区分 | 内容 |
|--|----------------------|
| (7) 契約者が届け出た au 携帯電話番号における利用料の減額 (au まとめトーク) | ア (ウ) 割引額 (削除) |

2 料金額
定額利用料

| 旧 | | | 新 | | |
|--|-----|---|--|-----|---|
| ア 料金額 1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額 | | | ア 料金額 1J:COM PHONE プラス回線ごとに月額 | | |
| 区分 | 料金額 | | 区分 | 料金額 | |
| J:COM PHONE プラス for さすがねっと | 住宅用 | 当社が別に定めるさすがねっとと とくとく プラン契約約款に定めるインターネット接続サービスに加入した場合に限り加入可能、提供料金はさすがねっとと とくとく プラン定期契約規約に定めます。 | J:COM PHONE プラス for さすがねっと | 住宅用 | 当社が別に定めるさすがねっととJプラン契約約款に定めるインターネット接続サービスに加入した場合に限り加入可能、提供料金はさすがねっととJプラン定期契約規約に定めます。 |
| ただし、契約者が、当社が提供する他のサービスの契約を締結している場合は、当社が別に定める料金額を適用することがあります。 | | | ただし、契約者が、当社が提供する他のサービスの契約を締結している場合は、当社が別に定める料金額を適用することがあります。 | | |
| 第2 付加機能利用料 | | | 第2 付加機能利用料 | | |
| 2 料金額 | | | 2 料金額 | | |
| キ 番号ポータビリティサービス | | | キ 番号ポータビリティサービス | | |
| 区分 | 単位 | 料金額 | 区分 | 単位 | 料金額 |
| この機能を利用する契約者の電気通信番号において、 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく指定電気通信設備との接続に関する契約約款 | — | — | この機能を利用する契約者の電気通信番号において、番号ポータビリティを利用することができるようにするもの | — | — |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|--|--|--|--|--|
| に規定する一般 番号ポータビリテイを利用することができるようにするもの | | | | | |
| 備考 | <p>(ア) 当社及びジェイコムウエストは、契約者が J:COM PHONE プラス回線の終端の場所を変更した場合及び契約が解除された場合には、この機能を廃止します。</p> <p>(イ) この機能の提供を行うことが困難である場合には、当社及びジェイコムウエストは、この機能の提供を行わないことがあります。</p> <p>(ウ) この機能の設定及び変更には、設定変更手数料の支払いを要します。</p> | | 備考 | <p>(ア) 当社及びジェイコムウエストは、契約者が J:COM PHONE プラス回線の終端の場所を変更した場合及び契約が解除された場合には、この機能を廃止します。</p> <p>(イ) この機能の提供を行うことが困難である場合には、当社及びジェイコムウエストは、この機能の提供を行わないことがあります。</p> <p>(ウ) この機能の設定及び変更には、設定変更手数料の支払いを要します。</p> | |
| 附則 (実施期日) 本料金表は、202 3 年 12 月 5 日から実施いたします。 | | | 附則 (実施期日) 本料金表は、202 3 年 2 月 4 日から実施いたします。 | | |

旧

J:COM PHONE プラス for さすガねっと別表

大阪ガス株式会社

別表2 外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等

1 自動音声通信

| 区分 | 取扱地域 |
|------------|---|
| ヨーロ ツパ4 | アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、 ウズベキスタン共和国、エストニア共和 国、カザフスタン共和国、ジョージア、 クロアチア共和国、スロバキア共和国、 スロベニア共和国、タジキスタン共和 国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、 ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、 ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド 共和国、 マケドニア・旧ユーゴスラビア 共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和 国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロ シア連邦 |

2 非自動音声通信

| 区分 | 取扱地域 |
|-----|--------------------|
| ヨーロ | アゼルバイジャン共和国、アルバニア共 |

新

J:COM PHONE プラス for さすガねっと別表

大阪ガス株式会社

別表2 外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等

1 自動音声通信

| 区分 | 取扱地域 |
|------------|--|
| ヨーロ ツパ4 | アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、 ウズベキスタン共和国、エストニア共和 国、カザフスタン共和国、ジョージア、 クロアチア共和国、スロバキア共和国、 スロベニア共和国、タジキスタン共和 国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、 ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、 ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド 共和国、 <u>北マケドニア</u> 共和国、モルドバ 共和国、ラトビア共和国、リトアニア共 和国、ルーマニア、ロシア連邦 |

2 非自動音声通信

| 区分 | 取扱地域 |
|-----|--------------------|
| ヨーロ | アゼルバイジャン共和国、アルバニア共 |

| 旧 | | 新 | |
|---|--|---|--|
| ッパ5 | 和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、タジキスタン共和国、【チェコ共和国】、トルクメニスタン、コソボ共和国、【ハンガリー共和国】、【ブルガリア共和国】、ベラルーシ共和国、【ポーランド共和国】、ボスニア・ヘルツェゴビナ、 マケドニア・旧ユーゴスラビア 共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、【ルーマニア】、【ロシア連邦】 | ッパ5 | 和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、タジキスタン共和国、【チェコ共和国】、トルクメニスタン、コソボ共和国、【ハンガリー共和国】、【ブルガリア共和国】、ベラルーシ共和国、【ポーランド共和国】、ボスニア・ヘルツェゴビナ、 <u>北マケドニア</u> 共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、【ルーマニア】、【ロシア連邦】 |
| 附則 （実施期日） 本別表は、2023年 6月 1日から実施いたします。 | | 附則 （実施期日） 本別表は、2025年 2月 4日から実施いたします。 | |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">J:COM TV for さすがねっと契約約款 大阪ガス株式会社</p> <p>第5章 施設等 第1節 設備等 第25条 (機器等の貸与)</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、契約者にサービスごとに料金表又はさすがねっととくとくとくプラン定期契約規約に定める機器等を貸与します。</p> <p>2 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。</p> <p>3 契約者は故意又は過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、第9条(解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社又はジェイコムウエストに支払うものとします。</p> <p>4 契約者は、ジェイコムウエストが必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。</p> <p>5 当社及びジェイコムウエストがこの約款に基づいて貸与する機器等、及び設置する設備に必要な電気は契約者から提供していただきます。</p> <p>附則</p> <p>(実施期日) 本約款は、2023年12月5日から実施いたします。</p> | <p style="text-align: center;">J:COM TV for さすがねっと契約約款 大阪ガス株式会社</p> <p>第5章 施設等 第1節 設備等 第25条 (機器等の貸与)</p> <p>当社及びジェイコムウエストは、契約者にサービスごとに料金表又はさすがねっとJプラン定期契約規約に定める機器等を貸与します。</p> <p>2 契約者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。</p> <p>3 契約者は故意又は過失により機器等を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失及び修理不能による場合は、第9条(解約)で規定する未返却時の機器損害金を適用し、それぞれ当社又はジェイコムウエストに支払うものとします。</p> <p>4 契約者は、ジェイコムウエストが必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。</p> <p>5 当社及びジェイコムウエストがこの約款に基づいて貸与する機器等、及び設置する設備に必要な電気は契約者から提供していただきます。</p> <p>附則</p> <p>(実施期日) 本約款は、2025年2月4日から実施いたします。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p data-bbox="376 252 873 288">J:COM TV for さすガねっと料金表</p> <p data-bbox="880 300 1111 331">大阪ガス株式会社</p> <p data-bbox="141 397 481 429">料金表 I 利用料・工事費等</p> | <p data-bbox="1368 252 1865 288">J:COM TV for さすガねっと料金表</p> <p data-bbox="1872 300 2103 331">大阪ガス株式会社</p> <p data-bbox="1133 397 1473 429">料金表 I 利用料・工事費等</p> |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|------------|--|--|--|------------|---|---|--|
| 項目 | サービス名 | | | 項目 | サービス名 | | |
| | ① J:COM TV for さすがねっとスタンダードプラスサービス | ② J:COM TV for さすがねっとスタンダードサービス | ③ J:COM TV for さすがねっとTVセレクト | | ① J:COM TV for さすがねっとスタンダードプラスサービス | ② J:COM TV for さすがねっとスタンダードサービス | ③ J:COM TV for さすがねっとTVセレクト |
| 料金 | | | | 料金 | | | |
| 1. 利用料（月額） | | | | 1. 利用料（月額） | | | |
| 番組利用料（※1） | J:COM TV for さすがねっとスタンダードプラス基本番組利用料（その他番組利用料を含みます） なお、当社が別に定めるさすがねっと とくとくと プラン契約約款に定めるインターネット接続サービスに加入 | J:COM TV for さすがねっとスタンダード基本番組利用料 なお、当社が別に定めるさすがねっと とくとくと プラン契約約款に定めるインターネット接続サービスに加入 | J:COM TV for さすがねっとセレクト基本番組利用料 なお、当社が別に定めるさすがねっと とくとくと プラン契約約款に定めるインターネット接続サービスに加入した場合に限り加 | 番組利用料（※1） | J:COM TV for さすがねっとスタンダードプラス基本番組利用料（その他番組利用料を含みます） なお、当社が別に定めるさすがねっと とくとくと プラン契約約款に定めるインターネット接続サー | J:COM TV for さすがねっとスタンダード基本番組利用料 なお、当社が別に定めるさすがねっと とくとくと プラン契約約款に定めるインターネット接続サー | J:COM TV for さすがねっとセレクト基本番組利用料 なお、当社が別に定めるさすがねっと とくとくと プラン契約約款に定めるインターネット接続サービスに加入した場合に限り加入可 |

| 旧 | | | | 新 | | | | | |
|-----------------|---------|---|---|---|------------------------|---------|--|--|---|
| | | <p>続サービスに加入した場合に限り加入可能、提供料金はさすガねっとととくプラン定期契約規約に定めます。</p> | <p>した場合に限り加入可能、提供料金はさすガねっとととくプラン定期契約規約に定めます。</p> | <p>入可能、提供料金はさすガねっとととくプラン定期契約規約に定めます。</p> | | | <p>ビスに加入した場合に限り加入可能、提供料金はさすガねっとととくプラン定期契約規約に定めます。</p> | <p>合に限り加入可能、提供料金はさすガねっとととくプラン定期契約規約に定めます。</p> | <p>能、提供料金はさすガねっとととくプラン定期契約規約に定めます。</p> |
| 基本番組利用料内にてご利用いた | 基本チャンネル | J:COM TV for さすガねっとスタンダードプラスチャンネル | J:COM TV for さすガねっとスタンダードチャンネル | J:COM TV for さすガねっとセレクト | 基本番組利用料内にてご利用いただけるサービス | 基本チャンネル | J:COM TV for さすガねっとスタンダードプラスチャンネル | J:COM TV for さすガねっとスタンダードチャンネル | J:COM TV for さすガねっとセレクト |

| 旧 | | | | | 新 | | | | |
|--------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--|--------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--|
| だ | | | | | | | | | |
| け | | | | | | | | | |
| る | | | | | | | | | |
| サ | | | | | | | | | |
| ー | | | | | | | | | |
| ビ | | | | | | | | | |
| ス | | | | | | | | | |
| 有料番組利用料 (※2) | | | | | 有料番組利用料 (※2) | | | | |
| WOWOW プライ | 2,300円 (税込 2,530円) (※3) | 2,300円 (税込 2,530円) (※3) | 2,300円 (税込 2,530円) (※3) | | WOWOW プライ | 2,300円 (税込 2,530円) (※3) | 2,300円 (税込 2,530円) (※3) | 2,300円 (税込 2,530円) (※3) | |
| ム | | | | | ム | | | | |
| WOWOW ライブ | | | | | WOWOW ライブ | | | | |
| WOWOW シネマ | | | | | WOWOW シネマ | | | | |
| WOWOW4K | | | | | WOWOW4K (※4) | | | | |
| スターチャン | 1,800円 (税込 1,980円) | 1,800円 (税込 1,980円) | 1,800円 (税込 1,980円) | | BS10 スターチ | 1,800円 (税込 1,980円) | 1,800円 (税込 1,980円) | 1,800円 (税込 1,980円) | |
| ネル | | | | | ャンネル | | | | |
| プレイボー | 2,500円 | 2,500円 | 2,500円 | | プレイボー | 2,500円 | 2,500円 | 2,500円 | |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| イ・レッドセット (※4) | (税込 2,750 円) | (税込 2,750 円) | (税込 2,750 円) | イ・レッドセット (※5) | (税込 2,750 円) | (税込 2,750 円) | (税込 2,750 円) |
| レインボーチャンネル (※5) | 2,300 円 (税込 2,530 円) | 2,300 円 (税込 2,530 円) | 2,300 円 (税込 2,530 円) | レインボーチャンネル (※6) | 2,300 円 (税込 2,530 円) | 2,300 円 (税込 2,530 円) | 2,300 円 (税込 2,530 円) |
| チェリーボム (※5) | 2,300 円 (税込 2,530 円) | 2,300 円 (税込 2,530 円) | 2,300 円 (税込 2,530 円) | チェリーボム (※6) | 2,300 円 (税込 2,530 円) | 2,300 円 (税込 2,530 円) | 2,300 円 (税込 2,530 円) |
| プラチナアダルトセット (※6) | 2,850 円 (税込 3,135 円) | 2,850 円 (税込 3,135 円) | 2,850 円 (税込 3,135 円) | プラチナアダルトセット (※7) | 2,850 円 (税込 3,135 円) | 2,850 円 (税込 3,135 円) | 2,850 円 (税込 3,135 円) |
| ゴールドアダルトセット (※7) | 2,450 円 (税込 2,695 円) | 2,450 円 (税込 2,695 円) | 2,450 円 (税込 2,695 円) | ゴールドアダルトセット (※8) | 2,450 円 (税込 2,695 円) | 2,450 円 (税込 2,695 円) | 2,450 円 (税込 2,695 円) |
| <p>※1 番組利用料には、機器等の使用料は含まれますが、日本放送協会 (NHK) の受信料、株式会社 WOWOW、株式会社スター・チャンネルその他の視聴料は含まれておりません。また、地域事情、建物(配線)状況により、双方向通信機能が利用できない場合があります。</p> | | | | <p>※1 番組利用料には、機器等の使用料は含まれますが、日本放送協会 (NHK) の受信料、株式会社 WOWOW、その他の視聴料は含まれておりません。また、地域事情、建物(配線)状況により、双方向通信機能が利用できない場合があります。</p> | | | |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>(追加)</p> <p>※4 「プレイボーイ・レッドセット」は「プレイボーイ チャンネル」及び「レッドチェリー」の 2 チャンネルセット項目となります。ただし、J:COM 宝塚・川西局エリア、J:COM かわち局エリア、J:COM 大阪局エリア、J:COM 堺局エリア、J:COM 和泉・泉大津局エリア、J:COM りんくう局エリア、J:COM 和歌山局エリア、J:COM 神戸芦屋局エリア、J:COM 神戸三木局エリアに限り提供します。</p> <p>※5 「レインボーチャンネル」及び「チェリーボム」については、当社が特に認める場合に限り、提供します。</p> <p>※6 「プレイボーイ チャンネル」及び「チャンネル・ルビー」、「チェリーボム」の 3 チャンネルセット項目になります。ただし、当社が特に認める場合に限り、提供します。</p> <p>※7 「ミッドナイト・ブルー」及び「レインボーチャンネル」の 2 チャンネルセット項目になります。ただし、当社が特に認める場合に限り、提供します。</p> <p>附則 (実施期日) 本料金表は、2024年 7月 1日から実施いたします。</p> | <p>※<u>4</u> 「WOWOW4K」は 2025 年 2 月末終了予定です。</p> <p>※<u>5</u> 「プレイボーイ・レッドセット」は「プレイボーイ チャンネル」及び「レッドチェリー」の 2 チャンネルセット項目となります。ただし、J:COM 宝塚・川西局エリア、J:COM かわち局エリア、J:COM 大阪局エリア、J:COM 堺局エリア、J:COM 和泉・泉大津局エリア、J:COM りんくう局エリア、J:COM 和歌山局エリア、J:COM 神戸芦屋局エリア、J:COM 神戸三木局エリアに限り提供します。</p> <p>※<u>6</u> 「レインボーチャンネル」及び「チェリーボム」については、当社が特に認める場合に限り、提供します。</p> <p>※<u>7</u> 「プレイボーイ チャンネル」及び「チャンネル・ルビー」、「チェリーボム」の 3 チャンネルセット項目になります。ただし、当社が特に認める場合に限り、提供します。</p> <p>※<u>8</u> 「ミッドナイト・ブルー」及び「レインボーチャンネル」の 2 チャンネルセット項目になります。ただし、当社が特に認める場合に限り、提供します。</p> <p>附則 (実施期日) 本料金表は、202<u>5</u>年 <u>2</u>月 <u>4</u>日から実施いたします。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">J:COM TV for さすガねっと別記 大阪ガス株式会社</p> <p>別記1（第17条関連）料金の支払方法</p> <p>7 料金、延滞利息その他の当社への支払日</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 当社は、お客さまが料金、延滞利息その他を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>附則</p> <p>（実施期日）</p> <p>本別記は、2022年 3月 1日から実施いたします。</p> | <p style="text-align: center;">J:COM TV for さすガねっと別記 大阪ガス株式会社</p> <p>別記1（第17条関連）料金の支払方法</p> <p>7 料金、延滞利息その他の当社への支払日</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 当社は、お客さまが料金、延滞利息その他を金融機関等で払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日に当社に対する支払いがなされたものといたします。</p> <p>附則</p> <p>（実施期日）</p> <p>本別記は、2022年 2月 4日から実施いたします。</p> |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">さすガねっと とくとく プラン定期契約規約</p> <p style="text-align: right;">大阪ガス株式会社</p> <p>第1条 (定期契約の定義)</p> <p>定期契約とは、大阪ガス株式会社（以下、「当社」といいます。）が定める期間、契約者が継続してサービスの提供を受ける契約のことであり、さすガねっと とくとく プラン契約約款に記載されている条項に、以下の条文の条件を付加します。なお、定期契約に基づくインターネット接続サービス以外のサービスについては、J:COM TV for さすガねっと契約約款又は J:COM PHONE プラス for さすガねっと契約約款その他関係する約款・規約が適用されるものとします。</p> <p>2 定期契約の条件を承諾できない契約者は、定期契約に申し込むことはできません。</p> <p>3 定期契約は、契約成立日から開始し、開通日の翌日の属する月の初日を起算日とした別表 定期契約に定める契約期間の末日に満了するものとします。</p> <p>4 定期契約の契約期間が満了し、更新期間内に契約者が申し出ない場合、契約は更新され、更新日から新たな 24 か月の契約期間が開始するものとし、以降も同様とします。</p> <p>5 さすガねっと とくとく プラン契約約款第 17 条（利用の制限）、第 21 条（インターネット接続サービスの利用の一時中断）、第 22 条（利用中止）若しくは第 23 条（利用停止）に基づく利用の制限、一時中断、中止又は停止があつ</p> | <p style="text-align: center;">さすガねっと J プラン定期契約規約</p> <p style="text-align: right;">大阪ガス株式会社</p> <p>第1条 (定期契約の定義)</p> <p>定期契約とは、大阪ガス株式会社（以下、「当社」といいます。）が定める期間、契約者が継続してサービスの提供を受ける契約のことであり、さすガねっと J プラン契約約款に記載されている条項に、以下の条文の条件を付加します。なお、定期契約に基づくインターネット接続サービス以外のサービスについては、J:COM TV for さすガねっと契約約款又は J:COM PHONE プラス for さすガねっと契約約款その他関係する約款・規約が適用されるものとします。</p> <p>2 定期契約の条件を承諾できない契約者は、定期契約に申し込むことはできません。</p> <p>3 定期契約は、契約成立日から開始し、開通日の翌日の属する月の初日を起算日とした別表 定期契約に定める契約期間の末日に満了するものとします。</p> <p>4 定期契約の契約期間が満了し、更新期間内に契約者が申し出ない場合、契約は更新され、更新日から新たな 24 か月の契約期間が開始するものとし、以降も同様とします。</p> <p>5 さすガねっと J プラン契約約款第 17 条（利用の制限）、第 21 条（インターネット接続サービスの利用の一時中断）、第 22 条（利用中止）若しくは第 23 条（利用停止）に基づく利用の制限、一時中断、中止又は停止があつ</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>あっても、定期契約の契約期間に変更はないものとします。</p> <p>5 当社が定める定期契約は1世帯につき1契約になります。</p> <p>6 定期契約によっては、別の約款や規約等に定める定期契約に同時に申し込むことが必要な場合があります。</p> <p>第6条 (契約解除料)</p> <p>定期契約で定める契約期間内に、契約者が定期契約の解除を行う場合には、原則として、契約解除料の支払いを要します。契約解除料の額については、別表 定期契約に定める通りです。</p> <p>2 前項の場合において、次に該当する場合は、契約者は契約解除料の支払いを要しません。</p> <p>(1) 当社のインターネットサービス提供区域内へ転居する場合で、契約者が引き続き転居先で当社との間でインターネットに関するサービスの契約を行う場合</p> <p>(2) さすがねっとととくとくプラン契約約款第11条(初期契約解除等)第1項により契約を解除する場合又はさすがねっとととくとくプラン契約約款第14条(当社が行う契約の解除)第1項第1号、第4号若しくは第5号の規定により当社が契約を解除する場合</p> <p>(3) 解除を更新期間内に行う場合</p> <p>(4) 解除を契約成立日から開通日の前日までに行う場合</p> <p>3 契約者が、契約解除の後に、再度の契約申し込みを行った場合は、新たに本条を適用するものとします。</p> | <p>ても、定期契約の契約期間に変更はないものとします。</p> <p>5 当社が定める定期契約は1世帯につき1契約になります。</p> <p>6 定期契約によっては、別の約款や規約等に定める定期契約に同時に申し込むことが必要な場合があります。</p> <p>第6条 (契約解除料)</p> <p>定期契約で定める契約期間内に、契約者が定期契約の解除を行う場合には、原則として、契約解除料の支払いを要します。契約解除料の額については、別表 定期契約に定める通りです。</p> <p>2 前項の場合において、次に該当する場合は、契約者は契約解除料の支払いを要しません。</p> <p>(1) 当社のインターネットサービス提供区域内へ転居する場合で、契約者が引き続き転居先で当社との間でインターネットに関するサービスの契約を行う場合</p> <p>(2) さすがねっととJプラン契約約款第11条(初期契約解除等)第1項により契約を解除する場合又はさすがねっととJプラン契約約款第14条(当社が行う契約の解除)第1項第1号、第4号若しくは第5号の規定により当社が契約を解除する場合</p> <p>(3) 解除を更新期間内に行う場合</p> <p>(4) 解除を契約成立日から開通日の前日までに行う場合</p> <p>3 契約者が、契約解除の後に、再度の契約申し込みを行った場合は、新たに本条を適用するものとします。</p> |

| 旧 | | | 新 | | |
|------------------------------------|---|----------------------------|-------------------------------|--|----------------------------|
| 別表 定期契約 | | | 別表 定期契約 | | |
| 第1種定期契約【さすがねっととくとくとくプラン定期契約（戸建住宅）】 | | | 第1種定期契約【さすがねっとJプラン定期契約（戸建住宅）】 | | |
| 区分 | 内 容 | | 区分 | 内 容 | |
| (1) 契約期間 | 2年 | | (1) 契約期間 | 2年 | |
| (2) 住宅形態 | 戸建住宅 | | (2) 住宅形態 | 戸建住宅 | |
| (3) サービス名称、月額利用料 | さすがねっととくとくとくプランを含む利用料については、各サービスの提供を開始した日の翌日より、次表に定める月額利用料を適用します。また、品目及び対象サービスに変更があったときは、その変更日まで次表に規定する料金額を適用します。 | | (3) サービス名称、月額利用料 | さすがねっとJプランを含む利用料については、各サービスの提供を開始した日の翌日より、次表に定める月額利用料を適用します。また、品目及び対象サービスに変更があったときは、その変更日まで次表に規定する料金額を適用します。 | |
| | サービス名称（品目及び対象サービス） | 月額利用料 | | サービス名称（品目及び対象サービス） | 月額利用料 |
| | とくとくとくプラン 320M戸建タイプ （さすがねっととくとくとくプラン 320Mのみ） | 4,800 円 （税込 5,280 円） | | Jプラン 320M戸建タイプ （さすがねっとJプラン 320Mのみ） | 4,800 円 （税込 5,280 円） |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|---|--------------------------|--|---|---|--------------------------|--|
| | とくとく プラン 320M戸建タイプ及び地デジコース (さすガねっと とくとく プラン 320M及びTV再放送サービス) | 5,420円 (税込 5,962円) | | | Jプラン 320M戸建タイプ及び地デジコース (さすガねっと Jプラン 320M及びTV再放送サービス) | 5,420円 (税込 5,962円) | |
| | とくとく 320M戸建TELパック (さすガねっと とくとく プラン 320M及びJ:COM PHONE プラス for さすガねっと) | 5,100円 (税込 5,610円) | | | Jプラン 320M戸建TELパック (さすガねっと Jプラン 320M及びJ:COM PHONE プラス for さすガねっと) | 5,100円 (税込 5,610円) | |
| | とくとく 320M戸建TELパック及び地デジコース (さすガねっと とくとく プラン 320M、J:COM PHONE プラス for さすガねっと及びTV再放送サービス) | 5,720円 (税込 6,292円) | | | Jプラン 320M戸建TELパック及び地デジコース (さすガねっと Jプラン 320M、J:COM PHONE プラス for さすガねっと及びTV再放送サービス) | 5,720円 (税込 6,292円) | |
| | とくとく 320M戸建TVセ | 6,200円 | | | Jプラン 320M戸建TVセ | 6,200円 | |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|--|------------------------------------|--|---|--|------------------------------------|--|
| | レクトパック (さすガねっと とくとく プラン 320M及び J:COM TV for さすガねっとセレ クト) | (税込 6,820 円) | | | レクトパック (さすガねっと Jプラン 320M及び J:COM TV for さすガねっとセレクト) | (税込 6,820 円) | |
| | とくとく 320M戸建 TV ス タANDARDパック (さすガねっと とくとく プラン 320M及び J:COM TV for さすガねっとスタ ANDARD) | 9,100 円 (税込 10,010 円) | | | Jプラン 320M戸建 TV ス タANDARDパック (さすガねっと Jプラン 320M及び J:COM TV for さすガねっとスタANDARD) | 9,100 円 (税込 10,010 円) | |
| | とくとく 320M戸建 TV ス タANDARDプラスパック (さすガねっと とくとく プラン 320M及び J:COM TV for さすガねっとスタ ANDARDプラス) | 10,100 円 (税込 11,110 円) | | | Jプラン 320M戸建 TV ス タANDARDプラスパック (さすガねっと Jプラン 320M及び J:COM TV for さすガねっとスタANDARD プラス) | 10,100 円 (税込 11,110 円) | |
| | とくとく 320M戸建トリ プル セレクト (さすガねっと とくとく | 6,500 円 (税込 7,150 | | | Jプラン 320M戸建トリブ ル セレクト (さすガねっと Jプラン | 6,500 円 (税込 7,150 | |

| 旧 | | | 新 | | | |
|---|--|------------------------|---|--|--|------------------------|
| | プラン 320M、 J:COM PHONE プラス for さすガねっと及び J:COM TV for さすガねっと(セレクト) | 円) | | | 320M、 J:COM PHONE プラス for さすガねっと及び J:COM TV for さすガねっと(セレクト) | 円) |
| | とくとく 320M戸建トリプルスタンダード (さすガねっとと とくとく プラン 320M、 J:COM PHONE プラス for さすガねっと及び J:COM TV for さすガねっと(スタンダード) | 9,400 円 (税込 10,340 円) | | | <u>Jプラン</u> 320M戸建トリプルスタンダード (さすガねっとと <u>Jプラン</u> 320M、 J:COM PHONE プラス for さすガねっと及び J:COM TV for さすガねっと(スタンダード) | 9,400 円 (税込 10,340 円) |
| | とくとく 320M戸建トリプルスタンダードプラス (さすガねっとと とくとく プラン 320M、 J:COM PHONE プラス for さすガねっと及び J:COM TV for さすガねっと(スタン | 10,400 円 (税込 11,440 円) | | | <u>Jプラン</u> 320M戸建トリプルスタンダードプラス (さすガねっとと <u>Jプラン</u> 320M、 J:COM PHONE プラス for さすガねっと及び J:COM TV for さすガねっと(スタン | 10,400 円 (税込 11,440 円) |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|--|----------------------------|---|---|----------------------------|
| | ダードプラス) | | | | |
| | サービス名称 (品目及び対象サービス) | 月額利用料 | | サービス名称 (品目及び対象サービス) | 月額利用料 |
| | とくとく プラン 1G 戸建タイプ (さすガねっとと とくとく プラン 1Gのみ) | 5,200 円 (税込 5,720 円) | | Jプラン 1G 戸建タイプ (さすガねっと Jプラン 1Gのみ) | 5,200 円 (税込 5,720 円) |
| | とくとく プラン 1G 戸建タイプ及び地デジコース (さすガねっとと とくとく プラン 1G及びTV再放送サービス) | 5,820 円 (税込 6,402 円) | | Jプラン 1G 戸建タイプ及び地デジコース (さすガねっと Jプラン 1G及びTV再放送サービス) | 5,820 円 (税込 6,402 円) |
| | とくとく 1G 戸建 TEL パック (さすガねっとと とくとく プラン 1G及び J:COM PHONE プラス for さすガねっと) | 5,500 円 (税込 6,050 円) | | Jプラン 1G 戸建 TEL パック (さすガねっと Jプラン 1G及び J:COM PHONE プラス for さすガねっと) | 5,500 円 (税込 6,050 円) |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|--|---------------------------|--|---|---|---------------------------|--|
| | とくとく 1G戸建 TEL パック及び地デジコース (さすガねっと とくとく プラン1G、J:COM PHONE プラス for さすガねっと及びTV再放送サービス) | 6,120円 (税込) 6,732円 | | | <u>Jプラン</u> 1G戸建 TEL パック及び地デジコース (さすガねっと <u>Jプラン</u> 1G、J:COM PHONE プラス for さすガねっと及びTV再放送サービス) | 6,120円 (税込) 6,732円 | |
| | とくとく 1G戸建 TV セレクトパック (さすガねっと とくとく プラン1G及びJ:COM TV for さすガねっとセレクト) | 6,600円 (税込) 7,260円 | | | <u>Jプラン</u> 1G戸建 TV セレクトパック (さすガねっと <u>Jプラン</u> 1G及びJ:COM TV for さすガねっとセレクト) | 6,600円 (税込) 7,260円 | |
| | とくとく 1G戸建 TV スタANDARDパック (さすガねっと とくとく プラン1G及びJ:COM TV for さすガねっとスタンダード) | 9,500円 (税込) 10,450円 | | | <u>Jプラン</u> 1G戸建 TV スタANDARDパック (さすガねっと <u>Jプラン</u> 1G及びJ:COM TV for さすガねっとスタンダード) | 9,500円 (税込) 10,450円 | |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|--|------------------------------------|--|---|--|------------------------------------|--|
| | とくとく 1G戸建 TV スタ ンダードプラスパック (さすガねっと とくとく プラン 1G 及び J:COM TV for さすガねっとスタン ダードプラス) | 10,500 円 (税込 11,550 円) | | | Jプラン 1G戸建 TV スタ ンダードプラスパック (さすガねっと Jプラン 1G 及び J:COM TV for さ すガねっとスタンダード プラス) | 10,500 円 (税込 11,550 円) | |
| | とくとく 1G戸建トリプ ル セレクト (さすガねっと とくとく プラン 1G、 J:COM PHONE プラス for さすガねっ と及び J:COM TV for さす ガねっとセレクト) | 6,900 円 (税込 7,590 円) | | | Jプラン 1G戸建トリプル セレクト (さすガねっと Jプラン 1G、 J:COM PHONE プラ ス for さすガねっと及 び J:COM TV for さすガね っとセレクト) | 6,900 円 (税込 7,590 円) | |
| | とくとく 1G戸建トリプ ル スタンダード (さすガねっと とくとく プラン 1G、 J:COM PHONE プラス for さすガねっ と及び J:COM TV for さす ガねっとスタンダード) | 9,800 円 (税込 10,780 円) | | | Jプラン 1G戸建トリプル スタンダード (さすガねっと Jプラン 1G、 J:COM PHONE プラ ス for さすガねっと及 び J:COM TV for さすガね っとスタンダード) | 9,800 円 (税込 10,780 円) | |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|--|------------------------------------|---|---|------------------------------------|
| | とくとく 1G戸建トリプル スタンダードプラス (さすガねっと とくとく プラン1G、J:COM PHONE プラス for さすガねっ と及びJ:COM TV for さす ガねっとスタンダードプ ラス) | 10,800 円 (税込 11,880 円) | | Jプラン 1G戸建トリプル スタンダードプラス (さすガねっとJプラン 1G、J:COM PHONE プラス for さすガねっと及び J:COM TV for さすガねっ とスタンダードプラス) | 10,800 円 (税込 11,880 円) |
| | サービス名称 (品目及び 対象サービス) | 月額利 用料 | | サービス名称 (品目及び 対象サービス) | 月額利 用料 |
| | とくとく プラン10G (さすガねっと とくとく プラン10Gのみ) | 6,600円 (税込 7,260 円) | | Jプラン 10G (さすガねっとJプラン 10Gのみ) | 6,600円 (税込 7,260 円) |
| | とくとく プラン10G及び 地デジコース (さすガねっと とくとく プラン10G及びTV再放 送サービス) | 7,220円 (税込 7,942 円) | | Jプラン 10G及び地デジ コース (さすガねっとJプラン 10G及びTV再放送サービ ス) | 7,220円 (税込 7,942 円) |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|---|-------------------------------|--|---|--|-------------------------------|--|
| | とくとく 10G TEL パック (さすガねっと とくとく プラン 10G 及び J:COM PHONE プラス for さす ガねっと) | 6,900 円 (税込 7,590 円) | | | Jプラン 10G TEL パック (さすガねっと Jプラン 10G 及び J:COM PHONE プ ラス for さすガねっと) | 6,900 円 (税込 7,590 円) | |
| | とくとく 10G TEL パック 及び地デジコース (さすガねっと とくとく プラン 10G、J:COM PHONE プラス for さすガねっ と及び TV 再放送サービ ス) | 7,520 円 (税込 8,272 円) | | | Jプラン 10G TEL パック 及び地デジコース (さすガねっと Jプラン 10G、J:COM PHONE プラ ス for さすガねっと及 び TV 再放送サービス) | 7,520 円 (税込 8,272 円) | |
| | とくとく 10G TV セレクト パック (さすガねっと とくとく プラン 10G 及び J:COM TV for さすガねっとセレク ト) | 8,000 円 (税込 8,800 円) | | | Jプラン 10G TV セレクト パック (さすガねっと Jプラン 10G 及び J:COM TV for さ すガねっとセレクト) | 8,000 円 (税込 8,800 円) | |
| | とくとく 10G TV スタンダ | 10,900 | | | Jプラン 10G TV スタンダ | 10,900 | |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|--|------------------------------------|--|---|---|------------------------------------|--|
| | <p>ードパック (さすガねっととくとく プラン 10G 及び J:COM TV for さすガねっとスタン ダード)</p> | 円 (税込 11,990 円) | | | <p>ードパック (さすガねっと J プラン 10G 及び J:COM TV for さ すガねっとスタンダ ード)</p> | 円 (税込 11,990 円) | |
| | <p>とくとく10G TV スタンダ ードプラスパック (さすガねっととくとく プラン 10G 及び J:COM TV for さすガねっとスタン ダードプラス)</p> | 11,900 円 (税込 13,090 円) | | | <p>J プラン 10G TV スタンダ ードプラスパック (さすガねっと J プラン 10G 及び J:COM TV for さ すガねっとスタンダード プラス)</p> | 11,900 円 (税込 13,090 円) | |
| | <p>とくとく10G トリプル セレクト (さすガねっととくとく プラン 10G、 J:COM PHONE プラス for さす ガねっと及び J:COM TV for さすガねっとセレク ト)</p> | 8,300 円 (税込 9,130 円) | | | <p>J プラン 10G トリプル セ レクト (さすガねっと J プラン 10G、 J:COM PHONE プラ ス for さすガねっと及 び J:COM TV for さすガね っとセレクト)</p> | 8,300 円 (税込 9,130 円) | |
| | <p>とくとく10G トリプル</p> | 11,200 | | | <p>J プラン 10G トリプル ス</p> | 11,200 | |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---------------|---|------------------------------------|-------------------------------------|---------------|---|------------------------------------|-------------------------------------|
| | スタANDARD (さすガねっと とくとくと プラン 10G、 J:COM PHONE プラス for さす ガねっと及び J:COM TV for さすガねっとスタン DARD) | 円 (税込 12,320 円) | | | タANDARD (さすガねっと J プラン 10G、 J:COM PHONE プラ ス for さすガねっと及 び J:COM TV for さすガね っとSTANDARD) | 円 (税込 12,320 円) | |
| | とくとくと 10Gトリプル STANDARDプラス (さすガねっと とくとくと プラン 10G、 J:COM PHONE プラス for さすガねっ と及び J:COM TV for さす ガねっとSTANDARDプ ラス) | 12,200 円 (税込 13,420 円) | | | Jプラン10Gトリプル ス TANDARDプラス (さすガねっと J プラン 10G、 J:COM PHONE プラ ス for さすガねっと及 び J:COM TV for さすガね っとSTANDARDプ ラス) | 12,200 円 (税込 13,420 円) | |
| (4) 契約 解除料 | 品目 | 最初の契約期間 内に解除された 場合の契約解除 | 最初の契約期間の更 新後以降に解除され た場合の契約解除料 | (4) 契約解 除料 | 品目 | 最初の契約期間 内に解除された 場合の契約解除 | 最初の契約期間の更 新後以降に解除され た場合の契約解除料 |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|----------|---|-------------------------|-------------------------|----------|---|-------------------------|-------------------------|
| | | 料 | | | 料 | | |
| | さすガねっと と くとく プラン 320M (戸建タイプ) | 2,700 円 (税込 2,970 円) | 4,500 円 (税込 4,950 円) | | さすガねっと J プラン 320M (戸 建タイプ) | 2,700 円 (税込 2,970 円) | 4,500 円 (税込 4,950 円) |
| | さすガねっと と くとく プラン 1G (戸建タイプ) | 3,100 円 (税込 3,410 円) | 4,900 円 (税込 5,390 円) | | さすガねっと J プラン 1G (戸建 タイプ) | 3,100 円 (税込 3,410 円) | 4,900 円 (税込 5,390 円) |
| | さすガねっと と くとく プラン 10G | 4,500 円 (税込 4,950 円) | 6,300 円 (税込 6,930 円) | | さすガねっと J プラン 10G | 4,500 円 (税込 4,950 円) | 6,300 円 (税込 6,930 円) |
| (5) 特記事項 | ア (3)に記載する J:COM TV for さすガねっとを含む各月額利用料には、TVサービス受信用セットトップボックスの利用料362円(税込 398 円)を含みます。 | | | (5) 特記事項 | ア (3)に記載する J:COM TV for さすガねっとを含む各月額利用料には、TVサービス受信用セットトップボックスの利用料362円(税込 398 円)を含みます。 | | |

| 旧 | | 新 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---------------------------------|---------|---|----------------------------|-----------------------------|---------|---|--------------------|---------|---|----------------------------|---------------------|---------|
| 第2種定期契約【さすガねっと とくとく プラン定期契約（集合住宅）】 | | 第2種定期契約【さすガねっと J プラン定期契約（集合住宅）】 | | | | | | | | | | | | |
| 区分 | 内 容 | 区分 | 内 容 | | | | | | | | | | | |
| (1) 契約 期間 | 2年 | (1) 契約 期間 | 2年 | | | | | | | | | | | |
| (2) 住宅 形態 | 集合住宅 | (2) 住宅 形態 | 集合住宅 | | | | | | | | | | | |
| (3) サービス 名称、月 額利用料 | <p>さすガねっと とくとく プランを含む利用料については、各サービスの提供を開始した日の翌日より、次表に定める月額利用料を適用します。また、品目及び対象サービスに変更があったときは、その変更日まで次表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス名称（品目及び対象サービス）</th> <th>料金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とくとく プラン 320M 集合タイプ (さすガねっと とくとく プラン 320Mのみ)</td> <td>3,800 円 (税込 4,180 円)</td> </tr> <tr> <td>とくとく 320M 集合 TEL</td> <td>4,100 円</td> </tr> </tbody> </table> | サービス名称（品目及び対象サービス） | 料金額（月額） | とくとく プラン 320M 集合タイプ (さすガねっと とくとく プラン 320Mのみ) | 3,800 円 (税込 4,180 円) | とくとく 320M 集合 TEL | 4,100 円 | <p>(3) サービス 名称、月 額利用料</p> <p>さすガねっと J プランを含む利用料については、各サービスの提供を開始した日の翌日より、次表に定める月額利用料を適用します。また、品目及び対象サービスに変更があったときは、その変更日まで次表に規定する料金額を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス名称（品目及び対象サービス）</th> <th>料金額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J プラン 320M 集合タイプ (さすガねっと J プラン 320Mのみ)</td> <td>3,800 円 (税込 4,180 円)</td> </tr> <tr> <td>J プラン 320M 集合 TEL パ</td> <td>4,100 円</td> </tr> </tbody> </table> | サービス名称（品目及び対象サービス） | 料金額（月額） | J プラン 320M 集合タイプ (さすガねっと J プラン 320Mのみ) | 3,800 円 (税込 4,180 円) | J プラン 320M 集合 TEL パ | 4,100 円 |
| サービス名称（品目及び対象サービス） | 料金額（月額） | | | | | | | | | | | | | |
| とくとく プラン 320M 集合タイプ (さすガねっと とくとく プラン 320Mのみ) | 3,800 円 (税込 4,180 円) | | | | | | | | | | | | | |
| とくとく 320M 集合 TEL | 4,100 円 | | | | | | | | | | | | | |
| サービス名称（品目及び対象サービス） | 料金額（月額） | | | | | | | | | | | | | |
| J プラン 320M 集合タイプ (さすガねっと J プラン 320Mのみ) | 3,800 円 (税込 4,180 円) | | | | | | | | | | | | | |
| J プラン 320M 集合 TEL パ | 4,100 円 | | | | | | | | | | | | | |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|---|--|-------------------------------|--|---|--|-------------------------------|--|
| | パック (さすガねっと とくとく プラン 320M及び J:COM PHONE プラス for さす ガねっと) | (税込 4,510 円) | | | ック (さすガねっと Jプラン 320M及び J:COM PHONE プラス for さすガねっ と) | (税込 4,510 円) | |
| | とくとく 320M集合 TV セ レクトパック (さすガねっと とくとく プラン 320M及び J:COM TV for さすガねっとセレ クト) | 5,400 円 (税込 5,940 円) | | | Jプラン 320M集合 TV セ レクトパック (さすガねっと Jプラン 320M及び J:COM TV for さすガねっとセレクト) | 5,400 円 (税込 5,940 円) | |
| | とくとく 320M集合 TV ス タンダードパック (さすガねっと とくとく プラン 320M及び J:COM TV for さすガねっとスタ ンダード) | 8,000 円 (税込 8,800 円) | | | Jプラン 320M集合 TV ス タンダードパック (さすガねっと Jプラン 320M及び J:COM TV for さすガねっとスタンダー ド) | 8,000 円 (税込 8,800 円) | |
| | とくとく 320M集合 TV ス タンダードプラスパック (さすガねっと とくとく | 9,000 円 (税込 9,900 | | | Jプラン 320M集合 TV ス タンダードプラスパック (さすガねっと Jプラン | 9,000 円 (税込 9,900 | |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|---|----------------------------|---|---|----------------------------|
| | プラン 320M及び J:COM TV for さすがねっとスタンダードプラス) | 円) | | 320M及び J:COM TV for さすがねっとスタンダードプラス) | 円) |
| | とくとく 320M集合トリプル セレクト (さすがねっと とくとく プラン 320M、J:COM PHONE プラス for さすがねっと及び J:COM TV for さすがねっとセレクト) | 5,700 円 (税込 6,270 円) | | <u>Jプラン</u> 320M集合トリプル セレクト (さすがねっと <u>Jプラン</u> 320M、J:COM PHONE プラス for さすがねっと及び J:COM TV for さすがねっとセレクト) | 5,700 円 (税込 6,270 円) |
| | とくとく 320M集合トリプル スタンダード (さすがねっと とくとく プラン 320M、J:COM PHONE プラス for さすがねっと及び J:COM TV for さすがねっとスタンダード) | 8,300 円 (税込 9,130 円) | | <u>Jプラン</u> 320M集合トリプル スタンダード (さすがねっと <u>Jプラン</u> 320M、J:COM PHONE プラス for さすがねっと及び J:COM TV for さすがねっとスタンダード) | 8,300 円 (税込 9,130 円) |
| | とくとく 320M集合トリプル | 9,300 円 | | <u>Jプラン</u> 320M集合トリプル | 9,300 円 |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|--|-------------------------------|---|--|-------------------------------|
| | プル スタンダードプラス (さすガねっととくとくとく プラン 320M、J:COM PHONE プラス for さす ガねっと及び J:COM TV for さすガねっとスタン ダードプラス) | (税込 10,230 円) | | ル スタンダードプラス (さすガねっと Jプラン 320M、J:COM PHONE プラ ス for さすガねっと及 び J:COM TV for さすガね っとスタンダードプラ ス) | (税込 10,230 円) |
| | サービス名称 (品目及び 対象サービス) | 料金額 (月額) | | サービス名称 (品目及び 対象サービス) | 料金額 (月額) |
| | とくとくとくプラン 1G集合 タイプ (さすガねっととくとくとく プラン 1Gのみ) | 4,000 円 (税込 4,400 円) | | Jプラン 1G集合タイプ (さすガねっと Jプラン 1Gのみ) | 4,000 円 (税込 4,400 円) |
| | とくとくとく1G集合 TEL パ ック (さすガねっととくとくとく プラン 1G及び J:COM PHONE プラス for さす | 4,300 円 (税込 4,730 円) | | Jプラン1G集合 TEL パッ ク (さすガねっと Jプラン 1G及び J:COM PHONE プ ラス for さすガねっと) | 4,300 円 (税込 4,730 円) |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|---|-----------------------------|---|---|-----------------------------|
| | ガねっと) | | | | |
| | とくとく 1G集合 TV セレクトパック (さすガねっと とくとく プラン 1G 及び J:COM TV for さすガねっとセレクト) | 5,600 円 (税込 6,160 円) | | <u>Jプラン</u> 1G集合 TV セレクトパック (さすガねっと <u>Jプラン</u> 1G 及び J:COM TV for さすガねっとセレクト) | 5,600 円 (税込 6,160 円) |
| | とくとく 1G集合 TV スタANDARDパック (さすガねっと とくとく プラン 1G 及び J:COM TV for さすガねっとスタンダード) | 8,200 円 (税込 9,020 円) | | <u>Jプラン</u> 1G集合 TV スタANDARDパック (さすガねっと <u>Jプラン</u> 1G 及び J:COM TV for さすガねっとスタンダード) | 8,200 円 (税込 9,020 円) |
| | とくとく 1G集合 TV スタANDARDプラスパック (さすガねっと とくとく プラン 1G 及び J:COM TV for さすガねっとスタンダードプラス) | 9,200 円 (税込 10,120 円) | | <u>Jプラン</u> 1G集合 TV スタANDARDプラスパック (さすガねっと <u>Jプラン</u> 1G 及び J:COM TV for さすガねっとスタンダードプラス) | 9,200 円 (税込 10,120 円) |

| 旧 | | | 新 | | |
|---|--|-----------------------------|---|---|-----------------------------|
| | とくとく 1G集合トリプル セレクト (さすガねっと とくとく プラン1G、J:COM PHONE プラス for さすガねっと及びJ:COM TV for さすガねっとセレクト) | 5,900 円 (税込 6,490 円) | | Jプラン 1G集合トリプル セレクト (さすガねっと Jプラン 1G、J:COM PHONE プラス for さすガねっと及び J:COM TV for さすガねっとセレクト) | 5,900 円 (税込 6,490 円) |
| | とくとく 1G集合トリプル スタンダード (さすガねっと とくとく プラン1G、J:COM PHONE プラス for さすガねっと及びJ:COM TV for さすガねっとスタンダード) | 8,500 円 (税込 9,350 円) | | Jプラン 1G集合トリプル スタンダード (さすガねっと Jプラン 1G、J:COM PHONE プラス for さすガねっと及び J:COM TV for さすガねっとスタンダード) | 8,500 円 (税込 9,350 円) |
| | とくとく 1G集合トリプル スタンダードプラス (さすガねっと とくとく プラン1G、J:COM PHONE プラス for さすガねっと及びJ:COM TV for さすガねっとスタンダードプ | 9,500 円 (税込 10,450 円) | | Jプラン 1G集合トリプル スタンダードプラス (さすガねっと Jプラン 1G、J:COM PHONE プラス for さすガねっと及び J:COM TV for さすガねっとスタンダードプラス) | 9,500 円 (税込 10,450 円) |

| 旧 | | | | 新 | | | |
|-----------|---|-------------------------|-----------------------------|-----------|---|-------------------------|-----------------------------|
| | ラス) | | | | | | |
| (4) 契約解除料 | 品目 | 最初の契約期間内に解除された場合の契約解除料 | 最初の契約期間の更新後以降に解除された場合の契約解除料 | (4) 契約解除料 | 品目 | 最初の契約期間内に解除された場合の契約解除料 | 最初の契約期間の更新後以降に解除された場合の契約解除料 |
| | さすガねっと と くとく プラン 320M (集合タイプ) | 2,800 円 (税込 3,080 円) | 3,500 円 (税込 3,850 円) | | さすガねっと と プラン 320M (集合タイプ) | 2,800 円 (税込 3,080 円) | 3,500 円 (税込 3,850 円) |
| | さすガねっと と くとく プラン 1G (集合タイプ) | 3,000 円 (税込 3,300 円) | 3,700 円 (税込 4,070 円) | | さすガねっと と プラン 1G (集合タイプ) | 3,000 円 (税込 3,300 円) | 3,700 円 (税込 4,070 円) |
| (5) 特記事項 | ア(3)に記載する J:COM TV for さすガねっとを含む各月額利用料には、TV サービス受信用セットトップボックスの利用料 362 | | | (5) 特記事項 | ア(3)に記載する J:COM TV for さすガねっとを含む各月額利用料には、TV サービス受信用セットトップボックスの利用料 362 | | |

| 旧 | | 新 | |
|--|---|---|---|
| | 円(税込 398 円)を含みます。 | | 円(税込 398 円)を含みます。 |
| ※略語は以下の通り。 | | ※略語は以下の通り。 | |
| さすガねっと とくとく プラン | さすガねっと とくとく プラン契約約款に定めるインターネット接続サービス | さすガねっと J プラン | さすガねっと J プラン契約約款に定めるインターネット接続サービス |
| J:COM PHONE プラス for さすガねっと | J:COM PHONE プラス for さすガねっと契約約款に定める PHONE サービス | J:COM PHONE プラス for さすガねっと | J:COM PHONE プラス for さすガねっと契約約款に定める PHONE サービス |
| J:COM TV for さすガねっと | J:COM TV for さすガねっと契約約款に定める TV サービス | J:COM TV for さすガねっと | J:COM TV for さすガねっと契約約款に定める TV サービス |
| 附則 (実施期日) 本規約は、202 3 年 12 月 5 日から実施いたします。 | | 附則 (実施期日) 本規約は、202 3 年 2 月 4 日から実施いたします。 | |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">さすガねっととくとくとくプラン利用料割引等に関する規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第1条 (規約の適用)</p> <p>大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、このさすガねっととくとくとくプラン利用料割引等に関する規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、当社が別に定めるさすガねっととくとくとくプラン、J:COM TV for さすガねっと及び J:COM PHONE プラス for さすガねっとの契約約款及び利用規約（以下「各種サービス約款等」といいます。）に定める各種サービス（以下「各種サービス」といいます。）について、月額利用料（以下「利用料」といいます。）の割引（以下「利用料割引特典」といいます。）及びその他特典（利用料割引特典とその他特典を総称し「本特典」といいます。）を適用します。</p> <p>2 本規約に記載が無い事項に関しては、各種サービス約款等が適用されません。</p> <p>3 当社は、いかなる場合においても、本規約の施行開始日より前に提供を開始している対象サービスについて、本特典の遡っての適用は行いません。</p> <p>4 当社は、月額の利用料金等の請求がない場合は、本規約に定める利用料割引特典の適用は行いません。</p> <p>第6条 (各利用料割引特典及びその他特典の提供条件と内容)</p> <p>1 利用料割引特典</p> <p>1-1 スタート割</p> <p>(1) 別表 1 に定める対象サービスの提供が開始された場合、インターネッ</p> | <p style="text-align: center;">さすガねっと J プラン利用料割引等に関する規約 大阪ガス株式会社</p> <p>第1条 (規約の適用)</p> <p>大阪ガス株式会社（以下「当社」といいます。）は、このさすガねっと J プラン利用料割引等に関する規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、当社が別に定めるさすガねっと J プラン、J:COM TV for さすガねっと及び J:COM PHONE プラス for さすガねっとの契約約款及び利用規約（以下「各種サービス約款等」といいます。）に定める各種サービス（以下「各種サービス」といいます。）について、月額利用料（以下「利用料」といいます。）の割引（以下「利用料割引特典」といいます。）及びその他特典（利用料割引特典とその他特典を総称し「本特典」といいます。）を適用します。</p> <p>2 本規約に記載が無い事項に関しては、各種サービス約款等が適用されません。</p> <p>3 当社は、いかなる場合においても、本規約の施行開始日より前に提供を開始している対象サービスについて、本特典の遡っての適用は行いません。</p> <p>4 当社は、月額の利用料金等の請求がない場合は、本規約に定める利用料割引特典の適用は行いません。</p> <p>第6条 (各利用料割引特典及びその他特典の提供条件と内容)</p> <p>1 利用料割引特典</p> <p>1-1 スタート割</p> <p>(1) 別表 1 に定める対象サービスの提供が開始された場合、インターネッ</p> |

| 旧 | 新 |
|---|---|
| <p>ト接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月を 1 か月目として、別表 1 に定める割引期間について同表に定める割引額を、インターネット接続サービスの月額利用料（定期契約の場合は対象となるサービスの月額利用料。以下同じとします。）から減額します。なお、割引期間中にインターネット接続サービスの品目又は対象サービスが変更された場合、割引額のみを変更するものといたします。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件のいずれかに該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の場所において、従前に株式会社ジェイコムウエストとの間で締結した固定系インターネット接続サービスの契約から、当社とのインターネット接続サービスの契約へ切り替える場合又は同一の場所において、従前に株式会社ジェイコムウエストが提供する IP 電話サービス若しくは放送サービス若しくはその両方を契約している者が株式会社ジェイコムウエストと当該サービスの契約を解除し、当社のインターネット接続サービスを契約する場合。 ・過去同一の場所においてさすがねっと とくとく プラン契約約款に基づくインターネット接続サービスを利用している場合。 <p>(3) 月額利用料を日割する場合、割引額を減額した後の月額利用料を日割するものといたします。</p> <p>1-2 ガス セット割</p> <p style="text-align: center;">(追加)</p> | <p>ト接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月を 1 か月目として、別表 1 に定める割引期間について同表に定める割引額を、インターネット接続サービスの月額利用料（定期契約の場合は対象となるサービスの月額利用料。以下同じとします。）から減額します。なお、割引期間中にインターネット接続サービスの品目又は対象サービスが変更された場合、割引額のみを変更するものといたします。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件のいずれかに該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の場所において、従前に株式会社ジェイコムウエストとの間で締結した固定系インターネット接続サービスの契約から、当社とのインターネット接続サービスの契約へ切り替える場合又は同一の場所において、従前に株式会社ジェイコムウエストが提供する IP 電話サービス若しくは放送サービス若しくはその両方を契約している者が株式会社ジェイコムウエストと当該サービスの契約を解除し、当社のインターネット接続サービスを契約する場合。 ・過去同一の場所においてさすがねっと J プラン契約約款に基づくインターネット接続サービスを利用している場合。 <p>(3) 月額利用料を日割する場合、割引額を減額した後の月額利用料を日割するものといたします。</p> <p>1-2 セット割</p> <p>(1) <u>次の条件のいずれかを満たす場合、契約者からのセット割の申込みに基づき、セット割を適用いたします。その場合、当社は、インターネット接続サービスの月額利用料から 300 円（税込 330 円）を減額しま</u></p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>(1) 同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者とガスの使用契約を締結し、その供給を開始している場合、契約者からのガスセット割の申込みに基づき、ガスセット割を適用いたします。その場合、当社は、インターネット接続サービスの月額利用料から300円(税込330円)を減額します。 <u>ガスセット</u></p> <p>(2) 割は、インターネット接続サービスの提供開始日の属する月の末日までにお申込みいただいた場合はインターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日から、インターネット接続サービスの提供開始日の属する月の翌月以降にお申込みいただいた場合は、当社がお申込みを承諾した日の属する月の月額利用料から適用いたします。なお、さすガねっとと<u>とくとく</u>プラン契約約款の定めに基づきインターネット接続サービスの月額利用料を日割りする場合（ただし、インターネット接続サービスの品目の変更又は当社が提供する他のサービスに関する契約の締結・変更（解約を含みます）によりインターネット接続サービス利用料の額が増加又は減少したときを除きます。）、ガスセット割の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、インターネット接続サービスの月額利用料からその金額を差し引くものいたします。</p> <p>(3) 契約者は、ガスセット割の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、ガスセット割の適用は、</p> | <p><u>す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者と、<u>ガス</u>の使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 ・同一の場所において、同一の名義により、当社又は当社が指定する事業者と、<u>電気</u>の使用契約を締結し、その供給を開始している場合。 <p>(2) <u>セット</u>割は、インターネット接続サービスの提供開始日の属する月の末日までにお申込みいただいた場合はインターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日から、インターネット接続サービスの提供開始日の属する月の翌月以降にお申込みいただいた場合は、当社がお申込みを承諾した日の属する月の月額利用料から適用いたします。なお、さすガねっとと<u>I</u>プラン契約約款の定めに基づきインターネット接続サービスの月額利用料を日割りする場合（ただし、インターネット接続サービスの品目の変更又は当社が提供する他のサービスに関する契約の締結・変更（解約を含みます）によりインターネット接続サービス利用料の額が増加又は減少したときを除きます。）、<u>セット</u>割の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、インターネット接続サービスの月額利用料からその金額を差し引くものいたします。</p> <p>(3) 契約者は、<u>セット</u>割の適用条件を満たさなくなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、<u>セット</u>割の適用は、当社が</p> |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>当社が通知を受けた日の属する月の月額利用料までといたします。適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月以降の月額利用料にガスセット割が適用されていた場合、ガスセット割の適用は当該事実が明らかになった日の属する月の月額利用料までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月の月額利用料まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。</p> <p>1-3 違約金相当額補填割引</p> <p>(1) インターネット接続サービスの提供が新たに開始された場合で次の条件をすべて満たす場合、違約金相当額補填割引を適用いたします。その場合、別表2に定める割引期間について同表に定める割引額を、インターネット接続サービスの月額利用料から減額します。なお、割引額の決定にあたり対象となる他社のインターネットサービス（以下、「他社サービス」といいます。）の違約金は、インターネットサービス1回線の解約に伴うものとし、当社が別途指定するものに限りません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者が、当社のインターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月を1か月目として6か月目の末日までに、当社の指定する書面に所要事項を不備なく記載し、郵送により当社へ違約金相当額補填割引の申込みをすること。また、あわせて、他社サービスのサービス名称、違約金額及びその請求年月、契約名義、設置先住所等を当社が確認するための書類を提出していただくこと。 ・契約者が、当社のインターネット接続サービスの契約成立日以降に | <p>通知を受けた日の属する月の月額利用料までといたします。適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月以降の月額利用料にセット割が適用されていた場合、セット割の適用は当該事実が明らかになった日の属する月の月額利用料までとするとともに、適用条件を満たさなくなった日の属する月の翌月の月額利用料まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。</p> <p>1-3 違約金相当額補填割引</p> <p>(1) インターネット接続サービスの提供が新たに開始された場合で次の条件をすべて満たす場合、違約金相当額補填割引を適用いたします。その場合、別表2に定める割引期間について同表に定める割引額を、インターネット接続サービスの月額利用料から減額します。なお、割引額の決定にあたり対象となる他社のインターネットサービス（以下、「他社サービス」といいます。）の違約金は、インターネットサービス1回線の解約に伴うものとし、当社が別途指定するものに限りません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約者が、当社のインターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月を1か月目として6か月目の末日までに、当社の指定する書面に所要事項を不備なく記載し、郵送により当社へ違約金相当額補填割引の申込みをすること。また、あわせて、他社サービスのサービス名称、違約金額及びその請求年月、契約名義、設置先住所等を当社が確認するための書類を提出していただくこと。 ・契約者が、当社のインターネット接続サービスの契約成立日以降に |

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>他社サービスを解約し、他社サービスに基づく違約金が発生したこと。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件のいずれかに該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none">・同一の場所において、従前に株式会社ジェイコムウエストとの間で締結した固定系インターネット接続サービスの契約から、当社とのインターネット接続サービスの契約へ切り替える場合又は同一の場所において、従前に株式会社ジェイコムウエストが提供する IP 電話サービス若しくは放送サービス若しくはその両方を契約している者が株式会社ジェイコムウエストと当該サービスの契約を解除し、当社のインターネット接続サービスを契約する場合。・過去同一の場所においてさすガねっと とくとく プラン契約約款に基づくインターネット接続サービスを利用している場合。 <p>(3) 違約金相当額補填割引は、インターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月の翌月又は当社が契約者から違約金相当額補填割引の申込みを受け当社が申込みを承諾した日の属する月のいずれか遅いほうの月の月額利用料から、適用いたします。なお、さすガねっと とくとく プラン契約約款の定めに基づきインターネット接続サービスの月額利用料を日割りする場合（ただし、インターネット接続サービスの品目の変更又は当社が提供する他のサービスに関する契約の締結・変更（解約を含みます）によりインターネット接続サービス利用料の額が増加又は減少したときを除きます。）、違約金相当額補填割引の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、イン</p> | <p>他社サービスを解約し、他社サービスに基づく違約金が発生したこと。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件のいずれかに該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none">・同一の場所において、従前に株式会社ジェイコムウエストとの間で締結した固定系インターネット接続サービスの契約から、当社とのインターネット接続サービスの契約へ切り替える場合又は同一の場所において、従前に株式会社ジェイコムウエストが提供する IP 電話サービス若しくは放送サービス若しくはその両方を契約している者が株式会社ジェイコムウエストと当該サービスの契約を解除し、当社のインターネット接続サービスを契約する場合。・過去同一の場所においてさすガねっと J プラン契約約款に基づくインターネット接続サービスを利用している場合。 <p>(3) 違約金相当額補填割引は、インターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月の翌月又は当社が契約者から違約金相当額補填割引の申込みを受け当社が申込みを承諾した日の属する月のいずれか遅いほうの月の月額利用料から、適用いたします。なお、さすガねっと J プラン契約約款の定めに基づきインターネット接続サービスの月額利用料を日割りする場合（ただし、インターネット接続サービスの品目の変更又は当社が提供する他のサービスに関する契約の締結・変更（解約を含みます）によりインターネット接続サービス利用料の額が増加又は減少したときを除きます。）、違約金相当額補填割引の割引額も同様の方法で日割り計算するものとし、インターネ</p> |

| 旧 | 新 |
|--|---|
| <p>ターネット接続サービスの月額利用料からその金額を差し引くものといたします。</p> <p>1-4 工事費相当額割引</p> <p>(1) インターネット標準工事費の支払いが発生し、インターネット接続サービスの提供が新たに開始された場合、インターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月を1か月目として、別表3に定める割引期間について同表に定める割引額を、インターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月は同月の月額利用料に合わせて契約事務手数料の請求がある場合には契約事務手数料から、インターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月の翌月以降についてはインターネット接続サービスの月額利用料から減額します。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去同一の場所においてさすガねっとととくとくプラン契約約款に基づくインターネット接続サービスを利用している場合。 <p>別表</p> <p>別表1 (スタート割 対象サービス、割引額及び割引期間)</p> <p>(2024年9月30日までに契約を締結した場合)</p> | <p>ット接続サービスの月額利用料からその金額を差し引くものといたします。</p> <p>1-4 工事費相当額割引</p> <p>(1) インターネット標準工事費の支払いが発生し、インターネット接続サービスの提供が新たに開始された場合、インターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月を1か月目として、別表3に定める割引期間について同表に定める割引額を、インターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月は同月の月額利用料に合わせて契約事務手数料の請求がある場合には契約事務手数料から、インターネット接続サービスの提供が開始された日の翌日が属する月の翌月以降についてはインターネット接続サービスの月額利用料から減額します。</p> <p>(2) 当社は、本契約者が次の条件に該当する場合、前号を適用しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去同一の場所においてさすガねっととJプラン契約約款に基づくインターネット接続サービスを利用している場合。 <p>別表</p> <p>別表1 (スタート割 対象サービス、割引額及び割引期間)</p> <p>(2024年9月30日までに契約を締結した場合)</p> |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|--|--------------------------|------|--------------------------------------|--------------------------|------|---|--------------------------|------|---------------------|--------------------------|------|
| 住居形態（戸建） | | | 住居形態（集合） | | | 住居形態（戸建） | | | 住居形態（集合） | | |
| 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 |
| とくとくとくとくとく プラン 320M戸建タイプ | 2,000円 (税込 2,200円) | 12か月 | とくとくとくとくとく プラン 320M集合タイプ | 1,500円 (税込 1,650円) | 12か月 | Jプラン 320M戸建タイプ | 2,000円 (税込 2,200円) | 12か月 | Jプラン 320M集合タイプ | 1,500円 (税込 1,650円) | 12か月 |
| とくとくとくとくとく プラン 320M戸建タイプ及び地デジコース (TV 再放送サービス) | 2,000円 (税込 2,200円) | 12か月 | - | - | - | Jプラン 320M戸建タイプ及び地デジコース (TV 再放送サービス) | 2,000円 (税込 2,200円) | 12か月 | - | - | - |
| とくとくとくとくとく 320M戸建TELパック | 2,000円 (税込 2,200円) | 12か月 | とくとくとくとくとく 320M集合 TEL パック | 1,500円 (税込 1,650円) | 12か月 | Jプラン 320M戸建TELパック | 2,000円 (税込 2,200円) | 12か月 | Jプラン 320M集合 TEL パック | 1,500円 (税込 1,650円) | 12か月 |
| とくとくとくとくとく 320M戸建TEL パック及び地デジコース (TV 再放送サービス) | 2,000円 (税込 2,200円) | 12か月 | - | - | - | Jプラン 320M戸建TEL パック及び地デジコース (TV 再放送サービス) | 2,000円 (税込 2,200円) | 12か月 | - | - | - |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|---|--------------------------|--------------|--|--------------------------|--------------|---|--------------------------|--------------|--|--------------------------|--------------|
| とくとく 320M戸建 TV セレクトパック | 3,400円 (税込 3,740円) | 12 か 月 | とくとく 320 M集合 TV セレ クトパック | 1,700円 (税込 1,870円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 320M戸建 TV セレクトパック | 3,400円 (税込 3,740円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 320M 集合 TV セレク トパック | 1,700円 (税込 1,870円) | 12 か 月 |
| とくとく 320M戸建 TV スタンダードパック | 4,100円 (税込 4,510円) | 12 か 月 | とくとく 320 M集合 TV スタ ンダードパッ ク | 1,800円 (税込 1,980円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 320M戸建 TV スタンダードパック | 4,100円 (税込 4,510円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 320M 集合 TV スタ ンダードパッ ク | 1,800円 (税込 1,980円) | 12 か 月 |
| とくとく 320M戸建 TV スタンダードプラスパ ック | 4,100円 (税込 4,510円) | 12 か 月 | とくとく 320 M集合 TV スタ ンダードプラ スパック | 1,800円 (税込 1,980円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 320M戸建 TV スタンダードプラス パック | 4,100円 (税込 4,510円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 320M 集合 TV スタ ンダードプラス パック | 1,800円 (税込 1,980円) | 12 か 月 |
| とくとく 320M戸建ト リプル セレクト | 3,400円 (税込 3,740円) | 12 か 月 | とくとく 320 M集合トリプ ル セレクト | 1,700円 (税込 1,870円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 320M戸建ト リプル セレクト | 3,400円 (税込 3,740円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 320M 集合トリプル セレクト | 1,700円 (税込 1,870円) | 12 か 月 |
| とくとく 320M戸建ト リプル スタンダード | 4,100円 (税込 4,510円) | 12 か 月 | とくとく 320 M集合トリプ ル スタンダー ド | 1,800円 (税込 1,980円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 320M戸建ト リプル スタンダード | 4,100円 (税込 4,510円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 320M 集合トリプル スタンダード | 1,800円 (税込 1,980円) | 12 か 月 |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|--------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------|--------------------------|--------------------------|--------------|--------------------------|--------------------------|--------------|
| | | | | | | | | | | | |
| とくとく 320M戸建トリプルスタンダードプラス | 4,100円 (税込 4,510円) | 12 か 月 | とくとく 320M集合トリプルスタンダードプラス | 1,800円 (税込 1,980円) | 12 か 月 | Jプラン 320M戸建トリプルスタンダードプラス | 4,100円 (税込 4,510円) | 12 か 月 | Jプラン 320M集合トリプルスタンダードプラス | 1,800円 (税込 1,980円) | 12 か 月 |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|---|--------------------------|--------------|-------------------------------|--------------------------|--------------|--|--------------------------|--------------|------------------|--------------------------|--------------|
| 住居形態（戸建） | | | 住居形態（集合） | | | 住居形態（戸建） | | | 住居形態（集合） | | |
| 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 |
| とくとく プラン 1G 戸建タイプ | 2,200円 (税込 2,420円) | 12 か 月 | とくとく プラン 1G 集合タイプ | 1,400円 (税込 1,540円) | 12 か 月 | Jプラン1G戸建タイプ | 2,200円 (税込 2,420円) | 12 か 月 | Jプラン1G集合タイプ | 1,400円 (税込 1,540円) | 12 か 月 |
| とくとく プラン 1G 戸建タイプ及び地デジコース (TV 再放送サービス) | 2,200円 (税込 2,420円) | 12 か 月 | - | - | - | Jプラン1G戸建タイプ及び地デジコース (TV 再放送サービス) | 2,200円 (税込 2,420円) | 12 か 月 | - | - | - |
| とくとく 1G戸建 TEL パック | 2,200円 (税込 2,420円) | 12 か 月 | とくとく 1G 集合 TEL パック | 1,400円 (税込 1,540円) | 12 か 月 | Jプラン 1G戸建 TEL パック | 2,200円 (税込 2,420円) | 12 か 月 | Jプラン1G集合 TEL パック | 1,400円 (税込 1,540円) | 12 か 月 |
| とくとく 1G戸建 TEL パック及び地デジコース (TV 再放送サービス) | 2,200円 (税込 2,420円) | 12 か 月 | - | - | - | Jプラン 1G戸建 TEL パック及び地デジコース (TV 再放送サービス) | 2,200円 (税込 2,420円) | 12 か 月 | - | - | - |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|------------------------------------|--------------------------|--------------|--|--------------------------|--------------|--------------------------------|--------------------------|--------------|--|--------------------------|--------------|
| とくとく 1G戸建TVセレクトパック | 3,600円 (税込 3,960円) | 12 か 月 | とくとく 1G 集合TVセレクト パック | 1,600円 (税込 1,760円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G戸建TVセレクトパック | 3,600円 (税込 3,960円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G集 合TVセレクト パック | 1,600円 (税込 1,760円) | 12 か 月 |
| とくとく 1G戸建TVスタンダードパック | 4,300円 (税込 4,730円) | 12 か 月 | とくとく 1G 集合TVスタン ダードパック | 1,700円 (税込 1,870円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G戸建TVスタンダードパック | 4,300円 (税込 4,730円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G集 合TVスタンダ ードパック | 1,700円 (税込 1,870円) | 12 か 月 |
| とくとく 1G戸建TVスタンダードプラスパック | 4,300円 (税込 4,730円) | 12 か 月 | とくとく 1G 集合TVスタン ダードプラス パック | 1,700円 (税込 1,870円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G戸建TVスタンダードプラスパック | 4,300円 (税込 4,730円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G集 合TVスタンダ ードプラスパ ック | 1,700円 (税込 1,870円) | 12 か 月 |
| とくとく 1G戸建トリプルセレクト | 3,600円 (税込 3,960円) | 12 か 月 | とくとく 1G 集合トリプル セレクト | 1,600円 (税込 1,760円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G戸建トリプルセレクト | 3,600円 (税込 3,960円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G集 合トリプルセ レクト | 1,600円 (税込 1,760円) | 12 か 月 |
| とくとく 1G戸建トリプルスタンダード | 4,300円 (税込 4,730円) | 12 か 月 | とくとく 1G 集合トリプル スタンダード | 1,700円 (税込 1,870円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G戸建トリプルスタンダード | 4,300円 (税込 4,730円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G集 合トリプルス タンダード | 1,700円 (税込 1,870円) | 12 か 月 |
| とくとく 1G戸建トリ | 4,300円 | 12 | とくとく 1G | 1,700円 | 12 | <u>Jプラン</u> 1G戸建トリ | 4,300円 | 12 | <u>Jプラン</u> 1G集 | 1,700円 | 12 |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|-------------|----------------|--------|-----------------|----------------|--------|-------------|----------------|--------|----------------|----------------|--------|
| プルスタンダードプラス | (税込 4,730円) | か 月 | 集合トリプルスタンダードプラス | (税込 1,870円) | か 月 | プルスタンダードプラス | (税込 4,730円) | か 月 | 合トリプルスタンダードプラス | (税込 1,870円) | か 月 |

| 旧 | | | 新 | | |
|--|------------------------|-----------|---|------------------------|-----------|
| 住居形態（戸建） | | | 住居形態（戸建） | | |
| 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 |
| とくとく プラン 10G | 2,900 円（税込 3,190 円） | 12 か 月 | <u>J</u> プラン 10G | 2,900 円（税込 3,190 円） | 12 か 月 |
| とくとく プラン 10G 及び地デジコース（TV 再放送サービス） | 2,900 円（税込 3,190 円） | 12 か 月 | <u>J</u> プラン 10G 及び地デジコース（TV 再放送サービス） | 2,900 円（税込 3,190 円） | 12 か 月 |
| とくとく 10G TEL パック | 2,900 円（税込 3,190 円） | 12 か 月 | <u>J</u> プラン 10G TEL パック | 2,900 円（税込 3,190 円） | 12 か 月 |
| とくとく 10G TEL パック 及び地デジコース（TV 再放送サービス） | 2,900 円（税込 3,190 円） | 12 か 月 | <u>J</u> プラン 10G TEL パック 及び地デジコース（TV 再放送サービス） | 2,900 円（税込 3,190 円） | 12 か 月 |
| とくとく 10G TV セレクトパック | 4,300 円（税込 4,730 円） | 12 か 月 | <u>J</u> プラン 10G TV セレクトパック | 4,300 円（税込 4,730 円） | 12 か 月 |
| とくとく 10G TV スタンダードパック | 5,000 円（税込 5,500 円） | 12 か 月 | <u>J</u> プラン 10G TV スタンダードパック | 5,000 円（税込 5,500 円） | 12 か 月 |
| とくとく 10G TV スタンダードプラスパック | 5,000 円（税込 5,500 円） | 12 か 月 | <u>J</u> プラン 10G TV スタンダードプラスパック | 5,000 円（税込 5,500 円） | 12 か 月 |
| とくとく 10G トリプル セレクト | 4,300 円（税込 4,730 円） | 12 か 月 | <u>J</u> プラン 10G トリプル セレクト | 4,300 円（税込 4,730 円） | 12 か 月 |
| とくとく 10G トリプル スタンダード | 5,000 円（税込 | 12 か | <u>J</u> プラン 10G トリプル スタンダード | 5,000 円（税込 | 12 か |

| 旧 | | | 新 | | |
|-------------------------------------|-------------------------|-----------|---------------------------------|-------------------------|-----------|
| | 5,500 円) | 月 | | 5,500 円) | 月 |
| とくとく 10Gトリプル スタANDARDプラス | 5,000 円 (税込 5,500 円) | 12 か 月 | <u>Jプラン</u> 10Gトリプル スタANDARDプラス | 5,000 円 (税込 5,500 円) | 12 か 月 |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|--|--------------------------|------|--------------------------------|--------------------------|------|------------------------------------|--------------------------|------|-------------------|--------------------------|------|
| (2024年10月1日以降に契約を締結した場合) | | | | | | (2024年10月1日以降に契約を締結した場合) | | | | | |
| 住居形態 (戸建) | | | 住居形態 (集合) | | | 住居形態 (戸建) | | | 住居形態 (集合) | | |
| 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 |
| とくとくと プラン 320M戸建タイプ | 2,000円 (税込 2,200円) | 6か月 | とくとくと プラン 320M集合タイプ | 1,500円 (税込 1,650円) | 6か月 | Jプラン 320M戸建タイプ | 2,000円 (税込 2,200円) | 6か月 | Jプラン 320M集合タイプ | 1,500円 (税込 1,650円) | 6か月 |
| とくとくと プラン 320M戸建タイプ及び地デジコース (TV再放送サービス) | 2,000円 (税込 2,200円) | 6か月 | - | - | - | Jプラン 320M戸建タイプ及び地デジコース (TV再放送サービス) | 2,000円 (税込 2,200円) | 6か月 | - | - | - |
| とくとくと 320M戸建TELパック | 2,000円 (税込 2,200円) | 6か月 | とくとくと 320M集合TELパック | 1,500円 (税込 1,650円) | 6か月 | Jプラン 320M戸建TELパック | 2,000円 (税込 2,200円) | 6か月 | Jプラン 320M集合TELパック | 1,500円 (税込 1,650円) | 6か月 |
| とくとくと 320M戸建TELパック及び地デジコース (TV再放送) | 2,000円 (税込 2,200円) | 6か月 | - | - | - | Jプラン 320M戸建TELパック及び地デジコース (TV再放送) | 2,000円 (税込 2,200円) | 6か月 | - | - | - |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|---|--------------------------|---------|--|--------------------------|---------|---|--------------------------|---------|--|--------------------------|---------|
| サービス) | | | | | | サービス) | | | | | |
| とくとく 320M戸建 TV セレクトパック | 3,400円 (税込 3,740円) | 6か 月 | とくとく 320 M集合 TV セレ クトパック | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か 月 | <u>Jプラン</u> 320M戸建 TV セレクトパック | 3,400円 (税込 3,740円) | 6か 月 | <u>Jプラン</u> 320M 集合 TV セレク トパック | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か 月 |
| とくとく 320M戸建 TV スタンダードパック | 4,100円 (税込 4,510円) | 6か 月 | とくとく 320 M集合 TV スタ ンダードパッ ク | 1,800円 (税込 1,980円) | 6か 月 | <u>Jプラン</u> 320M戸建 TV スタンダードパック | 4,100円 (税込 4,510円) | 6か 月 | <u>Jプラン</u> 320M 集合 TV スタ ンダードパッ ク | 1,800円 (税込 1,980円) | 6か 月 |
| とくとく 320M戸建 TV スタンダードプラスパ ック | 4,100円 (税込 4,510円) | 6か 月 | とくとく 320 M集合 TV スタ ンダードプラ スパック | 1,800円 (税込 1,980円) | 6か 月 | <u>Jプラン</u> 320M戸建 TV スタンダードプラス パック | 4,100円 (税込 4,510円) | 6か 月 | <u>Jプラン</u> 320M 集合 TV スタ ンダードプラス パック | 1,800円 (税込 1,980円) | 6か 月 |
| とくとく 320M戸建ト リプル セレクト | 3,400円 (税込 3,740円) | 6か 月 | とくとく 320 M集合トリプ ル セレクト | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か 月 | <u>Jプラン</u> 320M戸建ト リプル セレクト | 3,400円 (税込 3,740円) | 6か 月 | <u>Jプラン</u> 320M 集合トリプル セレクト | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か 月 |
| とくとく 320M戸建ト リプル スタンダード | 4,100円 (税込 4,510円) | 6か 月 | とくとく 320 M集合トリプ ル スタンダー | 1,800円 (税込 1,980円) | 6か 月 | <u>Jプラン</u> 320M戸建ト リプル スタンダード | 4,100円 (税込 4,510円) | 6か 月 | <u>Jプラン</u> 320M 集合トリプル スタンダード | 1,800円 (税込 1,980円) | 6か 月 |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|-------------------------------------|--------------------------|---------|-------------------------------------|--------------------------|---------|--------------------------|--------------------------|---------|--------------------------|--------------------------|---------|
| | | | ド | | | | | | | | |
| とくとく 320M戸建トリプルスタンダードプラス | 4,100円 (税込 4,510円) | 6か 月 | とくとく 320M集合トリプルスタンダードプラス | 1,800円 (税込 1,980円) | 6か 月 | Jプラン 320M戸建トリプルスタンダードプラス | 4,100円 (税込 4,510円) | 6か 月 | Jプラン 320M集合トリプルスタンダードプラス | 1,800円 (税込 1,980円) | 6か 月 |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|---|--------------------------|------|-------------------------------|--------------------------|------|----------------------------------|--------------------------|------|------------------|--------------------------|------|
| 住居形態（戸建） | | | 住居形態（集合） | | | 住居形態（戸建） | | | 住居形態（集合） | | |
| 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 | 対象サービス | 割引額 | 割引期間 |
| とくとく プラン 1G 戸建タイプ | 2,200円 (税込 2,420円) | 6か月 | とくとく プラン 1G 集合タイプ | 1,400円 (税込 1,540円) | 6か月 | Jプラン1G戸建タイプ | 2,200円 (税込 2,420円) | 6か月 | Jプラン1G集合タイプ | 1,400円 (税込 1,540円) | 6か月 |
| とくとく プラン 1G 戸建タイプ及び地デジコース (TV 再放送サービス) | 2,200円 (税込 2,420円) | 6か月 | - | - | - | Jプラン1G戸建タイプ及び地デジコース (TV 再放送サービス) | 2,200円 (税込 2,420円) | 6か月 | - | - | - |
| とくとく 1G戸建 TEL パック | 2,200円 (税込 2,420円) | 6か月 | とくとく 1G 集合 TEL パック | 1,400円 (税込 1,540円) | 6か月 | Jプラン 1G 戸建 TEL パック | 2,200円 (税込 2,420円) | 6か月 | Jプラン1G集合 TEL パック | 1,400円 (税込 1,540円) | 6か月 |
| とくとく 1G戸建 TEL パック及び地デジコ | 2,200円 (税込) | 6か月 | - | - | - | Jプラン 1G 戸建 TEL パック及び地デジコ | 2,200円 (税込) | 6か月 | - | - | - |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|--|----------------------------|----------|---|----------------------------|----------|--|----------------------------|----------|--|----------------------------|----------|
| ース (TV 再放送サービス) | 2,420 円) | | | | | ース (TV 再放送サービス) | 2,420 円) | | | | |
| とくとく 1G 戸建 TV セレクトパック | 3,600 円 (税込 3,960 円) | 6 か 月 | とくとく 1G 集合 TV セレ クトパック | 1,600 円 (税込 1,760 円) | 6 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G 戸建 TV セ レクトパック | 3,600 円 (税込 3,960 円) | 6 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G 集 合 TV セレ クト パック | 1,600 円 (税込 1,760 円) | 6 か 月 |
| とくとく 1G 戸建 TV ス タANDARD パック | 4,300 円 (税込 4,730 円) | 6 か 月 | とくとく 1G 集合 TV スタ ANDARD パック | 1,700 円 (税込 1,870 円) | 6 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G 戸建 TV ス タANDARD パック | 4,300 円 (税込 4,730 円) | 6 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G 集 合 TV スタ ANDARD ードパック | 1,700 円 (税込 1,870 円) | 6 か 月 |
| とくとく 1G 戸建 TV ス タANDARD プラスパ ック | 4,300 円 (税込 4,730 円) | 6 か 月 | とくとく 1G 集合 TV スタ ANDARD プラ ス パック | 1,700 円 (税込 1,870 円) | 6 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G 戸建 TV ス タANDARD プラ ス パ ック | 4,300 円 (税込 4,730 円) | 6 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G 集 合 TV スタ ANDARD ード プラス パ ック | 1,700 円 (税込 1,870 円) | 6 か 月 |
| とくとく 1G 戸建 トリ プル セレクト | 3,600 円 (税込 3,960 円) | 6 か 月 | とくとく 1G 集合 トリ プル セレクト | 1,600 円 (税込 1,760 円) | 6 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G 戸建 トリ プル セレクト | 3,600 円 (税込 3,960 円) | 6 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G 集 合 トリ プル セ レ ク ト | 1,600 円 (税込 1,760 円) | 6 か 月 |
| とくとく 1G 戸建 トリ プル スタANDARD | 4,300 円 (税込 4,730 円) | 6 か 月 | とくとく 1G 集合 トリ プル スタANDARD | 1,700 円 (税込 1,870 円) | 6 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G 戸建 トリ プル スタANDARD | 4,300 円 (税込 4,730 円) | 6 か 月 | <u>Jプラン</u> 1G 集 合 トリ プル ス タ A N D A R D | 1,700 円 (税込 1,870 円) | 6 か 月 |

| 旧 | | | | | | 新 | | | | | |
|--|--------------------------|---------|-----------------------------------|--------------------------|---------|--|--------------------------|---------|-------------------------------|--------------------------|---------|
| とくとく 1G戸建トリプルスタンダードプラス | 4,300円 (税込 4,730円) | 6か 月 | とくとく 1G集合トリプルスタンダードプラス | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か 月 | <u>Jプラン</u> 1G戸建トリプルスタンダードプラス | 4,300円 (税込 4,730円) | 6か 月 | <u>Jプラン</u> 1G集合トリプルスタンダードプラス | 1,700円 (税込 1,870円) | 6か 月 |
| 住居形態（戸建） | | | | | | 住居形態（戸建） | | | | | |
| 対象サービス | | | 割引額 | | | 対象サービス | | | 割引額 | | |
| とくとく プラン10G | | | 3,500円（税込 3,850円） | | | <u>Jプラン</u> 10G | | | 3,500円（税込 3,850円） | | |
| とくとく プラン10G及び地デジコース（TV再放送サービス） | | | 3,500円（税込 3,850円） | | | <u>Jプラン</u> 10G及び地デジコース（TV再放送サービス） | | | 3,500円（税込 3,850円） | | |
| とくとく 10GTELパック | | | 3,500円（税込 3,850円） | | | <u>Jプラン</u> 10GTELパック | | | 3,500円（税込 3,850円） | | |
| とくとく 10GTELパック及び地デジコース（TV再放送サービス） | | | 3,500円（税込 3,850円） | | | <u>Jプラン</u> 10GTELパック及び地デジコース（TV再放送サービス） | | | 3,500円（税込 3,850円） | | |
| とくとく 10GTVセレクトパック | | | 4,900円（税込 5,390円） | | | <u>Jプラン</u> 10GTVセレクトパック | | | 4,900円（税込 5,390円） | | |
| とくとく 10GTVスタンダードパック | | | 5,600円（税込 | | | <u>Jプラン</u> 10GTVスタンダードパック | | | 5,600円（税込 | | |

| 旧 | | | 新 | | |
|------------------------------------|-------------------------|------|--------------------------------|-------------------------|------|
| | 6,160 円) | | | 6,160 円) | |
| とくとく 10GTV スタンダードプラスパック | 5,600 円 (税込 6,160 円) | 6 か月 | <u>Jプラン</u> 10GTV スタンダードプラスパック | 5,600 円 (税込 6,160 円) | 6 か月 |
| とくとく 10G トリプル セレクト | 4,900 円 (税込 5,390 円) | 6 か月 | <u>Jプラン</u> 10G トリプル セレクト | 4,900 円 (税込 5,390 円) | 6 か月 |
| とくとく 10G トリプル スタンダード | 5,600 円 (税込 6,160 円) | 6 か月 | <u>Jプラン</u> 10G トリプル スタンダード | 5,600 円 (税込 6,160 円) | 6 か月 |
| とくとく 10G トリプル スタンダードプラス | 5,600 円 (税込 6,160 円) | 6 か月 | <u>Jプラン</u> 10G トリプル スタンダードプラス | 5,600 円 (税込 6,160 円) | 6 か月 |

別表 3 (工事費相当額割引 割引額及び割引期間)

| 対象サービス | 住居形態 | 割引額 | 割引期間 |
|---|--------------------------|---|-------|
| さすガねっと とくとく とくとく プラン | 戸建住宅 (直接配線方式の集合住宅を含む) | 1 か月目から 24 か月目まで 1,800 円 (税込 1,980 円) | 24 か月 |
| | 集合住宅 | 1 か月目から 24 か月目まで 700 円 (税込 770 円) | 24 か月 |

別表 3 (工事費相当額割引 割引額及び割引期間)

| 対象サービス | 住居形態 | 割引額 | 割引期間 |
|------------------------|--------------------------|---|-------|
| さすガねっと <u>J</u> プラン | 戸建住宅 (直接配線方式の集合住宅を含む) | 1 か月目から 24 か月目まで 1,800 円 (税込 1,980 円) | 24 か月 |
| | 集合住宅 | 1 か月目から 24 か月目まで 700 円 (税込 770 円) | 24 か月 |

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p data-bbox="141 252 203 284">附則</p> <p data-bbox="170 347 309 379">(実施期日) 本規約は、2024年 10月 1日から実施します。</p> <p data-bbox="170 491 309 523">(経過措置) 2 その他特典 2-2 撤去工事費無料においては、2023年12月5日より前にこの特典の適用対象となるサービスの契約を締結された場合、以下の特典を継続適用することとします。</p> <div data-bbox="141 724 1104 970" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="152 735 1093 911">当社が提供するさすガねっと とくとくプラン、J:COM PHONE プラス for さすガねっと、J:COM TV for さすガねっとのうちいずれかのサービスを申し込まれた契約者が、当該サービスを解約され、撤去工事が発生した場合、撤去費用を無料とします。</p> </div> | <p data-bbox="1131 252 1193 284">附則</p> <p data-bbox="1160 347 1299 379">(実施期日) 本規約は、2025年 2月 4日から実施します。</p> <p data-bbox="1160 491 1299 523">(経過措置) 2 その他特典 2-2 撤去工事費無料においては、2023年12月5日より前にこの特典の適用対象となるサービスの契約を締結された場合、以下の特典を継続適用することとします。</p> <div data-bbox="1131 724 2094 970" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1142 735 2083 911">当社が提供するさすガねっと Jプラン、J:COM PHONE プラス for さすガねっと、J:COM TV for さすガねっとのうちいずれかのサービスを申し込まれた契約者が、当該サービスを解約され、撤去工事が発生した場合、撤去費用を無料とします。</p> </div> |